

Table with columns for year (大正 1年, 12, 13, 14), crop types (桑, 畑), and household statistics (養蠶戸數, 繭産額, 家蠶額).

家畜及家きん

Table showing livestock and poultry counts for years 明治43年末 and 大正 1, 12, 13, 14, including categories like 牛, 馬, 豚, 鶏.

林野概算面積 [大正15・3末] (單位1,000町歩)

Table of forest area estimates by region (京畿道, 忠清北道, etc.) and total (總計).

水産業者數

Table of fishery industry counts for years 明治44年末 and 大正 6, 12, 13, 14, categorized by 内地人 and 朝鮮人.

漁獲高

Table of fish catch volume for years 大正 1, 12, 13, 14, categorized by 内地人 and 朝鮮人.

Table of mineral production (鑛産額) for years 大正14年, 13年, and 明治43年, listing various minerals like 鐵, 石炭, 金, etc.

苗木 [大正14年]

Table of sapling statistics (苗木) for 大正14年, including 國費經營, 地方費經營, and 私營.

植林累年別

Table of afforestation statistics (植林累年別) for years 大正11, 13, 14, showing 造林面積, 造林本數, and 中播種量.

Table of school statistics (學校) for 大正14年, listing school types (種別), counts (校數), and student numbers (生徒數).

註—在内地朝鮮學生の大正14年9月現在數は2,694人である

宗教 [大正14・12]

Table of religious statistics (宗教) for 大正14・12, listing 宗教別, 教會堂, 布教所, 布教者, and 信徒.

鐵道マイル數 [大正13年末]

Table of railway mileage statistics (鐵道マイル數) for 大正13年末, listing 線名, 區間, and マイル數.

Table of railway lines (鐵道) and their passenger numbers, including 京義線, 京元線, 咸鏡線, and 鎮海線.

財政

歲出歲入 [總督府特別會計]

Table of government budget statistics (財政) showing 歲出 and 歲入 for years 大正12, 13, 15, and 16.

國稅收納額 [大正14年度]

Table of tax collection statistics (國稅收納額) for 大正14年度, listing various taxes like 地稅, 所得稅, 酒稅, etc.



Table with columns for year (大正 1年, 12, 13, 14), 桑畑 (桑畑町), 蠶 (春蠶, 夏蠶, 秋蠶), 繭産額 (繭産額石), and 家蠶額 (家蠶額貫).

家畜及家きん

Table with columns for year (明治43年末, 大正 1, 12, 13, 14), 牛 (牛), 馬 (馬), ろば (ろば), 豚 (豚), 山羊 (山羊), and 鶏 (鶏).

林野概算面積 [大正15・3末] (單位1,000町歩)

Table with columns for 成林地 (成林地), 稚樹地 (稚樹地), 無立木地 (無立木地), and 計 (計) for various regions like 京畿道, 忠清北道, etc.

水産業者數

Table with columns for year (明治44年末, 大正 6, 12, 13, 14), 内地人 (内地人), 朝鮮人 (朝鮮人), and 合計 (合計).

漁獲高

Table with columns for year (大正 1, 12, 13, 14), 内地人 (内地人), 朝鮮人 (朝鮮人), and 合計 (合計).

鑛産額

Table with columns for year (大正14年, 13年, 明治43年) and 鑛種 (鑛種) like せん鐵, 石炭, 金, etc.

苗木 [大正14年]

Table with columns for 國費經營 (國費經營), 地方費經營 (地方費經營), and 私營 (私營) for 苗木數 (苗木數) and 面積 (面積).

植林累年別

Table with columns for year (大正11, 13, 14), 造林面積 (造林面積), 造林本數 (造林本數), and 中播種量 (中播種量).

Table with columns for 學校 (學校) and 生徒數 (生徒數) for various types of schools like 幼稚園, 普通學校, etc.

註—在内地朝鮮學生の大正14年9月現在數は2,694人である

宗教 [大正14・12]

Table with columns for 宗教別 (宗教別) and 信徒 (信徒) for 教會堂 (教會堂) and 布教所 (布教所).

鐵道マイル數 [大正13年末]

Table with columns for 線名 (線名) and マイル數 (マイル數) for various railway lines like 京釜線, 京仁線, etc.

Table with columns for 鐵道 (鐵道) and 金額 (金額) for various lines like 京義線, 京元線, 咸鏡線, etc.

財政

歳出歳入 [總督府特別會計]

Table with columns for 歳出 (歳出) and 歳入 (歳入) for 大正12年, 13年, 15年, and 度決算 (度決算).

國稅收納額 [大正14年度]

Table with columns for 稅種 (稅種) and 金額 (金額) for various taxes like 地稅, 所得稅, 取引所稅, etc.



貿易(單位1,000圓)			輸移出重要品價額(單位1,000圓)		
品名	大正15年 9月迄	14	品名	大正15年 9月迄	14
輸移出額	231,905	317,288	米	17,228	24,476
內地	17,935	23,415	麥	5,211	6,655
支那	103	168	小麥	2,158	2,587
露領	930	759	鹽	3,984	5,870
その他	250,878	341,630	糖	780	1,331
計			酒	1,899	1,772
輸移入額	178,744	334,623	油	2,564	5,048
內地	75,031	83,361	綿	3,164	3,866
支那	6,411	245	絲	6,397	8,485
英領	2,924	4,375	織物	12,198	21,600
露領	3,408	577	生絲	4,353	6,111
露領	625	921	及	3,659	7,726
その他	1,316	664	支那	5,324	4,787
計	279,806	340,011	麻布	3,867	4,854
輸出入總計	530,684	681,941	織物	5,163	8,088
			紙類	5,141	6,486
			機械類	5,382	5,743
			鐵道建設材料	1,566	881
			汽	—	—
			車	5,446	7,678
			炭	1,734	2,250
			磁器	6,939	8,089
			板及	1,908	1,485
			木材	3,164	1,688
			セメント	9,508	5,568
			肥料	—	—

傳染病種及患者		
年次	官署數	巡查數
明治43	481	5,634
大正13	2,238	18,458
大正14	2,868	18,458

年次	犯罪件數	檢舉件數	檢舉人員
大正1	43,297	32,782	37,609
大正13	120,106	104,786	121,410
大正14	133,330	121,557	135,649

年次	コレラ	赤痢	腸チフス	バチルスチフス	痘ソウ	登シチフス	シヨウチフス	流行性腦脊髄膜炎	計
明治43年	22	694	572	—	111	—	38	—	1,480
大正13年	464	144	265	—	2,425	—	3	—	3,945
大正14年	—	723	1,160	185	9	49	1,099	206	3,449
大正15年	—	713	2,108	116	428	490	258	317	4,470
計	14	17	2,030	5,006	474	699	743	514	9,716

臺灣			
周圍面積			
本島	屬島	計	單位
本島	屬島	計	方里
290.03	25.19	315.22	
29.05	54.01	93.07	
319.08	79.21	398.30	
2,318.51	5.65	2,324.16	
4.16	4.06	8.23	
2,322.67	9.71	2,332.39	

人口 [各年12月末]			
種族	社數	戶數	人口
明治38	大正13	大正14	
男	35,923	101,080	101,993
女	23,675	82,237	87,637
計	59,618	183,317	189,630
本島	男	1,570,239	1,913,699
屬島	女	1,479,885	1,828,417
計	3,106,223	3,742,116	3,838,636
内地人	男	39,066	42,650
外國人	女	37,377	42,346
計	76,443	84,936	45,938
男	7,719	23,404	23,857
女	504	7,869	9,400
計	8,223	31,273	33,258
男	1,652,947	2,080,833	2,131,096
女	1,470,355	1,960,869	2,016,366
計	3,123,302	4,041,702	4,147,462

行政區畫 [14年末]			
州廳市	面積	人口	市街庄數
臺北州	296.0	833,690	9
新竹州	298.1	610,761	8
臺中州	478.7	879,328	11
臺南州	351.5	1,043,425	10
高雄州	383.0	591,837	8
臺東廳	224.8	43,189	4
花蓮港廳	300.0	59,294	3
總計	2,332.4	4,061,524	53

財政		
年度	歲入	歲出
大正12	86,124,328	68,771,845
決算	24,973,233	18,967,136
計	111,097,561	87,738,981
大正13	85,255,818	70,301,542
現計	28,358,979	16,560,304
計	113,614,797	86,861,847
大正14	92,052,322	71,005,516
豫算	27,507,553	16,765,358
計	113,614,797	87,770,875
大正15	93,589,533	76,188,579
豫算	6,185,733	23,586,687
計	99,775,266	99,775,266



教育〔大正14年度〕			
種別	學校數	生徒數	
小學校	133	25,730	
中學校	720	241,985	
女學校	9	3,584	
實業補習學校	11	3,936	
實業學校	16	836	
實業師範學校	4	1,517	
專門學校	3	1,736	
醫專(臺北市)	4	788	
高農林(多)		326	
高商(多)		165	
商專(臺南市)		216	
盲啞學校	2	207	
幼稚園	39	1,856	
書房	124	5,143	
私立學校	19	3,021	

宗教〔大正14・12末〕			
種別	神道	佛教	キリスト教
寺・社・教會	43	73	192
布教師	58	131	222
内地人	11,449	44,615	2,331
本島人	6,691	20,775	35,383
信徒	—	3	57
計	18,140	65,393	37,771

農業			
耕地面積累年比較(單位甲, 1甲社内)			
年次	田	畑	計
大正 2	348,080	364,383	712,463
6	330,460	412,517	742,985
8	355,804	405,004	760,808
12	376,766	398,633	775,399
13	380,075	405,351	785,426
14	385,216	414,301	799,517

米作付面積と收量			
年次	作付面積(甲)	收量(石)	計
明治32	158,299	231,141	238,189
33	159,354	2,904,693	3,095,644
34	11,062	10,360	10,952
35	61,745	75,327	78,469
36	176,821	274,557	287,008
37	780,101	2,858,148	3,058,149
38	14,810	30,498	104,189
39	51,680	238,460	210,333

茶作付面積及收量		
年次	作付面積(甲)	粗製茶生産高(斤)
明治35	38,308	12,764,127
40	33,298	21,759,720
大正 6	46,551	28,607,878
12	46,223	21,264,209
13	47,190	—
14	47,675	20,094,451

主要産物作付・收量價額〔14年〕			
作付面積(甲)	收量(石)	價額(圓)	
米	567,465	567,465	162,437,885
茶	47,675	—	7,242,592
落花生	26,081	428,004	2,948
大豆	782	43,687	940,027
大麥	962	4,447	49,261
小麥	4,330	5,256	106,266
ゴマ	2,360	12,468	340,289
黄麻	2,360	5,942,410	767,730
木藍	1,730	2,110,125	723,520
タバコ	1,569	—	183,445
かんきつ	775	1,666,046	514,628
バナナ	2,813	23,622,605	1,581,539
パイナップル	17,568	267,642,022	7,804,249
龍眼肉	2,184	14,228,461	684,570
そ菜	2,475	16,915,898	597,887
まとうきび	—	—	9,882,602
計	130,372	8,889,832,892	47,872,838

註——大正13年における主要農産額は220,48,6,566圓である

林業〔14年度〕			
保安林			
個所	面積(甲)		
臺新臺	北	91	43,741
臺新臺	竹	91	14,610
臺新臺	中	61	26,901
臺新臺	南	52	33,081
臺新臺	雄	72	8,848
臺新臺	東	9	1,236
臺新臺	蓮	16	8,551
臺新臺	港	—	—
計	—	392	136,969
殖産局植林地	—	—	—
總計	—	392	136,969

林産物賣下價格			
年次	主産物	副産物	計
大正 9	174,601	14,484	189,085
10	138,826	24,589	163,413
12	282,911	34,209	317,120
13	244,323	33,341	277,664
14	353,351	59,036	412,387

製材仕向先		
仕向地	數量(石)	價格(圓)
大正13年度	島内賣	188,638 2,041,058
	内地賣	48,418 821,256
	海外賣	6,189 103,247
	計	243,245 2,965,571

官營伐採事業成績			
年次	アリ山	ハセン山	ギラン山
大正13	伐木造材	182,910 30,104	81,386
	はん出高	141,772 20,355	115,764
	賣材積	146,035 15,077	82,134
	賣材價額	1,862,786 154,464	948,321

鑛業			
鑛物全體の産額			
種類	大正12	13	14
金	548,865	380,366	370,097
金銅鑛	147,038	817,963	579,324
砂金	7,965	4,769	4,551
銀	24,883	16,997	18,574
銅	540,964	—	60,871
銅(煤用)	—	—	—
石炭	11,415,500	11,645,466	12,998,768
硫黄	43,807	39,214	78,417
石油	186,743	283,856	278,368
砂鐵	143	—	—
計	12,915,908	13,319,303	14,627,334

主要工業生産品〔大正14年〕			
産額(斤)	金額(圓)		
砂糖(原料)	45,364,241	—	—
砂糖(再製)	42,891,295	—	—
蜜糖(原料)	229,467,702	2,508,082	—
蜜糖(再製)	2,052,654	—	—
めん類	—	2,861,257	—
茶(粗製)	20,094,449	7,242,592	—
茶(再製)	16,949,590	11,772,414	—
パイナップル	6,858,994	1,672,129	—
楊桃	77,995	16,050	—
柑	—	—	—
瓜	4,000	126	—
肉	9,600	4,000	—
精	143,363	6,006,310	—
しょう	5,013,634	2,512,294	—
帽子	—	3,685,417	—
メント	556,318	2,919,465	—
調合肥料	68,881,857	4,073,704	—

水産			
種別	大正12	13	14
漁獲物	9,030,651	9,193,036	10,081,417
製造物	3,299,514	3,420,377	3,581,201
養殖物	1,943,555	3,032,224	3,166,753
合計	14,273,720	15,645,637	16,779,371

外國貿易價額				
年次	輸出(千圓)	輸入(千圓)	合計(千圓)	輸入超過(千圓)
明治42	11,688	12,591	24,279	904
大正 1	14,960	19,307	34,267	4,347
12	291,152	39,111	68,264	9,958
13	42,576	46,424	89,000	3,848
14	47,966	56,489	104,455	8,523

内地貿易價額				
年次	移出(千圓)	移入(千圓)	合計(千圓)	移出超過(千圓)
明治42	26,310	24,007	60,316	12,303
大正 1	47,831	43,325	91,157	4,560
12	169,442	71,018	240,460	98,424
13	211,098	86,602	297,700	124,496
14	215,249	129,906	354,155	85,343

重要輸出入品〔大正14年〕			
輸出品	金額(圓)	輸入品	金額(圓)
ウーロン茶	5,220,958	葉タバコ	810,809
包種茶	6,172,784	石油	1,307,687
しょう	3,609,366	ガンニ	2,794,732
石炭	4,750,180	杉材	156,203
綾木綿	—	包むしろ	1,233,759
お麻	497,125	油かす	118,946
陶磁器	302,223	—	—

重要輸出入品〔大正14〕			
移出	金額(圓)	移入	金額(圓)
米(玄米)	71,129,132	米	16,891,780
含蜜糖	442,760	乾魚	2,168,003
しょう	915,002	清酒	1,999,315
しょう	2,117,243	綿織物	15,708,449
模造バナナ	1,396,624	紙(各種)	3,422,240
バナナ	9,096,358	肥料	6,691,452
鯉節	1,322,320	鐵	6,119,396
食鹽	1,239,871	—	—

官設鐵道線〔大正14年〕			
線名	區間	マイル數	
縱貫鐵道	基北—高雄	249	
淡水線	臺隆—淡水	15	
臺中線	竹南—王田	57	
潮州線	高雄—潮州	29	
臺東線	花蓮港—臺東街	108	
ギラン線	臺北—ソウ	60	
阿里山線	嘉義—阿里山	44	
羅東森林鐵道	—	—	
計	—	563	



カラフト

氣象 [大正14年]

Table of weather data for Karafuto in 1925, including temperature (Celsius) and precipitation (days) for various locations like Oshima, Maunaka, and Anabiki.

降雪日數

Table of snowfall days for Karafuto locations from January to December 1925.

行政區域面積人口

Table of administrative areas and population for Karafuto, listing areas like Oshima, Maunaka, and Anabiki with their respective areas and populations.

主要都市人口 [大正14年]

Table of major city populations in Karafuto for 1925, listing cities like Oshima, Maunaka, and Anabiki.

種族別現住人口 [各年12月末]

Table of population by race in Karafuto for 1924 and 1925, including Japanese, Koreans, and other groups.

歳出歳入

Table of government expenditures and revenues for Karafuto from 1924 to 1926, categorized by regular and temporary budgets.

學校 [大正15年4月現在]

Table of schools in Karafuto as of April 1926, listing school types and student numbers.

森林原野面積及材積 [大正16年度]

Table of forest and wildland area and timber volume in Karafuto for 1926, listing types of trees and total volume.

農作物作付反別及收穫高 [大正14]

Table of crop yields and prices in Karafuto for 1925, listing various crops like wheat, barley, and soybeans.

主要水産物漁獲高

Table of major fishery catches in Karafuto for 1924, 1925, and 1926, listing species and catch volumes.

關東州

Table of surrounding areas and land area for Kanagawa Prefecture, listing locations like Utsunomiya and Maibara.

Table of railway lines and population for Kanagawa Prefecture, including the South Manchuria Railway and total population.



農業

作付畝數及收穫高——(單位大正12年は支那畝石斤、13、14年は日本町石斤)

Table with columns for year (大正12, 13, 14), crop types (穀類, 蔬菜類, 果實類), and metrics (作付畝數, 收穫高).

註——支那の1畝は我6畝餘(183坪75)に當る、支那の1石は我約1石7斗に當る、支那の斤は我約140匁に當る

主要農産物——〔大正14、13年度日本、12年度以降支那石斤〕

Table showing main agricultural products (穀類, 包米, 高落, etc.) and their production volumes for years 9, 12, 13, and 14.

製鹽

Table for salt production (製鹽) showing annual production volume and value for years 12, 13, and 14.

鑛業

Table for mining (鑛業) showing annual production volume and value for years 12, 13, and 14.

歳出歳入

Table for fiscal year (歳出歳入) showing income and expenditure for years 15 and 14.

貿易(單位海關兩)

Table for trade (貿易) showing import and export values for years 10, 11, 12, 13, and 14.

南滿鐵道

Table for South Manchuria Railway (南滿鐵道) showing passenger, freight, and revenue data for years 12, 13, and 14.

南洋

Table for South Seas (南洋) showing location (位置), school statistics (學校), and area (面積・島數).

Table for island climate and rainfall (群島氣溫雨量比較) for various island groups.

Table for island population (人口) for various island groups.

Table for island population (人口) showing total population and gender distribution.

Table for island fiscal year (歳出歳入) showing income and expenditure for years 14 and 15.

學校 [大正15・4・30] 學校別 校數 教職員數 兒童數

注——南洋諸島における教育機關は小學校と公學校である。前者は内地と全く同程度同組織で公學校は島民兒童の教養を目的とし、修業年限3ケ年である(土地の状況により2ケ年の補習科制度あり)

Table for shipping (リン鑛輸出) showing export volume and price for years 6, 12, 13, and 14.

主要輸移出入品 [大正14]

Table for main import and export goods (主要輸移出入品) showing volume and value for various categories.



### 天文・地文・氣象

#### ウインネツケすい星来る

昭和2年6月27日はウインネツケすい星が地球に最も近づいた日である。ウインネツケは別表にもある通り6.043年の周期をもつすい星で、前回は1921年に出現した。地球との距離が26日には153万里であつたのが、27日に約3万里近づいてるとゆうのだから、まさに1時間1,250里、1分間に21里弱とゆうすばらしい速度をもつて飛んで来たわけである。この珍客は、27日夜を境として再び地球より遠のいてゆくとゆうので、同夜は各地において専門家はもちろん一般人が、我こそ観測せんものと非常な期待をもつて待ちもうけていたが、生憎空一面の薄曇りで、望遠鏡の観測さえも出来ず、大變な失望に了つた。おかげで、すい星軌道の近くを地球が通過する時すい星を構成する小物質が地球の大氣に觸れて現れる筈の流星の花火のような壯觀もついに見ずじまいとなつたのはおしいことである。

**山本博士の新発見——ウインネツケすい星の出現を期してすでに6月17日より奉天に熱心なる観測を續けてきた京大山本博士は、観測研究の結果、從來球形の星雲狀で尾のないすい星といわれていた同すい星にも明かに尾のあることと、星の中心より豫想外の光輝を發する二つの事實を確かめ、更に太陽近日點通過の日時が豫測時より約1時間半早いとゆうことも観測し観測記録に世界的の新発見を残した。同博士の談によると、その尾は地球から3度の角度をもつて引かれ、中心光度の強いことも他のすい星に例を見ないとゆう。**

#### 黒點と氣象

黒點と氣象との關係については、まだ定説はないが、とにかく密切な關係をもつてゐることだけはたしかである。大正

15年から昭和2年にかけて黒點數が増大した一方に氣候に非常な變調を來してゐる。例年なら入梅期には入梅らしい氣象を示すべきところを、昭和2年の入梅期には殆どそれらしいものすらなく、7月に入つては忽ち猛烈な暑氣が襲つて來た。いまその一部を例年と對照して見る

月日	平均氣温	例年より
6・27	20.8	1.8低
6・28	22.3	0.4高
6・29	24.3	2.4高
6・30	24.3	2.2高
7・1	24.9	2.8高

クレートン氏の説によると夏に黒點が多いと海上氣壓が優勢になるとゆうが、その通り日本では南太平洋に高氣壓が多く南風が吹いて氣温が高くなつたわけで、とにかくこの變調は昭和2年暮より3年初めにわたる黒點増大最高期に向うに従つて相當顯著となるであろうと

#### 日食

昭和2年6月29日には日本において始めての日蝕があつた。東京地方では同日の午後4時13分1に右やや下261度から欠け始め、4時59分4には蝕甚となり307度(右上)2分8厘の部分食となつたが、353度の點で5時12分3に復圓した。部分食はアジアの中部以北の地方、ヨーロッパ全部、アフリカの北部、北極地方、皆既食はイギリスのリバプール、ノルウエー、スエーデンの一部、シベリアの北東部等で、今回の日食は臺灣沖繩地方では全然見られなかつた

#### 昭和2年後半の天文

**皆既月食——12月9日には午前零時52分から同4時18分まで皆既月蝕がある**

**すい星——2年11月には木星屬のシヨーマツセすい星、昭和3年2月にはエンケすい星が現れる**

### 太陽系

星	太陽を1周する日數	赤道半徑 km	太陽との距離(平均) 1,000km	衛星の數	地球と比較せる質量	自轉時間 (平均太陽日)(水=1) 日 時 分	比重 (水=1)
太陽	—	695,553	—	—	333.432	25・7・48	1.25
水星	88.0	2,421	5,787	0	0.056	87・23・16	3.65
金星	224.7	6,096	10,814	0	6.817	224・16・49	5.36
地球	365.2	6,378	14,950	1	1.000	23・56	5.53
火星	687.0	3,392	22,780	2	0.108	24・38	3.93
小惑星	エロス	643.1	24	21,800	—	—	—
	セレス	1,681.4	781	41,370	—	—	—
	アキレス	—	—	78,614	—	—	—
木星	4,332.6	71,373	77,784	9	318.298	9・55	1.33
土星	10,759.2	60,399	142,610	10	95.202	10・14	0.72
天王星	30,586.3	24,847	286,913	4	14.580	10・49	1.22
海王星	90,188.7	26,499	449,569	1	17.264	?	1.11

#### 太陽の黒點數

	1920	1921	1922	1923	1924
1月	51.1	28.8	10.2	5.3	0.7
2月	53.9	27.6	27.9	1.6	5.7
3月	70.2	27.5	60.0	4.0	2.2
4月	14.8	30.5	11.4	5.4	11.5
5月	33.3	22.3	7.7	3.2	20.7
6月	38.7	34.5	5.8	9.0	24.8
7月	27.5	42.4	9.7	3.7	28.3
8月	19.2	20.8	5.3	0.5	20.0
9月	36.3	16.7	5.2	13.7	24.0
10月	49.6	16.1	8.1	11.5	25.7
11月	27.2	13.4	6.7	7.3	24.5
12月	29.9	15.7	18.7	1.1	13.4
全年	37.6	24.7	14.7	5.5	16.7

註——數字はウオルフ係數で黒點の多寡を示すもの1923年は概略の數

#### 黒點の極小極大年〔西曆〕

極小年	極大年
1766・5	1769・7
1610・8	1615・5
1619・0	1626・0
1634・0	1639・5
1645・0	1649・0
1655・0	1660・0
1666・0	1675・0
1679・5	1685・0
1689・5	1693・0
1698・0	1705・5
1712・0	1718・2
1723・5	1727・5
1734・0	1738・7
1745・0	1750・3
1755・2	1761・5

#### 星の數

等級	星數	一等星換算	同上通計
マイナス 1.6	シリウス	11	—
マイナス 0.9	カノーパス	6	17
0.0—1.0	9	16	33
1.0—2.0	27	17	50
2.0—3.0	73	18	68
3.0—4.0	189	19	87
4.0—5.0	650	26	113
5.0—6.0	2,200	35	148
6.0—7.0	6,600	42	190
7.0—8.0	22,550	56	246
8.0—9.0	65,000	65	311
9.0—10.0	174,000	69	380
10.0—11.0	426,000	68	448
11.0—12.0	961,000	60	508
12.0—13.0	2,020,000	51	559
13.0—14.0	3,960,000	40	599
14.0—15.0	7,820,000	31	630
15.0—16.0	14,040,000	22	651
16.0—17.0	25,400,000	16	668
17.0—18.0	38,400,000	10	678
18.0—19.0	54,600,000	6	684
19.0—20.0	76,000,000	3	687
20等以下の諸星		3	690



衛 星			
地球の衛星	発見年	発見者	等級
月	—	—	—
火星の衛星			
フォボス	1877	ホル	11
デイモス	—	—	12
木星の衛星			
イオ	1610	ガリレイ	5.4
ユーロパ	—	—	5.6
ガニメデ	—	—	5.1
カリスト	—	—	6.1
外に無名の5ヶの衛星が発見されている			
土星の衛星			
ミマス	1789	ハーシエル	12
エンケラズ	—	—	12
テチス	1684	カジニ	11
ジオネ	—	—	11
レア	1672	—	10
チタン	1655	ホイデンス	9
ヒペリオン	1848	ボンド及ラツセル	13
ヤベツス	1671	カシニ	11
フェーベ	1898	ピツカリング	17
テミス	1904	—	17
天王星の衛星			
アリエル	1851	ラツセル	15
ウンブリエル	—	—	16
チタニア	1787	ハーシエル	13
オベロン	—	—	14
海王星の衛星			
ラツセル	1846	—	14

著名な星 [1等星以上]

星名	漢名	星座	星色	太陽との距離	特徴
シリウス	天狼	大犬	青白	8.6光年	北方にて最近
カノパス	老人	船	青	465.	最大の星
ベカ	織女	琴	青	35.	北半球にて最明
アルファケンタウリ	南門	ケンタウリ	白	4.3	最近の星
アルクトラス	大角	牧者	ダイ	43.	最速の星
カペラ	天庫	御者	黄	48.	光度太陽の8000倍
ライゲル	參宿	オリオン	白	465.	光度太陽の8000倍
プロキョッ	南河	小犬	白	10.	
アケルナー	—	エルダウ	白	62.	
アルタイヤ	洞鼓	ワシ	黄	16.	ケン半星
ビーダケンダウリ	南門	ケンタウリ	白	88.	

ほうき星

今日までに記録されたほうき星は1600餘でその主なるものは

星	周期	次回出現期	発見年
エンケ	3.303	1928.2	1786
テンペル第2	5.157	1930.10	1873
アロルセン	5.456	—	1846
テンペルスイフト	5.832	1932.1	1867
ウインネツケ	6.043	1933.7	1869
デビコ・スイフト	6.400	—	—
ジャコビニ	6.511	1933.5	1900
テムベル第1	6.538	—	1867
コツプ	6.584	1932.7	1906
パーライン	6.601	1929.8	1896
ダレスト	6.635	1930.5	—
フィンレー	6.688	1933.1	1886
ピエラ	6.692	—	—
ホームズ	6.857	1933.5	1892
ボレーリー	6.885	1932.8	1906
ブルツクス	6.944	1932.10	1889
フアイエ	7.310	1932.11	—
シヨウマツセ	8.074	1927.11	1911
ウオルフ	8.282	1934.2	1884
タツトル	13.508	1939	1790
ウエストファール	61.73	1975	1852
アロルセン	69.06	1988	—
ボン	71.56	1955	1812
オルパース	72.65	1960	1815
ハレー	76.02	1986	前12

銀河と星雲

數億の恒星が集まったものと考えられる銀河は、淡い光をもつて全天球に弓状をえがいている。銀河は恒星の分布と密接な関係をもっている。一般の恒星、變光星、連星は銀河の付近に密集し、特に新星は殆んど全然その中に在る。星雲は如何なる大望遠鏡で見ても雲状を呈しているもので、ガス状星雲、渦状星雲の2種に大別される。見掛上銀河の近くにあつてその系内のものと思われるが、渦状星雲は銀河から距つたところに多く銀河系以外の天體と見られている

標準時比較 (太字は前日)

日 本, 朝 鮮	夜半	午前4時	午前8時	正午	午後4時	午後8時
臺灣, 關東州, 支那西岸, フィリッピン, 西部オーストラリア	後11	前3	前7	前11	後3	後7
イ ン ド	後8.5	前0.5	前4.5	前8.5	後0.5	後4.5
ブルガリア, ルーマニア, トルコ, ドイツ, オーストリア, ハンガリー, スウェーデン, ノルウェー, スイス, デンマーク, イタリア	後5	後9	前1	前5	前5	後1
イギリス, フランス, ベルギー, スペイン, ポルトガル	後4	後8	夜半	前4	前8	正午
カナダ及米國東部, チリ, ペルー	後8	後7	後11	前3	前7	前11
カナダ及米國中 部	後11	後3	後7	後11	後3	後7
カナダ及米國山岳地方	後10	後2	後6	後10	後2	後6
カナダ及米國西岸	後9	後1	後5	後9	後1	後5
ハ ワ イ	後8	正午	後4	後8	夜半	後4
ニ ュ ー ジ ラ ン ド	後7	後11	後3	後7	後11	後3
オーストラリア東部	後4.5	後8.5	0.5	後4.5	後8.5	後0.5
オーストラリア南部	後2.5	後6.5	後11.5	後2.5	後6.5	後10.5
	後1	後5	後9	後1	後5	後9
	後0.5	後4.5	後3.5	後0.5	後4.5	後8.5

世界各地の標準時

標準時	地名
前日午後4.30	ハワイ
— 6.0	アラスカ
— 7.0	{「米國太平洋岸標準時」 カナダ及合衆國の西部
— 8.0	{「米國山岳部標準時」 カナダ及合衆國の1部
— 9.0	{「米國中部標準時」 カナダ及合衆國の1部
— 10.0	{「米國東部標準時」 カナダの1部, 合衆國の東部, パナマ, ブラジルの西部, ペルー
— 11.0	{「米國大西洋岸標準時」 カナダの最東部, ブラジルの中部, アルゼンチン
当日午前0.0	ブラジルの東部
— 3.0	{「グリニツチ時」 イギリス, ベルギー, フランス, スペイン, ポルトガル
— 4.0	{「歐洲中部標準時」 ノルウェー, スウェーデン, デンマーク, ドイツ, チェツク・スロバキア, スイス, オーストリア, ハンガリー, ユーゴスラヴィア, イタリア
— 5.0	{「歐洲東部標準時」 フィンランド, ポーランド, ルーマニア, ブルガリア, トルコ, ギリシヤ, エジプト, 南アフリカ, インド
— 9.30	ビルマ
— 10.0	{支那南岸, フランス領インド支那, シヤム, マレー聯邦, 海峽植民地
— 11.0	{「日本西部標準時」關東州, 支那東岸, ホンコン
— 午後0.0	{「日本中央標準時」 ネオ, 西オーストラリア
— 0.30	{「南洋群島西部標準時」 南オーストラリア
— 1.0	{「南洋群島中部標準時」 ニューギニア, オーストラリア, (西及南オーストラリアを除く)
— 2.0	{「南洋群島東部標準時」 ニューギニア
— 2.30	ニューギニア

時 差

グリニツチの正午時における各地の時刻

地名	時刻
ファイジー諸島	午前零時
サモア	午前零時半
ハワイ諸島	午前1時半
ニューコン	午前3時
英領コロンビア, 北米合衆國太平洋岸	午前4時
カナダ及北米合衆國山岳地方	午前5時
英領ホンジュラス	午前6時
北米合衆國中 部	午前6時
バハマ, チリ, ジャマカ	午前7時
ラブラドル西部, オンタリオ, パナマ, ペルー, クイベック, 北米合衆國東部, 西部	午前7時
ブラジル	午前7時



午前7時半	ヴェネズエラ
午前8時	ブラジル(アマゾン地方)英領ギニア, カナダ大西洋岸, 西印度諸島, アルゼンチン
午前9時	ブラジル東海岸
午前10時	アゾールス, ケープヴァーント諸島, トリニダッド
午前11時	アイスランド, マデラ, ポルトガル領ギニア, シエラレオネ
正午	アルジェリア, ベルギー, フロロイ群島, フランス, ジブラルタ, イングランド, ポルトガル, スペイン
午後1時	オーストリア, ボスニア, デンマーク, ドイツ, モーリタ, ポルトガル領西部, アフリカ, セルビア, スイス, ノルウェー, スエーデン
午後2時	ブルガリア, 喜望峯植民地, エジプト, ナタル, オレンジ自由國, ポルトガル領東部, アフリカ, ルーマニア, トランスバール, トルコ
午後2時半	英領東部アフリカ
午後3時	イタリア領ソセリランド
午後4時	モーリシアス, セーセルス
午後5時	チエーゴス列島, ポルトガル領インド
午後5時半	インド
午後6時半	ビルマ
午後7時半	海峽植民地
午後8時	英領ボルネオ, 支那(ニューチヤン, スワトウに至る海岸及ハンカオに至る揚子江流域)臺灣, ホンコン, アモイ, フィリッピン, 西部オーストラリア
午後9時	日本, 朝鮮
午後9時半	南オーストリア
午後10時	新南ウエールス, クインスランド, タスマニア, ヴイクトリア
午後11時半	ニュージランド

**緯度と晝夜の長短**  
東京で晝間の最も長いのは夏至前後の14時35分, 夜間の最も長いのは冬至前後14時15分である。地球上の各地における晝夜の長短は緯度の差異により一様でない諸緯度における晝夜の最長短を次に表示する

緯度	晝 間	
	最 長 時 分	最 短 時 分
0	12: 5	12: 4.5
10	12:40	11:30.0
20	13:18	10:53.0
30	14: 2	10:10.0
40	14:58	9:16.0
45	15:33	8:42.0
50	16:18	8: 0.0
55	17:17	7: 5.0
60	18:45	5:45.0
65	21:45	3:22.0
66	24: 0	2:35.0
67	24: 0	0: 0.0

南北高緯度に至れば多少の差異がある

北緯	北 極		南緯	南 極	
	晝 日	夜 日		晝 日	夜 日
70	70	55	70	65	59
75	107	93	75	101	99
80	137	123	80	130	130
85	163	150	85	156	158
90	189	176	90	182	183

**各種暦年及年の始 [大正15]**

暦	紀元年數	年の始
支那民國暦	15年	1月 1日
ユリウス暦	1926年	1月14日
サイムス暦	2469年	4月 1日
ファイイ暦	1345年	8月 2日

**時刻新舊稱呼對照**

午前零時	ネ刻	曉9ツ(1時 ネ半刻)
2時	ウシ刻	曉8ツ(3時 ウシ半刻)
4時	トラ刻	曉7ツ(5時 トラ半刻)
6時	ウ刻	明6ツ(7時 ウ半刻)
8時	タツ刻	朝5ツ(9時 タツ半刻)
10時	ミ刻	晝4ツ(11時 ミ半刻)
午後零時	ウマ刻	晝9ツ(午後1時ウマ半刻)
2時	ヒツジ刻	晝8ツ(3時 ヒツジ半刻)
4時	サル刻	晝7ツ(5時 サル半刻)
6時	トリ刻	暮6ツ(7時 トリ半刻)
8時	イヌ刻	夜5ツ(9時 イヌ半刻)
10時	イ刻	夜4ツ(11時 イ半刻)

**地 震 回 數**

大正15年・昭和元年——													
	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
顯著地震	2	2	3	2	1	2	2	1	1	1	0	0	17
稍顯著地震	4	3	1	3	4	5	3	2	3	4	2	2	36
小區域地震	10	12	15	3	16	7	10	5	7	5	7	10	107
局發その他	124	80	91	85	90	85	88	135	72	88	93	81	1,112
有感覺地震	140	97	110	93	111	99	103	143	83	98	102	93	1,272
無感覺地震	312	214	222	207	263	292	225	443	411	330	339	383	3,641
合計	452	311	332	300	374	391	328	586	494	428	441	476	4,913

**昭和2年地震**

	1月	2	3	4	5	6
有感覺地震	6	4	—	2	—	1
無感覺地震	20	19	33	42	17	26
合計	26	23	33	44	17	27

**暴風雨被害**

種 別	大正12	13	14
被害			
郡	101	106	142
市	15	17	16
町	931	825	1,075
村			

**水 害**

種 別	大正12	13	14
氾濫面積(町)	198,364	55,877	117,816
被害			
郡	473	343	435
市	33	25	29
町	3,938	2,421	3,909
村			
死亡	189	46	76
負傷	155	87	127
河川堤防切欠(間)	407,147	219,682	332,708
港灣及海岸堤防切欠(間)	2,302	1,369	7,654
道路欠損(間)	214,542	82,974	274,794
橋梁流損(個所)	8,328	561	2,024
用悪水路破損(間)	59,254	13,596	36,293
耕地損害(田(町))	4,872	3,971	1,948
畑(町)	1,799	354	589
宅地その他土(町)	1,163	614	904
地の損害			
建物損害(棟)	4,640	2,416	2,046
船舶損害(隻)	97	19,51	106
上水(個所)	—	—	276
下水(間)	—	—	28

**霜 雪 の 季 節** [\*印は大正その他は明治]

[昭和2年8月現在]

地 名	初 雪		終 雪		初 霜		終 霜	
	平均	最 早	平均	最 晩	平均	最 早	平均	最 晩
臺 中	—	—	—	—	1.12	*11.11.27	1.20	*7.12.19
臺 鹿	—	—	—	—	1. 4	*11.11.27	1.22	39. 3. 7
鹿 兒	1. 4	24.12. 4	2.24	42. 3.26	11.27	37.11. 7	3.22	24. 4. 9
宮 崎	1.23	18.12.19	2. 1	39. 3. 6	11.20	21.10.22	3.24	27. 5. 2
熊 本	12.21	*11.11.26	3. 2	*15. 3.26	11. 8	26.10.21	4.11	27. 5. 2
佐 賀	12.16	*13.11. 9	3. 7	25. 3.30	11.11	32.10.12	4.11	37. 5. 7
世 保	12.15	28.11.10	3. 7	*15. 3.26	11.27	28.11. 6	3.26	* 4. 4.24
長 崎	12.18	*13.11. 9	3. 3	*15. 3.27	11.23	34.11. 3	3.25	43. 4.13



嚴福大下廣吳松四新東岡多洲神大和德高室潮津名濱沼橫橫東八勝銚水小金石宮八京彦岐高飯甲松長前熊所館筑宇足福山水濱	原岡分關島	12-13	*13-11-9	3-5	42-3-26	11-14	21-10-22	3-30	21-4-21
		12-21	*11-11-26	3-4	42-3-26	11-10	36-10-21	4-21	*2-5-11
		12-17	32-10-23	3-3	25-3-29	11-28	21-10-17	3-28	*15-4-30
		12-22	24-11-25	3-9	23-4-6	12-2	39-11-4	3-26	*7-4-16
		12-10	*10-11-8	3-16	35-4-12	11-16	18-11-3	4-8	26-5-5
		12-10	33-11-8	3-12	35-4-10	11-24	*7-10-27	3-27	*8-5-6
		12-19	22-11-14	3-11	35-4-11	11-12	*7-10-26	4-16	*8-5-16
		12-21	37-11-6	3-14	*5-4-5	12-28	*2-12-8	3-23	*3-4-18
		12-16	*13-11-9	3-11	*15-3-27	11-22	*9-11-7	4-6	*3-5-4
		11-21	*10-10-29	4-3	*12-4-13	11-14	*13-11-3	4-20	*11-5-4
阪居度歌	山島濱平山津本戸阪山島知戸岬	12-16	37-11-16	3-18	35-4-10	11-8	32-10-24	4-17	29-5-8
		12-29	*2-12-4	3-9	*3-4-4	11-28	*11-11-11	4-1	*9-4-23
		12-27	*11-12-5	3-19	*14-4-5	12-16	*10-11-24	3-11	*11-3-26
		12-18	*12-11-13	3-15	42-4-7	11-26	32-10-24	3-30	*4-4-25
		12-24	34-12-4	3-14	*14-4-5	11-13	21-10-23	4-8	39-4-29
		12-24	24-11-16	3-9	35-4-11	12-5	22-11-13	3-28	20-4-24
		12-18	*13-11-9	3-11	42-4-6	11-23	*2-11-4	4-8	44-5-3
		1-3	*11-11-27	2-25	*8-3-26	11-23	38-11-6	3-24	*14-4-16
		1-12	*13-12-11	3-3	*11-3-24				
		1-9	*11-12-5	2-30	*13-3-28	12-20	*6-11-17	3-22	*14-4-16
古須丈名	屋松津賀濱京島浦子戸濱山卷古木都根阜山田府本野橋谷澤里山宮尾島形澤田	12-22	*11-11-27	3-10	35-4-12	11-15	*13-10-26	4-8	39-4-30
		12-15	37-11-7	3-15	35-4-11	11-5	32-10-13	4-12	35-5-13
		12-29	*25-11-26	2-29	*13-3-28	12-5	39-11-7	2-27	13-3-28
		1-22	27-12-10	2-27	*3-4-4	11-27	37-11-7	3-24	35-4-14
		12-29	*9-12-7	3-17	*12-4-14	12-3	*6-11-7	3-13	*8-4-12
		12-27	32-11-28	3-20	35-4-12	11-25	*6-11-7	3-24	*15-4-27
		12-24	33-11-17	3-21	35-4-10	11-12	42-10-21	4-6	35-5-13
		1-4	39-12-23	2-25	40-3-20	1-16	*1-12-14	2-12	*11-3-30
		1-5	*11-12-11	3-21	*12-4-14	1-4	*13-12-9	3-16	*12-4-7
		1-12	30-12-11	3-8	*14-4-6	11-22	37-11-1	3-27	43-5-4
波都	濱山卷古木都根阜山田府本野橋谷澤里山宮尾島形澤田	12-24	*13-11-10	3-25	*2-4-9	11-1	13-10-18	4-24	41-5-16
		12-17	*10-12-5	3-27	*2-4-9	11-7	*7-10-26	4-13	45-5-11
		11-27	41-11-9	4-3	38-4-24	10-25	44-10-11	5-7	45-5-25
		11-22	*7-10-25	4-2	25-5-2	11-15	22-10-14	4-21	23-5-17
		11-20	*7-10-25	4-5	*7-4-22	10-24	40-10-5	5-4	45-5-25
		12-20	34-12-4	3-17	35-4-11	11-6	42-10-24	4-22	*6-5-11
		12-9	37-11-6	3-24	35-4-11	10-29	25-10-2	4-29	41-5-16
		12-5	37-11-6	3-24	35-4-12	11-6	*13-10-25	4-22	41-5-16
		12-11	37-11-6	3-19	*11-4-12	10-30	34-10-2	4-20	26-5-19
		11-13	*7-10-25	4-14	34-5-12	10-25	39-10-8	5-12	35-6-2

境豊宮敦福金伏相新秋青函壽礼羽旭帶鋼網根紗大本眞落敷釜大木全仁京平元城雄中龍大旅營奉長天濟芝青上漢	岡津賀井澤木川湯田森館都幌幌川廣路走室那泊斗岡合香山邱浦州川城壤山津基鎮浦連順口天春津南翠島海口	12-8	13-11-9	3-21	24-4-7	11-11	33-10-23	4-20	44-5-16
		12-5	*11-11-27	3-24	*14-4-9	11-21	*13-11-13	4-13	*9-4-9
		12-2	37-11-6	3-26	35-4-13	11-12	40-10-28	4-20	*4-5-6
		12-8	37-11-6	3-25	35-4-12	11-22	30-11-1	3-29	*14-5-1
		12-5	*13-11-10	3-27	35-4-11	11-10	31-10-22	4-20	38-5-5
		12-1	41-11-11	3-27	35-4-12	11-17	24-10-31	4-15	29-5-8
		12-2	37-11-6	3-29	31-4-21	11-12	*8-10-20	4-13	33-5-10
		11-29	*1-11-15	4-1	*12-4-14	11-4	*2-11-20	4-3	*12-5-2
		11-27	*7-11-11	3-30	31-4-22	11-20	23-10-25	4-8	44-5-16
		11-12	32-10-21	4-5	23-5-14	10-23	39-9-27	4-28	45-5-24
江岩	天春津南翠島海口	11-7	*1-10-22	4-10	26-5-4	10-22	38-10-1	5-5	*8-5-27
		11-5	*1-10-22	4-14	31-5-22	10-13	31-9-26	5-14	*6-6-7
		11-1	*1-10-16	4-15	31-5-22	11-8	*19-9-5	4-29	43-5-23
		10-31	21-10-17	4-19	*2-5-14	10-1	21-9-9	5-23	41-6-28
		10-25	*13-10-17	4-27	*11-5-10	10-15	*12-10-5	5-16	*12-6-5
		10-23	31-10-2	5-5	33-5-27	10-2	*2-9-14	5-28	23-7-7
		11-3	*12-10-11	5-2	36-5-23	9-26	*2-9-14	5-27	*11-6-27
		11-11	*12-10-11	5-1	45-5-21	10-12	*5-9-30	5-24	*11-6-27
		11-2	*6-10-21	5-13	*6-6-3	10-8	*2-9-15	5-26	41-7-1
		11-4	32-10-19	5-7	21-6-9	10-9	26-9-24	5-26	44-7-23





## 病み迷ふ者は來れ

藥劑、注射、灸點、祈禱、當もなく迷ふ病人は悲惨である。深山に路を失へし者の如く、彼れの四圍には死の冷笑あるのみなればなり。路を失へし者、若し暫時静思、常識を以て判断せば、やがて正道を發見し得む。同じく、病み悶ゆる人、よろしく眼を閉ぢ、人命を支配する血液循環の重大に想到せば、根治望み得べし。

血液循環作用は體內到處に散在する細胞へ食物、酸素及水を運び細胞よりの老廢物を搬出し、更に體温の均衡を保つにある。斯く、人體と血液循環との關係は不離、その循環の狂ひは病に伴ひ病を醸す。

されば病者、虚弱者の第一にこるべき療法は血液循環の不調を整すにありて決してそれに附隨して起る局部的病症、例へば發熱、咳嗽、惡寒、苦痛等のみ無理に抑壓するに非ざるや明かなり。然るに大方の病弱者は求めて後者の姑息手段をこる故、病氣は必要以上に延びき、根治は望み難い。

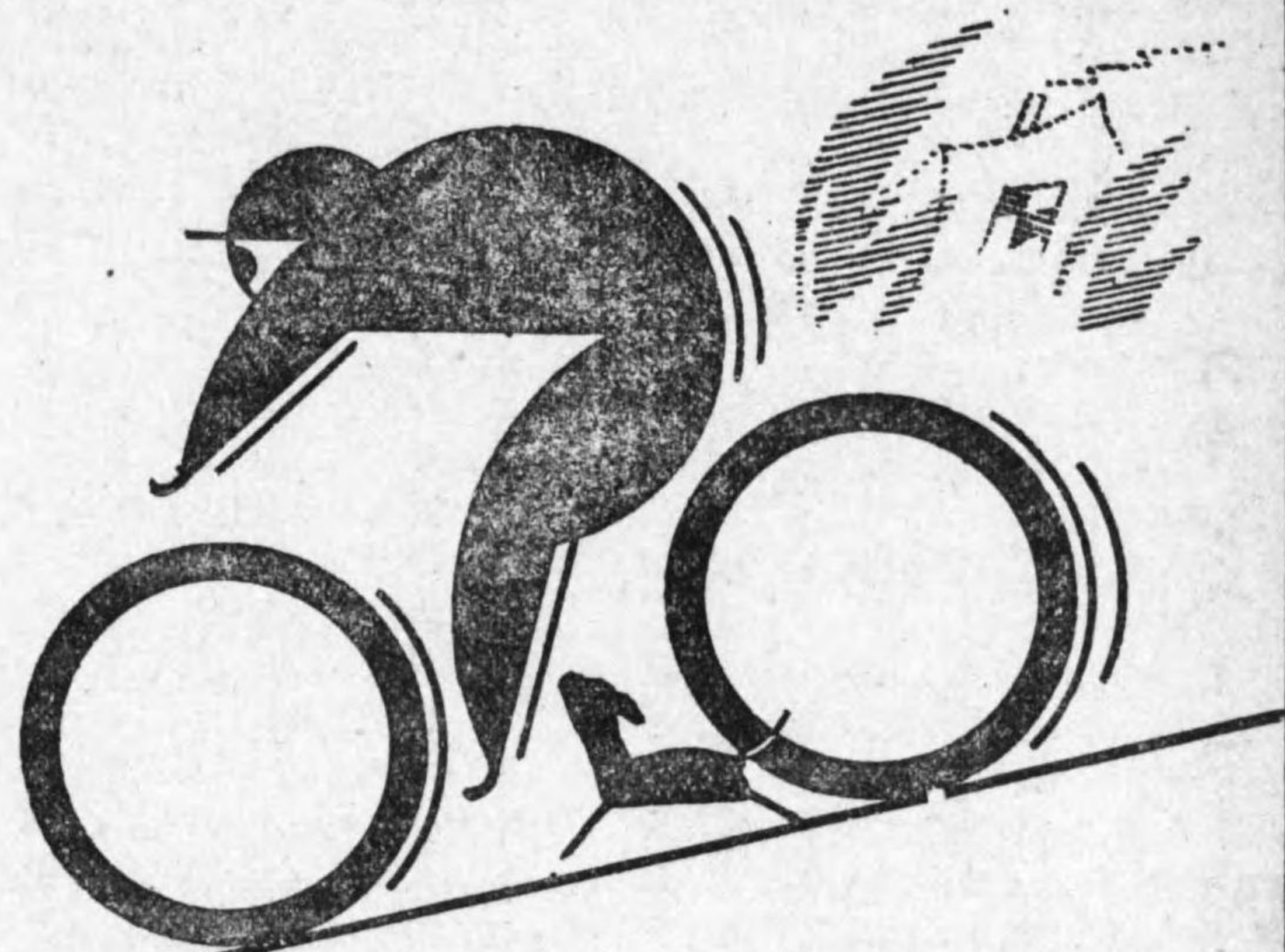
オキシヘーラーは血液循環を司る心臓を強く正しくし、循環作用を助け以て萬病根治を圖る科學的家治療器なり。その偉効は二百餘頁の實驗附說明書(御申込次第贈呈)にて御承知あれ。

東京市牛込區 神樂町一ノ區 **オキシヘーラー獎勵會**

治病 **オキシヘーラー** 保健

# ヒドリ 白轉車

## カッタ-號



連鎖店共通無料修理

貯蓄販賣の便法有

正輪組合本部

東京日橋 電話日橋本(24) 三〇八三



# 重要新法令

## 皇統譜令

〔大正15・10・21皇室令第6號〕

### 第一章 總則

第一條 皇統譜は大統譜及皇族譜とす  
第二條 皇統譜は副本を備ふへし  
副本は内大臣府に於て保管す

第三條 皇統譜及副本には簿冊毎に表紙の裏面に御璽を鈐し宮内大臣枚數及調製の年月日を記入し圖書頭と俱に之に署名すへし

皇統譜及副本には宮内大臣及圖書頭其の綴絲に封印すへし

第四條 皇統譜の登録は移記の場合及判決に基く場合を除くの外公布又は公告に依り之を行ひ公布公告なき事項に付ては勅裁を経て之を行ふ

第五條 皇統譜の登録又は附記に錯誤あることを發見したるときは勅裁を経て之を訂正すへし

前項の場合に於ては皇族會議及樞密顧問の諮詢を経へし

第六條 判決に因り皇統譜の登録事項に變更を生したるときは其の判決に基きて之を訂正すへし

第七條 前二條の場合に於ては抹消又は變更の登録を爲し且事由を附記すへし

第八條 皇統譜副本の登録及附記は正本に基きて之を行ふ

第九條 皇統譜及副本に登録又は附記を爲したるときは其の年月日を記入し宮内大臣及圖書頭之に署名すへし

第十條 皇統譜の登録及附記に關する記録は圖書寮に於て尙藏す

### 第二章 大統譜

第十一條 大統譜は天皇に由り門を分ちて其の代數を掲げ各門に天皇の欄及皇后の欄を設く

第十二條 天皇の欄には左の事項を登録すへし

- 一 御名

- 二 父
- 三 母
- 四 誕生の年月日時及場所
- 五 命名の年月日
- 六 踐祚の年月日
- 七 元號及改元の年月日
- 八 即位禮の年月日
- 九 大嘗祭の年月日
- 十 成年式の年月日
- 十一 大婚の年月日及皇后の名
- 十二 崩御の年月日時及場所
- 十三 追號及追號勅定の年月日
- 十四 大喪儀の年月日陵所及陵名

第十三條 皇后の欄には左の事項を登録すへし

- 一 名
- 二 父
- 三 母
- 四 誕生の年月日時及場所
- 五 命名の年月日
- 六 大婚の年月日
- 七 崩御の年月日時及場所
- 八 追號及追號勅定の年月日
- 九 大喪儀の年月日陵所及陵名

第十四條 攝政を置きたるとき又は攝政の更迭ありたるときは其の年月日及攝政の名を天皇の欄に登録すへし  
攝政止みたるときは其の年月日を登録すへし

第十五條 皇后崩御したるときは其の年月日及皇后の名を天皇の欄に登録すへし

第十六條 親王王大統を承けたるに因り其の妃皇后となりたるときは其の年月日を皇后の欄に登録すへし

第十七條 皇后皇太后となりたるときは其の年月日を該皇后の欄に登録すへし  
皇太后太皇太后となりたるとき亦同し

第十八條 皇后攝政に任し又は攝政を罷めたるときは其の年月日を該皇后の欄

に登録すへし皇太后太皇太后攝政に任し又は攝政を罷めたる時亦同し

第十九條 皇后皇太后となりたる後に生したる事項は仍該皇后の欄に登録すへし

第二十條 親王王大統を承けたるときは該親王の欄に記載したる事項を皇族譜より大統譜に移記すへし妃あるときは其の妃の欄に記載したる事項亦同し

第二十一條 内親王女王皇后となりたるときは該内親王女王の欄に記載したる事項を皇族譜より大統譜に移記すへし

### 第三章 皇族譜

第二十二條 皇族譜は所出天皇に由り簿冊を區分し各親王内親王女王に付一欄を設け妃に付ては夫の所出天皇に屬する簿冊に各一欄を設く

第二十三條 親王親王妃内親王女王妃女王の欄には左の事項を登録すへし

- 一 名
- 二 父
- 三 母
- 四 誕生の年月日時及場所
- 五 命名の年月日
- 六 成年式の年月日
- 七 婚嫁の年月日及配偶者の名
- 八 薨去の年月日時及場所
- 九 喪儀の年月日及墓所

第二十四條 立太子又は立太孫の禮を行ひたるときは其の年月日を該親王の欄に登録すへし

第二十五條 親王王大統を承けたるときは其の直系卑屬の欄に記載したる事項を其の所出天皇に屬する簿冊に移記すへし該直系卑屬の妃の欄に記載したる事項亦同し

前項の場合に於て直系卑屬たる女王あるとき又は直系卑屬たる王に妃あるときは其の親王内親王又は親王妃となりたる年月日を登録し且事由を附記すへし

第二十六條 親王王大統を承けたる場

合に於て其の直系卑屬たる女王にして親王妃王妃たる者あるときは該妃の欄に其の内親王となりたる年月日を登録し且事由を附記すへし

第二十七條 天皇支系より入て大統を承けたる場合に於て其の兄弟姉妹たる女王に親王内親王の號を宣賜したるときは欄名を親王内親王と改め宣賜の年月日を登録すへし

女王にして親王妃王妃たる者に内親王の號を宣賜したるときは該妃の欄に宣賜の年月日を登録すへし

第一項の場合に於て王に妃あるときは欄名を親王妃と改め其の親王妃となりたる年月日を登録し且事由を附記すへし

第二十八條 皇室典範第九條の規定に依り皇位繼承の順序を換へたるときは其の年月日を皇嗣たりし親王の欄に登録し且事由を附記すへし

第二十九條 内親王女王親王に嫁したるときは該内親王女王の欄に記載したる事項を其の夫たる親王の妃の欄に移記すへし但し所出天皇同きときは欄名を親王妃王妃と改むるを以て足る

第三十條 親王妃王妃離婚の場合に於ては其の年月日を夫たりし親王及該妃の欄に登録すへし

前項の場合に於て妃内親王女王なるときは該妃の欄に記載したる婚嫁後の事項を該内親王女王の舊欄に移記すへし但し所出天皇同きときは欄名を内親王女王と改むるを以て足る

第三十一條 皇室典範増補第一條又は第二條の規定に依り王臣籍に入りたるときは其の年月日を該王の欄に登録し且事由及氏名身位を附記すへし同第四條第一項の規定に依り皇族臣籍に降されたる場合之に準す

第三十二條 皇室典範増補第三條又は第四條第二項の規定に依り臣籍に入りたる皇族あるときは其の年月日を該皇族の



欄に登録し且事由及其の入りたる家の戸主の氏名身位を附記すへし皇族身位令第三十四條及皇室親族令第三十二條の場合之に準ず

第三十三條 内親王女王皇族に非ざる者に嫁したるときは其の年月日を該内親王女王の欄に登録し且夫の氏名身位を附記すへし  
皇室典範第四十四條の規定に依り内親王女王の稱を有せしめたるときは其の旨を附記すへし

第三十四條 皇室親族令第三十三條の場合に於ては臣籍に入りたる年月日を妃の欄に登録し且事由を附記し復籍の場合に於ては其の家の戸主の氏名身位一家創立又は實家再興の場合に於ては氏名を附記すへし

第三十五條 配偶者ある皇族薨去したるときは其の年月及名を該配偶者の欄に登録すへし

第三十六條 皇族攝政に任し又は攝政を罷めたるときは其の年月日を該皇族の欄に登録すへし

第三十七條 皇族失踪の宣告を受けたるときは其の年月日を該皇族の欄に登録すへし其の宣告の取消ありたる時亦同し

第三十八條 皇族譜より大統譜に移記し又は皇族譜中一の欄より他の欄に移記したるときは其の年月日を新欄及舊欄に登録し且事由を附記すへし

#### 第四章 補則

第三十九條 神代の皇統は勅裁を経て大統譜の首部に登録すへし

第四十條 前條に依るものを除くの外従前の皇統譜に記載したる事項は本令の規定に準し勅裁を経て之を本令に依る皇統譜に登録すへし本令に依る登録事項に非すと雖登録を必要とするもの亦同し

前項の場合に於ては皇族に係る事項は所出天皇を異にする皇族と雖其の少數なる

ものに付ては一簿冊中に區分を設け之を登録することを妨げず

第四十一條 光嚴天皇光明天皇崇光天皇後光嚴天皇及後圓融天皇に係る事項は勅裁を経て別に簿冊を設け大統譜に準して之を登録すへし

第四十二條 第四十條の規定に依り登録すへき簿冊中の欄は左の區別に従ふ

- 一 中宮尊稱太皇太后尊稱皇太后贈皇太后及贈皇后に係る事項は之を大統譜中皇后の欄に登録すへし
- 二 皇族に係る事項は皇室典範第三十一條の別に従ひ之を各親王内親王女王の欄に登録すへし
- 三 親王の號を宣賜せられたる五世以下の皇族に係る事項は之を親王の欄に登録すへし
- 四 前二號の規定に依り登録すへき親王の配偶者に係る事項は之を妃の欄に登録すへし

### 皇室儀制令

[大正15・10・21皇室令第7號]

#### 第一章 朝儀

第一條 朝儀は他の皇室令に別段の定あるものを除くの外本令の定むる所に依る

第二條 新年朝賀の式は一月一日及二日宮中に於て之を行ふ

第三條 政始の式は一月四日宮中に於て之を行ふ

第四條 新年宴會は一月五日紀元節の式は二月十一日天長節の式は天皇の誕生日に相當する日宮中に於て之を行ふ

別に天長節祝日を定めたる時は天長節の式は其の日之を行ふ

第五條 講書始の式及歌會始の式は一月宮中に於て之を行ふ

第六條 帝國議會の開院式及閉院式は貴族院に於て之を行ふ

第七條 親任式親授式親補式並信任狀

捧呈の式及解任狀捧呈の式は宮中に於て之を行ふ

第八條 天皇喪に在るときは新年朝賀の式新年宴會紀元節の式天長節の式講書始の式及歌會始の式は之を行はず攝政喪に在るとき亦同し

第九條 天皇事故あり其の他已むことを得ざる事由あるときは帝國議會の開院式及閉院式を除くの外臨時の勅定に依り本章に掲ぐる朝儀の全部又は一部を行はざることあるへし攝政事故あるとき亦同し

第十條 本章に掲ぐる朝儀は附式の定むる所に依り之を行ふ

第十一條 本章に掲げざる朝儀は臨時の勅定に依る

#### 第二章 紋章及旗章

第十二條 天皇太皇太后皇太后皇后皇太子皇太妃皇太孫皇太孫妃の紋章は十六葉八重表菊形として左の様式に依る

(様式略)

第十三條 親王親王妃内親王王王妃女王の紋章は十四葉一重裏菊形とし左の様式に依る (様式略)

第十四條 天皇旗は左の様式に依る (様式略)

第十五條 太皇太后旗皇太后旗皇后旗は左の様式に依る (様式略)

第十六條 攝政旗は左の様式に依る (様式略)

第十七條 皇太子旗皇太孫旗は左の様式に依る (様式略)

第十八條 皇太子妃旗皇太孫妃旗は左の様式に依る (様式略)

第十九條 親王旗親王妃旗内親王旗王旗王妃旗女王旗は左の様式に依る

(様式略)

第二十條 前六條に規定する旗章の地質は錦とす但し特別の事由あるときは此の限に在らず

第二十一條 攝政旗は攝政朝儀に臨む場合又は特旨に依る場合に之を用う

親王旗親王妃旗内親王旗王旗王妃女王旗は親王親王妃内親王王王妃女王天皇又は皇后に代りて朝儀に臨む場合又は特旨に依る場合に之を用う

#### 第三章 鹵簿

第二十二條 鹵簿は他の皇室令に別段の定あるものを除くの外本章の定むる所に依る

第二十三條 天皇の鹵簿は第一公式第二公式第三公式及略式とす

重大の朝儀には第一公式の鹵簿を用ひ其の他の朝儀には第二公式又は第三公式の鹵簿を用う

朝儀に非ざる場合には第三公式又は略式の鹵簿を用う

第二十四條 太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃の鹵簿は各公式及略式とす

朝儀には公式の鹵簿を用ひ其の他の場合には略式の鹵簿を用う

第二十五條 攝政の鹵簿は第一公式第二公式及略式とす

重大の朝儀には第一公式の鹵簿を用ひ其の他の朝儀には第二公式の鹵簿を用う

朝儀に非ざる場合には略式の鹵簿を用う

第二十六條 親王親王妃内親王王王妃女王は天皇又は皇后に代りて朝儀に臨む場合又は特旨に依る場合に公式の鹵簿を用う

第二十七條 公式の鹵簿は附式の定むる所に依る

第二十八條 天皇太皇太后皇太后皇妃皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃同乘又は同列の場合に於ける鹵簿及略式の鹵簿は別に之を定む

#### 第四章 宮中席次

第二十九條 文武高官有爵者優遇者の宮中に於ける席次は特旨に由るものを除くの外左の順位に依る

第一階

第一 大勳位



- 一 菊花章頸飾
- 二 菊花大綬章
- 第二 内閣總理大臣
- 第三 樞密院議長
- 第四 元勳優遇の爲大臣の禮遇を賜はりたる者
- 第五 元帥國務大臣宮内大臣
- 第六 朝鮮總督
- 第七 内閣總理大臣又は樞密院議長たる前官の禮遇を賜はりたる者
- 第八 國務大臣宮内大臣又は内大臣たる前官の禮遇を賜はりたる者
- 第九 樞密院副議長
- 第十 陸軍大將海軍大將樞密顧問官
- 第十一 親任官
- 第十二 貴族院議長衆議院議長
- 第十三 勳一等旭日桐花大綬章
- 第十四 功一級
- 第十五 親任官の待遇を賜はりたる者
- 第十六 公爵
- 第十七 從一位
- 第十八 勳一等
  - 一 旭日大綬章
  - 二 寶冠章
  - 三 瑞寶章
- 第二階
  - 第十九 高等官一等
  - 第二十 貴族院副議長衆議院副議長
  - 第二十一 麝香間祇候
  - 第二十二 侯爵
  - 第二十三 正二位
- 第三階
  - 第二十四 高等官二等
  - 第二十五 功二級
  - 第二十六 錦鷄間祇候
  - 第二十七 勅任待遇
  - 第二十八 伯爵
  - 第二十九 從二位
  - 第三十 勳二等

- 一 旭日重光章
- 二 寶冠章
- 三 瑞寶章
- 第三十一 子爵
- 第三十二 正三位
- 第三十三 從三位
- 第三十四 功三級
- 第三十五 勳三等
  - 一 旭日中綬章
  - 二 寶冠章
  - 三 瑞寶章
- 第三十六 男爵
- 第三十七 正四位
- 第三十八 從四位
- 第四階
  - 第三十九 貴族院議員衆議院議員
  - 第四十 高等官三等
  - 第四十一 高等官三等の待遇を享くる者
  - 第四十二 功四級
  - 第四十三 勳四等
    - 一 旭日小綬章
    - 二 寶冠章
    - 三 瑞寶章
  - 第四十四 正五位
  - 第四十五 從五位
- 第五階
  - 第四十六 高等官四等
  - 第四十七 高等官四等の待遇を享くる者
  - 第四十八 功五級
  - 第四十九 勳五等
    - 一 雙光旭日章
    - 二 寶冠章
    - 三 瑞寶章
  - 第五十 正六位
- 第六階
  - 第五十一 高等官五等
  - 第五十二 高等官五等の待遇を享くる者
  - 第五十三 從六位
  - 第五十四 勳六等

- 一 單光旭日章
- 二 寶冠章
- 三 瑞寶章
- 第七階
  - 第五十五 高等官六等
  - 第五十六 高等官六等の待遇を享くる者
  - 第五十七 正七位
- 第八階
  - 第五十八 高等官七等
  - 第五十九 高等官七等の待遇を享くる者
  - 第六十 從七位
  - 第六十一 功六級
- 第九階
  - 第六十二 高等官八等
  - 第六十三 高等官八等の待遇を享くる者
- 第十階
  - 第六十四 高等官九等
  - 第六十五 奏任待遇
  - 第六十六 正八位
  - 第六十七 功七級
  - 第六十八 勳七等
    - 一 青色桐葉章
    - 二 寶冠章
    - 三 瑞寶章
  - 第六十九 從八位
  - 第七十 勳八等
    - 一 白色桐葉章
    - 二 寶冠章
    - 三 瑞寶章
- 第三十條 同順位の者の間に在りては本章に別段の定ある場合を除くの外其の身位を得たる日の前後に従ひ其の前後なきときは其の日に有したる席次の順序に従ひ其の日に席次を有せざりしときは年齢の順序に従ふ
- 同爵者間の席次は位階に依る
- 第三十一條 大臣の禮遇又は前官の禮遇を賜はりたる者にして其の順位を超えたる官に任せられ退官の後更に前に賜は

りたる禮遇と同順位の禮遇を賜はりたるときは前に禮遇を賜はりたる時有したる席次に依り後の禮遇前の禮遇の下なるときは第三十四條の例に依る

第三十二條 親任官にして國務大臣に任せられ退官の後二年以内に更に前と同順位の親任官に任せられたるときは前に有したる席次に依り前の順位より降りたる官に任せられたるときは第三十四條の例に依る

第三十三條 退官退職の日より二年以内に前官職と同順位の官職に就きたるときは前に有したる席次に依る

第三十四條 轉官轉職の場合に於て其の官職同順位なるときは前に有したる席次に依り前の順位より降りたるときは其の順位の首席とす

第三十五條 休職又は退職の文官及豫備役後備役又は退役の者は各相當順位の下席とす

第三十六條 同一人にして二箇以上の身位を有するときは其の高きに従ふ但し特定の身位に依り席次を定むる必要あるときは此の限に在らず

第三十七條 妻の席次は夫に次ぐ

第三十八條 官職を有する者に就き職務上の必要あるときは前數條の規定に拘らず特に席次を定むることを得

**附 則**

本令は大正十五年十一月一日より之を施行す

明治四年六月十七日布告皇族家紋制定の件明治二十二年宮内省達第十七號及宮中席次令は之を廢止す

附式 [略]

**皇 族 就 學 令**

[大正15・10・21皇室令第8號]

第一條 皇族男女滿六歳に達したる時より滿二十歳に至る十四箇年を以て普通教育を受くべき學齡とす

第二條 皇族男女は本令に別段の定あ



る場合を除くの外學習院又は女子學習院に於て就學せしむ

第三條 皇族男女學齡に達したる後に於ける最初の學年の始を以て就學の始期とし中等教科を修了したる時を以て就學の終期とす

第四條 學齡者の保護者は就學の始期より其の終期に至る迄學齡者を就學せしむへし

學齡者の保護者とは學齡者に對し親權を行ふ者其の後見人又は皇室典範第三十七條に依り保育を命せられたる宮内の官僚を謂ふ

第五條 學齡者疾病其の他の事由に因り就學すべき時期に於て就學すること能はずと認めたるときは其の保護者は就學の免除又は猶豫の勅許を受くへし

第六條 在學中の學齡者は已むことを得ざる事由ある場合に限り其保護者に於て勅許を得て中途退學せしむることを得

第七條 學齡者の保護者は特別の事由あるときは勅許を得て其の學齡者を學習院又は女子學習院以外の學校に就學せしむることを得

第八條 學齡者の保護者宮内の官僚なるときは前三條の勅許は宮内大臣を経て之を奏請すへし

第九條 本令は陸海軍の學校に入學する者又は勅旨に由り別段の教育方法を定めたる者に之を適用せず

## 皇族後見令

[大正15・10・21皇室令第9號]

第一條 皇族の後見は左の場合に於て開始す

一 親權に服すべき未成年者に對して親權を行ふ者なき場合に於て皇室典範第三十七條の規定に依り宮内の官僚に命し保育を掌らしめられるとき

二 親權を行ふ者其の一部の喪失を命せられたるとき

三 皇室財産令第二十七條の規定に依

り禁治産の宣告ありたる時

第二條 親權を行ふ父は遺言を以て其の子の後見人を選定することを得但し親權の一部の喪失を命せられたるときは此の限に在らず

父の選定したる後見人なきときは母後見人を選定することを得

前二項の規定に依り選定せられたる後見人其の就職を承諾せむとするときは勅許を受くへし

第三條 皇室典範第三十七條の規定に依り後見人の勅選ありたるときは後見人の選定は其の效力を失ふ

第四條 第二條の規定に依る後見人なき場合又は後見人なきに至りたる場合に於て宮内の官僚に保育を命せられるときは後見人を勅選す

第五條 皇室親族令第五十一條第一項第六十條及第六十一條の規定は後見人に之を準用す

未成年者の後見人には皇室親族令第四十九條第五十條及第五十二條の規定も亦之を準用す

第六條 親權を行ふ者親權の一部の喪失を命せられたる場合に於ては後見人は其の一部に關する権限のみを有す

第七條 皇室親族令第五十一條第一項第六十二條第六十五條乃至第六十七條及民法第八百八十七條第九百十七條第一項第九百二十條第九百二十四條第九百二十八條第九百二十九條第九百三十七條の規定は皇室典範第三十七條の規定に依り保育を命せられたる宮内の官僚及同第五十三條の規定に依り任せられたる管財者に之を準用す

保育を命せられたる宮内の官僚には皇室親族令第五十條の規定も亦之を準用す

## 皇族遺言令

[大正15・10・21皇室令第10號]

第一條 皇族の遺言は文書を以てし遺言者其の全文及年月日を自書し署名の後

之を封緘すへし

第二條 皇族故障の爲自書に依り遺言を爲すこと能はさるときは親族及宮内高等官の中三人以上の立會を以て其の一人に遺言の趣旨を口授して之を爲すことを得

第三條 皇族從軍中自書に依り遺言を爲すこと能はさるときは將校同相當官及隨從官の中二人以上の立會を以て其の一人に遺言の趣旨を口授して之を爲すことを得軍艦其他海軍所屬の船舶に搭乗するとき亦同し

第四條 皇族旅行中自書に依り遺言を爲すこと能はさるときは隨從官二人以上の立會を以て其の一人に遺言の趣旨を口授して之を爲すことを得

第五條 前三條の場合に於ては口授を受けたる者其の趣旨を筆記し他の立會者の閲讀を経たる後事由を附記して各立會者署名すへし

前項の規定に依る遺言書は立會者の一人之を封緘し其の封皮に年月日を記入して署名すへし

第六條 前條の遺言書は遺言者自書に依り遺言を爲すことを得るに至りたる後六箇月間生存する場合には其の効なし

第七條 禁治産者は遺言を爲すことを得ず

第八條 遺言は薨去の時其の效力を生ず

遺言に停止條件を附したる場合に於て薨去の後其の條件成就したるときは遺言は條件成就の時其の効を生ず

第九條 遺贈は胎兒の爲にするものも亦其の效力を有す但し天胎の場合は此の限に在らず

第十條 遺言者は遺言書の保管を宮内大臣に委託することを得

第十一條 遺言書の保管者は薨去の事實を知りたる後遅滞なく遺言書を宮内大臣に提出すへし

遺言者薨去の後遺言書を發見したる者は

遅滞なく之を宮内大臣に提出すへし

第十二條 遺言書は宮内高等官三人以上の立會を以て宮内大臣之を開封す

第十三條 遺贈ある場合に於ては宮内大臣宮内高等官の中より遺言執行者を命ず

第十四條 遺言執行者は就職の後遅滞なく遺贈ある旨を受遺者に通知すへし

第十五條 受遺者遺贈の拋棄を爲さむとするときは前條の通知を受けたる時より三箇月内に其の旨を遺言執行者に申述すへし

受遺者前項の期間内に拋棄の申述を爲さざるときは遺贈の承認を爲したるものと看做す

民法第千十八條及第千十九條の規定は第一項の期間に關し之を準用す

第十六條 第一條乃至第七條及第十條乃至第十二條の規定は遺言の取消に之を準用す

第十七條 遺言に關し疑義あるときは皇族會議及樞密顧問に諮詢したる後之を勅裁す

第十八條 民法第千六十一條乃至第千六十四條第千六十六條第千七十五條第千八十八條第二項第千九十條乃至千九十二條第千九十四條乃至第千四百四條第千四百十三條第一項第千四百十四條第一項第千四百十五條乃至第千四百十七條第千四百二十三條第千四百二十五條乃至第千四百二十九條の規定は他の皇室令に別段の定なきときに限り皇族の遺言に關し之を準用す

第十九條 本令の規定は太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃の遺言に之を適用せず

## 皇室喪儀令

[大正15・10・21皇室令第11條]

### 第一章 大喪儀

第一條 天皇崩御したるときは宮内大臣内閣總理大臣の連署を以て直に之を公告す



太皇太后皇太后皇后崩御したるときは宮内大臣直に之を公告す

第二條 天皇太皇太后皇太后皇后崩御したるときは追號を勅定す

第三條 大行天皇の追號は宮内大臣内閣總理大臣の連署を以て之を公告す  
太皇太后皇太后皇后の追號は宮内大臣之を公告す

第四條 天皇崩御したるときは當日及其の翌日より五日間太皇太后皇太后皇后崩御したるときは當日及其の翌日より三日間廢朝す大喪儀を行ふ當日亦同し

第五條 天皇太皇太后皇太后皇后崩御したるときは大喪儀に關する事務を掌理せしむる爲宮中に大喪使を置く  
大喪使の官制は別に之を定む

第六條 大行天皇太皇太后皇太后皇后の柩は之を殯宮に奉遷す

第七條 大喪儀を行ふ期日場所及陵所は宮内大臣内閣總理大臣の連署を以て之を公告す

第八條 大行天皇太皇太后皇太后の大喪儀には天皇喪主となる但し勅命に依り皇太子皇太孫又は親王王をして喪主の事を行はしむることあるへし

第九條 皇后の大喪儀には皇太子皇太孫喪主となる皇太子皇太孫在らざるときは勅命に依り親王王喪主となる  
皇太子皇太孫事故あるときは勅命に依り親王王をして喪主の事を行はしむ

第十條 大行天皇太皇太后皇太后皇后の靈代は之を權殿に奉安し一周年祭を訖りたる後之を皇靈殿に奉遷す

第十一條 大喪儀は附式の定むる所に依り之を行ふ但し已むことを得ざる事由あるときは其の一部を行はさることあるへし

第二章 皇族喪儀

第十二條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王薨去したるときは宮内大臣直に之を公告す

第十三條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太

孫妃又は攝政たる親王内親王王王妃女王薨去したるときは當日及其の翌日より三日間廢朝す喪儀を行ふ當日亦同し

第十四條 親王親王妃内親王王王妃女王薨去したるときは三日以内の日數を勅定し廢朝することあるへし喪儀を行ふ當日亦同し

第十五條 親王親王妃内親王王王妃女王國葬の場合に於ては喪儀を行ふ當日廢朝す  
前項の場合に於ては宮内大臣之を公告す

第十六條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃又は攝政たる親王内親王王王妃女王薨去したるときは喪儀に關する事務を掌理せしむる爲宮中に喪儀司を置く  
喪儀司の官制は別に之を定む

第十七條 前四條の規定は七歳未満の瘍に之を適用せず

第十八條 喪儀を行ふ期日場所及墓所は宮内大臣之を公告し國葬の場合に於ては宮内大臣内閣總理大臣の連署を以て之を公告す

第十九條 喪儀には直系卑屬たる皇族男子班位に依り喪主となる直系卑屬たる皇族男子なきときは勅命に依り喪主を定む

第二十條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王の靈代は之を其の殿邸に安置し一周年祭を訖りたる後之を皇靈殿に遷す

第二十一條 喪儀は附式の定むる所に依り之を行ふ但し已むことを得ざる事由あるときは其の一部を行はさることあるへし

附式 [略]

皇室陵墓令

[大正15・10・21皇室令第12號]

第一條 天皇太皇太后皇太后皇后の墳塋を陵とす

第二條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王の墳塋を墓とす

第三條 陵墓の兆域内の土地は該陵墓の附屬物とす  
陵墓の兆域内に在る物件は勅裁を経て其の陵墓の附屬物と爲すことを得兆域外に在る土地物件にして特別の由緒あるもの亦同し

第四條 陵には陵名を附す  
陵名は之を勅定す

第五條 陵形は上圓下方又は圓丘とす

第六條 陵には陵籍を設く  
陵籍は天皇に由り門を分ちて其の代數を掲げ各門に天皇陵の欄及皇后陵の欄を設け之に左の事項を登録すへし

- 一 追號及御名又は名
- 二 陵所
- 三 陵名
- 四 崩御の年月日時
- 五 斂葬の年月日
- 六 營建の年月日
- 七 陵形
- 八 兆域の面積
- 九 附屬物

第七條 皇后皇太后又は太皇太后となりたる後崩御したるときは前條の事項は之を皇后陵欄に登録すへし

第八條 陵籍には圖面を添附すへし  
圖面には陵及其の附屬物の形狀を示し且追號陵所及陵名を記載すへし

第九條 墓には墓籍を設く  
墓籍は所出天皇に由り簿冊を區分し皇太子皇太孫親王内親王王王妃女王の墓毎に欄を設け妃の墓に付ては夫の所出天皇に屬する簿冊に欄を設く  
墓籍には左の事項を登録すへし

- 一 名
- 二 墓所
- 三 薨去の年月日時
- 四 斂葬の年月日
- 五 營建の年月日
- 六 墓形

七 兆域の面積

八 附屬物

第十條 第六條及前條に掲けたる事項の外宮内大臣に於て必要と認めたるものは之を陵籍又は墓籍に登録することを得

第十一條 陵籍及墓籍は副本を備ふへし

第十二條 陵籍墓籍及副本には簿冊毎に宮内大臣枚數及調製の年月日を記入し諸陵頭及圖書頭と俱に之に署名すへし

第十三條 陵籍及墓籍は圖書寮に於て尙藏し其の副本は諸陵寮に於て保管す

第十四條 陵は地形に異動を生したる場合を除くの外舊形を變ずることを得す

第十五條 陵の修補又は改築を爲さむとするときは勅裁を経へし

第十六條 陵の修補又は改築に付ては其の起工及竣工の當日勅使をして其の陵に奉告せしむ

第十七條 陵墓又は其の兆域若は附屬物に異動を生したるときは陵籍又は墓籍に異動の登録を爲し且事由を附記すへし

第十八條 陵籍及墓籍の副本は正本に基きて之を作るへし

第十九條 陵籍墓籍及其の副本に登録又は附記を爲したるときは其の年月日を記入し宮内大臣諸陵頭及圖書頭之に捺印すへし

第二十條 陵墓及其の附屬物は之を處分することを得す但し修補又は改築に因りて生したる材料は此の限に在らず  
墓及其の附屬物は重大なる事由を生したる場合に限り勅裁を経て之を變更又は移轉することを得

第二十一條 將來の陵墓を營建すへき地域は東京府及之に隣接する縣に在る御料地内に就き之を勅定す地域の變更亦同し

前項の地域内の土地は之を陵墓地とす  
第二十二條 前條の陵墓地以外の土地に陵又は墓を營建するは別段の勅旨に由る



第二十三條 陵を營建すへき位置及陵形は之を勅定し墓を營建すへき位置は宮内大臣勅裁を経て之を定む

第二十四條 天皇の陵の兆域は二千五百平方メートルとし太皇太后皇太后皇后の陵の兆域は各千八百平方メートルとす

第二十五條 前條に定めたる面積は特別の事由あるときは勅裁を経て之を増減することを得

第二十六條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃の墓の兆域は各三百五十平方メートル以内とす

第二十七條 親王親王妃内親王王王妃女王の墓の兆域は各二百平方メートル以内とす

第二十八條 七歳未満の瘡の墓の兆域は前二條に定めたる面積の二分の一以内とす

第二十九條 同一兆域内に二以上の墓を營建することを得此の場合に於ては其の兆域は一墓を加ふる毎に前三條に定めたる面積の二分の一以内を増すことを得

第三十條 陵墓の兆域の疆界線には圍障又は溝渠を設くへし

第三十一條 陵墓地の所在地域陵名陵墓の兆域及附屬物の種類は宮内大臣之を公告す其の變更ありたる時亦同し

#### 補 則

第三十二條 本令の規定は別段の定めたるものを除くの外従前の陵墓に之を適用す

第三十三條 従前の陵墓及其の附屬物に関する登録事項にして不明なるものは其の登録を省略することを得

第三十四條 可愛山陵高屋山上陵及吾平山上陵に係る事項は陵籍の首部に別門を設け之を登録すへし

第三十五條 彦五瀬命の墓に係る事項は神武天皇より出づる皇族の墓籍の首部に別欄を設け之を登録すへし

第三十六條 光嚴天皇光明天皇崇光天皇後光嚴天皇及後圓融天皇の陵に係る事

項は別に陵籍を設け之を登録すへし尊稱天皇追尊天皇及尊稱皇后の陵に係る事項亦前項に同し

第三十七條 中宮尊稱太皇太后尊稱皇太后贈皇太后及贈皇后の陵に係る事項は陵籍中に其の欄を設け之を登録すへし

第三十八條 従前の皇族の墓に係る事項は皇室典範第三十一條の別に從ひ之を各親王内親王王女王の墓の欄に登録すへし但し五世以下の皇族にして親王の號を宣賜せられたる者の墓に係る事項は之を親王の墓の欄に登録すへし

第三十九條 前條の規定に依り親王王の墓の欄に登録すへき者の配偶者の墓に係る事項は之を妃の墓の欄に登録すへし

第四十條 従前諸陵寮に於て管理したる分骨所火葬塚及灰塚は陵に準ず

前項の分骨所火葬塚及灰塚に係る事項は第六條の規定に準して當該陵の欄に登録すへし

第四十一條 従前の皇族の墓に係る事項は所出天皇を異にする皇族と雖其の少數なるものに於ては一簿冊中に區分を設け之を登録することを妨げず

第四十二條 皇族に非ざる女子にして女院又は准后たりし者の墳塋は之を墓とす

前項の墓に係る事項は別に墓籍を設け之を登録すへし

第四十三條 従前の陵墓の形狀及兆域は現状に從ふ但し特別の必要あるときは勅裁を経て兆域の面積を増減することを得

第四十四條 従前不明の墳塋を陵又は墓と定むるは勅裁に由る

前項の規定に依り勅裁ありたる時は勅使をして其の陵又は墓に奉告せしむ

第四十五條 前條の陵又は墓に係る事項を登録したるときは勅裁の年月日を記入し且事由を附記すへし

## 皇室裁判令

〔大正15・12・1皇室令第16號〕

### 第一章 民事訴訟

#### 第一節 皇室典範第四十九條の訴訟

第一條 皇室裁判所は皇室典範第四十九條の訴訟を裁判す皇室親族令第四十七條の規定に依る訴訟亦同し

皇室裁判所は臨時必要に應じ之を置く

第二條 皇室裁判所は皇室裁判員七人を以て組織す

第三條 皇室裁判員は樞密院議長樞密院副議長樞密顧問官大審院長及勅任判事の中より宮内大臣の奏請に依り之を勅命す

皇室裁判員中一人を裁判長とし宮内大臣の奏請に依り之を勅命す

第四條 皇室裁判所に書記官及書記を置く

書記官は宮内奏任官書記は宮内判任官の中より宮内大臣之を命す

書記官は訴訟書類の調製送達及裁判の執行並庶務を掌理す

書記は上官の指揮を承け庶務に従事す

第五條 皇室裁判所は裁判の執行を管轄す

第六條 訴を提起するには訴狀を宮内大臣に提出すへし

宮内大臣訴を提起するには先づ皇室裁判所の組織を奏請し其の組織成りたる後之に訴狀を提出すへし

第七條 訴狀には當事者法定代理人請求の趣旨及原因並年月日を記載し原告又は其の法定代理人之に署名捺印すへし

第八條 辯論及裁判は之を公行せず

第九條 皇室裁判所は司法裁判所に法律上の補助を求むることを得

第十條 宮内大臣は訴訟に關し報告を求め意見書を提出し又は辯論に立會ひ意見を述ぶることを得

第十一條 判決は書面を以てす判決書には左の事項を記載し皇室裁判員署名捺印すへし

一 當事者及法定代理人

二 主文

三 事實

四 理由

五 年月日

第十二條 皇室裁判所の職務終りたるときは裁判長は記録を宮内大臣に引繼くへし

第十三條 訴訟手續及裁判の執行に關する規定は本令に別段の定めあるものを除くの外皇室裁判所勅裁を経て之を定む

### 第二節 皇族人民間の民事訴訟

第十四條 皇族人民間の民事訴訟に於ては本令に別段の定めある場合を除くの外一般の法令に依る但し皇族に對しては假執行督促手續假差押及假處分に關する規定を適用せず

第十五條 人民の皇族に對する民事訴訟の第一審及第二審は東京控訴院の管轄に屬す但し第一審の訴訟手續は地方裁判所の第一審手續に關する規定に依る

第十六條 當事者たる皇族の訊問は其の所在に就き之を爲すへし

第十七條 第十四條及第十五條の規定は宮内大臣民事訴訟の當事者たる場合に之を準用す

### 第二章 刑事訴訟

#### 第一節 司法裁判所の裁判權に屬する刑事訴訟

第十八條 皇族に對する刑事訴訟は軍法會議の裁判權に屬するものを除くの外大審院の管轄に屬す

第十九條 大審院に於ては大審院長及勅任判事を以て組織したる部に於て審判を爲す

第二十條 捜査は檢事總長の指揮に依る

第二十一條 檢事總長豫審を請求したるときは大審院長は其の院の判事に豫審を命す但し事宜に依り他の裁判所の判事をして豫審を爲さしむることを得

第二十二條 公判には檢事總長立會ふへし



第二十三條 皇族に對する刑事訴訟の手續は總て刑事訴訟法第四編の規定に依る

第二十四條 皇族に對する刑事訴訟に付ては本令に別段の定ある場合を除くの外一般の法令に依る  
皇族に對する刑の執行手續は司法大臣勅裁を経て之を定む

第二節 軍法會議の裁判權に屬する刑事訴訟

第二十五條 陸軍軍法會議法海軍軍法會議法及附屬法令の規定は本令に別段の定ある場合を除くの外皇族に之を適用す  
皇族に對する刑の執行手續は陸軍大臣又は海軍大臣勅裁を経て之を定む

第二十六條 皇族の犯罪は高等軍法會議に於て之を審判す  
高等軍法會議の裁判官は大將たる判士三人及法務官二人を以て之に充つ

第二十七條 捜査は陸軍大臣又は海軍大臣の指揮に依る

第三章 補則

第二十八條 皇族に對する書類の送達は裁判長宮内大臣に囑託して之を爲す

第二十九條 皇族證人なるときは其の所在に就き訊問を爲すへし

第三十條 本令の適用に關し親族關係は皇室親族令の定むる所に依る但し血族は六親等内に限り之を親族とす

第三十一條 押收搜索其の他の強制處分は皇族に付ては勅許を得且宮内高等官の立會あるに非されは之を爲す事を得す

第三十二條 人民相互の民事訴訟及人民に對する刑事訴訟に付ては本令に別段の定ある場合を除くの外一般の法令は皇族にも亦之を適用す

附 則

第三十三條 宮内大臣を當事者とする民事の訴訟にして本令施行の際現に繫屬するものは仍從前の例に依る

王公家軌範

[大正15・12・1皇室令第17號]

第一編 王家及公家

第一章 王系及公系

第一條 王系及公系は男系の男子之を襲く

第二條 王系及公系は長子之を襲く長子在らさるときは長孫之を襲き長子及其の子孫皆在らさるときは次子及其の子孫之を襲く以下皆之に例す

第三條 子孫の王系又は公系を襲くは嫡を先にし庶を後にす

第四條 王系又は公系を襲くへき子孫在らさるときは兄弟及其の子孫之を襲き兄弟及其の子孫在らさるときは伯叔父及其の子孫之を襲く

前項の規定に依り王系又は公系を襲くは同等内に在りては嫡を先にし庶を後にし長を先にし幼を後にす

第五條 王系又は公系を襲くへき者精神若は身體に不治の重患あり又は重大の事故あるときは王公族審議會に諮詢し勅旨を以て襲系の順序を換ふることを得

第六條 王系を襲くへき者在らさるときは勅旨又は情願に依り王又は公より出てたる子孫にして四世以内の者をして之を襲かしめ其の者在らさるときは公をして之を襲かしむ

第七條 前數條の規定に依り王公系を襲くは他に之を襲くへき者なき場合に限る

第八條 公系を襲くへき者在らさるときは勅旨又は情願に依り王又は公より出てたる子孫にして四世以内のものをして之を襲かしむることあるへし

第九條 王の長子孫の系統に在る者は公系を襲くことなし  
公の長子孫の系統に在る者は他の公系を襲くことなし

第十條 第六條及第八條の場合に於ては王公族審議會に諮詢したる後之を勅裁す

第十一條 王系又は公系は左の場合に於て之を襲く

- 一 王又は公薨去したるとき
- 二 王又は公隱居を爲したるとき
- 三 王又は公剝權の處分を受けたるとき

第十二條 王系又は公系を襲きたる者は妃と共に天皇皇后太皇太后に朝見す  
第十三條 王又は公の襲系ありたるときは宮内大臣之を公告す

第二章 王族及公族

第十四條 王王妃及左に掲けたる者にして王家に在るものは之を王族とす

- 一 王の子
- 二 隱居を爲したる王及其の子
- 三 王の長子孫の系統にある者及其の子
- 四 前各號に掲けたる者の配偶者

長子孫の系統を定むるは襲系の順序に依る

長子孫の系統に在る者父祖に先ちて薨去し男子たる子孫なき場合に於て兄弟又は其の子孫あるときは襲系の順序に従ひ之を長子孫の系統に在る者と看做す

前項の者にして王家に在らざるもの及其の配偶者は王家に入る其の者の子及其の妻亦同じ此の場合に於ては第二十二條の規定を準用す

第十五條 公公妃及左に掲けたる者にして公家に在る者は之を公族とす

- 一 公の子
- 二 隱居を爲したる公及其の子
- 三 公の長子孫の系統にある者及其の子
- 四 前各號に掲けたる者の配偶者

前條第二項乃至第四項の規定は長子孫の系統に付之を準用す

第十六條 前二條に定むる王公族の子にして王家又は公家にある女子は之を王族又は公族とす

第十七條 隱居を爲したる王を太王と謂ふ  
王の世嗣たる子を王世子と謂ひ孫を王世孫と謂ふ

第十八條 王の妃を王妃太王の妃を太王妃王世子の妃を王世子妃王世孫の妃を王世孫妃公の妃を公妃と謂ふ

第十九條 王王妃太王太王妃王世子王世子妃王世孫王世孫妃其の他第十四條の王の長子孫の系統に在る者及其の妃には殿下の敬稱を用ひしむ公公妃隱居を爲したる公及其の妃亦同じ

第二十條 王公族の名にして王公族に非ざる者は一家を創立す  
前項の場合に於ては勅旨に依り朝鮮貴族に列せしむることあるへし

第二十一條 王系又は公系を襲きたる者の配偶者直系卑屬及其の配偶者にして王家又は公家に在らざるものは其の家に入る但し第十四條乃至第十六條の規定に該當せざる者長子孫の系統に在らざる直系卑屬にして襲系者の家に在らざる者及直系卑屬たる女子にして婚嫁したる者は此の限に在らず

第二十二條 前條の規定に依り王家又は公家に入るへき者重大の事故あるときは其の家に入らしめざるることあるへし  
前項の場合に於ては王公族審議會に諮詢したる後之を勅裁す

第二十三條 公王系を襲きたる場合に於ては公家に在る者は皆王家に入る

第二十四條 王公族は養子を爲すことを得す

第二十五條 王又は公は勅許を経て隱居を爲すことを得  
前項の場合に於ては王公族審議會に諮詢したる後之を勅裁す

第二十六條 王族又は公族にして其の身位を失ひたる者は本令に別段の定ある場合を除くの外王族又は公族に復することを得す

第二十七條 王族譜及公族譜に關する規定は宮内大臣之を定む

第二編 身位

第一章 總則

第二十八條 皇室裁判令中皇族に關す



る規定は第一章第一節の規定を除くの外王公族に之を準用す

第二十九條 王公族に対する民事訴訟の第一審第二審は東京控訴院又は京城覆審法院の管轄に屬す但し王公族は代人をして訴訟に當らしむることを得

第三十條 王公族は勅許を得るに非されは勾引し又は裁判所に召喚することを得ず

第三十一條 王太王王世子王世孫公は勅許を経て其の住所を定め其の他の王公族は王又は公の許可を得て其の住所を定む

第三十二條 王公族外國に旅行せむとするときは勅許を受くへし

第三十三條 王公族は商工業を營み又は營利を目的とする社團の社員若は役員となることを得ず但し株主となるは此の限に在らず

第三十四條 王公族は任官に依る場合を除くの外報酬を受くる職に就くことを得ず

第三十五條 王公族は公共團體の吏員又は議員となることを得ず

第三十六條 王太王王世子王世孫公公益法人其の他營利を目的とせざる團體の社員又は役員とならむとするときは勅許を受くへし

第三十七條 王公族の就學に付ては皇族就學令を準用す

第二章 成年

第三十八條 王公族は滿二十年を以て成年とす

第三十九條 王王世子王世孫公成年に達したるときは天皇皇后太皇太后皇太后に朝見す

第三章 班位

第四十條 王公族の班位は皇族に次ぎ左の順序に依る

- 第一 王
- 第二 王妃
- 第三 太王

第四 太王妃

第五 王世子

第六 王世子妃

第七 王世孫

第八 王世孫妃

第九 公

第十 公妃

第四十一條 太王の班位は太王となりたる時の先後に依る

太王妃の班位は夫に次ぐ

第四十二條 太王の寡妃王の寡妃の班位は太王妃に次ぎ其の夫の襲系したる時の先後に依る

第四十三條 王世子の寡妃の班位は王世子妃王世孫妃に次ぎ王世孫の寡妃の班位は王世孫妃に次ぐ

王世子の寡妃相互間の班位は寡妃となりたる時の先後に依る王世孫の寡妃相互間の班位亦同し

第四十四條 公の班位は長を先にし幼を後にす

公妃の班位は夫に次ぐ

第四十五條 隱居を爲したる公の班位は公妃に次ぎ其の相互間の班位は隱居をなしたる時の先後に依る

隱居を爲したる公の妃の班位は夫に次ぐ

第四十六條 隱居を爲したる公の寡妃公の寡妃の班位は隱居を爲したる公の妃に次ぎ其の夫の襲系したる時の先後に依る

第四十七條 前數條に掲けたる者を除くの外公族の班位は王族に次ぎ其の王族男子及公族男子の班位は各襲系の順序に従ふ王族女子及公族女子の班位亦之に準す

第四十八條 二家の公族男子相互間の班位は各襲系の順序に従ひ其の順位を同くする者の間に在りては嫡を先にし庶を後にし長を先にし幼を後にす二家の公族女子相互間の班位亦之に準す

第四十九條 前二條の規定に依り同順位に在る者は男を先にし女を後にす

第五十條 夫ある者の班位は其の夫に次ぐ

寡婦の班位は舊に依る

第四章 敘勳任官

第五十一條 王は滿十五年に達したる後大勳位に叙し菊花大綬章を賜ふ

第五十二條 王妃は結婚の禮を行ふ當日勳一等に叙し寶冠章を賜ふ

第五十三條 王世子王世孫は滿十五年に達したる後勳一等に叙し旭日桐花大綬章を賜ふ

第五十四條 王世子妃王世孫妃は結婚の禮を行ふ當日勳二等に叙し寶冠章を賜ふ

第五十五條 公は滿十五年に達したる後勳一等に叙し旭日桐花大綬章を賜ふ

第五十六條 公妃は結婚の禮を行ふ當日勳二等に叙し寶冠章を賜ふ

第五十七條 滿十五年に達したる後王系を襲きたるものは大勳位に叙し菊花大綬章を賜ひ其の妃は勳一等に叙し寶冠章を賜ふ

第五十八條 滿十五年に達したる後王世子王世孫となり又は公系を襲きたる者は勳一等に叙し旭日桐花大綬章を賜ひ其の妃は勳二等に叙し寶冠章を賜ふ

第五十九條 王王世子王世孫公は滿十八年に達したる後特別の事由ある場合を除くの外陸軍又は海軍の武官に任す

第六十條 前數條に定めたるもの及特旨に依るものの外勳章記章及文武官に關する法令は王公族にも亦之を適用す

第五章 身位喪失

第六十一條 王公族は成年に達したる後情願に依り朝鮮貴族に列せしむることあるへし

王公族前項の情願を爲すには王又は公の許可を受くへし

第六十二條 前條の規定に依り朝鮮貴族に列せられたる者は一家を創立し其の者の配偶者直系卑屬及其の配偶者は其の家に入る

第六十三條 王公族は勅許を経て一般臣民の家督相續人となり又は家督相續の目的を以て其の養子となることを得但し勅許を請ふ前王又は公の許可を受くへし前項の場合に於ては皇族身位令第二十八條乃至第三十三條の規定を準用す

第六十四條 前條の規定に依り他家の家督相續人となり又は養子となりたる者の妻直系卑屬及其の配偶者は其の他家に入る

第六十五條 第六十一條及第六十三條の場合に於ては王公族審議會に諮詢したる後之を勅裁す

第六十六條 剝權の處分を受けたる王公族は其の身位を失ふ

前項の規定に依り王公族の身位を失ひたる者は王公族に復することを得ず

第六十七條 前條の規定に依り身位を失ひたる者は一家を創立し其の者の妻は其の家に入る

第六十八條 婚嫁に因り王公家に入りたる女子其の夫を亡ひたるときは王又は公の許可を得て實家に復籍することを得但し妃なるときは尙勅許を受くへし

第六章 懲戒

第六十九條 王公族其の品位を辱むるの所行あり又は皇室に對し忠順を缺きたるときは之を懲戒す

第七十條 懲戒は謹慎停權及剝權とす

第七十一條 謹慎は後來を訓戒し期間を定めて屏居せしむ

第七十二條 停權は期間を定めて特權の一部又は全部の行使を停止す

第七十三條 剝權は特權の全部を剝奪す

第七十四條 王公族謹慎又は停權の處分を受け改悛の狀顯著なるときは其の懲戒の一部又は全部を解除す

第七十五條 懲戒及其の解除は王公族審議會に諮詢したる後之を勅裁す

第七章 失踪

第七十六條 戰時事變其の他の場合に



於て王公族の生死不明なるときは其の財産の管理に付必要な處分を命すへし

第七十七條 王公族の生死不明なるとき三年に亙るときは失踪を宣告すへし失踪の宣告を受けたる王公族は前項の期間満了の時に薨去したるものと看做す

第七十八條 失踪の宣告ありたる後生死の事實分明となりたるときは其の宣告を取消すへし但し其の取消は失踪の宣告に基きたる事項及行爲に其の效力を及ぼさず

第七十九條 前三條の場合に於ては王公族審議會に諮詢したる後之を勅裁す

第八十條 失踪の宣告及其の宣告の取消は宮内大臣之を公告す

第三編 財産

第一章 總則

第八十一條 租税に關する法令は他の皇室令に別段の定ある場合を除くの外王公族に之を適用せず

第八十二條 王王妃太王太王妃王世子王世子妃王世孫王世孫妃及王太王王世子王世孫の子にして未だ婚嫁せざる未成年者の財産に關する法律上の行爲に付ては李王職長官を以て其の當事者と看做す但し李王職長官は所部の官吏をして代理せしむることを得

第八十三條 未だ婚嫁せざる未成年の王公族財産に關する法律上の行爲を爲すには其の法定代理人の同意を受くへし前項の規定に反する行爲は之を取消すことを得

第八十四條 前條の規定は法定代理人に於て處分を認諾せる財産に關する行爲及單に權利を得又は義務を免るべき行爲に之を適用せず

第八十五條 王公族精神の重患あるときは禁治産を宣告することあるへし禁治産者の行爲は之を取消すことを得

第八十六條 王公族精神の耗弱なる時身體の重患あるとき又は蕩産の行爲あるときは準禁治産を宣告することあるへし

前項の規定に依り準禁治産を宣告せられたる者は之に保佐人を附す

民法第十二條第一項及第三項の規定は準禁治産者に之を準用す

第八十七條 禁治産又は準禁治産の原因止みたるときは之を解除す

第八十八條 禁治産又は準禁治産の宣告及解除は王公族審議會に諮詢したる後之を勅裁す

第八十九條 禁治産又は準禁治産の宣告及解除は宮内大臣之を公告す

第九十條 保佐人は勅選に由る

第九十一條 未成年者及女子は保佐人たることを得す

第九十二條 保佐人は正當の事由あるときは勅許を経て辭任を爲すことを得

第九十三條 保佐人の解任は勅旨に由る

第九十四條 民法第十九條及第二十條の規定は未だ婚嫁せざる未成年者禁治産者及準禁治産者の行爲に之を準用す

第九十五條 前十二條の規定は王王妃太王太王妃王世子王世子妃王世孫王世孫妃及王太王王世子王世孫の子にして未だ婚嫁せざる未成年者に之を適用せず

第二章 世襲財産

第九十六條 王及公は世襲財産を設定することを要す

李王職長官は王又は公に代りて世襲財産を設定することを得

第九十七條 世襲財産を設定せむとするときは其の財産の目録を添附し其の旨を宮内大臣に申述すへし

第九十八條 前條の申述ありたるときは宮内大臣は財産の目録を審査し支障なしと認めたるときは其の財産に付て之を世襲財産と爲さむとする申述ありたる旨を一週間公告すへし

前項の公告には土地に付ては其の所在地目地番及面積建物に付ては其の所在種類構造及建坪其の他の物件に付ては其の品目種類箇數其の他必要な事項を掲ぐへ

し

第九十九條 前條の規定に依り公告したる財産に關し權利を主張せむと欲する者は前條第一項の公告期間満了の後二月内に故障を宮内大臣に申出つることを要す

前項の期間内に故障の申出なきときは登記なき權利は之を主張することを得ず登記國債に付登録なき權利亦同し

第一百條 宮内大臣は故障の申出なき財産に限り之を世襲財産と爲すの勅許を請ふへし

前項の場合に於ては王公族審議會に諮詢したる後之を勅裁す

第一百一條 世襲財産設定の勅許ありたるときは宮内大臣は其の旨及第九十八條第二項に掲けたる事項を公告すへし

第一百二條 前六條の規定は世襲財産を増加する場合に亦之を適用す

第一百三條 世襲財産に付ては臺帳を設け之に左の事項を登録すへし

- 一 世襲財産設定の申述者
- 二 勅許の年月日
- 三 第九十八條第二項に掲けたる事項

第一百四條 世襲財産中有價證券あるときは之に世襲財産たる旨を記入し登録國債あるときは國債登録簿に世襲財産たる旨の登録を経へし

株券及社債券に付ては前項の規定に依るの外株主名簿又は社債原簿に世襲財産たる旨を記入すへし

有價證券又は登録國債の世襲財産たる効力は前二項の手續を踐みたる後に非されは之を以て第三者に對抗することを得ず

第一百五條 世襲財産の果實は世襲財産に屬せず變更修補又は改築に因りて生したる材料亦同し

第一百六條 世襲財産は之を處分することを得す

世襲財産に付地上權永小作權又は地役權を設定せむとするときは勅許を受くへし

第一百七條 世襲財産は之を執行行爲の目的と爲すことを得す

第一百八條 世襲財産に屬する財産は重大なる事由を生したる場合に限り其の解除を爲すことを得

前項の解除は王公族審議會に諮詢したる後之を勅裁す

第九十六條第二項第九十七條の規定は世襲財産の解除に之を準用す

第一百九條 世襲財産の解除失効其の他の異動を生したる場合に於ては宮内大臣は其の旨を公告し且臺帳に事由を附記して異動の登録を爲すへし

前項の公告には第九十八條第二項の規定を準用す

有價證券又は登録國債に付世襲財産の解除又は失効ありたるときは第一百四條の記入又は登録を抹消すへし

第一百十條 世襲財産は襲系者の特權に屬す

第一百十一條 公系を襲く者なきときは世襲財産は其の效力を失ふ公王系を襲きたるとき亦同し

第四編 親族

第一章 總則

第一百十二條 親族に關する一般の法令は本令其の他の皇室令に別段の定ある場合を除くの外王公族に之を適用せず

第一百十三條 左に掲けたる者を以て親族とす

- 一 血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

第一百十四條 王公族と一般臣民との間に於ては血族は六親等内に限り之を親族とす

第一百十五條 庶子は母方に付ては親子間に限り之を親族とす

第一百十六條 親等は親族間の世數を算して之を定む

傍系親の親等を定むるには其の一人又は其の配偶者より同始祖に遡り其の始祖よ



り他の一人に下る迄の世數に依る

第百十七條 姻族關係は離婚に因りて止む王公族に嫁したる女子にして其の夫を亡ひたる者其の家を去りたる時亦同し

### 第二章 婚嫁

第百十八條 王公族の婚嫁は男子滿十七年女子滿十五年に達するに非されは之を成すことを得ず

第百十九條 王公族の婚嫁は其の約を成す前勅許を受くへし但し王公に非ざる者は勅許を請ふ前王又は公の許可を受くへし

第百二十條 王王世子王世孫公結婚の禮は李王職長官の申請に依り宮内大臣勅裁を経て其の式を定む

第百二十一條 王王世子王世孫公結婚の禮訖りたる時は妃と共に天皇皇后太皇太后皇太后に朝見す

第百二十二條 王公族の婚嫁は結婚の禮を行ふ當日宮内大臣之を公告す

第百二十三條 王公族の婚嫁は大喪中及直系尊屬の喪中之を成すことを得ず王王妃太王太王妃の喪中亦同し

第百二十四條 王公族は止むことを得ざる事故ある場合に限り勅許を経て離婚を爲すことを得此の場合に於ては第百十九條但書の規定を準用す

第百二十五條 王公族の離婚は宮内大臣之を公告す

第百二十六條 婚嫁に因り王公家に入りたる女子離婚の場合に於ては實家に復籍し其の實家なきときは一家を創立す但し實家を再興することを妨げず

第百二十七條 王公族の婚嫁及離婚は勅許なきときは之を無効とす

### 第三章 親子

第百二十八條 王公族の子の誕生には宮内の官僚をして産所に臨ましむ王公族の子の誕生は宮内大臣之を公告す

第百二十九條 王公族の子誕生したるときは直系尊屬之に名を命ず

王公族の子の命名は宮内大臣之を公告す

第百三十條 王公族の子にして嫡出に非ざる者は之を庶子とす

第百三十一條 王公族及其の子の嫡出子又は庶子たる身分に對しては其の家の王公族又は李王職長官は反對の事實を主張することを不得

### 第四章 親權

第百三十二條 王公族未成年の間は其の家に在る父の親權に服す但し婚嫁の後には此の限に在らず

第百三十三條 親權を行ふ父は子の保育を爲す責務を有す

第百三十四條 親權を行ふ父は必要なる範圍内に於て子を懲戒することを不得

第百三十五條 親權を行ふ父は子の財産を管理し又其の財産に關する行爲に付子を代表す但し第八十二條の規定に依る場合は此の限に在らず

第百三十六條 親權を行ふ父は子に代て其の子の庶子に對し親權を行ふ

第百三十七條 禁治産者準禁治産者及停權の處分を受け其の解除を得ざる者は親權を行ふことを得ず

第百三十八條 父親權を行ふに適せざる時は其の親權の全部又は一部の喪失を命ずへし

親權喪失の原因止みたる時は復權を命ずへし

前二項の場合に於ては王公族審議會に諮詢したる後之を勅裁す

### 第五章 後見

第百三十九條 王公族の後見は左の場合に於て開始す

一 親權に服すへき未成年者に對して親權を行ふ者なきとき又は親權を行ふ者其の一部の喪失を命ぜられたるとき

二 禁治産の宣告ありたる時

第百四十條 後見人は勅選に由る但し親權の全部を行ふ父か遺言を以て選定し

たる後見人を認可することあるへし

第百四十一條 第九十一條乃至第九十三條の規定は後見人に之を準用す

第百四十二條 後見人は其の就職の初に於て宮内の官僚の立會を以て被後見人の財産目録を調製すへし後見人就職の後被後見人包括財産を取得したるとき亦同し

前項の規定は父又は夫後見人たる場合に之を適用せず

第百四十三條 第百三十三條第百三十四條及第百三十六條の規定は未成年者の後見人に之を準用す

第百四十四條 第百三十五條及民法第八百八十七條第九百六條第九百二十二條第九百二十四條第九百二十八條第九百二十九條第九百三十七條の規定は王公族の後見人に之を準用す但し父又は夫後見人たる場合には第九百二十二條第一項及第九百三十七條を除くの外民法の規定を準用する限に在らず

第百四十五條 親權を行ふ父親權の一部の喪失を命ぜられたる場合に於ては後見人は其の一部に關する權限のみを有す

第百四十六條 第百四十四條に準用したる民法の規定に依る親族會の權限は宮内大臣之を行ふ

### 第五編 相續

#### 第一章 總則

第百四十七條 相續に關する一般の法令は本令其の他の皇室令に別段の定ある場合を除くの外王公族に之を適用せず

#### 第二章 遺産相續

第百四十八條 遺産相續は襲系の場合を除くの外王公族の薨去に因りて開始す但し王妃太王太王妃王世子王世孫王世孫王世孫薨去の場合は此の限に在らず

第百四十九條 遺産相續は左の順位に依る

#### 第一 直系尊屬

#### 第二 配偶者

### 第三 直系尊屬

#### 第四 兄弟姉妹

前項の規定に依り直系尊屬又は直系尊屬の間に於て遺産相續を爲すは親等の異りたる者の間に在りては其の近き者を先にし親等の同き者は同順位に於てす

第百五十條 前條の規定に依り遺産相續を爲すへき直系尊屬相續開始前に薨去又は死亡したる場合に於て其の者に直系尊屬あるときは其の直系尊屬は其の者の順位に於て遺産相續を爲す

第百五十一條 遺産相續人相續の拋棄を爲さむと欲するときは自己の爲に相續の開始ありたることを知りたる時より三日内に其の旨を李王職長官に申述すへし遺産相續人前項の期間内に拋棄の申述を爲さざりしときは相續の承認を爲したるものと看做す

第百五十二條 遺産相續人は相續の承認前に於て相續財産を處分することを不得共同相續人の承認又は拋棄前亦同し

第百五十三條 相續財産は相續の承認ある迄李王職長官之を管理す共同相續人の承認又は拋棄亦同し

第百五十四條 同順位之遺産相續人數人あるときは其の各自の相續分は相均きものとす但し直系尊屬數人あるときは庶子の相續分は嫡出子の相續分の二分の一とす

第百五十五條 第百五十條の規定に依りて遺産相續人たる直系尊屬の相續分は其の直系尊屬の受くへかりしものに同じ但し直系尊屬數人あるときは其の各自の直系尊屬の受くへかりし部分に付前條の規定に従ひて其の相續分を定む

第百五十六條 被相續人は前二條の規定に拘らず遺言を以て共同相續人の相續分を定むることを得

被相續人に於て共同相續人中の一人又は數人の相續分のみを定めたる時は他の共同相續人の相續分は前二條の規定に依



りて之を定む

第一百五十七條 被相續人は遺言を以て相續財産分割の方法を定むることを得

第一百五十八條 相續財産の分割に付協議調はさるべきときは李王職長官宮内大臣の認可を経て之を爲す

第一百五十九條 民法第九百六十八條第一千一條乃至第一千三條第九條第一千十一條乃至第一千十六條第一千十八條第一千十九條第一千二十二條及第一千三十九條の規定は王公族の遺産相續に之を準用す

第一百六十條 遺産相續人なきときは李王職長官遺産の清算を爲す此の場合に於ては李王職長官を以て遺産に関する法律上の行爲の當事者と看做す但し李王職長官は所部の官吏をして代理せしむることを得

李王職長官は遅滞なく一切の相續債權者及受遺者に對し二月内に其の請求の申出を爲すべき旨を公告すへし

第一百六十一條 前項第二項の期間満了の後李王職長官は相續債權者及受遺者に辨済を爲し仍殘餘財産あるときは其の財産は王家に在りては王に歸屬し公家に在りては公に歸屬す但し公系を襲く者なきときは殘餘財産は王に歸屬す

民法第一千三十一條乃至第一千三十三條の規定は前項の場合に之を準用す但し條件附債權又は存續期間の不確定なる債權は李王職長官の命したる評價人をして之を評價せしむ

第一百六十二條 前條第一項の規定に依り殘餘財産王又は公に歸屬したるときは相續債權者及受遺者は其の利權を失ふ

第一百六十三條 王公族一般臣民の遺産相續人たるときは民法第五編第二章乃至第四章及第七章の規定に依る

第一百六十四條 王妃太王太王妃王世子王世子妃王世孫王世孫妃の遺産は王に歸屬す

### 第三章 遺言

第一百六十五條 王公族の遺言は文書を以てし遺言者其の全文及年月日を自書し署名の後之を封緘すへし

第一百六十六條 王公族故障の爲自書に依り遺言を爲すこと能はさるときは親族及宮内の官僚の中三人以上の立會を以て其の一人に遺言の趣旨を口授して之を爲すことを得

第一百六十七條 王公族從軍中自書に依り遺言を爲すこと能はさるときは將校同相當官及隨從官の中二人以上の立會を以て其の一人に遺言の趣旨を口授して之を爲すことを得軍艦其他海軍所屬の船舶に搭乘せるとき亦同し

第一百六十八條 王公族旅行中自書に依り遺言を爲すこと能はさるときは隨從官二人以上の立會を以て其の一人に遺言の趣旨を口授して之を爲すことを得

第一百六十九條 前三條の場合に於ては口授を受けたる者其の趣旨を筆記し他の立會者の閲讀を経たる後事由を附記して各立會者署名すへし

前項の遺言書は立會者の一人之を封緘し其の封皮に年月日を記入して署名すへし

第一百七十條 前條の遺言書は遺言者第一百六十五條の規定に依りて遺言を爲すことを得るに至りたる後六月間生存する場合には其の効なし

第一百七十一條 禁治産者及準禁治産者は遺言を爲すことを得ず

第一百七十二條 包括遺贈及不動産を目的とする遺贈は其の効なし

第一百七十三條 遺言書は宮内大臣又は李王職長官に其の保管を委託すへし

第一百七十四條 遺言書を發見したる者は之を宮内大臣又は李王職長官に提出すへし

第一百七十五條 遺言書は宮内の官僚三人以上の立會を以て宮内大臣又は李王職長官之を開封す

第一百七十六條 遺言の執行は李王職長官之を爲す

第一百七十七條 李王職長官は遺言執行の初に於て遺贈ある旨を受遺者に通知すへし

受遺者遺贈の拋棄を爲さむとするときは前項の通知を受けたる時より三月内に其の旨を李王職長官に申述すへし其の申述を爲さざるときは遺贈の承認を爲したるものと看做す

民法第一千十八條及第一千十九條の規定は前項の期間に關し之を準用す

第一百七十八條 第一百六十五條乃至第一百七十五條及民法第一千二十五條乃至第一千二十九條の規定は遺言の取消に之を準用す

第一百七十九條 遺言に關し疑義あるときは王公族審議會に諮詢したる後之を勅裁す

第一百八十條 民法第一千六十一條乃至第一千六十六條第一千七十五條第一千八十七條第一千八十八條第二項第一千九十一條第一千九十一條及第一千九十四條乃至第一千四百條の規定は王公族の遺言に關し之を準用す

### 第六編 喪葬

#### 第一章 喪儀

第一百八十一條 王公族薨去したるときは宮内大臣直に之を公告す

第一百八十二條 王王妃太王太王妃王世子王世子妃王世孫王世孫妃公公妃薨去したるときは三日以内の日數を勅定し廢朝することあるへし

前項の場合に於ては宮内大臣之を公告す

第一百八十三條 前條の規定は七歳未満の瘍に之を適用せず

第一百八十四條 喪儀を行ふ期日場所及墓所は宮内大臣之を公告し國葬の場合に於ては宮内大臣内閣總理大臣の連署を以て之を公告す

第一百八十五條 王王妃太王太王妃王世子王世子妃王世孫王世孫妃公公妃の喪儀

は李王職長官の申請に依り宮内大臣勅裁を経て其の式を定む

### 第二章 服喪

第一百八十六條 父、母、夫の喪は一年とす

第一百八十七條 祖父母、夫の父母、妻の喪は百五十日とす

第一百八十八條 曾祖父母、母方祖父母、父の兄弟姉妹、兄弟姉妹の喪は九十日とす

第一百八十九條 高祖父母、嫡母、繼母、夫の祖父母、母の兄弟姉妹、父の異兄弟姉妹、異父兄弟姉妹、子の喪は三十日とす

第一百九十條 男系の孫、父の兄弟の子、母の異父兄弟姉妹、兄弟の子、夫の嫡母繼母、妻の父母の喪は七日とす

第一百九十一條 母方高祖父母、母方曾祖父母、男系の曾孫玄孫、父の姉妹の子姉妹の子、異父兄弟姉妹の子、母の兄弟姉妹の子、女系の孫の喪は五日とす

第一百九十二條 七歳未満の瘍には喪を服せず

第一百九十三條 王公族は皇族王公族又は華族朝鮮貴族に非ざる親族の爲には喪を服せず

第一百九十四條 二様の親族關係あるときは喪は其の重に従ふ

第一百九十五條 兩喪重複するときは重複の間其の重に従ふ

第一百九十六條 服喪の期間は薨去又は死亡の日より之を起算す

第一百九十七條 王王妃太王太王妃王世子王世子妃王世孫王世孫妃公公妃喪に了るときは其の附屬の李王職職員喪を服す

第一百九十八條 特別の事由の爲除喪するは臨時の勅定に依る

第一百九十九條 王公族の喪服に關する規定は勅定に依り宮内大臣之を公告す

### 第三章 墳塋

第二百條 王公族の墳塋は之を墓とす



第二百一條 墓及其の兆域内の土地は之を處分することを得ず但し重大なる事由ある場合に於て之を變更又は移轉するは此の限に在らず

第二百二條 墓には墓籍を設く墓籍に關する規定は宮内大臣之を定む

第二百三條 墓の兆域は宮内大臣之を公告す

第七編 王公族審議會

第二百四條 王公族審議會は諮詢に應し本令の改正其他王公族に關する重要な事項を審議し意見を上奏す

第二百五條 王公族審議會は總裁及審議官を以て之を組織す

第二百六條 總裁は宮内大臣の奏請に依り樞密院議長樞密院副議長及樞密院顧問官の中より之を勅命す

審議官は十人とし宮内大臣の奏請に依り親任官勅任官及朝鮮貴族の中より之を命す

第二百七條 總裁及審議官は其の有する官職の待遇を享く官職なき者は勅任待遇とす

第二百八條 總裁は會務を統理し會議の議長となる總裁事故あるときは上席の審議官其の職務を行ふ

第二百九條 王公族審議會は審議官過半数の出席あるに非されは議決を爲すことを得ず

第二百十條 王公族審議會に幹事二人書記若干人を置く

幹事は宮内高等官書記は宮内判任官の中より宮内大臣之を命す

第二百十一條 幹事は總裁の命を受け庶務を掌理し書記は幹事の指揮を受け庶務に従事す

第二百十二條 王公族審議會の議事に關する規定は宮内大臣之を定む

附則

第二百十三條 故李太王の子にして王家に在る者は之を王族とす

本令中太王の子に關する規定は前項の王族に之を準用す

第二百十四條 王公族に對する民事の訴訟にして本令施行の際現に繫屬するものは仍從前の例に依る

第二百十五條 第二百一條乃至第二百三條の規定は本令施行の際現に王家又は公家に於て管守する墳塋に之を準用す

前項の墳塋には仍從前の名稱を用ひしむ附式〔畧〕

租税に關する皇室令

〔大正15・12・1皇室令第18號〕

左に掲ぐる租税に關する法規は王公族所有の土地に之を適用す但し王又は公の殿邸地に付ては此の限に在らず

- 一 地租
- 二 地租附加税
- 三 段別割
- 四 朝鮮に於ける租税にして前各號に該當するもの

國葬令

〔大正15・10・21勅令第324號〕

第一條 大喪儀は國喪とす

第二條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃及攝政たる親王内親王女王の喪儀は國葬とす但し皇太子皇太孫七歳未満の孺なるときは此の限に在らず

第三條 國家に偉勳ある者薨去又は死亡したるときは特旨に依り國葬を賜ふことあるへし前項の特旨は勅書を以て内閣總理大臣之を公告す

第四條 皇族に非ざる者國葬の場合に於ては喪儀を行ふ當日廢朝し國民喪を服す

第五條 皇族に非ざる者國葬の場合に於ては喪儀の式は内閣總理大臣勅裁を経て之を定む

位階令

〔大正15・10・21勅令第325號〕

第一條 位は左の十六階とす

- 正一位
- 從一位
- 正二位
- 從二位
- 正三位
- 從三位
- 正四位
- 從四位
- 正五位
- 從五位
- 正六位
- 從六位
- 正七位
- 從七位
- 正八位
- 從八位

一位は親授二位以下四位以上は勅授五位以下は奏授とす

第二條 位は左に掲ぐる者を敘す

- 一 國家に勳功あり又は表彰すへき效績ある者
- 二 有爵者及爵を襲くことを得へき相續人
- 三 在官者及在職者

第三條 前條に掲ぐる者死亡したる場合に於ては特旨を以て其の死亡の日に過り位を追賜することあるへし

第四條 故人にして勳績顯著なる者には特旨を以て位を贈ることあるへし

第五條 有位者は其の位に相當する禮遇を享く

第六條 有位者左の各號の一に該當するときは其の禮遇を享くことを得ず

- 一 禁治産者及準禁治産者
- 二 破産者にして復權を得ざるもの
- 三 刑事の訴を受け勾留又は保釋若しくは責付中に在る者
- 四 禁錮以上の刑の宣告を受けたる時より其の裁判確定するに至る迄の者

第七條 有位者其の品位を保つこと能はず又は其の體面を汚辱する失行ありたるときは情狀に依り其の禮遇を停止若しくは禁止し又は位を失はしむ

第八條 有位者死刑、懲役又は無期若しくは三年以上の禁錮に處せられたるときは其の位を失ふ

有位者左の各號の一に該當するときは情狀に依り其の位を失はしむ

- 一 刑の執行を猶豫せられたるとき
- 二 三年未満の禁錮に處せられたるとき
- 三 懲戒の裁判又は處分に依り免官又は免職せられたるとき

第九條 有位者國籍を喪失したるときは其の位を失ふ

第十條 有爵者又は其の家族華族令又は朝鮮貴族令に依り禮遇を停止又は禁止せられたるときは其の位に屬する禮遇を停止又は禁止す

第十一條 有爵者華族令又は朝鮮貴族令に依り爵を返上したるときは其の位を失ふ

第十二條 有位者其の品位を保つこと能はざるときは位の返上を請願することを得

前項の請願は有爵者に在りては爵の返上の請願と共にするに非されは之を爲すことを得ず

第十三條 本令は皇族、王族及公族に之を適用せず

附則

敘位條例は之を廢止す

大赦令

〔昭和2・2勅令第11號〕

第一條 昭和元年十二月二十五日前左に掲ぐる罪を犯したる者は之を赦免す

- 一 刑法第七十四條及第七十六條の罪
- 二 刑法第七十七條乃至第七十九條の罪
- 三 刑法第九十條乃至第九十四條の罪
- 四 陸軍刑法第二十五條、第二十六條及第三十條の罪並其の未遂罪及豫備又は陰謀の罪



- 五 陸軍刑法第三十五條乃至第三十九條の罪
- 六 陸軍刑法第五十七條乃至第五十九條の罪
- 七 陸軍刑法第七十三條及第七十四條の罪
- 八 陸軍刑法第三百三條の罪
- 九 海軍刑法第二十條、第二十一條及第二十五條の罪並其の未遂罪及豫備又は陰謀の罪
- 十 海軍刑法第三十條乃至第三十四條の罪
- 十一 海軍刑法第五十五條乃至第五十七條の罪
- 十二 海軍刑法第七十一條及第七十二條の罪
- 十三 海軍刑法第四百條の罪
- 十四 治安警察違反の罪但し風俗に關するものを除く
- 十五 新聞紙法違反の罪但し風俗に關するものを除く
- 十六 出版法違反の罪但し風俗に關するものを除く
- 十七 衆議院議員選舉法違反の罪及法令を以て組織したる議會の選舉に關し同法の罰則又は大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法の罰則を準用する法令違反の罪
- 十八 前號に掲ぐる罪と性質を同じくする舊法の罪
- 十九 労働爭議調停法第二十二條の罪
- 二十 明治三十三年法律第三十六號治安警察法第三十條の罪
- 二十一 朝鮮、臺灣、關東州又は南洋羣島に行はるる法令の罪にして前各號に掲ぐる罪と性質を同じくするもの

第二條 前條に掲ぐる罪に該る行爲にして同時に他の罪名に觸るとき又は他の罪名に觸る行爲の手段若は結果たるときは赦免を爲さす

附則

本令は公布の日より之を施行す

減刑令

〔昭和2・2勅令第12號〕

第一條 昭和元年十二月二十五日前刑の言渡を受けたる者にして其の刑の執行前、執行猶豫中、執行中、執行停止中又は假出獄中のものは本令に依り其の刑を減輕す但し其の執行を遁るる者は此の限に在らず

第二條 死刑は之を無期懲役とす

第三條 無期懲役は之を二十年の有期懲役とし無期禁錮は之を二十年の有期禁錮とす但し昭和元年十二月二十五日に於て七十歳以上の者及犯時十六歳未満の者に付ては之を十五年の懲役又は禁錮とす

第四條 有期の懲役又は禁錮に付ては左の例に依り刑期を變更す

一 刑の執行を始めざる者に付ては刑期の四分の一を減す

二 刑の執行を始めたる者に付ては殘刑期の二分の一を減す但し刑の執行か刑期の二分の一に至らざる者に付ては前號の例に依る

三 昭和元年十二月二十五日に於て七十歳以上の者及犯時十六歳未満の者に付ては前二號の例に依らず刑期の三分の一を減す

短期と長期とを定めて言渡したる刑に付ては短期及長期に付前項の例に依る但し犯時十六歳以上の者にして短期を經過したるものに付ては長期に付前項第二號の例に依る

前二項の計算を爲すに當り年、月又は日の端數を生ずるときは一年は之を十二月一月は之を三十日とし日の端數は之を除棄す

第五條 舊法の刑は之に相當する刑法の刑の例に依り之を減輕す

舊法の刑を減輕したるときは其の刑名は之に相當する刑法の刑名に變更す

第六條 左に掲ぐる罪に付ては其の刑を減輕せず

一 刑法第七十三條及第七十五條の罪

二 刑法第百八條の罪及其の未遂罪

三 刑法第百四十八條の罪及其の未遂罪

四 刑法第百八十一條の罪

五 刑法第二百條の罪及其の未遂罪

六 自己又は配偶者の直系尊屬に對して犯したる刑法第二百四條の罪

七 刑法第二百五條第二項の罪

八 刑法第二百八條第二項の罪及其の罪を犯し因て人を死傷に致したる罪

九 刑法第二百二十條第二項の罪及其の罪を犯し因て人を死傷に致したる罪

十 刑法第二百三十六條、第二百三十八條若は第二百三十九條の罪又は其の未遂罪（但し前に強盜又は竊盜の行爲に因り刑に處せられたる者に限る）

十一 刑法第二百四十條の罪及第二百四十一條の罪並其の未遂罪

十二 前各號に掲ぐる罪と性質を同じくする舊法の罪

十三 軍機保護法第一條乃至第三條の罪及其の未遂罪

十四 朝鮮、臺灣、關東州又は南洋羣島に行はるる法令の罪にして前各號に掲ぐる罪と性質を同じくするもの

第七條 併合罪に付併合して一個の刑の言渡ありたる場合に於て其の併合罪中前條に掲ぐる罪あるときは減刑を爲さす前條に掲げざる罪名に觸る行爲にして同時に前條に掲ぐる罪名に觸るとき又は前條に掲ぐる罪の手段若は結果たる時亦前項に同じ

第八條 前に禁錮以上の刑に處せられたる者にして昭和元年十二月二十五日前

十五年以内に恩赦を得其の後七年以内に禁錮以上の刑に處せられたるものに付ては其の刑を減輕せず

第九條 前數條の規定に依り減刑を爲さざる者と雖特別の事情あるときは減刑を行ふことを得

附則

本令は公布の日より之を施行す

復權令

〔昭和2・2勅令第13號〕

第一條 罰金以上の刑の言渡を受けたる爲資格を喪失し又は停止せられたる者にして其の刑の執行を終り又は執行の免除を得たる日より昭和元年十二月二十五日の前日迄に十年以上を經過したるものは復權す但し大正五年十二月二十五日以後に再び罰金以上の刑に處せられたる者は此の限に在らず

第二條 十八歳未満の時罪を犯し死刑又は無期刑に非ざる刑に處せられたる者にして昭和元年十二月二十五日の前日迄に其の刑の執行を終り又は執行の免除を得たるものは其の刑に處せられたる爲喪失し又は停止せられたる資格に付復權す

附則

本令は公布の日より之を執行す

徵兵令改正法

〔昭和2・3・31法律47號〕

兵役法

第一章 總則

第一條 帝國臣民たる男子は本法の定むる所に依り兵役に服す

第二條 兵役は之を常備兵役、後備兵役、補充兵役及國民兵役に分つ

常備兵役は之を現役及豫備役に、補充兵役は之を第一補充兵役及第二補充兵役、に、國民兵役は之を第一國民兵役及第二國民兵役に分つ

第三條 志願に依り兵籍に編入せらるる者の兵役に關しては勅令の定むる所に



依る

第四條 六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者は兵役に服することを得ず

第二章 服役

第五條 現役は陸軍に在りては二年、海軍に在りては三年とし現役兵として徴集せられたる者之に服す

現役兵は現役中之を在營せしむ

第六條 豫備役は陸軍に在りては五年四月、海軍に在りては四年とし現役を終りたる者之に服す

第七條 後備兵役は陸軍に在りては十年、海軍に在りては五年とし常備兵役を終りたる者之に服す

第八條 第一補充兵役は陸軍に在りては十二年四月、海軍に在りては一年とし現役に適する者にして其の年所要の現役兵員に超過する者の中所要の人員之に服す

第二補充兵役は十二年四月とし現役に適する者の中現役又は第一補充兵役に徴集せられざる者及海軍の第一補充兵役を終りたる者之に服す但し海軍の第一補充兵役を終りたる者に在りては十一年四月とす

第九條 第一國民兵役は後備兵役を終りたる者及軍隊に於て教育を受けたる補充兵にして補充兵役を終りたる者之に服す

第二國民兵役は戶籍法の適用を受くる者にして常備兵役、後備兵役、補充兵役及第一國民兵役に在らざる年齢十七年より四十年迄の者之に服す

第十條 年齢二十五年迄に師範學校を卒業したる者（小學校の教職に就く資格を失ひたる者を除く）の現役は第五條の規定に拘らず五月とす但し師範學校の教練を修了せざる者に在りては七月とす前項の規定に依り現役に服する者は現役中之を短期現役兵と稱す

短期現役兵其の現役を終りたる時は直に第一國民兵役に服す

第十一條 現役兵にして青年訓練所の訓練又は之と同等以上と認むる訓練を修了したる者の在營期間は六月以内之を短縮することを得

前項に規定する認定及在營期間短縮に關する事項は勅令を以て之を定む

第十二條 現役兵にして前條の規定の適用を受けざる者の在營期間は軍事上妨げなきときに限り勅令の定むる所に依り六十日以内之を短縮することを得

第十三條 現役兵にして一年六月以内に於て教育を修了し得る兵種に屬する者の在營期間は前二條の規定に拘らず勅令の定むる所に依り之を短縮することを得

第十四條 現役兵にして在營中左の各號の一に該當する者の在營期間は之を短縮することを得

- 一 品行方正學術勤務の成績優秀なる者
- 二 定員に對し過剰と爲りたる者

第十五條 前四條の規定は短期現役兵に之を適用せず

第十六條 第十一條乃至第十四條の規定に依り在營期間を短縮する場合に於ては現役期間内に未入營期間又は歸休期間を置く

第十七條 現役又は補充兵役は現役兵又は補充兵として徴集したる年の十二月一日より之を起算す

短期現役兵の現役は入營の月の一日より之を起算す

戰時又は事變の際其の他必要ある場合に於ては前二項に規定する起算の日を變更することを得

第十八條 第五條乃至第八條、第九條第一項及第十條に規定する服役は其の期間に拘らず年齢四十年を以て限とす

第十九條 左の各號の一に該當するときは服役の期間を延長することを得

- 一 戰時又は事變に際するるとき
- 二 出師の準備又は守備若は警備の爲必要あるとき
- 三 航海中又は外國に於て勤務中なるるとき
- 四 重要な演習又は特別に觀兵の舉あるとき
- 五 天災其の他避くへからざる事故に因り已むを得ざるるとき

前項の規定に依り延長したる期間は次に服すべき兵役の期間に之を通算す

第二十條 在營中本人に依るに非されは家族（戸主を含み本人と世帯を同じくする者に限る）か生活を爲すこと能はざるに至りたる時は現役を免除す但し故意に其の事故を爲したるときは此の限に在らず

第二十一條 現役兵、豫備兵、後備兵若は補充兵にして疾病其の他身體若は精神の異常に因り當該兵役に服し難き者又は現役兵にして前條の規定に依り現役を免除せられたる者は之を他の兵役に轉せしむ但し疾病其の他身體又は精神の異常に因り兵役に堪へざる者に對しては兵役を免除す

前項の規定に依り轉役する者の服すべき兵役及服役期間の計算に關しては勅令を以て之を定む

第二十二條 現役兵にして入營前又は入營後六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられたる者の在營中刑の執行を受けたる日數及在營中逃亡したる者の逃亡中の日數は之を現役期間に算入せず

第三章 徴集

第二十三條 戶籍法の適用を受くる者にして前年十二月一日より其の年十一月三十日迄の間に於て年齢二十年に達する者は本法中別段の規定あるものを除くの外徴兵検査を受くることを要す

前項に規定する年齢は之を徴兵適齡と稱す

第二十四條 戸主は其の家族中毎年十

二月一日より同月三十一日迄の間に年齢二十年と爲る者あるときは翌年一月中旬に一月一日より十一月三十日迄の間に年齢二十年と爲る者あるときは其の年一月中旬に本籍の市町村長に届出つへし戸主年齢二十年と爲るとき亦同じ命令を以て定むる者に付ては此の限に在らず

第二十五條 兵員を徴集する爲徴兵區を設く

徴兵區は之を徴募區に分つ徴兵區の種類及區域並に徴募區の區域に關しては勅令の定むる所に依る

第二十六條 現役兵及第一補充兵の員數は之を徴兵區に配賦し更に之を徴募區に配賦す

前項に規定する配賦は徴兵區又は徴募區に本籍を有し徴兵検査を受くべき者の見込數を基準として之を行ふ

第二十七條 前條の規定に依り配賦したる兵員は當該徴募區に本籍を有する者より之を徴集す

第二十八條 徴兵區又は徴募區に配賦したる兵員を當該徴兵區又は徴募區に於て充足し難きときは其の不足員數を他の徴兵區又は徴募區に配賦し徴集することを得

第二十九條 徴兵検査は徴兵検査を受くべき者の本籍所在の徴募區に於て之を行ふ但し身體検査に限り本籍所在の徴募區以外の地に於て行ふことを得

第三十條 徴兵検査を受くべき者徴兵検査を受くべき年に於て之を受けるときは次年に於て徴兵検査を行ふ

第三十一條 身體検査を受けたる者にして現役兵又は第一補充兵として徴集せらるべき者は他の徴募區に轉屬するも之を轉屬前の徴募區の配賦人員に充て徴集す

第三十二條 身體検査を受けたる者は左の如く之を區分す

- 一 現役に適する者
- 二 國民兵役に適するも現役に適せ



さる者

三 兵役に適せざる者

四 兵役の適否を判定し難き者

前項に規定する区分の標準は勅令の定むる所に依る

第三十三條 現役に適する者は勅令の定むる所に依り體格等位の優劣に従ひ各徴募區の配賦人員に應し現役兵、第一補充兵の順序に之を徴集す此の場合に於て體格等位同一なる者は本法中別段の規定あるものを除くの外兵種毎に抽籤の法に依り徴集順序を定む

前項の規定に依り徴集すべき者の屬する兵種は各徴募區の配賦人員に應し其の身材、藝能及職業に依り之を定む

現役に適する者にして現役兵又は第一補充兵に徴集せざる者は之を第二補充兵に徴集す

現役兵として徴集せらるべき者にして其の屬する兵種定まりたる者は本人の願に依り第一項に規定する抽籤に加ふることなく現役兵に之を徴集することを得

第三十四條 國民兵役に適するも現役に適せざる者は之を徴集せず

第三十五條 兵役に適せざる者は兵役を免除す

第三十六條 兵役の適否を判定し難き者に付ては徴集を延期し爾後適否を決定し得るに至る迄毎年徴兵検査を行ふ

第三十七條 徴兵検査を受くべき者勅令の定むる所に依り兵役に適せずと認むる疾病其の他身體又は精神の異常の者なるときは其の事實を證明すべき書類に基き身體検査を行ふことなく兵役を免除することを得

第三十八條 短期現役兵たるの資格を有する者にして現役に適する者は第三十三條の規定に拘らず之を短期現役兵に徴集す

第二十六條乃至第二十八條の規定は短期現役兵の徴集に關し之を適用せず

第三十九條 徴兵検査を受くべき者左

の各號の一に該當するときは徴集を延期することを得

一 禁錮以上の刑に該るべき犯罪の爲豫審又は公判中なるとき

二 犯罪の爲拘禁中なるとき

三 刑の執行停止中なるとき

四 假出獄中なるとき

五 少年法の定むる所に依り感化院矯正院又は病院に收容中なるとき

六 矯正院法の定むる所に依り假退院中なるとき

前項の規定は現役に適する者にして未だ徴集順序定まらざる者に之を準用す

前二項の規定に依り徴集を延期せられたる者は其の事由止む年又は其の翌年に於て徴兵検査を行ふ

第四十條 徴兵検査を受けたる者現役兵として徴集せらるるに因り家族(戸主を含み本人と世帯を同じくする者に限る)か生活を爲すこと能はざるに至るべき確證ある場合に於ては二年間徴集を延期す但し故意に其の事故を作為したるときは此の限に在らず

前項の規定に依り徴集を延期せられたる者其の延期期間内に於て其の事由止むときは事由止む年又は其の翌年に於て徴兵検査を行ふ

第一項の規定に依り徴集を延期せられたる者其の延期期間を過ぎ尙其の事由止まざるときは之を過ぎたる年の翌年に於て徴兵検査を行ふ但し現役兵又は第一補充兵として徴集することなし

第一項の延期期間は徴兵検査を受けたる年の十二月一日より之を起算す

第四十一條 中學校又は中學校の學科程度と同等以上と認むる學校に在學する者に對しては本人の願に依り學校の修業年限に應し年齢二十七年に至る迄徴集を延期す

前項に規定する認定及年齢の區分に關しては勅令を以て之を定む

第一項の規定に依り徴集を延期せられたる者は其の事由止む年又は其の翌年に於て徴兵検査を行ふ

前項の規定に依り徴集を延期せられたる者は其の事由止む年又は其の翌年に於て徴兵検査を行ふ

前項の規定に依り徴集を延期せられたる者は其の事由止む年又は其の翌年に於て徴兵検査を行ふ

前項の規定に依り徴集を延期せられたる者は其の事由止む年又は其の翌年に於て徴兵検査を行ふ

前項の規定に依り徴集を延期せられたる者は其の事由止む年又は其の翌年に於て徴兵検査を行ふ

前項の規定に依り徴集を延期せられたる者は其の事由止む年又は其の翌年に於て徴兵検査を行ふ

る者は在學の事由止む年又は其の翌年に於て徴兵検査を行ふ但し一の學校卒業の日より六月以内に他の學校に入學する者に付ては徴集延期の事由繼續するものと看做す

第二項の年齢の區分に基く最高年齢に達するも在學の事由尙止まざる者は最高年齢に達したる年又は其の翌年に於て徴兵検査を行ふ

第四十二條 徴兵適齡及其の前より帝國外の地に在る者(勅令を以て定むる者を除く)に對しては本人の願に依り徴集を延期す

前項の規定に依り徴集を延期せられたる者は其の事由止む年又は其の翌年に於て徴兵検査を行ふ

第四十三條 前條第一項の規定に依り徴集を延期せられたる者にして直系尊屬若は妻子の死亡若は重慮の爲又は官廳の命に依り一時帝國內に歸還する者は徴集延期の事由尙繼續するものと看做す但し歸還後の滞在期間九十日を超ゆるときは此の限に在らず

前項に規定する場合を除くの外前條第一項の規定に依り徴集を延期せられたる者にして一時帝國內に歸還する者は勅令の定むる所に依り在留地の遠近に應し一年間一回滞在期間九十日を超えざる場合に限り徴集延期の事由尙繼續するものと看做す

前二項の規定に該當する者にして歸還後の滞在中に於て疾病其の他避くべからざる事故生じ前二項に規定する期間内に出發し難き者あるときは其の滞在中を延長することを得此の場合に於ては其の延長したる期間徴集延期の事由尙繼續するものと看做す

第四十四條 前二條の規定は帝國外の地を往復する帝國船舶の船員に之を準用す

第四十五條 家族(戸主を含み本人と世帯を同じくする者に限る)二人以上現

役兵として同時に在營する爲家事上の支障を生ずべきときは一人の在營間他の者の入營を延期することを得

第十七條第三項の規定は前項の規定に依り入營を延期せられたる者に之を準用す

第四十六條 現役兵として入營すべき者疾病其の他避くべからざる事故に因り入營すべき期日に入營し難きとき又は第三十九條第一項各號の一に該當するときは三十一日以内入營を延期することを得

現役兵として入營すべき者にして前項に規定する入營を延期し得べき期間内に入營し難き者に對しては更に徴兵検査を行ふ但し第十三條の規定する兵種に屬する者に在りては更に徴兵検査を行ふことなく次の入營すべき期日に入營せしむることを得

第四十七條 現役兵として入營すべき者入營の際行ふ身體検査に於て疾病其の他身體又は精神の異常に因り三十一日以内に治癒の見込なく且勤務に堪へずと認むる者なるときは之を歸郷せしめ第二十一條の規定の適用を受くる者を除くの外更に徴兵検査を行ふ

前條第二項但書の規定は前項の規定に依り歸郷せしめられたる者に之を準用す

第四十八條 現役兵に闕員を生したる場合に於ては服役第一年次の第一補充兵を以て其の徴集順序に従ひ之を補闕することを得

第二十七條及第二十八條の規定は前項に規定する補闕に之を準用す

第四十九條 左に掲ぐる者(第一號、第二號、第五號及第六號の者に在りては徴兵適齡を過ぎたる者に限る)徴集せらるる場合に於ては第三十三條第一項に規定する抽籤に加へざるものとす但し二人以上あるときは其の者のみに付抽籤を行ひ徴集順序を定む

一 第四十一條第三項又は第四項の規定に該當する者

二 第四十二條第二項又は第四十四

一 第四十一條第三項又は第四項の規定に該當する者

二 第四十二條第二項又は第四十四

一 第四十一條第三項又は第四項の規定に該當する者

二 第四十二條第二項又は第四十四



條の規定に該當する者  
 三 第四十六條第二項の規定に該當する者  
 四 第四十七條の規定に該當する者  
 五 第六十六條第一項の規定に該當する者  
 六 第六十七條の規定に該當する者  
 七 第七十四條に規定する罪を犯し刑に處せられたる者  
 八 第七十六條に規定する罪を犯し刑に處せられたる者

前項に掲ぐる者の徴集順序は第三十三條第一項の規定に依り抽籤を爲したる者の上位とし同條第四項の規定に依り徴集せらるべき者の徴集順序は前項に掲ぐる者の上位とす

第五十條 第七十四條又は第七十六條に規定する罪を犯し刑に處せられたる者に對しては第四十條乃至第四十二條第四十四條及第四十五條の規定に依る延期を爲さず

第五十一條 戸籍の記載の抹消又は遺漏其の他の事由に因り戸籍に記載せられざる爲本籍を有せざる者にして徴兵検査を受くべき者を發見したるときは發見の年又は其の翌年に於て徴兵検査を行ふ徴兵検査を受けたる者戸籍に記載せられたる出生年月日の訂正に因り徴兵適齡又は徴兵適齡未滿と爲りたる時は左の各號の一に該當する者を除くの外更に徴兵検査を行ふ

- 一 現役中の者又は現役を終りたる者
- 二 補充兵にして教育の爲召集中の者又は其の召集を終りたる者
- 三 第三十七條の規定に依り兵役を免除せられたる者

第五十二條 戸籍法の適用を受けざる者にして徴兵適齡を過ぎ戸籍法の適用を受くる者の家に入りたる者に對しては徴集を免除す

前項の規定は徴兵適齡を過ぎ帝國の國籍

を取得し又は回復したる者に之を準用す

第五十三條 第三十條、第三十六條、第三十九條第三項、第四十條第二項若は第三項、第四十一條第三項若は第四項、第四十二條第二項、第四十四條、第四十六條第二項、第四十七條、第五十一條第一項、第六十六條第一項又は第六十七條の規定に依り徴兵検査を受くべき者年齢三十七年を過ぎたる時は徴集を免除す前項の年齢は第十七條第一項又は第二項に規定する現役又は補充兵役の起算の日に於ける年齢とす

第四章 召集

第五十四條 歸休兵、豫備兵、後備兵、補充兵又は國民兵は戰時又は事變に際し必要に應し之を召集す

第五十五條 歸休兵は在營兵の補闕其の他必要ある場合に之を召集することを得

服役第一年次の豫備兵は警備其の他の必要に因り歸休兵を召集するも尙兵員を要する場合に之を召集することを得

第五十六條 豫備兵及後備兵は勤務演習の爲豫備役及後備兵役を通し五回以内之を召集することを得

前項に規定する召集は一年一回とし一回の日數は陸軍に在りては三十五日以内、海軍に在りては七十日以内とす

第五十七條 第一補充兵は教育の爲百二十日以内之を召集することを得

第五十八條 補充兵にして軍隊に於て教育を受けたる者は勤務演習の爲之を召集することを得

第五十六條の規定は前項に規定する召集に之を準用す

第五十九條 勤務演習に召集せられたる者召集中犯罪の爲又は正當の事由なく勤務演習を闕きたるときは其の闕きたる日數又は回數を勤務演習の日數又は回數に算入せず正當の事由なく召集の期日に後れたるとき亦同し

前項の規定は教育の爲召集せられたる者

に之を準用す

第六十條 歸休兵、豫備兵、後備兵及補充兵に對しては毎年一回簡閱點呼を行ふことを得

第六十一條 歸休兵、豫備兵、後備兵又は補充兵にして左の各號の一に該當する者に對しては勤務演習召集又は簡閱點呼を免除することを得

- 一 餘人を以て代ふへからざる職に在る官吏又は官吏待遇者
- 二 市町村長、助役、收入役其の他之に準すべき職に在る者
- 三 帝國議會、府縣會、市町村會其の他之に準すべきものの議員但し其の會期中に限る
- 四 帝國外の地に旅行又は在留する者
- 五 帝國外の地を往復する帝國船舶の船員

第六十二條 召集せられたる者疾病其の他避くへからざる事故に因り召集に應し難きときは十日以内召集を延期することを得

召集せられたる者第三十九條第一項各號の一に該當し召集期日に召集に應し難きとき又は前項の規定に依り召集を延期せられたる者其延期期間内に召集に應し難きときは召集期日又は召集年次を變更す

前二項の規定は簡閱點呼に參會を命せられたる者に之を準用す

召集せられたる者入營の際行ふ身體検査に於て疾病其の他身體又は精神の異常に因り勤務に堪へずと認むる者なるときは召集を免除す

第六十三條 召集せられたる者召集に因り家族（戸主を含み本人と世帯を同じくする者に限る）か生活を爲すこと能はざるの確證ある場合に於ては召集を免除す但し故意に其の事故を作爲したるときは此の限に在らず

第五章 雜則

第六十四條 第一補充兵にして第四十

八條の規定に依り現役兵の補闕に充てられ現役に服するに至りたる者の既に服したる第一補充兵役の期間は之を現役の期間に通算す

第六十五條 第四十六條の規定に依り後れて入營したる者又は第四十八條第一項の規定に依り補闕として後れて入營したる者と雖も其の在營期間の計算に關しては後れずして入營したるものと看做す但し犯罪の爲又は正當の事由なく後れて入營したる者は此の限に在らず

前項の規定は第六十二條第一項の規定に依り召集を延期せられたる者にして其延期期間内に召集に應したる者に之を準用す

第六十六條 志願に依り兵籍に編入せられたる者にして兵籍より除かるるに至りたる者勅令の定むる期間服役せざる者なるときは更に徴兵検査を行ふ

前項の規定に依り徴兵検査を受けたる者現役兵として徴集せられたる場合に於ける現役期間の計算は勅令の定むる所に依る

第六十七條 短期現役兵として現役を終りたる者年齢二十八年迄の間に於て左の各號の一に該當するときは更に徴兵検査を行ふ此の場合に於て現役兵として徴集せられたるときは前の現役期間を後の現役期間に、前に在營したる期間を後に在營すべき期間に通算す但し第十三條の規定に該當する現役兵として徴集せられたるときは前に在營したる期間を後に在營すべき期間に通算せず

- 一 小學校の教職に就くの資格を失ひたる時
- 二 現役を終りたる日より六月を経過したる日及其の後に於て小學校の教職に在らざる時

前項の規定は短期現役兵として現役中小學校の教職に就くの資格を失ひたる者に之を準用す

第六十八條 本法に規定するものの外



兵役に關し必要なる届出に付ては命令の定むる所に依り之を爲さしむることを得

第六十九條 市町村長は兵役（第二國民兵を除く）に在る者に付命令の定むる所に依り其の戶籍の欄外に兵役の略符號を附すへし

戶籍法第三條の規定は前項に規定する事務に之を準用す

第七十條 本法中本人より願出を爲すへき場合に於て本人事故あるときは戸主之を爲すことを得

第七十一條 本法中戸主に關する規定は戸主未成年者又は禁治産者なるときは戸主の法定代理人に、戸主若は戸主の法定代理人未だ法定せざるとき又は避くへからざる事故あるときは家族中家事を擔當する者に之を適用す

第七十二條 本法中市長に關する規定（第六十一條の規定を除く）は區長を以て戶籍に關する事務を管掌する者と爲したる市に在りては區長に之を適用す

本法中町村長に關する規定は町村長に準すへき者に之を適用す

第七十三條 本法に規定する學校中には帝國外の地に在りて帝國臣民の爲に設置したる學校にして勅令の定むる所に依り指定したるものを包含す

## 第六章 罰則

第七十四條 兵役を免るる爲逃亡し若は潜匿し又は身體を毀傷し若は疾病を作爲し其の他詐僞の行爲を爲したる者は三年以下の懲役に處す

第七十五條 現役兵として入營すへき者正當の事由なく入營の期日に後れ十日を過ぎたるときは六月以下の禁錮に處し戰時に在りては五日を過ぎたるときは一年以下の禁錮に處す

前項の規定は志願に依り兵籍に編入せられ服役する者に之を準用す

第七十六條 正當の事由なく徴兵検査を受けざる者は百圓以下の罰金に處す

第七十七條 第二十四條の規定に依る

届出を爲さざる者は五十圓以下の罰金又は料料に處す

第七十八條 前四條の規定は何人を問はず帝國外に於て其の罪を犯したる者に之を適用す

## 附則

本法は昭和二年十二月一日より之を施行す

本法施行の際現に豫備役に在る者の服役期間は尙從前の規定に依る此の場合に於ては第五十五條第二項の規定を適用せず

本法施行の際現に補充兵役に在る者は第一補充兵役に服するものとす

本法施行の際現に徴兵令第二十三條の規定に依り入營を延期せられ居る者に付ては尙從前の例に依る其の徴集せらるる場合に於ける徴集順序に關しては第四十九條の例に依る

刑法施行法第二十六條第二號を左の如く改む

## 二 削除

## 銀行法

[昭和2・3・29法律第21號]

第一條 左に掲ぐる業務を營む者は之を銀行とす

一 預金の受入と金銭の貸付又は手形の割引とを併せ爲すこと

二 爲替取引を爲すこと

營業として預金の受入を爲す者は之を銀行と看做す

第二條 銀行業は主務大臣の免許を受くるに非されは之を營むことを得ず

第三條 銀行業は資本金百萬圓以上の株式會社に非されは之を營むことを得ず但し勅令を以て指定する地域に本店又は支店を有する銀行の資本金は二百萬圓を下ることを得ず

前項但書の規定に依り地域の指定ありたる場合に於て其の地域に本店又は支店を有する銀行にして資本金二百萬圓未滿のものは指定の日より五年を限り前項但書の資本金に依らざることを得

第四條 銀行は其の商號中に銀行なる文字を用ふへし

銀行に非ざるものは其の商號中に銀行たることを示すへき文字を用ふることを得ず

第五條 銀行は擔保附社債信託法に依り擔保附社債に關する信託業を營み又は保護預り其の他の銀行業に附隨する業務を營むの外他の業務を營むことを得ず

第六條 銀行は左の場合に於ては主務大臣の認可を受くへし

一 商號を變更せんとするとき

二 資本金を變更せんとするとき

三 支店其の他の營業所又は代理店を設置せんとするとき

四 本店其の他の營業所の位置を變更せんとするとき

五 支店以外の營業所を支店に變更せんとするとき

第七條 銀行は代理店主をして其の代理事務に關し代理店の出張所其の他の從たる營業所又は復代理店を設けしむることを得ず

銀行の代理店主は其の代理事務に關し代理店の出張所其の他の從たる營業所又は復代理店を設けることを得ず

第八條 銀行は資本の總額に達する迄は利益を配當する毎に準備金として其の利益の十分の一以上を積立つへし

第九條 銀行の營業年度は一月より六月迄及七月より十二月迄とす

第十條 銀行は營業年度毎に營業報告書を作成して之を主務大臣に提出すへし

第十一條 銀行は營業年度毎に主務大臣の定むる様式に依り貸借對照表を作成して之を公告すへし

第十二條 銀行の監査役は銀行の業務及財産の狀況に關する調査の結果を記載したる監査書を毎營業年度二回作成して之を本店に備へ置くへし

第十三條 銀行の常務に從事する取締役又は支配人か他の會社の常務に從事せ

んとするときは主務大臣の認可を受くへし

第十四條 銀行の合併は主務大臣の認可を受くるに非されは其の效力を生ぜず

第十五條 銀行か合併の決議を爲したる場合に於て商法第七十八條第二項の規定に依りて爲すへき催告は預金者に對しては之を爲すことを要せず

第十六條 銀行か合併の決議を爲したる場合に於て商法第七十八條第二項但書の期間は一月迄之を下すことを得合併に因る株式併合の場合に於て商法第二百二十條の二但書の期間に付亦同し

第十七條 銀行か合併に因りて貯蓄銀行法第一條第一項の業務に屬する契約に基く權利義務を承繼したる場合に於ては其の契約の完了する迄仍其の契約に關する業務に限り之を繼續することを妨げず貯蓄銀行法第九條、第十條及第十五條の規定は前項の場合に之を準用す

第十八條 銀行の休日は祭日、祝日、日曜日其の他の銀行の營業所所在地に行はるる一般の休日に限る

銀行か天災其の他避くへからざる事變に因り臨時に休業するときは直に其の旨を公告し地方長官に届出つへし

第十九條 銀行か預金の拂戻を停止するときは直に其の旨を公告し事由を具して主務大臣に届出つへし

第二十條 主務大臣は何時にても銀行をして其の業務に關する報告を爲さしめ又は監査書其の他の書類帳簿を提出せしむることを得

第二十一條 主務大臣は何時にても部下の官吏に命して銀行の業務及財産の狀況を検査せしむることを得

第二十二條 主務大臣は銀行の業務又は財産の狀況に依り必要と認むるときは業務の停止又は財産の供託を命し其の他必要なる命令を爲すことを得

第二十三條 銀行か法令、定款若は主務大臣の命令に違反し又は公益を害すへ



き行爲を爲したるときは主務大臣は業務の停止若しくは取締役、監査役の改任を命じ又は營業の免許を取消すことを得

第二十四條 主務大臣は業務の停止を命ぜられたる銀行に對し其の整理の状況に依り必要と認むるときは營業の免許を取消すことを得

第二十五條 銀行業の廢止又は銀行の解散の決議は主務大臣の認可を受けるに非されは其の效力を生ぜず

第二十六條 銀行か其の目的を變更し他の業務を營む會社として存続する場合に於ては銀行に關する事務を管理する主務大臣は其の會社か預金債務を完済するに至る迄財産の供託を命じ其の他必要な命令を爲すことを得合併に因り銀行に非ざる會社か銀行の預金債務を承繼したる場合亦同し

第二十條及第二十一條の規定は前項の場合に之を準用す

第二十七條 銀行が營業の免許を取消されたるときは之に因りて解散す前項の場合に於て清算人は利害關係人の請求に因り又は職權を以て裁判所之を選任す其の清算人の解任亦同し

第二十八條 前條の場合を除くの外裁判所は利害關係人の請求に因り又は職權を以て清算人を解任することを得

前項の規定に依り清算人を解任したるときは裁判所は清算人を選任することを得

第二十九條 裁判所は銀行の清算事務及財産の状況を検査し、財産の供託を命じ其の他清算の監督に必要な命令を爲すことを得

第三十條 銀行の清算、破産又は強制和議の場合に於て裁判所は銀行の検査監督に従事する官吏に對し意見を求め又は検査若しくは調査を囑託することを得

第三十一條 銀行の清算、破産又は強制和議の場合に於て銀行の検査監督に従事する官吏は裁判所に對し意見を述ぶることを得

第三十二條 本法施行地外に本店を有する銀行か本法施行地内に支店、出張所又は代理店を設け銀行業を營まんとするときは各營業所毎に代表者を定め第二條の規定に依る免許を受くべし

前項の規定に依り免許を受けたるときは該營業所は本法の適用に付之を銀行と看做す此の場合に於ては第三條乃至第六條第八條、第十二條乃至第十七條、第二十五條及第二十七條乃至前條の規定に拘らず命令を以て別段の規定を設けることを得第一項の免許に付ては主務大臣は特に必要な制限を附することを得

第三十三條 主務大臣の免許を受けずして銀行業を營みたる者は五千圓以下の罰金に處す

第三十四條 左の場合に於ては取締役、監査役、支配人、清算人又は本法施行地外に本店を有する銀行の本法施行地に於ける代表者を一年以下の懲役若しくは禁錮又は千圓以下の罰金に處す

一 業務報告書又は監査書の不實の記載、虚偽の公告其の他の方法に依り官廳又は公衆を欺罔したるとき

二 本法に依る検査に際し帳簿書類の隠蔽、不實の申立其の他の方法に依り検査を妨けたるとき

第三十五條 左の場合に於ては取締役、監査役、支配人、代理店主（代理店主法人なるときは其の業務を執行する社員、取締役其の他法人の代表者又は外國會社の代表者）、清算人又は本法施行地外に本店を有する銀行の本法施行地に於ける代表者を十圓以上千圓以下の料りに處す但し其の行爲に付刑を科すへきときは此の限に在らず

一 第五條乃至第八條又は第十三條の規定に違反したるとき

二 第十七條に於て準用する貯蓄銀行法第九條の規定に違反したるとき

三 本法に依り銀行に備へ置くべき書類の備付若しくは主務大臣に提出すべき書類の提出を怠り、之に記載すべき事項を記載せず又は之に不實の記載を爲したるとき

四 本法に定めたる届出若しくは公告を爲すことを怠り又は不實の届出若しくは公告を爲したるとき

五 第二十二條、第二十三條、第二十六條又は第二十九條の規定に依り主務大臣又は裁判所の爲したる命令に違反したるとき

六 本法に基きて發する命令に違反したるとき

第三十六條 第四條第二項の規定に違反したる者は十圓以上百圓以下の料りに處す

第三十七條 銀行か本法に依り爲すべき公告は新聞紙に依るべし

#### 附 則

第三十八條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む

第三十九條 銀行條例は之を廢止す舊法に依りて營業の認可を受けたる銀行にして本法施行の際現に存する者は第四十條及第四十一條の定むる制限に従ひ本法に依りて免許を受けたる銀行と看做す舊法に依りて爲しなる認可、處分其の他の行爲は本法中之に相當する規定ある場合に於ては本法に依りて之を爲したるものと看做す

第四十條 前條第二項の銀行にして株式會社又は外國銀行以外のものは本法施行後五年を限り仍其の營業を繼續することを得

商法施行前に設立したる合資會社にして舊法に依り營業の認可を受けたる銀行か本法施行後五年内に其の組織を變更し又は合併に因り株式會社と爲りたるときは前項の規定に拘らず其の營業を繼續することを得

前項の組織變更は主務大臣の認可を受く

るに非されは其の效力を生ぜず

第四十一條 第三十九條第二項の銀行の資本金に付ては本法施行後五年を限り第三條第一項本文の規定を適用せず第三十九條第二項の銀行の合併に因りて設立したる銀行の資本金に付亦同し

命令を以て定むる人口一萬未満の地に本法施行の際現に本店を有する銀行に付ては第三條第一項本文の規定を適用せず但し其の資本金は本法施行後五年内に五十萬圓以上と爲すことを要す

第四十二條 本法施行の際現に銀行にして其の商號中に銀行なる文字を用ひざるもの及銀行に非ずして其の商號中に銀行たることを示すべき文字を用ふるものに付ては本法施行後六月を限り第四條の規定を適用せず

第四十三條 本法施行の際現に第五條の業務以外の業務を營む銀行は本法施行後五年を限り仍其の業務を繼續することを得

第四十四條 第三十九條第二項の銀行の本法施行の際現に有する本店及支店以外の營業所又は代理店は本法施行後一年内に主務大臣の認可を受けるに非されは之を存続することを得す

前項の認可申請書は本法施行後三月内に主務大臣に提出すべし

第四十五條 本法施行の際現に銀行の業務に従事する取締役又は支配人にして他の會社の常務に従事する者は本法施行後一年を限り主務大臣の認可を受けずして引續き其の會社の常務に従事することを得

第四十六條 第三十九條第二項の銀行にして株式會社又は外國銀行以外のものの業務廢止に付ては主務大臣の認可を受くべし

第四十七條 本法中取締役に關する規定は第三十九條第二項の銀行にして株式會社又は外國銀行以外のものに付ては其の營業主（營業主法人なるときは其の業務を執行する社員）に之を準用す



### 兌換銀行券整理法

〔昭和23・31法律46號〕

第一條 日本銀行が發行したる左記種類の兌換銀行券は昭和十四年三月三十一日限り強制通用の效力を失ふものとす但し政府又は日本銀行に於て受入るる場合に付ては此の限に在らず

#### 第一 五圓券

- 一 明治十八年十二月大藏省告示第百六十六號の分
- 二 明治二十一年十一月大藏省告示第百四十號の分
- 三 明治三十二年三月大藏省告示第十號の分
- 四 明治四十三年八月大藏省告示第百七號の分
- 五 大正五年十二月大藏省告示第百六十三號の分

#### 第二 拾圓券

- 一 明治十八年一月大藏省告示第十二號の分
- 二 明治二十三年七月大藏省告示第三十三號の分
- 三 明治三十二年九月大藏省告示第五十一號の分
- 四 大正四年四月大藏省告示第四十四號の分

#### 第三 貳拾圓券

- 一 大正六年十一月大藏省告示第七十六號の分

#### 第四 百圓券

- 一 明治十八年八月大藏省告示第十九號の分
- 二 明治二十四年十一月大藏省告示第三十六號の分
- 三 明治三十三年十二月大藏省告示第五十五號の分
- 四 大正六年八月大藏省告示第百三十六號の分

第二條 日本銀行は昭和十四年三月三十一日に於ける前條の兌換銀行券の發行高を同年四月一日に於ける兌換銀行券發

行高より除去し且其の除去したる發行高に相當する金額を即日國庫に納付すべし

第三條 第一條の期限經過後政府は同條の兌換銀行券の引換義務を承繼す前項の承繼後に於ける引換は日本銀行本支店に於て之を取扱ふ

第四條 第二條の規定に依り日本銀行の納付する金額中滅失の爲前條の引換の請求なしと認むる兌換銀行券の額に相當する金額は國債整理基金特別會計法第二條の規定に依る繰入の外之を國債償還に充つる爲漸次一般會計より國債整理基金特別會計に繰入れ其の殘餘に相當する金額は前條の規定に依る引換の準備金として日本銀行をして之を保管せしむべし

### 震災手形損失補償公債法

〔昭和23・29法律第19號〕

第一條 大正十二年勅令第四百二十四號及大正十四年法律第三十五號に依る契約に基き政府が日本銀行に對して支拂ふべき損失補償金は五分利附國債證券を以て之を交付す

第二條 政府は前條の規定に依り交付する爲一億圓を限り公債を發行することを

得 第三條 前條の規定に依り發行する公債の交付價額が一億圓に達せるときは其の差額を補填する爲前條の制限以外に公債を發行することを

得 第四條 本法に依り交付する國債證券の交付價格は時價を參酌して大藏大臣之

を定む

〔參照〕 大正十二年(九月二十七日公布)勅令第四百二十四號

政府は日本銀行か左の各號の一に該當する手形にして大正十四年九月三十日以前の満期日を有するものの割引を爲し之に因りて損失を受けたる場合に於て壹億圓を限り同行に對し其の損失を補償するの契約を爲すことを得但し第一號乃至第三號に指定する手形の割引は大正十三年三

月三十一日迄に爲したるをのに限る

一 震災地(東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣及静岡縣を謂ふ以下同し)を支拂地とする手形又は震災地に震災の當時營業所を有したる者の振出したる手形若は之を支拂人とする手形にして大正十二年九月一日以前に銀行の割引したるもの

二 前號に規定する手形の書換の爲に振出したる手形

三 前二號の規定する手形又は震災地に營業所を有する銀行か他の銀行に對し大正十二年九月一日以前に發行したる預金證書若はコールローンの證書を擔保として銀行の振出したる手形

四 前二號に規定する手形にして日本銀行の割引したるものの書換の爲に振出したる手形

日本銀行は本令に依りて爲す手形の割引に付政府の監督を受くべし

大正十四年(三月三十一日公布)法律第三十五號

政府は日本銀行か大正十二年勅令第四百二十四號第一項第四號に該當する手形にして大正十四年十月一日より大正十六年九月三十日迄の間に於ける満期日を有するものの割引を爲し之に因りて損失を受けたる場合に於て同行に對し其の損失を補償するの契約を爲すことを

得 前項補償金額は大正十二年勅令第四百二十四號に依る補償金額と合して一億圓を超ゆることを得ず

日本銀行は本法に依りて爲す手形の割引に付政府の監督を受くべし

### 震災手形善後處理法

〔昭和23・29法律第29號〕

第一條 本法に於て震災手形と稱するは大正十二年勅令第四百二十四號第一項第四號に該當する手形を謂ふ

第二條 政府は昭和二年九月三十日に於て日本銀行より震災手形の割引を受け居る銀行(以下震災手形所持銀行と稱す)

に對し該震災手形の整理を爲さしむる爲本法の定むる所に依り貸付金を爲すことを得

前項の貸付金は五分利附國債證券を以て之を交付す

第三條 政府は前條の規定に依り交付する爲必要なる額を限度とし公債を發行することを得但し其の總額は震災手形損失補償公債法に依り發行する公債と通して二億七百萬圓を超ゆることを得ず

第四條 前條並震災手形損失補償公債法第二條及第三條の規定に依り發行する公債の交付價額か通して二億七百萬圓に達せるときは其の差額を補填する爲前條の制限以外に公債を發行することを

得 第五條 本法に依り交付する國債證券の交付價格は時價を參酌して大藏大臣之を定む

第六條 第二條の貸付は震災手形所持銀行か其の震災手形債務者との間に其の手形債務を更改する爲十年以内の年賦償還貸付契約を締結したる場合に非されは之を爲さず

第七條 第二條の貸付の期限は十年以内とし其の利率は年五分以上とす前項の外貸付金に關しては大藏大臣之を定む

第八條 第二條の貸付の辨濟金に相當する金額は國庫整理基金特別會計法第二條の規定に依る繰入の外本法に依り發行したる公債の償還に充つる爲之を一般會計より國債整理基金特別會計に繰入るべし但し本法に依り發行したる公債の前年度首に於ける未償還額の萬分の百十六に相當する金額に付ては此の限に在らず

第九條 第二條の貸付に關する事務は日本銀行をして之を取扱はしむ前項の事務の取扱に要する經費は日本銀行の負擔とす

第十條 震災手形所持銀行に對し第二條の貸付確定前に於て日本銀行か昭和二年十月一日より同年十一月三十日迄の間



に於ける満期日を有する震災手形を割引きたるときは該震災手形に關しては大正十四年法律第三十五號を準用す  
前項の規定に係る契約に基き政府か日本銀行に對して爲すべき損失補償に關しては第三條及第四條の規定並震災手形損失補償公債法を準用す

### 國債整理基金特別會計法中改正

[昭和2・3・29法律第4號]

第二條の二 國債の元金償還に充つる爲前條の繰入額の外毎年度其の前前年度に於て一般會計の歳計上新に生したる剰餘金の四分の一を下らざる金額を一般會計より國債整理基金特別會計に繰入るへし

前項の剰餘金の計算に付ては之を生したる年度より翌年度に繰越したる歳出豫算の財源に充つべき額を算入せざるものとす

第四條第一項を左の如く定む  
國債整理基金は國債を以て保有し又は大藏省預金部に預入れ之を運用することを得

附 則

本法は昭和二年度より之を施行す

### 日本銀行特別融通及損失補償法

[昭和2・5法律第55號]

第一條 日本銀行は現に預金の拂戻停止中に非ざる銀行より其の預金（定期積金を含む）の支拂準備に充つる爲資金融通の請求ありたる場合に於て財界の安定を圖る爲必要ありと認むるときは之に對し手形割引の方法に依り大藏大臣の定むる特別融通を爲すことを得

現に融金の拂戻停止中の銀行にして將來營業繼續の見込あるものに付ては前項の規定を適用す

日本銀行か前二項の特別融通を爲すに付ては特別融通審査會の議を経ることを要す

特別融通審査會の組織及權限は勅令を以て之を定む

第二條 日本銀行か前條の特別融通の爲にする手形割引を爲すことを得る期間は本法施行の日より一年とす

第三條 第一條の特別融通の爲めにする手形の書換の爲めに振出したる手形の割引に依る特別融通の期限は本法施行の日より十年を超ゆることを得す

第四條 政府は本法に依る特別融通に因りて日本銀行か損失を受けたるときは同行に對し五億圓を限り其の損失を補償するの契約を爲すことを得

前項の損失を決定する基準は大藏大臣之を定む

第五條 本法に依る特別融通に因りて日本銀行の受けたる損失及其額の特別融通損失審査員之を決定す

特別融通損失審査會の組織及權限は勅令を以て之を定む

第六條 第四條第一項の契約に基き政府か日本銀行に對して支拂ふべき損失補償金は五分利附國債證券を以て之を交付することを得

第七條 政府は前條の規定に依り交付する爲必要なる額を限度とし公債を發行することを得

第八條 本法に依り交付する國債證券の交付價格は特價を參酌して大藏大臣之を定む

附 則

本法は公布の日より之を施行す

昭和二年四月二十二日より本法施行の日の前日迄に日本銀行の爲したる手形割引に依る融通にして第一條の特別融通に相當するものは之を第一條の特別融通と看做す

### 臺灣の金融機關に對する資金融通に關する件

[昭和2・5法律第56號]

第一條 政府は臺灣統治の必要上臺灣に於ける金融機關をして其の機能を維持

せしむる爲又は海外に於ける帝國の信用を維持する爲必要ありと認むるときは日本銀行をして臺灣に於ける金融機關に對し手形割引の方法に依り二億圓を限り資金の融通を爲さしむることを得

第二條 日本銀行をして前條の融通の爲にする手形割引を爲さしむる期間は本法施行の日より一年とす

第三條 政府は本法に依る融通に因りて日本銀行か損失を受けたるときは同行に對し二億圓を限り其の損失を補償する契約を爲すことを得

第四條 本法に依る融通に因りて日本銀行の受けたる損失及其額は日本銀行特別融通及損失補償法第五條の特別融通損失審査會之を決す

第五條 日本銀行特別融通及損失補償法第三條、第四條第二項及第六條乃至第八條の規定は本法に依る融通、之に因る日本銀行の損失及其の補償に關し之を準用す

附 則

本法は公布の日より之を施行す

### 保稅工場法

[昭和2・3・31法律第45號]

第一條 保稅工場は外國貨物に加工し若は之を原料として製造を爲し又は外國貨物の改装、仕分其の他の手入を爲す工場とす貨物の混合は之を貨物の製造と看做す

第二條 保稅工場に於ては税關長の許可したる範圍内に於て内國貨物に加工し又は之を原料として製造を爲すことを得

第三條 保稅工場に於ける作業の原料には内國貨物と外國貨物とを使用することを得

前項の規定に依り内國貨物と外國貨物とを使用したる貨物は之を外國貨物とす

第四條 保稅工場に於ける作業及貨物の種類は税關長之を定む

第五條 保稅工場の外國貨物の輸入税は輸入の時の性質及數量に依り之を徵收

す但し命令を以て指定したる外國貨物にして作業の際其の原料に付税關の検査を受けたるものの輸入税は命令の定むる所に依り検査の時の原料の性質及數量に依り之を徵收す

前項但書の場合に於ては徵收すべき輸入税の外命令の定むる所に依り其の利子に相當する金額を徵收することを得

前項の規定に依り徵收する金額は之を輸入税と看做す

第六條 保稅工場の貨物藏置期間は移入許可の日より一年とす但し税關長は特別の事由ありと認むる場合に於ては更に一年を超えざる期間内に於て之を延長することを得

前項の期間は他の保稅工場より移入したる貨物に付ては最初の移入許可の日より之を計算す

第七條 税關官吏は取締上必要ありと認むるときは保稅工場に出入する者の身邊搜索を爲すことを得

第八條 私設保稅工場を設置せんとする者は税關長の特許を受くへし

第九條 私設保稅工場の使用規則及使用料は税關長の認可を受け之を定むへし

第十條 保稅倉庫法第五條の二、第九條の二、第九條の三、第十九條、第二十条條及第二十五條乃至第三十条條の規定は保稅工場に之を準用す

第十一條 關稅法第三條中收容に關する規定並同法第四十七條、第四十八條及第五十条條乃至第五十二條の規定は本法に依り收容したる貨物に之を準用す

第十二條 第二條又は第四條の規定に違反して作業を爲したる者は三百圓以下の罰金又は科料に處す

第十三條 左の各號の二に該當する者は百圓以下の罰金又は科料に處す

一 許可を受けずして保稅工場に貨物に移入し又は保稅工場より貨物移出したる者

二 第七條の搜索又は第十條に於て



準用する保税倉庫法第二十五條の検査を拒み、妨げ又は忌避したる者

三 認可を受けたる使用規則に依らずして保税工場を使用せしめ又は認可を受けざる使用料を徴したる者

第十四條 私設保税工場設置の特許を受けたる者又は輸出若は輸入の業を営む者の代理人又は使用人か其の業務に關し第十二條又は前條の規定に依り處罰せらるべきときは其の特許を受けたる者又は營業者を處罰す但し特許を受けたる者又は營業者か其の代理人又は使用人の監督に付相當の注意を爲したることを證明する場合及税關貨物取扱人か貨物の取扱を爲したる場合は此の限に在らず

税關貨物取扱人の代理人、雇人其の他の従業者か其の業務に關し第十二條又は前條の規定に依り處罰せらるべきときは税關貨物取扱人を處罰す

第十五條 前條の場合に於て特許を受けたる者、營業者又は税關貨物取扱人か未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人を處罰す但し業務に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

第十六條 本法を犯したる者には刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第六十三條及第六十六條の例を用ひす但し第十三條第二號の罪を犯したる者に付ては此の限に在らず

第十七條 犯則事件の調査及處分に關しては關税法を準用す

附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む  
假置場法は之を廢止す

舊法に依りて特許せられたる私設假置場は之を本法に依りて特許せられたる私設保税工場と看做し舊法に依りて認可せられたる貨物藏置規則及庫敷料は之を本法に依りて認可せられたる使用規則及使用料と看做す

舊法に依りて爲したる處分及手續は本法中之に相當する規定ある場合に於ては本法に依りて之を爲したるものと看做す

舊法に依りて假置場に藏置したる貨物にして引續き保税工場に在る貨物の藏置期間は最初の移入免許の日より一年とす但し之より長き期間を認められたる貨物に付ては其の期間に依る

前項の貨物の輸入税は仍從前の例に依り之を徴收す

他の法令中税關假置場又は假置場とあるは保税工場とす

登録税法中改正

(掲出箇條並に下線の部は改正)

[昭和23・29法律第6號]

第二條 不動産に關する登記を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むへし

一 相續に因る所有權の取得

不動産價格 千分の五

二 遺言、贈與其の他無償名義に因る所有權の取得

不動産價格 千分の四十五

但し神社、寺院、祠宇、佛堂又は民法第三十四條に依り設立したる法人か無償名義又は寄附行爲に因り所有權を取得したるときは千分の二十五

三 前各號以外の原因に因る所有權の取得

不動産價格 千分の三十三

四 所有權の保存

不動産價格 千分の五

五 共有物の分割

分割に因りて受くる不動産の價格 千分の五

六 地上權、永小作權又は賃借權の取得

存續期間十年以下のもの

不動産價格 千分の一

同二十年以下のもの

不動産價格 千分の二

同三十年以下のもの

不動産價格 千分の四

存續期間五十年以下のもの

不動産價格 千分の七

同七十年以下のもの

不動産價格 千分の十

同百年以下のもの

不動産價格 千分の十五

同百年を超ゆるもの

不動産價格 千分の二十

存續期間の定めなきもの

不動産價格 千分の一

存續期間の定めなきものにして民法第二百六十八條若は第二百七十八條の規定あるもの又は借地法第二條第一項の規定の適用あるもの

不動産價格 千分の四

相續に因る取得にして存續期間三十年を超ゆるもの

不動産價格 千分の五

權利移轉に因る取得の場合に於ては既に經過したる期間を存續期間より控除し其の殘期間を以て存續期間と看做す

七 地役權の取得

要役地價格 千分の一

八 華族世襲財産の設定

不動産價格 千分の二十五

九 先取特權の保存又は取得

債權金額又は不動産工事費用豫算金額 千分の五・五

十 質權、抵當權の取得

債權金額 千分の五・五

十一 信託の登記

所有權に付ては

不動産價格 千分の四

所有權以外の權利に付ては

不動産價格 千分の二

十二 競賣、強制管理の申立

債權金額 千分の五・五

十三 假差押、假處分

債權金額 千分の四

十四 抵當ある債權の差押

債權金額 千分の五・五

十五 相續財産の分離

所有權に付ては

不動産價格 千分の五・五

所有權以外の權利に付ては

不動産價格 千分の一

十六 滞納處分以外の原因に因る權利の處分の制限にして特に掲げざるもの

債權金額 千分の四

十七 抹消したる登記の回復

不動産每一箇 金四十錢

十八 假登記

不動産每一箇 金四十錢

十九 附記登記

不動産每一箇 金二十錢

但し一件に付税額金二圓を超ゆるときは二圓とす

二十 登記の更正、變更又は抹消

不動産每一箇 金二十錢

但し一件に付税額金二圓を超ゆるときは二圓とす

前項第一號乃至第三號の場合に於て共有物持分の取得に係るものは其の持分の價格に依る

第三條 船舶に關する登記を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むへし

一 相續に因る所有權の取得

船舶價格 千分の三

二 遺言、贈與其の他無償名義に因る所有權の取得

船舶價格 千分の三十五

三 前各號以外の原因に因る所有權の取得

船舶價格 千分の二十三

四 委付

船舶價格 千分の三

五 所有權の保存

船舶價格 千分の三

六 賃借權の取得

船舶價格 千分の一

七 抵當權の取得

債權金額 千分の五・五

八 信託の登記



所有権に付ては  
船舶価格 千分の三  
所有権以外の権利に付ては  
船舶価格 千分の一

九 競賣の申立  
債権金額 千分の五・五

十 假差押, 假處分  
債権金額 千分の四

十一 抵當ある債権の差押  
債権金額 千分の五・五

十二 滞納處分以外の原因に因る権利の處分にして特に掲げざるもの  
債権金額 千分の四

十三 登記證書を提出せずして受けたる特別登記簿の登記を登記簿に移す場合に於ける登記  
船舶每一箇 金一圓

十四 抹消したる登記の回復  
船舶每一箇 金四十錢

十五 假登記  
船舶每一箇 金四十錢

十六 附記登記  
船舶每一箇 金二十錢

十七 登記の更正, 變更又は抹消  
船舶每一箇 金二十錢

前項第一號乃至第三號の場合に於て共有物持分の取得に係るものは其の持分の價格に依る

第三條の二 信託財産たる不動産又は船舶を委託者より受託者に移す場合に於ける所有権取得の登記に付ては左の區別に従ひ登録税を納むへし

一 委託者か元本の歸屬権利者にして委託者以外の者又は委託者と委託者以外の者とか収益の受益者なる信託  
不動産  
不動産價格 千分の四  
船舶 船舶價格 千分の三

二 委託者か収益の受益者にして委託者以外の者又は委託者と委託者以外の者とか元本の受益者又は歸屬

権利者なる信託にして信託財産の處分を目的とするもの  
不動産  
不動産價格 千分の四十五  
但し神社, 寺院, 祠宇, 佛堂又は民法第三十四條に依り設立したる法人か元本の受益者又は歸屬権利者なるときは千分の二十五

船舶 船舶價格 千分の三十五

三 委託者以外の者又は委託者と委託者以外の者とか元本の受益者又は歸屬権利者にして委託者以外の者又は委託者と委託者以外の者とか収益の受益者なる信託  
不動産  
不動産價格 千分の四十五  
但し神社, 寺院, 祠宇, 佛堂又は民法第三十四條に依り設立したる法人か元本の受益者又は歸屬権利者なるときは千分の二十五

船舶 船舶價格 千分の三十五

前項第一號の信託に付信託の登記事項を變更したる爲前項第二號又は第三號の信託に該當するに至りたるときは其の變更の登記を以て受託者の所有権取得の登記と看做し前項第二項又は第三號の規定を適用す

第三條の三 前條第一項各號に該當せざる信託(委託者か収益の受益者にして委託者以外の者又は委託者と委託者以外の者とか元本の受益者又は歸屬権利者なる信託にして信託財産の管理を目的とするもの及委託者か信託利益の全部を受くへき信託)に因り不動産又は船舶を委託者より受託者に移す場合に於ける所有権取得の登記に付ては登録税を課せず但し信託の登記事項を變更したる爲前條第一項各號の信託に該當するに至りたるときは其の變更の登記を以て受託者の所有権取得の登記と看做し前條の規定に依り登録税を納むへし

第三條の四 委託者か収益の受益者に

して委託者以外の者又は委託者と委託者以外の者とか元本の受益者又は歸屬権利者なる信託にして信託財産たる不動産又は船舶の管理を目的とするものに付其の元本を受託者より受益者又は歸屬権利者に移す場合に於ける所有権取得の登記に付ては左の登録税を納むへし

不動産  
不動産價格 千分の四十五  
但し神社, 寺院, 祠宇, 佛堂又は民法第三十四條に依り設立したる法人か元本の受益者又は歸屬権利者なるときは千分の二十五

船舶 船舶價格 千分の三十五

受託者より受益者又は歸屬権利者に不動産又は船舶を移す場合に於ける所有権取得の登記に付ては前項に該當する場合の外登録税を課せず

第三條の五 鐵道抵當原簿又は軌道抵當原簿に登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むへし

一 抵當權の取得  
債権金額 千分の一

一の二 信託の取得  
債券金額 千分の一

二 強制競賣, 強制管理の申立  
債券金額 千分の一

三 登録の更正, 變更又は抹消  
每一件 金二圓

第三條の六 工場財團登記簿, 鑛業財團登記簿又は漁業財團登記簿に登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むへし

一 抵當權の取得  
債権金額 千分の一

二 信託の登記  
債権金額 千分の一

三 競賣, 強制管理の申立  
債権金額 千分の一

四 假差押, 假處分  
債権金額 千分の一

五 抵當ある債権の差押

債権金額 千分の一

六 滞納處分以外の原因に因る権利の處分の制限にして特に掲げざるもの  
債権金額 千分の一

七 抹消したる登記の回復  
每一件 金二圓

八 假登記  
每一件 金二圓

九 附記登記  
每一件 金二圓

十 登記の更正, 變更又は抹消  
每一件 金二圓

第五條 [削除]

第六條 商事會社其の他營利を目的とする法人にして登記を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むへし但し第一號第三號第六號第九號の場合に於て税金額十五圓未滿なるときは十五圓とす

一 合名會社, 合資會社設立  
財産を目的とする出資の價格 千分の五

二 合名會社, 合資會社出資増加  
財産を目的とする増出資の價格 千分の五

三 株式會社設立  
拂込株金額 千分の五

四 株式會社資本増加  
増資拂込株金額 千分の五

五 株式會社第二回以後の株金拂込  
毎回拂込株金額 千分の五

六 株式合資會社設立  
拂込株金額及財産を目的とする株金以外の出資の價格 千分の五

七 株式合資會社資本増加  
増資拂込株金額及財産を目的とする株金以外の出資の價格 千分の五

八 株式合資會社第二回以後の株金拂込  
毎回拂込株金額 千分の五



- 九 合併又は組織變更に因る會社の設立
  - 拂込株金額及財産を目的とする株金以外の出資の價格 千分の一
  - 但し合併に因り消滅したる會社又は組織變更を爲したる會社の合併當時又は組織變更當時の拂込株金額及財産を目的とする株金以外の出資の價格を超過する金額に付ては十分の五
- 十 合併に因る會社資本の増加
  - 増資拂込株金額及財産を目的とする株金以外の出資の價格 千分の一
  - 但し合併に因り消滅したる會社の合併當時の拂込株金額及財産を目的とする株金以外の出資の價格を超過する金額に付ては十分の五
- 十一 社債又は第二回以後の社債拂込商法第二百四條の拂込ありたる日(賣出の方法に依り發行したる場合に於ては賣出満了の日)より最終の償還期限に至る期間一年以下のもの
  - 毎回拂込金額 千分の一
  - 同三年以下のもの
  - 毎回拂込金額 千分の二
  - 同三年を超ゆるもの
  - 毎回拂込金額 千分の三
  - 但し産業債券、農工債券、北海道拓殖債券、興業債券、勸業債券又は東洋拓殖債券に付ては千分の二
- 十一の二 第二回以後の社債拂込
  - 毎回拂込金額 千分の二
- 十二 支店設置
  - 每一箇所 金二十圓
- 十三 本店又は支店の移轉
  - 每一件 金十圓
- 十四 支配人の選任又は代理權の消滅

- 十五 登記事項の變更、消滅又は廢止
    - 每一件 金十圓
    - 但し商法施行法に依り新に登記すべき事項の登記は登記事項の變更と看做す
  - 十六 登記の更正又は抹消
    - 每一件 金十圓
  - 十六の二 合名會社、合資會社設立の取消
    - 每一件 金七圓
  - 十七 解散
    - 每一件 金七圓
  - 十八 清算人の選任、解任又は變更
    - 每一件 金二圓
  - 十九 清算の終了
    - 每一件 金二圓
- 支店所在地に於て前項各號の登記を受くるときは每一件金一圓五十錢の登録税を納むへし朝鮮、臺灣、關東州、樺太若は南洋群島に於ける法人又は外國會社か登記を受くるとき亦同し
- 第六條の二 左の事項に付登記を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むへし
- 一 商號の新設又は取得
    - 每一件 金十圓
  - 二 支配人の選任又は代理權の消滅
    - 每一件 金十圓
  - 三 船舶管理人の選任又は代理權の消滅
    - 每一件 金十圓
  - 四 商法第五條第九條に依る登記
    - 每一件 金五圓
  - 五 民法第七百九十四條第七百九十五條及第七百九十七條に依る登記
    - 每一件 金五圓
  - 六 登記事項の變更、消滅又は廢止
    - 每一件 金二圓
  - 七 登記の更正又は抹消
    - 每一件 金二圓
- 支店所在地に於て前項各號の登記を受く

- るときは每一件金一圓の登録税を納むへし
- 第十條 著作權に關し登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むへし
- 二 著作權を目的とする質權の設定
    - 債權金額 千分の五・五
- [第二項削除]
- 第十一條 特許に關し登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むへし
- 一 特許權の移轉
    - 相續 每一件 金一圓
    - 相續以外の原因に依る移轉 每一件 金十圓
  - 二 實施權の設定又は保存
    - 每一件 金五圓
  - 三 前二號の權利を目的とする質權の設定
    - 債權金額 千分の五・五
  - 四、四の二、五、六……[略]……
  - 七 代理人の選任又は代理權の登録
    - 每一件 金五十錢
  - 八 抹消したる登録の回復
    - 每一件 金五十錢
  - 九 假登録
    - 每一件 金五十錢
- [第二項削除]
- 第十二條 意匠に關し登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むへし
- 一 意匠權の移轉
    - 相續 每一件 金一圓
    - 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金二圓
  - 二 實施權の設定又は保存
    - 每一件 金一圓
  - 三 前二號の權利を目的とする質權の設定
    - 債權金額 千分の五・五
    - 每一件 金二十錢
  - 四 前二號の權利の移轉
    - 相續 每一件 金五十錢
    - 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金一圓
  - 五 信託の登録
    - 每一件 金二十錢

- 六 滯納處分以外の原因に因る第一號乃至第三號の權利の處分の制限
    - 債權金額 千分の四
  - 七 代理人の選任又は代理權の登録
    - 每一件 金五十錢
  - 八 抹消したる登録の回復
    - 每一件 金五十錢
  - 九 假登録
    - 每一件 金五十錢
  - 十 登録の更正、變更又は抹消
    - 每一件 金二十錢
- [第二項削除]
- 第十二條の二 實用新案に關し登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むへし
- 一 實用新案權の移轉
    - 相續 每一件 金一圓
    - 相續以外に因る移轉 每一件 金五圓
  - 二 實施權の設定又は保存
    - 每一件 金二圓
  - 三 前二號の權利を目的とする質權の設定
    - 債權金額 千分の五・五
  - 四 前二號の權利の移轉
    - 相續 每一件 金五十錢
    - 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金一圓
  - 五 信託の登録
    - 每一件 金一圓
  - 六 滯納處分以外の原因に因る第一號乃至第三號の權利の處分の制限
    - 債權金額 千分の四
  - 七 代理人の選任又は代理權の登録
    - 每一件 金五十錢
  - 八 抹消したる登録の回復
    - 每一件 金五十錢
  - 九 假登録
    - 每一件 金五十錢
  - 十 登録の更正、變更又は抹消
    - 每一件 金二十錢



[第二項削除]

第十三條 商標に關し登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むへし

[但し書削除]

一 商標の移轉

相續 每一件 金一圓

相續以外の原因に因る移轉

每一件 金十圓

二 信託の登録

每一件 金二圓

三 代理人の選任又は代理權の登録

每一件 金五十錢

四 抹消したる登録の回復

每一件 金五十錢

五 假登録

每一件 金五十錢

六 登録の更正, 變更又は抹消

每一件 金五十錢

第十四條 鑛業權に關し鑛業原簿に登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むへし

七 抵當權の設定

新規登録

債權金額 千分の五・五

鑛業法第三十五條第二項に基き爲

したる承諾及協定に因る設定

每一件 金五圓

十四 抹消したる登録の回復

每一件 金四十錢

十五 假登録

每一件 金四十錢

十六 登録の更正, 變更又は抹消

每一件 金二十錢

[第二項削除]

第十五條 砂鑛業に關し砂鑛業原簿に登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むへし

四 抵當權の設定

新規登録

債權金額 千分の五・五

砂鑛區の合併又は分割の出願に付

砂鑛法に基き爲したる承諾又は協

定に因る設定

每一件 金五圓

十 抹消したる登録の回復

每一件 金四十錢

十一 假登録

每一件 金四十錢

十二 登録の更正, 變更又は抹消

每一件 金二十錢

[第二項削除]

第十五條の二 漁業權又は入漁權に關し免許漁業原簿に登録を受くるときは左の區別に従ひ登録税を納むへし

二 漁業權持分の移轉

相續 每一件 金四十錢

相續以外の原因に因る移轉

每一件 金一圓

六 入漁權の持分の移轉

相續 每一件 金二十錢

相續以外の原因に因る移轉

每一件 金五十錢

八 先取特權の保存又は取得

債權金額又は工事費用豫

算金額 千分の五・五

九 抵當權の設定又は移轉

設定 債權金額 千分の五・五

相續 每一件 金一圓

相續以外の原因に因る移轉

每一件 金二圓

十一 競質, 強制管理の申立

債權金額 千分の五・五

十三 抵當ある債權の差押

債權金額 千分の五・五

十四 滞納處分以外の原因に因る權利の處分の制限にして特に掲げざるもの

債權金額 千分の四

十五 請求又は申立に因り抹消したる登録の回復

每一件 金四十錢

十六 假登録

每一件 金四十錢

十七 附記登録

每一件 金二十錢

十八 登録の更正, 變更又は抹消

每一件 金二十錢

[第二項削除]

第十六條 法人の合併に因る不動産又は船舶に關する權利の取得に付登記を受くるときは左の登録税を納むへし但し他の規定に依り算出したる税額か本條に依り算出したる税額より少きときは其の税額に依る

不動産又は船舶の價格 千分の三

第十六條の二 債權金額に依り課税額を定むる場合に於て一定の債權金額なきときは債權の目的たるもの又は處分の制限の目的たるものの價格を以て債權金額と看做し先取特權, 質權, 抵當權又は處分の制限の目的たるものの價格か債權金額より少きときは其の目的たるものの價格を以て債權金額と看做す但し抵當ある債權の差押を登記又は登録する場合に於ては差押へらるべき債權の額又は質權若は抵當權の目的たるものの價格か債權金額より少きときは其の最も少きものを以て債權金額と看做す

第十六條の三 管轄を異にする登記所に於て順次に不動産登記法第二百二十二條の規定に依る登記を受く場合に於て各登記所に於て受くる登記に付ては債權金額より既に登記を受けたるものの價格を控除したる残額を以て債權金額と看做す

第十六條の四 同一の債權の爲に先取特權, 質權又は抵當權に關し種類を異にする二以上の登記登録を受く場合に於ける登録税に關しては前條の規定に準し命令を以て之を定む

第十九條 左に掲ぐるものには登録税を課せず但し第八號, 第九號, 第十一號, 第十二號及第十四號に付ては命令の定むる所に依る

一 政府自己の爲にする登記又は登録

二 社寺若は堂宇の敷地又は墳墓地に關する登記

三 北海道府縣市町村其の他の公共

團體に於て公用に供する不動産に關する登記

四 府縣市町村の廢置分合若は境界變更に因る府縣市町村の權利の取得又は其の府縣市町村に所有權を移すに付爲す所有權の登記又は登録

五 市町村の一部に屬する財産を其の市町村に移す場合に於ける市町村の權利の取得又は其の市町村に所有權を移すに付爲す所有權の保存の登記又は登録

六 市町村又は市町村の一部に屬する入會權にして二以上の市町村に互るものを消滅せしむる爲市町村又は其の一部か其の入會財産に付爲す權利の取得若は財産の分割又は之か爲にする所有權の保存の登記

七 産業組合, 産業組合聯合會, 産業組合中央會, 漁業組合, 漁業組合聯合會, 重要輸出品工業組合, 重要輸出品工業組合聯合會又は輸出組合に付産業組合法, 漁業法, 重要輸出品工業組合法又は輸出品組合法に基きて爲す登記

八 自作農の創設維持の爲にする北海道府縣市町村, 産業組合又は産業組合聯合會の施設に依る個人の土地所有權の取得の登記

九 北海道府縣市町村, 産業組合又は産業組合聯合會か自作農の創設維持の爲にする抵當權の取得の登記

十 北海道府縣市町村, 産業組合又は住宅組合か住宅の供給の爲にする抵當權の取得の登記

十一 住宅又は住宅用地に付産業組合員か其の所屬組合よりの權利の取得の登記

十二 北海道府縣市町村, 産業組合又は産業組合聯合會より自作農創設維持の爲資金の貸付を受けたる者か其の貸付の條件を具備せざるに至りたる場合に於ける北海道



府縣市町村、産業組合又は産業組合聯合會の土地所有權の取得の登記

十三 農業倉庫業者又は聯合農業倉庫業者の農業倉庫若しくは聯合農業倉庫又は其の敷地に關する權利の取得の登記

十四 學校經營を目的とする法人の土地、建物の權利の取得又は所有權の保存の登記

〔第十九條の二を第十九條の四とし第十九條の三を第十九條の五とし以下順次繰下く〕

第十九條の二 信託に因る財産權取得の登記又は登録にして左の各號の一に該當するものには登録税を課せず

一 委託者か信託利益の全部を受くへき信託に因り委託者より受託者に移す場合に於ける財産權取得の登記又は登録

二 受益者又は歸屬權利者の權利取得の登記又は登録但し不動産又は船舶の所有權取得に付ては第三條の四に依る

三 信託の受託者更迭の場合に於ける新受託者の權利取得の登記又は登録

前項第一號の規定は當該信託財産に付受益者（歸屬權利者を含む）變更の登記又は登録を受くる場合には之を適用せず此の場合に於て信託財産は其の變更の登記又は登録のときに於て受託者に移轉したるものと看做し登録税を課す

第十九條の三 登記又は登録の抹消又は錯誤若しくは遺漏か當該官吏の過誤に出たるときは其の回復又は更正の登記又は登録に付ては登録税を課せず

附 則

本法は昭和二年四月一日より之を施行す」第三條の二の改正規定中第二項、第三條の三及第三條の四の改正規定は信託財産を委託者より受託者に移す場合に於ける受託者の所有權取得に付従前の規定に依り登録税を課せられたる不動産又は船舶に付ては之を適用せず

登録税法施行規則中改正

〔昭和23・31勅令第46號〕

第四條 同一債券の爲に先取特權、質權又は抵當權に關し種類を異にする二以上の登録所又は登録官廳に於て受くる登記又は登録に付ては債權金額より既に登記又は登録を受けたるものの價格を控除したる殘額を以て債權金額と看做して登録税を徴收す

前項の場合に於て其の登記又は登録中に登録税法第三條の五又は第三條の六に該當するものと其の他のものとを包含するときは先づ登録税法第三條の五又は第三條の六に該當するものの登記又は登録に付登録税を徴收す

第五條 左の各號の一に該當する登記にして其の該當することに付地方長官の證明あるものには登録税法第十九條第八號、第九號又は第十二號の規定に依り登録税を免除す

一 自作農の創設維持事業に關する國庫補助金の交付を受けて行ふ北海道府縣市町村、産業組合聯合又は産業組合會の施設に依る個人の土地所有權の取得の登記

二 自作農の創設維持の爲に左に掲ぐる事項に付前號の場合と同一の條件を以て行ふ北海道府縣の施設に依る個人の土地所有權の取得の登記

- (イ) 資金借受人の資格
- (ロ) 購入土地の單價及總價額の制限
- (ハ) 自作を繼續すへき年限
- (ニ) 譲渡又は抵當權設定の制限
- (ホ) 資金借受人か(イ)乃至(ニ)の事項に違反したる場合の處置

三 北海道府縣市町村、産業組合又は産業組合聯合會の前二號に規定する自作農の創設維持事業の爲にする抵當權の取得の登記

四 第一號又は第二號に規定する自作農の創設維持事業に依り資金の貸付を受けたる者か貸付の條件を具備せざるに至りたる場合に於ける

印紙税法中改正

〔昭和23・29法律第7號〕

第二條 〔削除〕

第四條 左に掲ぐる證書、帳簿に關しては證書は一通毎に、帳簿は一冊一年以内の附込に對し左の印紙税を納むへし

- 一 不動産、鐵道財團、軌道財團又は船舶の所有權移轉に關する證書
  - 記載金高五十圓以下のもの 二錢
  - 同百圓以下のもの 三錢
  - 同五百圓以下のもの 十錢
  - 同千圓以下のもの 二十錢
  - 同一萬圓以下のもの 五十錢
  - 同一萬圓を越ゆるもの 一圓
  - 記載金高なきもの 三錢
- 二 消費貸借に關する證書
- 三 請負に關する證書
- 四 運送に關する證書
- 五 備船契約書
- 六 委任狀
- 七 約束手形
- 八 爲替手形
- 九 銀行預金證書
- 十 産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書
- 十一 産業組合聯合會、重要輸出品工業組合、重要輸出品工業組合聯合會又は輸出組合の發する出資證券
- 十二 船荷證券
- 十三 運送貨物引換證
- 十四 倉庫證券
- 十五 保險證券
- 十六 株券
- 十七 債券
- 十八 相互保險會社の發する基金證券
- 十九 株式申込證
- 二十 社債申込證
- 二十一 地上權、永小作權又は地役權に關する證書

三錢

る北海道府縣市町村、産業組合又は産業組合聯合會の土地所有權の取得の登記

第五條の二を第五條の四とす

第五條の二 左に掲ぐる住宅又は住宅用地に付産業組員又は住宅組員か其の所屬組合よりの權利の取得の登記には登録税法第十九條第十一號の規定に依り登録税を免除す但し一人に付各一個に限る

- 一 住居の用に供する家屋各階の坪數の合計か三十五坪以下なる住宅
- 二 七十坪以下の住宅用地

第五條の三 學校經營を目的とする法人の左に掲ぐる土地建物の權利の取得又は所有權の保存の登記には登録税法第十九條第十四號の規定に依り登録税を免除す

- 一 校舎及寄宿舎、圖書館其の他の保育又は教育上必要な附屬建物
- 二 前號に規定する建物の敷地及運動場、實習用地其の他の直接に保育又は教育の用に供する土地

第六條第一項 登録税法第十九條の五に依り評價の請求を爲す者あるときは登記官吏は豫納すべき費用を指示すへし

第七條第一項 登録税法第十九條の九に依る評價人の旅費は別表に依る其の支給に付ては内國旅費規則を準用す

第八條 登録税法第十九條の九に依る評價人の手當は評價に従事したる日數に應し一日金三圓以上十圓以下の範圍内に於て登記所の見込を以て之を定む

附 則

本令は昭和二年四月一日より之を施行す本令施行前に爲したる土地臺帳の登録に對する登録税に付ては仍従前の例に依る



- 二十二 使用貸借、質貸借、雇傭、寄託又は定期金に関する證書
- 二十三 信託行為に関する證書
- 二十四 無盡に関する證書
- 二十五 定款又は組合契約書
- 二十六 権利の變更に関する證書
- 二十七 追認又は承認に関する證書
- 二十八 物品切手
- 二十九 受取書
- 三十 質権、抵當權に関する證書
- 三十一 前各號以外の證書
- 三十二 預金通帳
- 三十三 前號以外の通帳 五錢
- 三十四 判取帳 五十錢
- 證書に金高記載なきも證書面に標記しある價額の單位其の他の記載事項に依り其の金高を算出することを得るものは其の總金額を以て記載金高と看做す
- 第五條中
- 六 産業組合の發する出資證券若は貯金通帳又は住宅組合の發する出資證券
- 八 貯金通帳、積金通帳又は積金證書 (貯蓄銀行法第一條の貯金又は積金に付發するものに限る)
- 十一 賣買仕切書
- 十二 物品又は有價證券の賣買契約證書
- 十三 送狀
- 二十一 農業倉庫證券又は聯合農業倉庫證券
- 二十二 質札又は質物通帳 (買取營業者の限る)
- 二十三 勤務通帳
- 二十四 乗車券、乗船券又は各種入場券

二十五 第四條第一條乃至第五號及第三十一號の證書にして記載金高十圓未満のもの

第十條 印紙を貼用すべき證書帳簿にして營業に関するものは當該官吏之を檢査することあるへし

附 則  
本法は昭和二年四月一日より之を施行す  
本法施行前作成したる證書又は帳簿の印紙税に關しては仍從前の例に依る

### 砂糖消費税法中改正

[昭和2・3・27法律第9號]

第三條 消費税の割合左の如し

#### 一 砂糖

- 第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號未満の砂糖
  - 甲 樽入黒糖 百斤に付 一圓
  - 乙 樽入白下糖但し分蜜したるもの、白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの及全部又は一部の新式機械に依り製造したるものを除く 百斤に付 二圓
  - 丙 其の他のもの

百斤に付 二圓五十錢

第二種 砂糖色相和蘭標本第十八號未満の砂糖 百斤に付 五圓

第三種 砂糖色相和蘭標本第二十二號未満の砂糖 百斤に付 七圓三十五錢

第四種 砂糖色相和蘭標本第二十二號以上の砂糖 百斤に付 八圓三十五錢

第五種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其の他類似のもの 百斤に付 十圓

#### 二 糖蜜

第一種 氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超えざるもの 百斤に付 三圓

乙 其の他のもの

糖分を蔗糖として計算したる重量百斤に付

八圓三十五錢の割合を以て算出したる金額

#### 第二種 其の他の糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の六十を超えざるもの 百斤に付 一圓

乙 其の他のもの 百斤に付 二圓五十錢

三 糖水 百斤に付 七圓三十五錢

#### 附 則

本法は昭和二年四月一日より之を施行す  
左に掲ぐる砂糖、糖蜜又は糖水に付ては仍從前の例に依る

一 本法施行前消費税を課すへかりしもの

二 本法施行前製造場若は保税地域より引取り又は製造場外に移出したるものにして砂糖消費税法第五條第三項、第七條第三項又は第十一條の第三項の規定に依り消費税を徵收すべきもの

三 本法施行前消費税の徵收を猶豫したるもの

### 外人土地法施行令

[大正15・11勅令第334號]

第一條 外國人土地法第四條第二項の規定により別表に掲ぐる地域を國防上必要なる地區に指定す

第二條 外國人、外國法人又は外國人土地法第五條に規定する帝國法人は別表に掲ぐる地域に於て土地所有權、地上權又は永小作權を取得せんとする時は地方長官、樺太にありては樺太廳長官を經由して陸軍大臣及海軍大臣の許可を受くへし

第三條 帝國臣民又は帝國法人か別表に掲ぐる地域に土地所有權、地上權又は永小作權を有する場合に於て其の帝國臣民か外國人となり又は帝國法人か外國人土地法第五條に規定する法人となりたる

時は六月内に前條の規定に準し許可を申請すへし前項の場合に於て外國人土地法第六條第一項の期間は申請期間満了の時又は申請却下の時よりこれを起算す

第四條 前條第一項の規定は外國人外國法人又は外國人土地法第五條に規定する帝國法人か別表に掲ぐる地域に於て土地所有權地上權又は永小作權につき相續その他の包括承繼をなしたる時にこれを準用す

前項の場合に於て外國人土地法第六條第三項の期間の計算に付ては前條第二項の規定を準用す

第五條 外國人土地法第五條第二項の規定による資本の額又は議決權の数の計算については株式會社又は株式合資會社の無記名式の株券は外國人に屬するものと看做す

第六條 株式合資會社にして無限責任社員又は株主の議決權の過半数か外國人又は外國法人に屬するものは外國人土地法第五條に規定する帝國法人とす

第七條 外國人土地法第六條の規定による土地所有權地上權又は永小作權の讓渡なかりし場合に於てはその權利は競賣法によりこれを競賣に付す

第八條 競賣は本人もしくは利害關係人の申立により又は職權をもつてこれをなす

第九條 前條の規定によりて競賣せられたる土地を所有したる外國人外國法人又は帝國法人かその土地の上に建物を所有する時は競落人は其の外國人外國法人又は帝國法人のために建物の所有を目的とする賃借權を設定したるものと看做すこの場合に於て賃借其の他の賃借の條件は當事者の請求に因り裁判所これを定む

第十條 外國人外國法人又は外國人土地法第五條に規定する帝國法人か別表に掲ぐる地域に於て土地所有權、地上權又は永小作權の取得の登記を申請する場



合に於ては権利を享有し得る者なることを證する書面を提出すへし

第十一條 區裁判所競賣開始の登記を囑託する場合に於て必要ある時は登記名義人又は相續人其の他の包括承繼人に代り土地の表示若は登記名義人の表示の變更又は相續その他の包括承繼に因る権利移轉の登記を囑託する事を得不動産登記法第四十六條の二、第五十條第三項、第六十條の二及第六十三條の三の規定は前項の登記にこれを準用す

#### 附 則

本令は大正十五年十一月十日よりこれを施行す

### 土地收用法中改正

[昭和2・3・31法律第39號]

第二條 土地を收用又は使用することを得る事業は左の各號の一に該當するものなることを要す

二 皇室陵墓の營建又は神社若は官公署の建設に関する事業

三 社會事業又は教育若は學藝に関する事業

五 衛生、測候、航路標識、防風、防火、水害豫防其の他の公用の目的を以て國道府縣市町村其の他の公共團體に於て施設する事業

第二條の二 現に土地を收用又は使用することを得る事業の用に供する土地は特別の必要ある場合に非されは之を收用又は使用することを得す

第五條第二項及第三項 本法に於て關係人と稱するは收用又は使用すへき土地又は其の土地に在る建物に關して権利を有する者を謂ふ

第十九條の地方長官の公告又は通知の後其の土地又は其の土地に在る建物に關して権利を取得したる者は關係人と看做さす但し既存の権利を承繼したる者は此の限に在らず

第七條の二 本法は第二條に規定する

事業の用に供すへき土地に定著する物件又は之に關する権利を其の事業の用に供する爲に收用又は使用する場合に之を準用す

#### 第十條第三項

日出前日没後は起業者は占有者の承諾あるに非されは邸内に立入ることを得す

第十二條 土地を收用又は使用することを得る事業は内務大臣之を認定す但し軍機に關する事業は此の限に在らず

第十三條 起業者か前條の認定を受けんとするときは事業計畫書及圖面を添へ地方長官を経由して内務大臣に申請すへし但し起業者か宮内省又は國なるときはは宮内大臣又は主務大臣は事業計畫書及圖面を添へ内務大臣に請求すへし

第十四條 内務大臣か認定を爲したるときは起業者及事業の種類並起業地を公告すへし

第十五條 天災事變に際し急施を要する事業の爲土地を使用するときは市町村長は其の事業の認定を爲すことを得前項の事業か宮内省、國又は道府縣の起業に係るときは宮内大臣、主務大臣又は道廳長官府縣知事は事業の種類、使用すへき土地の區域及使用の期間を市町村長に通知すへし

前項二項の使用の期間は六箇月を超ゆることを得す

軍事上臨時急施を要する事業の爲土地を使用するときは主務大臣は使用すへき土地の區域を市町村長に通知すへし

第十六條 起業者か市町村長の認定を受けむとするときは事業の種類、使用すへき土地の區域及使用の期間を定め市町村長に申請すへし

第十七條 市町村長か認定を爲したるとき又は第十五條第二項の通知を受けたるときは起業者、事業の種類、使用すへき土地の區域及使用の期間を土地所有者及占有者に通知すへし

市町村長か第十五條第四項の通知を受け

たるときは使用すへき土地の區域を土地所有者及占有者に通知すへし

第十八條 起業者か内務大臣の認定の公告の後三箇年内に第十九條の申請を爲さざるときは其の認定は效力を失ふ

#### 第十九條第一項

内務大臣の認定の公告の後起業者の申請に依り地方長官は收用又は使用すへき土地の細目を公告し又は之を土地所有者及關係人に通知すへし

第十九條の二 前條の地方長官の公告又は通知の後土地所有者及關係人は事業に支障を及ぼす虞なき場合を除くの外行政廳の許可を得るに非されは收用又は使用すへき土地の形質を變更し又は第七條の二の物件を損壞若は收去することを不得す

#### 第二十條第一項

第十九條の地方長官の公告又は通知の後起業者は其の土地に立入り土地物件を調査することを不得

第二十一條 第十九條の地方長官の公告又は通知の後起業者は土地所有者及關係人と共に土地物件に關する調書を作るへし

前項の場合に於て土地所有者又は關係人が調書を作ることを拒みたる時其の他之と共に調書を作ることを能はざるときは起業者は市町村長の立會を以て之を作るへき市町村長か起業者なる時又は起業者に對し第四十條第二項に掲けたる關係を有するときは起業者の申請に依り地方長官立會人を指定すへし  
起業者、土地所有者及關係人は本條の規定に依り作りたる調書の記載事項に對して異議を述ぶることを得す

#### 第二十三條第一項

收用審査會の裁決を求めむとするときは起業者は其の申請書に左に掲けたる書類を添へ地方長官に差出すへし但し軍機に關する事業に付ては事業計畫書及圖面を添ふることを要せず

#### 一 事業計畫書及圖面

二 市區町村別に左に掲けたる事項を記載したる書類

收用又は使用すへき土地の番號、地目

收用又は使用すへき土地の面積及其の土地に在る物件の種類、數量但し土地物件か分割を來すへき場合に於ては其の全部の面積建坪等を併記すへし

損失補償の見積金額及内譯

收用の時期又は使用の時期、期間土地所有者及關係人の氏名、住所

三 第二十一條の規定に依る土地物件に關する調書又は其の寫

第二十四條 地方長官前條の書類を受けたるときは之を市町村長に送付すへし但し同條第一項第三號の書類は此の限に在らず

市町村長前項の書類を受けたるときは遲滞なく公告を爲し公告の日より一週間之を公衆の縦覽に供すへし

第三十二條 軍機に關する事業又は内務大臣の認定したる事業の施行に因りて必要を生したる道路、堤防其の他の公用に供する工作物の新築、改築又は増築の爲土地を收用又は使用するときは地方長官の許可を得て直に本章の規定に依ることを得

第三十三條 市町村長か認定を爲し又は第十五條第二項若は第四項の通知を受けたるときは第十七條の通知の後起業者をして直に其の土地を使用せしむることを得但し損失の補償に關しては本法の規定に依るへし

第三十八條 委員は高等文官及道府縣名譽職參事會員各三人を以て之に充つ高等文官にして委員たるへき者は内務大臣之を命し府縣名譽職參事會員にして委員たるへき者は其の互選とす

第四十條第二項及第三項



委員か起業者、土地所有者若は關係人の配偶者、四親等内の親族、戸主、家族、代理人及保佐人なるとき又は起業者、土地所有者若は關係人たる市町村の市町村長、合名會社の社員、合資會社及株式合資會社の無限責任社員、株式會社の取締役及監査役其の他法人の理事及監事なるときは亦前項に同じ

本條の規定に依り委員の數減少して前條第一項の數を得るときは地方長官は左に掲けたる順序に従ひ其の本條の規定に抵觸せざる者の内より臨時に指名して之を補充すへし

- 一 道府縣名譽職參事會員
- 二 道府縣名譽職參事會員の補充員
- 三 道府縣會議員

#### 第四十三條第二項

收用審査會は事實參考の爲必要と認むるときは前項に掲ぐるもの以外のものを呼出し其の供述を聴くことを得

#### 第六十六條第一項及第三項

收用の時期より二十箇年以内に事業の廢止其の他の事故に因りて收用したる土地の全部又は一部が不用に歸したるときは舊所有者又は其の相續人は補償價格を以て之を買受ることを得但し第五十條の規定に依りて收用したる殘地は其の接續部分の不用に歸したる時に非されは之を買受ることを得ず

第一項の期間内に於て收用したる土地を他の軍機に關する事業又は内務大臣の認定したる事業に供するときは不用に歸したるものと看做さす

第七十五條 第九條又は第十一條の場合に於て行政廳の許可を得ずして土地に立入り又は障害物を除却したる者は百圓以下の罰金又は科料に處す

第七十六條 第十九條の地方長官の公告又は通知ありたることを知りたる者第十九條の二の規定に違反したるときは二百圓以下の罰金又は科料に處す

第七十七條 鑑定人として收用審査會

に呼出されたる者虚偽の陳述を爲したるときは二年以下の懲役に處す

第七十八條 故なく鑑定人たることを拒みたる者又は鑑定人か故なく鑑定を爲すことを拒みたるときは百圓以下の科料に處す

第七十九條 鑑定人又は第四十三條第二項若は第五十九條の規定に依り呼出を受けたる者故なく出頭せざるときは五十圓以下の科料に處す

第八十條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は前二條の過料に之を準用す

第八十六條 第十五條乃至第十七條及第三十三條の規定に依り町村長の爲すべき職務は北海道に於ては支廳長之を行ふ本法に依り町村長の爲すべき職務は町村制を施行せざる地に於ては町村長に準すべき者之を行ふ

#### 附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む大正十五年法律第七十八號は之を廢止す」本法施行前收用審査會の裁決を求めたる收用又は使用に付ては第四十三條の規定を除くの外仍從前の例に依る但し第三十五條第二項の規定に依り却下の裁決ありたるものに付ては其の裁決に對し訴願訴訟を爲す場合を除くの外此の限に在らず」本法施行前從前の第七十八條又は第八十條の規定に該當する行爲を爲したる者にして本法施行の際未だ其の裁判を受けざる者は本法に依り處罰す但し過料の額は同條の罰金の額を超ゆることを得ず

### 輸出絹織物取締法

[昭和2・3・30法律第27號]

第一條 輸出絹織物は命令の定むる所に依り輸出絹織物検査所の検査に合格したるものに非されは營利の目的を以て之を輸出することを得ず但し特別の事情に依り主務大臣の許可を受けたる場合は此

の限に在らず

第二條 主務大臣は輸出絹織物の聲價の維持向上を圖るか爲輸出絹織物に關する増量の制限禁止、品質品種を識別すべき表示其の他の事項に付取締上必要な命令を發することを得

第三條 輸出絹織物の精練業は命令の定むる所に依り主務大臣の許可を受くるに非されは之を營むことを得ず

第四條 主務大臣は輸出絹織物の精練又は染色に關する工場設備、作業方法、使用材料其の他の事項に付輸出絹織物の聲價の維持向上を圖るか爲必要な命令を發し又は處分を爲すことを得

第五條 輸出絹織物の精練業者其の業務に關し本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反し又は公益を害すべき行爲を爲したるときは主務大臣は第三條の許可を取消すことを得

第六條 當該官吏取締上必要ありと認むるときは工場、店舗、倉庫其の他の場所に臨檢し物品、帳簿其の他の物件の検査を爲すことを得此の場合に於ては其の證票を携帯すへし

第七條 輸出絹織物の検査に關し之に附したる輸出絹織物検査所の印章又は記號は正當の理由なくして之を抹消、除却又は隠蔽することを得ず

前項の印章又は記號を抹消、除却又は隠蔽したる輸出絹織物は之を輸出することを得ず

第八條 左の各號の一に該當する者は千圓以下の罰金に處す

- 一 第一條又は前條第二項の規定に違反し輸出絹織物を輸出し又は輸出せんとする所爲を爲したる者
- 二 第三條又は前條第一項の規定に違反したる者
- 三 第二條の規定に依る命令又は第四條の規定に依る命令若は處分に違反したる者

第九條 正當の理由なくして第六條の規定に依る當該官吏の臨檢検査を拒み、妨げ若は忌避し又は其の尋問に對し答辯を爲さず若は虚偽の陳述を爲したる者は五百圓以下の罰金に處す

第十條 輸出絹織物に關する營業者は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の從業者か本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るることを得ず

第十一條 本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるに依り輸出絹織物に關する營業者に適用すべき罰則は其の者か法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

#### 附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む輸出羽二重精練業法は之を廢止す

本法施行の際現に輸出羽二重精練業法に依り許可を受け輸出絹織物の精練業を營む者は第三條の許可を受けたるものと看做す

本法施行前に府縣の輸出絹織物検査所の検査に合格したる輸出絹織物は第一條の規定に拘らず之を輸出することを得

本法施行前に製織したる輸出絹織物にして前項の規定に該當せざるものは本法施行の日より一月内に輸出絹織物検査所の認定を受け本法施行の日より六月間第一條の規定に拘らず之を輸出することを得

### 公益質屋法

[昭和2・3・30法律第35號]

[昭和2・8・10より施行]

第一條 市町村又は公益法人は本法に依り公益質屋を經營することを得



公益法人公益質屋を經營する場合に於ては業務所を定め地方長官の認可を受くへし

第二條 本法に依る公益質屋に非されは其の名稱中に公益質屋たることを示すへき文字を用ふことを得す

第三條 國庫は勅令の定むる所に依り豫算の範圍内に於て市町村又は公益法人に對し公益質屋の設備に要する經費の二分の一以内を補助す

第四條 貸付金額は一口に付十圓、一世帯に付五十圓を超ゆることを得す但し地方長官の認可を受けたる場合に於ては此の限に在らず

第五條 貸付利率は一月に付百分の一・二五を超ゆることを得す但し特別の事情ある地方に於て地方長官の認可を受けたる場合に於ては此の限に在らず  
利子の計算に關する期間に付ては月を以て計算し民法第四百十條乃至第四百十三條の規定を適用す但し一月に滿ちざる日數か十六日以上なるときは之を一月とし其の十六日未滿なるともは之を半月として計算す

第六條 貸付金に對する利子にして一錢未滿の端數を生したるときは其の端數は之を切捨つ其の全額一錢未滿なるときは之を一錢とす

第七條 公益質屋に於ては其の質契約に關し元金及利子の外何等の名義を以てするも質置主より金錢其の他の利益を受くことを得す

第八條 流質期限は質契約成立の日より四月未滿の期間内に於て之を定むることを得す四月未滿の期間内に於て之を定めたるときは其の期間を四月とす

第九條 流質期限到來前に於て質物の交換又は質物の一部の受戻を爲したるときと雖も利子の計算及流質期限に付ては質契約の變更なきものと看做す

第十條 質置主は命令の定むる所に依り一部辨濟を爲すことを得

第十一條 流質物は競争入札に依り之を賣却すへし

特別の事情ある場合に於ける流質物の處分に關しては命令を以て之を定む

第十二條 流質物處分前に於て質置主か元金、利子及流質期限經過後質契約か存續したりとせば支拂ふことを要すへき利子に相當する金額を支拂ひたるときは流質物は之を返還すへし

第十三條 流質物の賣却代金より元金及利子に相當する金額並に命令を以て定むる手数料を控除したる殘餘金は之を質置主に交付すへし

流質物を一括して賣却したる場合に於ける各流質物に對する代金の計算に關しては命令を以て之を定む

第十四條 前條第一項の規定に依り交付すへき殘餘金額は之を質置主に通知すへし

前項の通知を發したる日より六月を経過したるときは殘餘金の交付を請求することを得す

第十五條 質屋取締法第二條乃至第八條、第十條乃至第十七條及第二十條の規定は公益質屋に之を準用す

質屋取締法第十二條の規定は第十二條の流質物の返還及第十三條第一項の殘餘金の交付に之を準用す

第十六條 本法に違反する質契約にして質置主に不利なるものは其の不利なる部分に限り之を爲さざるものと看做す

第十七條 公益法人の經營する公益質屋の監督上必要あるときは地方長官は其の業務に關する諸般の報告を爲さしめ、書類帳簿を徴し及業務又は會計を檢閲することを得

第十八條 第二條の規定に違反したる者は百圓以下の過料に處す

非訟事件手続法第二百六條乃至第二百八條の規定は前項の過料に之を準用す

第十九條 公益質屋を經營する公益法人の理事又は従業員左の各號の一に該當

するときは百圓以下の罰金に處す

一 第十五條の規定に依り準用する質屋取締法第二條乃至第四條、第五條第一項第二項、第六條、第七條第一項第八條第一項、第十四條又は第十七條の規定に違反したるとき

二 第十五條の規定に依り準用する質屋取締法第十五條の場合に於て虚偽の陳述を爲し又は故意に物品若し帳簿を毀損亡失したるとき

第二十條 本法中町村に關する規定は町村制を施行せざる地に於ては町村に準すへきものに之を適用す

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む  
本法施行の際現に市町村又は公益法人の經營する公益質屋は本法に依る公益質屋と看做す

市町村又は公益法人の經營する公益質屋に於て本法施行前に爲したる質契約は本法に拘らず仍其の效力を有す

商工會議所法

[昭和24.4法律第49號]

第一條 商工會議所は商工業の改善發達を圖るを以て目的とす

第二條 商工會議所は法人とす

第三條 商工會議所の地區は市の區域に依る但し商工業の狀況に依り必要ある場合に於ては町の區域に依ることを得  
特別の事情ある場合に於ては市町村又は町と町村を合して一地區と爲すことを得

第四條 商工會議所を設立せんとするときは第十二條第一號の議員の被選舉權を有すへき者三十人以上發起人と爲り其の議員の選舉權を有すへき者三分の二以上の同意を得て創立總會を開き定款其の他必要なる事項を定め主務大臣の認可を受くへし

第五條 商工會議所は前條の設立の認

可ありたる日に於て成立す

商工會議所成立の後役員の選任ある迄の間必要なる事務は發起人之を行ふ

第六條 定款には左の事項を記載すへし

- 一 名稱、地區及事務所の所在地
- 二 議員の定數並に其の選舉及選定に關する規定
- 三 役員の定數、權限及選任に關する規定
- 四 會議に關する規定
- 五 事業及其の執行に關する規定
- 六 庶務及會計に關する規定

第七條 商工會議所は其の目的を達する爲左の事業を行ふ

- 一 商工業に關する通報
- 二 商工業に關する仲介又は斡旋
- 三 商工業に關する調停又は仲裁
- 四 商工業に關する證明又は鑑定
- 五 商工業に關する統計の調査及編纂
- 六 商工業に關する營造物の設置及管理
- 七 其他商工業の改善發達を圖るに必要なる事業

第八條 商工會議所は商工業に關する事項に付行政廳に建議することを得  
商工會議所は行政廳の諮問に對し答申すへし

商工會議所に商業部及工業部を置く場合に於ては部は定款の定むる所に依り各前二項の建議又は答申を爲すことを得

第九條 行政官廳は商工會議所に對し商工業に關する事項の調査を命ずることを得

第十條 商工會議所は商工業者に對し商工業に關する統計其の他の調査を爲す爲必要なる資料の提出を求むることを得

第十一條 商工會議所に議員總會を置く

第十二條 議員總會は左に掲ぐる者を



以て之を組織す

一 第十四條乃至第十八條の規定に依り被選舉權ある者に就き選舉人の選舉したる議員

二 地區内の重要商工業を代表せしむる爲第十九條の規定に依り選定したる議員

第十三條 議員の定数は五十人以内とし前條第二號の議員の員数は議員定数の五分の一とす但し地方の状況に依り其の割合を五分の一未満とすることを妨げず

同一商工會議所に於て前條第一號の議員と同第二號の議員とを兼ねることを得ず

第十四條 左の條件を具ふる者は第十二條第一號の議員の選舉權を有す

一 帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる會社なること但し會社に在りては資本又は財産を目的とする出資の半額以上及議決權の過半数が帝國臣民(帝國法令に依り設立したる法人を含む)に屬するものたることを要す

二 商工會議所の地區内に於て引續き二年以上本店、支店其の他の營業場を有すること

三 自己の名を以て商行爲を爲すを税とする者、取引所又は鑛業權者にして商工會議所の地區内に於て營業收益税、取引所營業税または鑛産税を一年間に命令の定むる額以上納むること但し地區外にも營業場を有する者の納税額の算出方法に付ては命令を以て之を定む

前項第三號の納税額決定以前に於ては其の最近に決定せられたる一年間の納税額を以て其の納税額と看做す

會社の資本又は財産を目的とする出資か命令の定むる金額以上なる場合に於ては第一項第三號の納税に關する條件を具へるときと雖も第一項の選舉權を有す

家督相續を爲したる者に付ては第一項の選舉權に關する條件にして被相續人の具備したるものは之を其の者の具備したるものと看做す

合併後存續する會社又は合併に因りて設立したる會社に付ては前項の規定を準用す

第十五條 左の各號の一に該當する者は前條の選舉權を有せず

一 破産者にして復權を得ざる者

二 六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者

三 六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられ其の執行を終り又は執行を受けることなきに至る迄の者

第十六條 第十二條第一號の議員の選舉權を有する者は其の被選舉權を有す

第十七條 左の各號の一に該當する者は前條の被選舉權を有せず

一 禁治産者及準禁治産者

二 女子及年齢三十歳未滿の者

第十八條 第十二條第一號の議員の選舉は投票に依り之を行ふ

投票は一人一票に限る

投票は選舉人自ら之を行ふ但し會社及無能力者は命令の定むる所に依り代人を以て之を行ふ

投票は單記投票又は五人以内の連名投票の方法に依る

選舉は選舉人を二級に分ちて之を行ふことを得

前五項に規定するものの外選舉の方法、手續、取締其の他選舉に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第十九條 第十二條第二號の議員は地區内の重要商工業一業種に付各一人とす

前項の重要商工業の種目は定款を以て之を定む

第一項の議員は第十四條第一項第一號の條件を具ふる者たることを要す

第十五條又は第十七條各號の一に該當す

る者は第一項の議員たることを得ず

前四項に規定するものの外第一項の議員の選定に關しては定款の定むる所に依る

第二十條 議員たる會社は命令の定むる所に依り其の代表者を定むへし前項の代表者は會社の業務を執行する社員若は役員又は登記したる支配人にして帝國臣民たることを要す

一人にして同一商工會議所に於て二以上の會社の代表者と爲ることを得ず

第二十一條 左の各號の一に該當する者は前條の代表者たることを得ず

一 第十五條又は第十七條各號の一に該當する者

二 同一商工會議所の議員たる者

三 第十二條第一號の議員の選舉權及被選舉權停止中の者

第二十二條 議員は名譽職とす

第二十三條 議員の任期は四年とす前項の期間は第十二條第一號の議員の總選舉の第一日より之を起算す

補闕議員は其の前任者の殘任期間在任す

第二十四條 第十二條第一號の議員にして其の被選舉權を有せざるに至りたる者は其の職を失ふ但し納税に關する條件を失ひたる場合は此の限に在らず

第十二條第一號の議員にして其の選舉權及被選舉權を停止せられたる者亦前項に同じ

第二十五條 左の事項は議員總會の議決を経ることを要す

一 定款の變更

二 經費の豫算及賦課徵收方法

三 事業報告及收支決算の承認

四 借入金

五 顧問の選任又は解任

六 議員又は役員解任

七 過怠金の賦課

八 第十二條第一號の選舉權及被選舉權の停止

九 商工會議所の解散

十 日本商工會議所設立の同意

十一 其の他重要な事項

前項第一號、第二號、第四號及第九號に掲ぐる事項の議決は主務大臣の認可を受くへし

第二十六條 議員總會は會頭之を招集す

議員總會の議長は會頭、會頭事故あるときは副會頭を以て之に充つ會頭及副會頭共に事故あるときは出席議員の互選に依り議長を定む

議員總會は議員三分の一以上出席するに非されは之を開くことを得ず

議員總會の議決は出席議員の過半数に依り可否同數なるときは議長之を決す

前條第一項第一號、第四號及第六號乃至第九號に掲ぐる事項の議決は議員三分の二以上出席し其の出席議員三分の二以上の同意を以て之を爲すへし

第二十七條 商工會議所に左の役員を置く

會頭 一人

副會頭 一人又は二人

會頭は商工會議所を代表し所務を總理す

副會頭は會頭を補佐し會頭事故あるときは其の職務を代理す

會頭及副會頭の外商工會議所には定款の定むる所に依り他の役員を置くことを得

第二十八條 役員は議員總會に於て議員中より之を選任す

第二十九條 役員任期は四年とす前項の期間は第十二條第一號の議員の總選舉の第一日より之を起算す

第三十條 役員議員の職を失ひたるときは役員職を失ふ

第三十一條 議員たる會社役員に選任せられたる後第二十條第一項の規定に依る其の代表者に異動を生したるときは其の會社は役員職を失ふ

第三十二條 役員職務終了したる場合に於て所務に支障を生ずる虞あるとき



は退職したる役員は定款の定むる所に依り其の後任者の就職する迄引續き仍其の職務を行ふことを得

第三十三條 商工會議所は定款の定むる所に依り重要な事項に付諮問を爲す爲議員定数の五分の一を超えざる員数の顧問を置くことを得

顧問は商工業に關する學識經驗ある者又は十年以上議員として功勞顯著なる者より之を選任す

顧問は名譽職とす

第三十四條 商工會議所に理事一人を置く

理事は會頭の命を承け庶務を掌理す理事の外商工會議所には定款の定むる所に依り他の職員を置くことを得

第三十五條 商工會議所は必要に應し商業部、工業部又は其の他の部を置くことを得

部の名稱、組織、權限其の他部に關し必要なる事項は定款を以て之を定む

第三十六條 商工會議所は第十二條第一號の議員の選舉權を有する者に対し經費を賦課することを得

第四十一條又は第五十二條の規定に依り選舉權を停止せられたる者に対しては停止中と雖も經費を賦課することを得

商工會議所の經費賦課の額に關する制限及經費賦課の方法は勅令を以て之を定む

第三十七條 商工會議所は定款の定むる所に依り定款違反者より過怠金を徵收することを得

第三十八條 經費又は過怠金を滞納する者ある場合に於て會頭の請求あるときは市町村は市町村税の例に依り之を處分す此の場合に於て商工會議所は其の徵收金額の百分の四を市町村に交付すへし前項の徵收金は市町村其の他之に準すへきものの徵收金に次て先取特權を有し其の時效に付ては市町村税の例に依る經費の賦課又は過怠金の徵收に關しては

勅令の定むる所に依り異議の申立、訴願及行政訴訟を爲すことを得

第三十九條 商工會議所は定款の定むる所に依り使用料及手数料を徵收することを得

前項の使用料及手数料の徵收に關しては民事訴訟を提起することを得

第四十條 商工會議所は職務を怠り其の他不正の行爲ありたる議員又は役員を解任することを得

第四十一條 商工會議所は經費を滞納したる者に対し其の滞納中、前條の規定に依り解任せられたる者に対し解任の時より四年以内第十二條第一號の議員の選舉權及被選舉權を停止することを得

第四十二條 商工會議所は收支決算を主務大臣に報告すへし

商工會議所は少くとも毎年一回其の事業成績を主務大臣に報告すへし

第四十三條 商工會議所は解散の後と雖も清算の目的の範圍内に於ては仍存續するものと看做す

第四十四條 商工會議所解散したるときは議員總會に於て清算人を選任すへし清算人缺けたるとき亦同し

清算人の選任は行政官廳の認可を受くへし

第四十五條 前條の規定に依り清算人たる者なきときは行政官廳清算人を選任す

第四十六條 清算人は商工會議所を代表し清算を爲すに必要な一切の行爲を爲す權限を有す

第四十七條 清算人は清算及財産處分の方法を定め議員總會の議決を経主務大臣の認可を受くへし

議員總會前項の議決を爲さず又は爲すこと能はざるときは清算人は主務大臣の認可を受け清算及財産處分の方法を定むへし

第四十八條 商工會議所は解散の後と雖も其の債務を完済するに必要な金額

を賦課徵收することを得  
前項の賦課徵收に關しては第三十六條及第三十八條の規定を準用す

第四十九條 主務大臣必要と認むるときは定款、經費の豫算及賦課徵收方法又は清算及財産處分の方法の變更を命し其の他監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得

第五十條 第十二條第一號の議員の選舉法令又は定款に違反するときは主務大臣は選舉又は當選の取消を爲すことを得

第五十一條 商工會議所の議決又は議員、役員若は清算人の行爲法令若は定款に違反し又は公益を害すと認むるときは主務大臣は左の處分を爲すことを得

- 一 議員、役員又は清算人の解任
- 二 商工會議所の議決の取消
- 三 商工會議所の事業の停止
- 四 商工會議所の解散

第五十二條 主務大臣は不正の行爲ありたるに因り第五十條の規定に基き當選を取消されたる者又は前條第一號の規定に依り解任せられたる議員若は役員に対し取消又は解任の時より四年以内第十二條第一號の議員の選舉權及被選舉權を停止することを得

第五十三條 商工會議所は共同して其の目的を達する爲日本商工會議所を設立することを得

日本商工會議所は法人とす

日本商工會議所を設立せんとするときは六以上の商工會議所發起人と爲り商工會議所總数の三分の二以上の同意を得て創立總會を開き定款其の他必要な事項を定め役員を選任し主務大臣の認可を受くへし

第五十四條 日本商工會議所成立したるときは商工會議所は總て之に加入したるものと看做す

日本商工會議所は主務大臣の認可を受け朝鮮、臺灣、樺太、關東州又は外國に於

て設立したる商工會議所に準する法人其の他の團體を加入せしむることを得

第五十五條 日本商工會議所に總會を置く

總會は命令の定むる所に依り所屬の各商工會議所其の他の團體に於て選定したる者を以て之を組織す

第五十六條 日本商工會議所に常議員會を置く

常議員會は定款の定むる所に依り所屬の商工會議所其の他の團體に於て選定したる者を以て之を組織す

常議員會は定款に依り委任せられたる總會の權限に屬する事項を議決す但し定款の變更及日本商工會議所の解散の議決は之を爲すことを得す

第五十七條 日本商工會議所の役員は所屬の商工會議所其の他の團體の役員中より之を選任す但し特別の事由あるときは會頭又は副會頭に限り所屬の商工會議所其の他の團體の役員に非ざる者より之を選任することを得

日本商工會議所所屬の商工會議所其の他の團體の役員中より選任せられたる役員其の商工會議所其の他の團體の役員を失ひたるときは日本商工會議所の役員を失ふ

第五十八條 日本商工會議所は定款の定むる所に依り所屬の商工會議所其の他の團體に対し經費を分賦し及過怠金を徵收することを得

第五十九條 第五條第一項、第六條乃至第十條、第二十條乃至第二十二條、第二十五條乃至第二十七條、第二十九條第一項、第三十二條乃至第三十五條、第三十六條第三項、第三十八條第三項、第三十九條、第四十條、第四十二條乃至第四十九條及第五十一條の規定は日本商工會議所に之を準用す

第六十條 主務大臣は本法に規定したる其の職權の一部を行政官廳に委任することを得

第六十一條 第三條及第三十八條中町



村とあるは町村制を施行せざる地に於ては之に準ずべきものとす

#### 附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む  
商業會議所法は之を廢止す  
商業會議所法に依り設立せられ本法施行の際現に存する商業會議所は之を本法に依り設立したる商工會議所と看做す  
前項の規定に依る商工會議所に付ては議員の選舉又は選定に關する規定は次の總選舉より之を施行し其の施行前に於ける議員の選舉に關する事項は仍舊法の規定に依る

第三項の規定に依る商工會議所に付本法施行の際必要なる規定は命令を以て之を定む

日本銀行及横濱正金銀行は本法の適用に付ては之を會社と看做す

本法の適用に付ては明治十三年第三十六號布告刑法の重罪の刑に處せられたる者は之を六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者と看做す

### 不良住宅地區改良法

〔昭和2・3・29法律第14號〕

(昭和2年7月15日施行)

第一條 公共團體は不良住宅密集し衛生、風紀、保安等に關し有害又は危険の虞ある一團地に付本法に依り改良事業を行ふことを得

公共團體前項の規定に依り改良事業を行はんとするときは主務大臣に申請して地區の指定を受くへし

第二條 主務大臣特別の必要ありと認むるときは前條の申請に依らずして地區の指定を爲し其の地區の屬する公共團體に對し本法に依る改良事業の施行を命ずることを得

第三條 主務大臣前二條の規定に依り地區の指定を爲したるときは左の事項を公告すへし

#### 一 地區の區域

#### 二 改良事業施行者

第四條 前條の公告ありたるときは事業施行者は一年以内に改良事業方法を定め主務大臣に認可の申請を爲すへし

前項の認可ありたるとき事業施行者は三月以内に事業に着手すへし

事業施行者第一項に規定する期間内に改良事業方法の認可申請を爲さず又は第二項に規定する期間内に事業に着手せざる時は主務大臣は地區の指定を取消することを得

第五條 事業施行者は地區内居住者を一時に收容する必要なる設備を設くへし

特別の事情あるときは事業施行者は主務大臣の認可を受け前項の設備を設けざることを得

第六條 事業施行者は地區内に於ける土地の區劃形質の變更、道路下水の施設地上物件の除去其他地區改良の爲必要なる事業を行ふへし

第七條 事業施行者は地區内居住者の居住に充つべき住宅を其の地區内に建設すへし但し特別の事情ある場合に於て主務大臣の認可を受けたるときは地區外に之を建設することを得

前項住宅の數は地區の指定ありたるとき現に其の地區内に居住する者の世帯數を下ることを得す但し特別の事情ある場合に於て主務大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

第八條 改良事業を施行したる公共團體は前條の規定に依り建設したる住宅の管理方法を定め監督官廳の認可を受くへし

第九條 國庫は勅令の定むる所に依り事業施行者に對し其の事業の施行の爲支出する經費の二分の一以内を補助す

第十條 本法に依る改良事業施行の爲必要あるときは事業施行者は地區内の土地又は建物其の他の工作物を收用又は使用することを得

第十一條 前條の規定に依り收用したる土地にして改良事業として行ふ建物の建設及公共の用に供せざるものは第六條の事業の完了後之を賣却すへし  
前項の事業の完了は主務大臣の認定を受くへし

第十二條 前條の規定に依る土地の賣却は左に掲ぐる者に對し勅令の定むる所に依り競争入札に依り之を行ふへし

一 改良事業施行の爲收用せられたる土地の全部又は一部を其の土地收用の際所有したる者又は其の相續人

二 改良事業施行の爲收用せられたる土地に關し其の土地收用の際權利を有したる者(擔保權者を除く)又は其の相續人

三 改良事業者施行の爲收用せられたる土地の上に存したる建物を其の土地收用の際所有したる者

前項に掲ぐる者一人なるときは隨意契約に依り賣却することを得

前二項の規定に依り賣却することを得る土地の賣却に付ては一般の競争入札に依るへし

第十三條 第五條の規定に依る一時收容設備の爲特別の必要あるときは事業施行者は地區附近の土地又は建物其の他の工作物を使用することを得

前項の規定に依り使用する土地又は建物其の他の工作物は主務大臣決定し之を公告すへし

第十四條 本法に依る改良事業施行の爲必要ありと認むるときは行政廳は地區内の建物其の他の工作物の所有者に對し其の移轉を命し又は其の占有者に對し立退を命ずることを得

行政執行法第五條及第六條の規定並に之に基きて發する命令は行政廳か前項の規定に依る命令を強制する場合に之を準用す

第十五條 第十條又は第十三條第一項の規定に依る收用又は使用に關しては本

法に別段の定ある場合を除くの外土地收用法を適用す

前項の規定に依る土地收用法の適用に付ては建物其の他の工作物は之を土地と看做す

第十六條 第十條又は第十三條第一項の規定に依る收用又は使用に付ては第一條第二項若しくは第二條の規定に依る主務大臣の地區の指定又は第十三條第二項の規定に依る主務大臣の決定を以て土地收用法第十二條の規定に依る事業の認定、第三條又は第十三條第二項の規定に依る公告を以て土地收用法第十四條の規定に依る公告と看做す

第十七條 第十四條の規定に依り移轉又は立退を命せられたる者其の移轉又は立退に因り損害を受けたるときは事業施行者は其の通常受くべき損害に限り之を補償すへし

前項の規定に依る補償金は收用審査會之を決定す

第十八條 第十四條の規定に依り行政廳の爲したる處分に對し不服ある者は訴願を提起し違法に權利を傷害せられたりとするときは行政訴訟を提起することを得

第十九條 第十七條第二項の規定に依る收用審査會の決定に對して不服ある者の出訴に付ては土地收用法第八十二條第一項及第二項の規定を適用す

第二十條 公益法人は主務大臣の認可を受け本法に依り改良事業を行ふことを得

本法は第二條の規定を除くの外前項の認可を受けたる法人に之を適用す但し第一條及第八條の規定の適用に付ては同條中公共團體とあるは前項の認可を受けたる法人とす

#### 附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む



### 計理士法

[昭和2・3・30法律31號]

第一條 計理士は計理士の稱號を用ひて會計に關する検査、調査、鑑定、證明計算、整理又は立案を爲すことを業とするものとす

第二條 左の條件を具ふる者は計理士たる資格を有す

一 帝國臣民又は主務大臣の定むる所に依り外國の國籍を有する者にして私法上の能力者たること

二 計理士試験に合格したること  
計理士試験に關する事項は勅令を以て之を定む

第三條 左の各號の一に該當する者は前條第一項第二項の規定に拘らず計理士たる資格を有す

一 會計學を修めたる經濟學博士又は商學博士

二 帝國大學若は大學令に依る大學に於て會計學を修め學士と稱することを得る者又は專門學校令に依る專門學校に於て會計學を修め之を卒業したる者

三 主務大臣に於て前號に掲ぐる學校と同等以上と認むる學校に於て會計學を修め之を卒業したる者

第四條 左の各號の一に該當する者は計理士たる資格を有せず

一 禁錮以上の刑に處せられたる者但し二年未滿の懲役若は禁錮に處せられたる者にして刑の執行を終り若は其の執行を受くることなきに至りたる日より起算し三年を經過したる者又は陸軍刑法若は海軍刑法に依り一年未滿の禁錮に處せられたる者は此の限に在らず

二 前號に該當する者を除くの外第十一條又は第十二條の罪を犯し刑に處せられたる者但し刑の執行を終り又は其の執行を受くることなきに至りたる日より起算し三年を經過したる者は此

の限に在らず

三 破産者にして復権を得ざる者

四 計理士の業務の停止の期間中其の業務を廢止し未だ其の期間の經過せざる者

五 計理士の業務の禁止の處分を受けたる者但し其の處分を受けたる日より起算し三年を經過し主務大臣に於て改悛の情顯著なりと認めたる者は此の限に在らず

第五條 計理士たらんとする者は計理士登録簿に登録を受くることを要す

計理士の登録に關する事項は勅令を以て之を定む

第六條 計理士の登録を受けんとする者は登録料として二十圓を納付すへし

第七條 計理士は其の業務を公正に行ふに支障ありと認めらるる事項に付計理士の業務を行ふことを得ず

第八條 計理士は主務大臣の監督に屬す

第九條 計理士本法の規定に違反したるとき又は品位を失墜すへき行爲若は業務上不正の行爲を爲したるときは主務大臣は計理士懲戒委員會の議決に依り之を懲戒することを得

計理士懲戒委員會に關する事項は勅令を以て之を定む

第十條 計理士の懲戒處分は左の四種とす

- 一 譴責
- 二 千圓以下の過料
- 三 一年以内計理士の業務の停止
- 四 計理士の業務の禁止

前項第二號の過料を完納せざるときは主務大臣の命令を以て之を執行す

非訟事件手續法第二百八條の規定は前項の規定に依る執行に付之を準用す

第十一條 計理士又は計理士たりし者故なく其の業務上取扱ひたる事項に付知得たる秘密を漏泄し又は竊用したるときは一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に

處す

前項の罪は告訴を待て之を論ず

第十二條 計理士たる資格を有せずして計理士の業務を行ひたる者は六月以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す

第十三條 計理士たる資格を有するも其の登録を受けずして計理士の業務を行ひたる者は十圓以上二百圓以下の過料に處す

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は前項の過料に付之を準用す

#### 附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む  
本法の適用に付ては明治十三年第三十六號布告刑法の二年の禁錮以上の刑に處せられたる者は二年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者と看做す

本法施行の際迄引續き一年以上會計に關する検査、調査、鑑定、證明、計算、整理又は立案の業務に従事したる者は本法施行の日より六月以内に申願したるときに限り第二條第一項第二號の規定に拘らず計理士試験委員の銓衡を経て計理士たることを得

帝國大學、大學令に依る大學若は專門學校令に依る專門學校又は主務大臣に於て之と同等以上と認むる學校に於て經濟に關する諸學科を修め定規の課業を卒へたる者にして引續き三年以上會計に關する検査、調査、鑑定、證明、計算、整理又は立案の業務又は職務に従事したる者は本法施行の日より五年以内に申願したるときに限り第二條第一項第二號の規定に拘らず計理士試験委員の銓衡を経て計理士たることを得

### 花柳病豫防法

[昭和2・4・4法律第48號]

第一條 本法に於て花柳病と稱するは梅毒、淋病及軟性下疳を謂ふ

第二條 主務大臣は業態上花柳病傳播の虞ある者を診療せしむる爲市又は特に必要と認むる其の他の公共團體に對し診

療所の設置を命ずることを得

前項の規定に依り設置する診療所に於ける診療の費用の負擔及徴收に關しては勅令を以て之を定む

第三條 國庫は勅令の定むる所に従ひ前條の規定に依り診療所を設置する市其の他の公共團體に對し其の診療所に關し市其の他の公共團體の支出する經費の六分の一乃至二分の一を補助す

第四條 主務大臣は期間を指定し適當と認むる公私立の診療所を其の承諾を得て第二條第一項の規定に依り設置する診療所に代用することを得此の場合に於ては第二條第二項及前條の規定を準用す

第五條 傳染の虞ある花柳病に罹れることを知りて賣淫を爲したる者は三月以下の懲役に處す

傳染の虞ある花柳病に罹れることを知り又は知るへくして賣淫の媒介又は容止を爲したる者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

前二項の場合に於て傳染防止に付相當の方法を講したる者は其の刑を減輕す

第六條 醫師傳染の虞ある花柳病に罹れる者を診断したるときは傳染の危険及傳染防止の方法を指示すへし

第七條 花柳病に關する賣藥は其の容器又は被包に其の成分及分量、成分不明なるものは其の本質及製造法の要旨を記載するに非されは之を發賣することを得ず

賣藥營業者前項の規定に違反したるときは地方長官は其の發賣の免許を取消すことを得

第八條 前條第一項の規定に違反したる者は五十圓以下の罰金に處す

#### 附則

本法施行の期日は勅令の定むる所に依り各條に付之を定む

花柳病に關する賣藥に關する賣藥にして本法公布前より發賣し來れるものに関しては當分の間第七條の規定を適用せず



### 防火地区内借地権処理法

(昭和2・3・31法律第40號)

第一條 本法に於て借地權と稱するは建物の所有を目的とする地上權及土地の賃借權を謂ふ

第二條 市街地建築物法に依りて指定せられたる甲種防火地区内に於て同法第十三條に基く命令に定められたる建物以外の建物の所有を目的とする借地權を有する者か其の土地に建物を築造せんとする場合に於て借地條件の變更に關し當事者間に協議調はさるときは裁判所は當事者の申立に因り防火地区内借地委員會の意見を聽き借地權の殘存期間、從前の借地條件、土地の狀況、借地に關する從前の經過等一切の事情を斟酌して借地條件の變更其他當事者間の衡平を維持する爲相當の措置を命ずることを得甲種防火地区外に互りて借地權を有する者其の境界線を超えて建物を築造するの必要ある場合亦同し

前項の申立は其の事件に付先づ借地借家調停法に依る調停の申立ありて其の調停の成らざりし場合に非されは之を爲すことを得す

第三條 前條の裁判を爲す場合に於て裁判所は當事者の申立に因り相當の出捐其他適當の條件にて借地權の消滅を命ずることを得

第四條 本法の裁判は借地の所在地を管轄する區裁判所に於て非訟事件手續法に依り之を爲す

第五條 防火地区内借地委員會は五人以上の委員を以て之を組織す

第六條 防火地区内借地委員は特別の知識經驗ある者其他適當なる者に就き毎年豫め地方裁判所の選任したる者又は當事者の合意に依り選定せられたる者の中より各事件に付裁判所之を指定す

第七條 防火地区内借地委員會の決議は委員の過半數に依る

第八條 防火地区内借地委員會の評議は秘密とす

第九條 防火地区内借地委員には旅費日當及止宿料を給す其の額は勅令を以て之を定む

第十條 本法の裁判に對しては即時抗

告を爲すことを得其の期間は之を二週間とす

前項の即時抗告は執行停止の效力を有す

第十一條 本法の裁判にして財産上の給付を命ずるものは執行力を有する債務名義たるの效力を有す

第十二條 本法の裁判の費用に付ては民事訴訟費用法第十六條及民事訴訟用印紙法第十六條の規定に依る

#### 附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む  
本法施行の地區は勅令を以て之を定む

### 市町村制施行令中改正

(昭和2・3・30勅令第38號)

第五十九條 市町村行政に關し主務大臣の許可を要する事項中左に掲ぐるものは府縣知事之を許可すへし

五 特別稅段別割を新設し増額し又は變更すること及之に關する條例を設け又は改正すること但し大正九年勅令第二百八十二號又は大正十五年勅令第四百四十三號に依り府縣知事に於て許可する課稅の限度を超えざるものに限る  
第六十條 市町村行政に關し監督官廳の許可を要する事項中左に掲ぐるものは其の許可を受くることを要せず

五 延滞金、積立金數等に關する條例を設け若は之を改廢し又は使用料、手数料、加入金、特別稅及委員に關する條例を廢止すること

六 府縣費の全部の分賦を受くる市に於て特別稅特別地稅又は大正十五年勅令第三百三十九號第十七條第一項に掲ぐる種類と同種類の特別稅の賦課に關する條例を設け又は改正すること但し特別稅特別地稅に付ては大正十五年勅令第四百四十三號に依り府縣知事に於て許可する課稅の限度を超ゆるもの及新に漁業に對し特別稅を賦課し又は其の賦課率若は賦課方法を變更するものに付ては此の限に在らず

六ノ二 特別稅戶數割を新設し、増額し又は變更すること及之に關する條例を設け又は改正すること

#### 附 則

本令は昭和二年度分より之を適用す

# 威 權 の 務 業 關 係 書 畫

凡て當協會に依頼せらるるが安全第一

通信販賣 (書又券ハ二錢送レ本送規則)

鑑 定 (普通證一書料一圓ニ) 揮毫紹介、表裝調達、

表裝料、諸材料、繪絹等ノ小賣

會社 大日本書畫協會

東京市芝區神谷町二十六番地

代表者 漆山甚兵衛

電話芝二二四



# 文藝・出版

## 論争の文壇

今期文壇に最も注目すべき現象として、まず、論争の多かつたことを挙げねばならない。それも従来のような、根據のない、嘲笑的な論争を離れて、大體において眞面目な、落付いた論争が行われたことである。いまその一二を拾つて見ても正宗白鳥氏と永井荷風氏、徳田秋聲氏と廣津和郎氏、正宗白鳥氏と藤森成吉氏、谷崎潤一郎氏と芥川龍之助氏、それに宇野浩二氏の“小説道管見”や、佐藤春夫氏の“文藝家生活論”をめぐる諸家の論争等、文壇の中堅とも見るべき人々によつて盛に應酬されたのである。廣津氏は徳田氏の作品價値が低下したとズバズバいつてのける。徳田氏がこれに反ばくする。谷崎氏が“凡そ文學において構造的美觀を最も多量に持ち得るものは小説である”と筋のある小説を主張すれば、芥川氏は“小説の評價を決定するものは筋の面白さよりも感銘の深さである”と斷定して谷崎氏と數回にわたり論争を續ける。珍しいことである。宇野氏が小説道見以來當るべからざる、かんがくの議論を吐いて、八方の文壇人を起たしめたり、佐藤氏が、文藝家の最も痛いところである生活(報酬)問題をさらけ出して、單騎文壇戰場を馳せめぐると、まことに花花しくも實のある論争が續けられた。この珍しい現象を喚び起した因由をたずぬればいろいろあるであろうが、従來の技巧上の論議や、狭い生活經驗から割出した議論などでいつぱいに蒸れ切つた文壇の空氣に居たたまれなくなつて、もつと本質的な、もつと自由な清朗な空氣を求めようとする一つの現れとも見ることが出來よう。殊に前年戯曲方面に大いに活躍した正宗白鳥氏が今度は藝術論争の渦中に投じて盛に氣を吐き、大山郁夫氏との論争においては文學現象のみを對象

とせず、その範圍を出でて勇敢に闘つたとゆう事實はたしかに文壇人の一進出と見ることが出来る。このように中堅既成作家の多くが、論争戯曲方面に走つた結果、創作方面はあまり振わなかつた。徳田秋聲氏、芥川龍之介氏等が珍らしく奮闘した外は新進作家の手になる軽い短篇物がその大部分を占めていた

“安南の曉鐘”問題——雑誌“女性”の昭和2年2月號に久米正雄氏の作品として“安南の曉鐘”と題する創作が載つた。然るにこの創作は、前後の2,3行を除き内容の全篇が青年無名作家安藤盛氏の筆になつたもので、久米氏は安藤氏から依託されたこの原稿を一言のあいさつもなく自作として發表したもので、原稿料も全部久米氏自身の手に入つてゐるとゆうことがわかり、一時問題となつた。久米氏自身は使つてくれと提供されたもので少しもやましいところはないと語つてゐるが、要するに著作権問題のやかましい折柄、將來に向つても相當注意さるべきものと見られてゐる

芥川龍之介氏自殺——文壇の鬼才といわれた芥川龍之介氏は昭和2年7月21日突如劇薬を飲んで自殺した。自殺に致る動機ははつきりしないが、自殺に對する心理的經過は、遺書“ある舊友へ送る手記”の中に詳細を極めている。手記によると氏が心ひそかに自殺を想うようになったのは2年も前のことで、その間周到なる用意をしていたことは、後で思い合せる節節もあつたとゆう。氏の自殺は文壇のみではなく、一般思想界にも強い衝動を與え、死に至るまでの心的經過について色々に論議されている。氏の葬儀は日本には始めての文藝葬とし、菊池寛氏が委員長となり同月27日東京谷中齋場で執行されたが、會する者、久米、佐々木、南部等の友人を始め700名余に達し、泉鏡花、菊池寛兩氏の弔辭があつて、いとしめやかにとり行われた

資本金 四千萬圓

製 品 種 類

ポッサ 黒  
ポッサ 白  
アサヒ 黒  
アサヒ 白  
スル ー ビ

清涼飲料

シロト  
ラズベリ  
タサン  
ナリポ

リボン  
印

御婦人  
御様子

大日本麥酒株式會社

本社 東京府目黒  
支店 大阪名古屋札幌福岡



## 戯曲

2,3年このかた小説壇より戯曲壇へと流れ込んだ作家が、相當出色の作品を発表して来た關係から、戯曲界は近來にない賑わしさを示したが、その反面において、古い戯曲的權威はいつか失われ、これに代るに小説的臭味を多分に有つ1幕物が幅を利かせるようになり、戯曲とゆうよりはむしろ場景といたい程の軽い對話體のものが續續と發表されるようになった。従つてその取材範圍も、知識階級の室内劇といつたようなものに限られ、舞臺における効果を無視したものが多くなつたとゆう傾向がある。これは從來の戯曲界のマンネリズムを打開した力の惰性として止むを得ない現象とも見られるが、戯曲としての本質的の使命を忘れて、小説的戯曲の横行に委ねることは、日本劇壇將來のために結構なことではない。それにしても、今期中に發表された戯曲は相當數多いことで、注目すべき作品も見られたが、小山内薫氏の“森有禮”“吉田御殿”藤森成吉氏の“馬の足”、武者小路實篤氏の“愛慾”等が、いろいろの意味で注目されたものであつた。

**松翁氏の著作権問題**——先に山本有三氏の戯曲“坂崎出羽守”を松竹キネマが無斷撮影して大分問題となつたことはまだ耳新しいことであるが、今度は松居松翁氏の原作ラジオドラマ“雪の降る夜”を大正15年11月28日大阪放送局が無斷放送したため、又々問題を起した。松翁氏は著作権擁護のため敢然起つて、同放送局を相手取り訴訟を起した。

## 詩壇

**詩話會の解散**——日本における唯一の詩人團體として創立以來10年間相當權威をもつて認められて来た“詩話會”は、大正15年10月15日突如として解散を發表した。事のこゝに至るまでには、委員對會員間の諸種のあつれきや、“日本詩集”

“明治大正詩選”等の印税の費途問題などで、長いことごたごたして来たのであつたが、川路御虹、佐藤惣之助、白鳥省吾、千家元麿、多田不二、萩原朔太郎、福田正夫、室生犀星、百田宗治氏等9委員は、この状態をもつてしては到底會の維持繼續は覺えないとし、表面、吾人の爲すべき仕事は一段落を告げたりとする理由のもとに、會員には一言のはかるところなく獨斷をもつて解散を宣し、同時に雑誌“日本詩人”の廢刊を聲明したのであつた。

この解散を不當として直ちに公開狀を發したのは、會員金子光晴、勝承夫、井上康文、陶山篤太郎、尾崎喜八、中西悟堂の6氏であつたが、これに對して委員側は誠意ある回答を與えなかつたので、同月28日會員總會を開き全會員より委員に宛てた公開狀を發表し、11月13日更に第2回を開いて、前記9名の委員を除名した上、更めて全會員の名による解散を決議し、同時に詩壇更新の意味で、新たに“日本詩作家組合”を組織することになつた。

## 圓集時代

**1 圓全集の流行**——財界の不景氣と類書の激増とは、出版界を全く窮地に陥れとかく堅實味を欠く投機的出版物が現れるに至つたが、その反動的結果として、ここに2,3年來豫約出版物の流行を見ようになつた。しかし、それらの豫約出版物も、内容の點において、更に價の點において、到底一般的に加入者を得ることは困難で、この點においてやはり出版界の悩みは救われるものではなかつた。一方讀者側にしても、相當讀書慾はありながら、そうした事情から満されぬままに推移して来たのであるから、この際出版者側が更に一段の躍出を試み、讀者側の要望に副うて、大量生産的豫約出版をするのでなかつたならば、兩者は永久に近ずかんとして近ずき得ざる平行線上の

## 雑誌の値下

ものとなりするのである。ここに着眼していわゆる“1圓全集”を計畫したのが改造社の“日本文學全集”を始めとして數表の如き多數に上つた。この華華しき一戦に各出版社はしのぎを削つて豫約者の吸収並びに維持に努め、實に昭和聖代當初の圓集時代を現出したのである。

全集名	巻數	メ切	出版社
現代日本文學全集	37	大正15 11.30	改造社
第2回	50	昭和2 5.31	〃
世界文學全集	38	3.1	新潮社
世界大思想全集		3.15	春秋社
現代大衆文學全集	36	4.2	平凡社
近代劇全集	39	5.3	第一書房
世界劇曲全集(1冊)	40	5.5	近代社
		(90錢)	
日本隨筆大成	12	5.10	吉川弘文館
明治大正文學全集	48	5.31	春陽堂
小學生全集(1冊)	80	6.16	文藝春秋社 興文社
		(35錢)	
日本兒童文庫(1冊)	70	6.18	アルス
		(50錢)	

**締切前後の出來事**——圓集が非常な勢であとからあとからと出た結果は、同じ種類の全集の鉢合せとなり、その競争はあるいは新聞廣告に2頁抜きの新記録を出し、あるいは講演に關係名士を繰出すなどまことに目覺ましき限りを盡した。しかし、小學生全集と日本兒童文庫との競争は、ついに訴訟沙汰とまでなり、菊池寛氏と北原白秋氏との苦しい言い争いまで公開したが、その後和議成立して事落着した。一方全集物の大量生産は、印刷業者、製本業者、製紙業者に一大ショックを與え、製紙業者の如きは、ために從來の限産協定を撒毀してこれに應じようとまでしている。

かねてより雑誌界には定價の引下げ運動と、内容一般化の傾向とはあつたが、1圓全集の流行から、非常な衝動を受け、急速に値下げの必要に迫られて来た。從來“キング”“苦樂”“東京”等一般向きの雑誌は大量生産を目標として定價50錢で發行されて来たが、その後内容體裁すべて目先きの變つた“文藝春秋”が現れて一般に歡迎されるようになり、これにおされて、他の雑誌も内容の整備と定價の引下げとを余儀なくされるに至つた結果“東京”は“ワールド”に、“新小説”は“黒潮”と改題し、内容も更え、定價も下げた現れ、“改造”も50錢に“幼年俱樂部”は30錢に引下げ、婦人雑誌も内容整備に苦心の跡を見せている。この雑誌界を風びしている風潮は雑誌社としてはまことに苦しいことではあるが、一般には非常に喜ぶべき傾向として迎えられている。

## 檢閱改正運動

發賣禁止、上演上映の禁止、等出版法違反の名による不當な處分のために、從來も幾多の犠牲者を出し、これに對しては文藝家協會あたりでもその都度取締規則改正の促進運動を試みて来た。出版法が第52議會に提出され、都下出版編輯關係者より猛烈なる反對に遇い、これがうやむやに葬られはしたが、いよいよこれら關係者より成る檢閱制度改正期成同盟は、昭和2年7月下旬第1回幹事會を開き10數名の幹事を追加すると共に10名の調査委員を擧げて、法令の研究、事件の調査を詳細に行い、出版法、新聞紙法、興行法、興行取締規則等の理想的改正案をつくることに決定しいよいよ積極的活働に入ることとなつた。







# 美術界

## 帝展 [大正15年秋]

大正15年10月5日が帝展の締切日であつたが、生憎の雨にたたられて搬入の遅れるものもあるので、6日拂曉まで到着したものは受けつけることにした。出品総数は日本畫 2,200 點、洋畫 2,306 點、彫刻 200 點であつた。審査員は日本畫、東京側玉堂、素明、十畝、清方氏等11名、京都側、契月、五雲氏等4名、洋畫、英作、三郎助、不折氏外13名、彫刻は高村光雲氏が主任となつた。入選は日本畫の 191 點、洋畫の153點、彫刻の80點。殊に困つたことは日本畫陳列場の狭いためにその全部を同時に陳列し切れなくなつたことである。陳列畫は入選 191 點の外に會員の約50點を加えると 241 點とゆう多数に上るのに、かてて加えて今年は例年にない大作揃と來ているのでかような結果になつたのである。1 部では會員の出品を2部に分つて交替陳列させたならとの提議もあつたが、そもそも帝展の本旨は會員の作品陳列發表にあるから、その中堅たるべき會員の出品を交替陳列するなどはもつての外であると反對するものもあつたので、遂に入選畫のうち47點を會期中で陳列替することによって解決した。帝展ローマンスともゆうべきは、傑作“アイヌ”を出して數年間歐洲に放浪しその消息さえも傳えられなかつた青山熊治氏が突如力作“高原”を發表して美術院賞を授與せられたことである。歐洲におけるどん底生活から蘇生して“高原”出品となるまでの氏の生活にはローマンスの濃い影がま

つわつている。も一つは彫刻部“初夏”の作家、牡鹿頂山君である。同君は仙臺在の農家の人で4年前から農閑期を利用して上京羽下修三氏について木彫刻を學んでいた。ところが帝展會期3月前、時はずれに上京した氏は、今年出品するのだと言ひ出して聴かない。羽下氏のアトリエに割込んで、もちろん生活に餘裕ある同君でもなければ、1日2食の大精進勇猛心を振り立てて出來上つたのが入選“初夏”となつたのである。特選は22名の多数に上つて20年來の記録を破つた。日本畫では生田花朝女“浪花天神祭”福岡神泉“蓮池”大河内夜江“秋の大原”吉村忠夫“多至波奈大女郎”宇田萩邨“淀の水車”山口蓬春“三熊野の那智の御山”幸松春浦“秋思”洋畫で奥瀬英三“綠蔭”金澤重治“晩夏”上野山清貢“パラダイス”山磯良平“T嬢の像”小柴錦侍“いつもやさしいサンタマリア”阿以田治修“髪”有馬さと江“花つば”青山熊治“高原”鈴木千久馬“椅子による裸婦”彫刻は安藤照“大宮口”赤堀信平“大地を行く”横江嘉純“望洋”矢野誠一“長瀨浴目”松田尙之“姿”村田勝四郎“女性”である。生田花朝、有馬さとえの兩女史は帝展初めての特選女流作家である。美術院賞受賞者は嚴選の結果次の4氏が推薦せられた。彫刻界は最初の受賞である。

日本畫“淀の水車”宇田萩邨“三熊野の那智の御山”山口蓬春、洋畫“高原”青山熊治、彫刻“大空に”安藤照

## 帝展入選畫 [大正15年秋]

日本畫—[\*新入選]  
武尊の殘雪 吉原雅風  
富士 石塚省三  
春園三嬌 西尾廣耕  
香春廟 \*鈴木有哉

春はゆく 白井剛夫  
夏景馬の \*鴻巢一善  
峠 尾竹竹坡  
村の花嫁 \*鈴木一耕  
春の夕殘 長谷川光孝

雪景 \*渡部香堂  
明鏡止水 河野秋邨  
雪に埋れたる深山  
戸室臨泉  
女五人 伊東深水

窃地閑、楊柳邨  
白倉二峰  
水村漁撈圖 古屋正壽  
晩秋 \*安田杉溪  
當り狂言樂屋振舞の圖  
山本昇雲  
林檎花 兒玉希望  
麥秋の頃は賑ふ  
平岩三陽  
松竹梅 西澤笛畝  
契の藤 江川武村  
大島 不染鐵二  
雪の春日 松元道夫  
錦繡裝 三宅風白  
金鷄、銀鷄(双幅)  
上村松篁  
未來 小早川秋聲  
洛外風趣 落合朗風  
杭州風景 木村杏園  
將軍塚展望之圖  
\*竹原伸三朗  
藤の花かけ 大村廣陽  
御嶽溪谷 大矢峻嶺  
お夏 \*勝田哲  
初夏白狐圖 吉田鋤牛  
矢場 梶原緋佐子  
秋の大原 大河内夜江  
鷹圖 \*福田翠光  
靜物 \*田村豊洲  
春の紺屋ケ關  
柴田方明  
山王祭 福山聿水  
洛外の池畔 本多貞翠  
水邊柳鶯 鐘ヶ江辰一  
秋果の窓 木村丈夫  
鸛頭花 \*大津晴霞  
探果 山口大千  
かに 吉藤義雄  
故山新秋 福田豊四郎  
野人一茶 \*高山完  
遊び \*赤尾孝一  
群虫圖(双幅)  
\*戸田北遙

洛北翠松園の初夏  
池井龍耳  
海近き家 \*中堂長陽  
遠雷 不動立山  
母子 高濱虎喜  
岩見路 \*安田茂  
藥師寺の印象  
\*岩周巢  
西の京から 中村春楊  
閑庭知秋 加畑桃僊  
深草風景 \*要樹平  
鶯 中西辨次  
白鷺老松 \*今村廣齡  
印度持渡象之圖  
川口吳川  
山莊圖 森野嘉光  
新涼 武田鼓葉  
麗日 \*山本傳三郎  
氷雪之圖 今尾景春  
南禪寺 池田遙村  
後庭秋興 雜喉紅朝  
麗光 山ノ内信一  
獻雉 森守明  
白光流曳 察本一洋  
冬田 阿部春峰  
音羽山清水寺  
\*吉田多希留  
立葵 \*佐藤修堂  
賣茶翁 奥村紅稀  
洋犬二題 秋田仙喬  
牡丹の圖 東原方僊  
太夫 堀井香坡  
春日 木村斯光  
童子 大高爲山  
菊 \*井上流光  
白鷺城 前田萩邨  
金閣寺 山口玲照  
支那の少女  
\*佐藤空鳴  
林間秋色 中居曠谷  
花園養蜂 \*奥田正次郎  
時雨 佐野五風  
蓮池 徳岡神泉

白鹿 \*青木生冲  
邯鄲 長井六有  
小港雨過ぐ 古谷一晁  
双鷺の圖 梅崎朱雀  
赫奕姫 佐藤光華  
櫻川 板倉星光  
荷風 山口華楊  
蓮 \*藤田松僊  
雨後 神原苔山  
赤松 山本紅雲  
池畔 國友豊太  
平等院秋曉 八田高容  
木蔭 三木翠山  
春宵 和氣春光  
黃昏 森月城  
山湖 \*大澤恆躬  
孟夏花鳥圖  
\*高田美一  
山湖 柳澤眞一  
樵徑 福田浩湖  
秋晴れ 水上泰生  
巢だち 廣瀬東畝  
淀君 伊藤龍涯  
牡丹 \*橋爪燈  
七面鳥 吉田登穀  
多至波奈大女郎  
吉村忠夫  
雨後 \*草深香畦  
秋思 幸松春浦  
鳥の港 藤村茂  
北國の冬 羽田柏甫  
閑村初秋 \*大谷更亮  
日盛り 伊藤溪水  
歌人の傍 \*渡邊美代子  
夕がほ \*不二木阿古  
浪花天神祭 生田花朝女  
ゆく秋 川船水棹  
春の野 \*宮内英子  
石清水 山川永雅  
秋苑嬉鶻 石川英鳳  
木芙蓉 \*平田翠香  
里近き山裾の冬 横山葩生



鳥屋之圖 \*大岩 聚星  
 野千 森村 宜稻  
 鷹之圖 \*喜多村 麥子  
 閑庭 太田 一彩  
 逢坂越え 加藤 國堂  
 宮古路豊後掾 山川 秀峰  
 姉妹 \*神原 縫子  
 春趁 \*龜割 隆志  
 むすめ \*黒田 武三郎  
 終日煙霞 矢野 鐵山  
 花の寛永寺 柴田 耕洋  
 天白村の夏 \*三輪 敏夫  
 きりさめ 鬼頭 如石  
 歸樵 \*大山 雅堂  
 繪踏衣裳 小早川 清  
 雲悠々 關谷 雲崖  
 \*蕭瑟 赤松 雲嶺  
 秋暇晚歸(双幅) 安田 半圃  
 彈琴 \*金以 堂  
 後園初夏 大橋 基甫  
 三熊野的那智の御山 山口 蓬春  
 月見草咲く庭 柿内 青葉  
 燈影和清池 鳴下 晁湖  
 黒胡蝶 門井 掬水  
 奔湍 高木 保之助  
 關山暮靄 伊藤 馨浦  
 ぶだう \*關 啓畝  
 菊花南瓜 佐藤 華岳  
 餘寒 關田 華堂  
 長閑 五島 耕畝  
 とんぼ釣り \*成瀬 芳之  
 晚秋 \*岡田 眞一  
 春の若木 \*角田 磐谷  
 定大業樂 太田 天洋  
 御裳看 荻生 天泉  
 和蘭陀土産 \*横尾 芳月

紅毛人康樂圖 鈴木 朱雀  
 摩訶三諦 大木 豊平  
 初夏翠微 佐佐木 林風  
 占の井 菊池 華秋  
 春暉晚艶 永田 春水  
 海景 \*小坂 勝人  
 妖蛇物語三題 淺見 松江  
 龍王巖頭圖 村島 酉一  
 十六夜日記より 岩田 正己  
 秋光 竹原 嘲風  
 西瓜畑 \*福山 英  
 松上白鷺 吉岡 堅二  
 淀君 市原 壽一  
 淺き春 清水 有聲  
 聽松之圖 \*佐藤 曉關  
 蓮 池内 龍三郎  
 少女 石渡 風古  
 朝露の菖蒲 望月 春江  
 曲藝 \*八幡 白帆  
 港 \*玉井 安秀  
 上る船 木谷 千種  
 石峰寺山 \*宮澤 鐵夫  
 ゆうぎ \*龜永 吾郎  
 丹頂 森 白甫  
 天の川 池澤 青峰  
 鳥影暮韻 赤井 龍民  
 いで湯 立脇 泰山  
 花市 加藤 英舟  
 以上191點, 191人  
 洋畫—  
 廢道 \*長谷川 利行  
 T嬢の像 \*小磯 良平  
 靜物 \*山口 薫  
 遠雷 富澤 有爲男  
 裸婦 \*水戸 範雄  
 麗園 \*新道 繁  
 水邊雨後 \*古屋 浩藏  
 古陶 服部 喜三

庭の一隅 \*篠崎 貞五郎  
 裸體 森脇 忠  
 踏切番 池嶋 勘治郎  
 横井先生肖像 鶴田 吾郎  
 後庭 \*橋田 庫次  
 壁 牧野 司郎  
 母子 \*松本 昇  
 少女 霜鳥 正三郎  
 トランプする少女 鈴木 秀雄  
 水邊裸婦 小寺 健吉  
 名古屋萬歳 池部 鈞  
 卓上靜物 \*飯田 實  
 百日紅 宮部 進  
 待一家 田邊 嘉重  
 窓邊 近藤 光紀  
 千住風景 菅木 九市  
 向日葵 \*園部 晋榮  
 殺風景 \*杉山 榮  
 白い上衣の少女 \*内田 巖  
 野外劇 \*山口 進  
 髮 阿以田 治修  
 初秋 小森田 三人  
 日向葵 \*小林 喜代吉  
 裸婦 片岡 銀藏  
 大嶋 三宅 圓平  
 靜物 \*福田 新生  
 靜物 \*尾崎 三郎  
 夏の男 清原 重以知  
 葱を配せる靜物 \*橋本 八百二  
 大樹のある風景 \*堀田 喜代治  
 婦人像 \*猪熊 玄一郎  
 初夏 相田 直彦  
 畫房の女 \*鹽見 暉夫  
 卓上靜物 吉岡 一  
 海岸 \*牧野 醇  
 杉の春 相馬 其一  
 西郊風景 \*不破 章

彼女等の生活 織田 一磨  
 桌上 \*田原 輝夫  
 よそほひ 瀬野 覺藏  
 處女 櫻井 知足  
 ブルタキギユの老婆 三上 知治  
 裸女 星野 正三  
 夏休み \*山内 静江  
 暮れ行く漁村 服部 亮英  
 寫生 大久保 喜一  
 龜山の風景 澁谷 榮太郎  
 厨房 江藤 純平  
 少女の像 山田 新一  
 麥秋 平澤 大璋  
 岳翁像 山田 隆憲  
 姉ト妹 坪井 一男  
 憩へる女 \*坂井 範一  
 風景 \*安宅 虎雄  
 夏窓 富田 温一郎  
 晩夏 金澤 重治  
 船ノアル風景 長屋 勇  
 夏日 權藤 種男  
 浴後 \*原田 虎猪  
 M町ニテ \*山尾 薫明  
 嘉義ノ町ハツレ \*陳 澄波  
 母子禮讚 布施 信太郎  
 初秋 淺井 眞  
 初秋ノ丘 \*布施 梯次郎  
 夕照 篠原 新三  
 窓 \*染谷 勝子  
 厦門 \*橋原 益太  
 立教遠望 \*田中 佐一郎  
 人形のある靜物 \*津 輕てる  
 果物とビスキー 小泉 繁  
 靜物 鈴木 金平  
 冬陽ざし 鈴木 良三

噴水のある風景 \*村田 榮太郎  
 早春の丘 \*中村 壯磨  
 花 \*酒谷 小三郎  
 晩夏綠蔭 \*秦 巖  
 裸女 伊藤 成一  
 裸女 桑重 儀一  
 牛 \*井上 三綱  
 ヴェニス風景 嘸野 保彦  
 女 鈴木 清一  
 W氏の肖像 高村 眞夫  
 停船場 \*松本 金三郎  
 果物 耳野 三郎  
 母子禮讚 \*中井 一英  
 中菊 平田 千秋  
 海岸風景 末長 護  
 浴後 遠山 五郎  
 ギタ弾き 草光 信成  
 沼尻 小野田 元興  
 溪流に秋來る 大野 隆徳  
 縁日にて 服部 季彦  
 風景 關口 隆嗣  
 靜物 \*光安 浩行  
 靜物 \*松本 まつの  
 秋芳麗姿 \*青柳 喜兵衛  
 焦砂 金子 保  
 白布の果物 田中 稻三  
 新秋 武藤 辰平  
 佐渡おけさ \*木原 芳樹  
 緑の庭 山口 亮一  
 プランタン 塚本 茂  
 乾酪と蔬菜 \*遠田 運雄  
 黒衣の女と小犬 宮本 恒平  
 遅日 小糸 源太郎  
 燈下靜物 \*菱田 きく  
 盛夏綠蔭 木村 義男  
 初秋郊外 有岡 一郎

雄鷄之圖 \*山下 繁雄  
 共樂園を見る \*橋 作次郎  
 木の間より 松下 春雄  
 志摩風景 \*湊 實雄  
 夏花 鬼頭 鍋三郎  
 窓際の少女 斧山 萬次郎  
 赤い支那傘 吉田 苞  
 少女横臥像 池上 浩  
 歌留多の遊び 鈴木 誠  
 丘の樹々 佐竹 徳次郎  
 足拭く女 \*矢田 清四郎  
 河畔 後藤 眞吉  
 廣場の雨 矢崎 千代二  
 聖歌隊 和田 香苗  
 人物 大森 義夫  
 高原 青山 熊治  
 城趾斜陽 加藤 静兒  
 初秋の朝 井上 よし  
 裸婦 太田 三郎  
 花壺 有馬 さとえ  
 九月の作 \*阿藤 秀一郎  
 卒世やさしいサンタ・マリア 小柴 錦侍  
 眞葛しげれる谷間の夕 五嶋 健三  
 路地 \*細井 繁誠  
 少年 木下 邦  
 風景 \*原子 はな  
 赤き蒲團と裸女 長野 新一  
 郊外初秋 鈴木 淳  
 秋日赴釣圖 金井 文彦  
 遠足 伊東 哲  
 窓 \*齋藤 大  
 あかい日傘 梶原 貫五  
 水邊初秋 池田 永治  
 おさげ髪 笹鹿 彪  
 洗足風景 \*櫻庭 彦治  
 花畑 \*内藤 康  
 婦人像 平岡 權八郎



パラダイス 上野山清貢	聖女像	*橋本敦善	韻	長谷川柳藏
以上 154點, 154人	大日	*高村晴雲	麗日	三國慶一
彫刻—*印は新入選	空	朝蔭其明	春	雨宮治郎
心境 大塚辰夫	春	開發芳光	我執	中嶋東洋
避 松根多吉	途上	荒井徳亮	憂鬱	*花里金央
母 *濱田三郎	女性	村田勝四郎	影	澤田寅吉
壽光容顔 富樫政人	青年	三澤寛	吾れ若し	田村審火
像 有馬純孝	立てる女	*加藤忠雄	淑	泉谷喜一郎
憩 三好貴久丸	黎明	田嶋龜彦	黎明	須藤力次郎
拗た子供 安達貫一	視指	*城戸久平	少女	大嶋駒藏
麗日 *江川治	寶樹の影	*林玄海	うたのはじめ	
前を見てゐる女の像	光華	*本保蘇十路		
女性(習作)	姿	松田尙之	誠訪與里於	藤澤古賞
	佇立像	中川清	白玉	
	清穆	松尾蕪	龍舌蘭と裸女	
	女	*平松豊彦	菴婆波利	富永朝堂
女 *河村幸成	淨光	阿井瑞岑	ちいちゃん	橋本朝秀
望洋 林謙三	秋	*小佐野豊	青年	大村安次郎
貴き光 横江嘉純	憶れ	猪又北海	頭光子	加藤鬼頭太
高志路 笹野恵三	立女像	金復鎮	瑟	山根八春
若き男 羽下修三	うさぎ	都賀田勇馬	安痒	相川善一郎
初夏 *牡鹿頂山	立てる女	渡邊弘行	腕白時代	*佐々木素雲
大空の下に 長谷川勝之	寂光	小澤小一郎	戀の緋鹿の子	*木村石斧
玉津嶋明神 西木雅市	静境	兒嶋矩一		
春の日 小野田高節	偲	倉澤量世	中谷瓶古	
櫓 *木村珪二	うつつ	杉本三郎	風薫る *田中美祐	
競技 *梁川剛一	作品第六	小笠原貞弘	春日乙女 山脇敏男	
浴光 服部仁郎	思流	河村清司	夕陽 森野圓藏	
静境 木内悟郎	象	蒲地鎮夫	髪 木村威夫	
夕陽 上條俊介	清怨	松本榮之助	母性の愛護 上田直次	

主なる美術展

國畫創作展—昭和2年4月23日から上野美術館に第6回国畫創作展覽會が開かれた。21日午後一般出品入選者を發表したが、日本畫(第1部)24人32點, 洋畫(第2部)63人126點であつた。なお5月8日本年の受賞者選定の結果、決定次の如し

第1部 國畫獎勵金 三岡明

樗牛賞 德力富吉郎  
第2部 宮坂勝  
國畫賞(1,000圓) 村上巖  
フロツクス賞 鈴木長久  
樗牛賞  
なお新會友として大橋孝吉、宮坂勝、兩氏を推薦、金子九平次、富本憲吉兩氏を第2部會員として迎え、本年度より彫そおよび各種工藝品の一般募集をなすこと

になつた  
工藝美術展—15年10月帝展と同期に上野美術院に開かれた。10月10日夕その審査の結果を發表したが、搬入出品東京248點, 京都73點で入選は東京61點, 京都9點で類別すれば金工39點, 陶器6點, 漆器6點, 竹工1點, 木工1點, 染織7點であつた。この工藝美術會は來年から出来る帝展第4部の前身であるとして大いに注目された

明治大正名作展—朝日新聞主催の明治大正名作展は6月3日上野美術館で開かれた。日本畫192點, 洋畫165點, 彫刻103點, 合計460點が集められた。いづれも明治大正60年間の不朽の逸品とて滿堂そのけんらんを競つた。殊に陳列は製作年代順にされたので、時代の推移、畫風の變遷を視られて面白かつた。更に17日には會場狹隘のため陳列されなかつた60點の陳列替をやり、30日閉會した

フランス展—上野美術館で2年3月2日から公開された。パリのデルスニツス氏が春の美術シーズンを前にしてパリのサロンを携えて日本に來るようになってから、これで6年目である。彫刻ではフレッシュの“ジャンヌダルク騎馬像”ロダンの“考える人”“バルザック全身像”ブルデルの“瀕死のサントール”等の大彫刻を看板に故名家、ピアズ、デュツフレイ・コロ、テオドル・ルソー、ミレー、ブーダン、レビン、ジョンキンド、ピサロ、シスレー、トガ、ルノアール、モネ、ジャバンヌ、モンチセリー、ゴッホ、ジエム等の作品が網羅せられ、現代の大家ではフィアール、ドニ、ケランシユヤック、マルケ、ルドン、アマンジャン、メナール、ペナール、サヴ、中堅作家ではルオール、ドラン、スコンザック、パブキン、シャガール、デュツファイ、ブラマンク、カモアン、クビン、ドンゲン、ピツシエール等の作品であつた。なおロダン作“バルザック全身像”は展覽

會閉會後上野の美術學校に寄贈せられた  
ロシア展—全ソビエツト對外文化聯絡協會と朝日新聞主催で5月18日から朝日新聞樓上にひらかれた。版畫, ポスター, デツサン等がなかなか多く數百點にも餘ろうと思われる出品物の過半数を占めていた。殊にレニンの肖像のデツサンの如きはいかにも氣のきいたあかぬけのしたものだつた。遠慮したせいか陳列諸品の調子が非常に穩かで、クラシックを見る感があつた。革命ロシアの作品とは思われなかつた

春陽會展—昭和2年4月23日から上野美術館に開かれた。今年の會員外一般出品は2,654點に達し、例年の如く公開審査を行つた結果182點を選定した。内新入選者49名, 總入選者111名で、女流に伊勢田八重子, 久泉すま子, 國井俊子, 森幸枝の4氏があつた。同會では昭和2年2月會員會議の結果滿場一致で漫畫家岡本一平, 洋畫家小林和作兩氏を會員に推薦した

23回太平洋畫展—出品總數450點會員の足並もそろい地道な歩みであるが中衰えぬ意氣を示している。殊に新進に有望な人が見え、會の中心はそれ等若き人人に移りつつあることが思われる。出來のよい作品は布施信太郎氏の“心”淺井眞氏の“裸婦習作”三上知治氏の“冬”“オダリスク”等であつた。昭和2年2月27日まで上野美術館で開かれた

中央美術展—2年3月11日から上野美術館内に開かれた。日本畫52點, 洋畫196點が入選した。入賞者は次の人人であつた

中央美術賞  
日本畫 森永洗樹 松宮錦水  
洋畫 田中忠雄



## ◀ フロックス賞

日本畫 岩田光壺

洋畫 佐伯米子 橋本八吉二

同展は前年の如く佛國近代の美術作品112點の展覽を同會場で行つた。滞佛中

の川島理一郎氏が特に手傳つて選定したものであつた。丁度その折お隣に開催中であつた佛展に較べて、これ等の作品は概して地味であつたがまた變つた趣を示してくれた

## 昭和2年秋の美術界

## 帝國美術院に根本的改革の機運——

かねて有力會員中に帝國美術院改革の聲があつた。その主張するところは同院はわが國美術界の唯一の有力團體なりと稱せられながら、現在では創設當時の意圖に反し、ただ單に帝展を唯一の事業としているのみで、わが國の全美術界を抱擁するの權威もなく、依然文部省の指圖に甘んじている有様で、かくては一方學界における最高權威として名實共に堂堂貢獻しつつある帝國學士院に比較するにあまりに權威なきものであるとて、同院の根本的立直を計畫し、自治並に經濟的獨立を計り、廣く一般美術行政、外國美術との連絡を管掌し、眞の意味での貢獻を美術界になさんとするとゆうのである

美術院會員會議——昭和2年秋の帝展から實施される帝展第4部(美術工藝部)に關し、各部新會員補充に關し、今秋の各部審査員決定、等重大な議題を提げて美術院會員會議は昭和2年4月18日永田町文相官邸で開かれた。東京側も京都側も會員全部出揃つて重大らしい空氣が漲つた。かくて18、19と續開せられ、19日も中々決定せず、漸く夜8時に入つて決定を見た。決定事項は次の如くである

◀ 新會員推舉 和田三造 建島大夢  
◀ 新委員推薦

(日本畫部)廣瀬東畝、水上泰生、湯田玉水、山下竹齋、松本姿水、阿部春峰、宇田萩邨、山川永雅、山内伸一、加藤英舟  
(洋畫部)青山熊治、兒島虎次郎  
(彫刻部)安藤照、矢野誠一、小室達、

新田藤太郎、松尾朝春、三木宗策

(美術工藝部)板谷波山、清水六、赤塚自得、津田信夫、香取秀眞、清水龜藏

◀ 審査員(昭和2年度)

(日本畫)松岡映丘、木島櫻谷、西山翠璋、西村五雲、川村曼舟、堂本印象、鏑木清方、蔦谷龍岬、野田九浦、山内多門、吉川靈華、福田平八郎、平福百穂、飛田周山、川崎小虎、水田竹圃(他に會員半数加入)

(洋畫)永地秀太、長原幸太郎、田邊至、石橋和訓、太田喜二郎、大久保作次郎、吉田博、中澤弘光、牧野虎雄、三宅克己、安宅安五郎、清水良雄、兒島虎次郎、(他に會員全部加入)

(彫刻部)長谷川榮作、大國貞藏、吉田三郎、山崎朝雲、内藤伸、安藤照、(他に會員全部加入)

(美術工藝)板谷波山、清水六、赤塚自得、津田信夫、香取秀眞、清水龜藏、高村光雲、和田英作、岡田三郎助、結城素明、菊地契月

新規定——繪畫作品出品者の作品大きをタテ10尺ヨコ9尺に制限。洋畫第2部中に本年から創作版畫の出品を受理する。特に院長の許可を得たるものの外出品撤回の禁止。彫刻第3部のみ無鑑査出品を1人1點に制限なお昨年まで中止されていた鑑賞日を復活し、毎月曜日を設定して入場料を1圓とすること

創作版畫受付——この秋から帝展第4部として新設される美術工藝部に創作版畫が受けつけられることになつた。版畫

藝術のルネッサンスを劃する導線となるであろうと注目されている。審査員は創作とゆう言葉をかなり廣い意味に解して石版も、エッチングも、木版も含めて受けつけることになつている。出品者の豫想は今のところつかないが、織田一磨、永瀬義郎、平塚進一、前川千畝の諸氏は必ず出すだろうと注目されている。因に版畫の審査員には吉田博、田邊至の兩氏が當ることに決定した

高村光雲氏引退——彫刻界の元老高村光雲翁はかねてより帝國美術院から引退を希望していたが、昭和2年6月に至り漸く希望を聴き届けられた。従つて審査員を辭したのであるが、會員の辭任は全く前例のないことで、その間に何等かの煩雜した事情があるのではないかといわれている

美術院會員任命——昭和2年6月29日付建島彌一郎、和田三造、山崎朝雲、内藤伸の4氏が帝國美術院の新會員を仰付けられた

白樺派の美術團體——昭和2年秋に新に旗擧げしようとするのに白樺派の美術團體がある。さきに春陽會を脱退した岸田劉生氏を中心に、美術に憧憬をもつ白樺派の人人が集まつて、“大調和美術展”と名付け、これに武者小路、志賀直哉、佐藤春夫、長與善郎等の諸氏が加わつて一般出品作の鑑査に當り、畫壇にフレッシュな分野を開こうと目論んでいる

## 二科の入選

昭和2年8月30日に鑑別を終つた二科は、同日入選を發表した。受付繪畫總數3,338點の中入選216點。彫そは40點のうち19點であつた。有島氏の選後感“從來あつたようなイズムの濃厚なのがなくなつたのが眼につきます。静物畫の著しく多くなつたのが新傾向です、これは一種の流行と思ひます。非常に特色のあるものの外は取りませんでした”なお出品者中の紅一點ともゆうべきは民國の關紫蘭さん

で“瀧の川風景”を出品して入選した。支那の女流で入選したのは同嬢が最初である。彫刻部について藤川勇三氏は語る“作品は全體に揃つています、昨年と比べていい加減のものがなくなり、またいたずらに受けることをねらつたものがなくなり、調子が靜かになりました”と。なお同彫そ部では新入選のうちに萩島安二氏があつた。同氏は帝展の常連として知られた人だけに二科に入つたことは異常の注目をひいた。鑑査した藤川氏は語る“帝展の人とは知つていましたがそれを觀念におかず作品が秀れているので入選にしました”藝術家にふさわしい寛大の態度である

## 院展

昭和2年8月31日入選を發表した。繪畫は385點の撤入に對し入選38點。前年より12點の増加を示した。彫そは141點に對して入選43點であつた。兩部新入選21名のうちに1人の女流作家なく。女流作家の大凶年である。繪畫選後感について安田靫彦氏は語る“特に傑出したものもないが全體として調子のはつきりして去年より一段とレベルが上つた。院の審査方針としては類型を避け、情實を排してなるべく創意のこもつたものを尊重したから、従つて新入選のものが多いと同時に常連が大分落ちた。作品の傾向は段段複雑となり、寫實本位が少なくなつたように思う”と。また彫そ部について藤井浩祐氏は“大體に何か新しいものを求めつつある傾向が一般に認められる。入選が増加したのは大體異義のないものが多く、といつて格段の傑作がないためである。院友武井直也氏が彫そ作品3點を出品したがそれはかつてサロン・ドートンに出品したものだつたので規則上から止むを得ず返却した”と。入選者の中で變つたところでは高木古泉氏がある。同氏は6年間コイを研究して今度の出品“游鯉”を完成したわけである



# 音楽界

西洋音楽の隆興は今更説くまでも無い、多くの演奏會、ラジオ、レコード、音楽圖書、雑誌新聞等によつて、鼓吹され普及されて、かつては日本人の生活と、あまりにかけ離れたものであつた洋樂も今は一般的の趣味となり、我々の生活に無くてならぬ藝術となりつつあることは疑うべくもない。恐れ多い事であるが、今年は諒闇中で1月から3月頃までは各方面謹慎の意を表していたが、第2期の御喪明けの頃から、再び演奏會数を増加して、1月2回、2月12回、3月38回、4月37回、5月52回、6月46回とゆう數字を示している。ただ甚だ振わなかつたのは作曲界で、大澤哲氏、安部正義氏など1、2の人が僅かに氣を吐いたに過ぎない

## ベートーヴェン祭

1927年は樂聖ベートーヴェン死後100年に當るので、世界的にベートーヴェン祭が行われた。就中ドイツ、イギリス、その他歐洲方面の催しには、歴史的に傳えらるべきものさえあつた。我國においても、この世界の大勢に順應して、まづ朝日新聞が4日にわたつてベートーヴェン祭を行い、9つのシンフォニー全部を演奏した外、東京音楽學校その他にもそれぞれの催しがあり、樂壇は思わぬ盛況を呈した [別項重要演奏會参照]

## 日響分裂新響成立

山田耕作、近衛秀麿兩氏の率ゆる日本交響樂協會は、役員間に意志の疏通を欠き、近衛秀麿氏の脱退に次いで、楽員44名の脱退となり、事實上全く分裂した。後近衛秀麿氏は脱退樂員に擁せられて新交響樂團を組織し大正15年10月その第1回演奏會を開き、ヨセフ・ケーニツヒ氏と交々指揮して演奏會を繼續した。一方山田耕作氏は、やや遅れて日本交響樂協會を建て直し、邦樂座に籠つて、元海軍

軍樂隊長の平野主水氏と共に、日響のオーケストラの命脈を傳えた。止むを得ない事ではあつたにしても、樂壇唯一の不祥事であつた

## 名士來朝

ロシアの生んだ3人のヴァイオリニストの來朝は最も注目すべきであつた

**アレキサンドル・モギレフスキー氏**—15年11月來朝、26日より3日間帝劇に獨奏會を開き、昭和2年1月30、31日の兩夜更に告別演奏會を開いたが、後國立の東京高等音楽院に特別講座を擔當し、高級聽講生の爲に教授した外、數回にわたる歴史的演奏會を開いて、日本の樂壇に貢獻した

**ミハエル・エルデンコ氏**—昭和2年5月來朝、7日より3日間日本青年館に獨奏會を開き、その技巧の點で推賞された

**プリンダア氏**—は6月26日から3日間帝劇で演奏會を開き、堅實な技巧と藝術的天分の豊かな點で評判になり、その後7月再び演奏した

**ロシアオペラ**—大正15年9月と翌昭和2年3月と2回來朝、名歌手が多かつたのと専らロシア、フランス系統の歌劇を出演して評判になつた、ボリス・ゴトノフ、ポーヴァンチナ、サドコ等は特に注目すべきものであつた、一座にはバスのシルル、メツオンプラノのボロンキナ等傑出した歌手が少なくなかつた

**イタリアオペラ**—例年の通り3月10日より帝劇に長期の興行をした。イタリア歌劇の指揮者として來朝したガエタ・コメリ氏はトドロウツチ死去以來欠員のままとなつていた帝室の洋樂指揮者に任命された

## 歸朝・外遊

音樂家の外遊歸朝はいよいよ多く、歸朝の主なるものは、鈴木乃婦子女史、篠

野靜江女史、大沼哲氏、船橋榮吉氏、高勇吉氏、伊達愛氏等で外遊に長坂好子女史、鈴木乃婦子女史等があつた

## 蓄音機とレコード

10割關稅の影響で、内地において外國レコードをプレスすることと、オルソフオニク型の蓄音機の内地製を造ることが流行した。その第1は日本ポリドール會社の創立で、ドイツポリドール會社から母型を輸入して日本ポリドールをプレスし、5月以來隔日その製品を提供した。續いてアメリカのコロンビア會社は、日蓄の大多數の株を買収し、日本においてコロンビアのレコードをプレスした

## 音楽圖書・ラジオ

音樂雜誌圖書の出版は最も盛大を極めほとんど列擧が出来ないほどである。ラジオの音樂放送が、音樂普及に貢獻したことはゆうまでもないが、その音樂講堂や、オペラ和歌放送も、注目すべき試みであつた

## 死亡

横枕文四郎氏(前海軍樂長)15年5月6日死去、山田源一郎氏(日本音樂學校長)15年5月23日死去、小山作之助氏昭和2年7月死去

## 重要演奏會

[大正15年9月—昭和2年7月]

### —9月—

▷ロシア歌劇(21日)帝劇にて、アイーダ(22日)ファウスト(23日)カルメン(24日)晝アイーダ、同夜ボリスゴトノフ(25日)オネーギン(26日)晝カルメン、同夜ホフマン物語(27日)リゴレット(28日)デモン(29日)ピクダム(30日)カルメン  
▷藤原義江氏獨唱會(19日)日本青年會館 青い上衣、野バラ、秋の夜、鐘が鳴ります、ベチカ、まちぼうけ、枯れ葉、ふるさと、沖のかもめ、からたちの花、しかられて、濱邊の歌、カナリヤ、流れ星、雨ふりお月、出船の港、バショウ、出船、城ヶ島の雨  
▷ストウビン氏チェロ獨奏會(29日)同上

ソナタ(ベートーヴェン作品69)戀するものの心變奏曲(モーツァルト—ベートーヴェン)コンチエルトへ長調(シューマン)その他

▷鈴木鎮一氏ヴァイオリン獨奏會(22日)同上

### —10月—

▷藤原義江氏告別獨唱會(3日)帝劇、伴奏近衛秀麿氏ドンバスワレより(ドニゼツテイ)ドン・ジョバンニより(モーツァルト)セウイラの理髮師より(ロシニ)汝よ戀え、我夢に泣けり(シューベルト)子守歌(ブラームス)戀の争(ベートーヴェン)忠實なるジョニー(同上)戀の争(スコット)雪、子守歌(グレチャニノフ)かごかきの歌(ショウ)鐘(デヒニツシー)聖歌(フランク)快活なれ(ラヴェル)その他

▷高勇吉氏セロ獨奏會(9日)報知講堂、ソナタ(ステウラウス)コンチエルト(フォルクマン)組曲(バツハ)その他

▷室内樂大演奏會(16日)日本青年館、ヴァイオリン(安藤幸子女史)ピアノ(小倉米子女史)セロ(ストウビン氏)曲目は、ソナタへ長調(グリーク)コンチエルト短調(ゴルターマン)トリオ(チャイコフスキー作品50)その他

▷立松房子獨奏會(17日)報知講堂、おおユールのハーブあらば(ヘンデル)ああ美しき夢に見ぬ(グノー)ぼだい樹の花さく時、胸の交換、森の寂しさ、私の愛人(レガー)クリスマスカンタタ(バツハ)5羽のひな鳥、兎のサラダ、人相の悪い子、おうむ、ライゲンの舞踏(レオ・プレツヒ)

▷新交響樂團第1回發表演奏會(22日)日本青年館、ブランデンブルグコンチエルト(バツハ)第4シンフォニー(ベートーヴェン)小夜樂(シトラウス)名歌手の前奏曲(ワグナー)

▷東京音楽學校秋季演奏會(23日)同校、指揮ラウトルツフ、アウリスの序曲(グルック)ファイガロノ結婚と魔笛のアリア(モーツァルト)經文歌聖靈もまた我等の弱きを助く(バツハ)モーツァルトの主題を基とせる變奏曲及逃走曲(レガー)

▷デニショウン大舞踊團(26日より31日まで)帝劇

▷柴田秀子女史獨唱會(29日)報知講堂、サロメの歌(アスナー)ただあこがれを知



る(チャイコフスキー)汝は花のごと(ルービンシュタイン)牢屋より(アーン)汝が碧き眼を開け(マスネー)珠數(ネヴィン)サムソンとダリラ中より(サンサン)スペインの歌, イタリアの歌, (ラヴェル)マリヨンの歌(ゴターレ)

▷田中英太郎氏獨唱會(27日)日本青年館  
▷安部正義氏獨唱會(30日)帝國ホテル, 曲目中自作は, 君よ我を忘れ給ふな, 秋夜の2曲

—11月—

▷永井郁子女史邦語獨唱會(7日)帝國, 曲目(1)ウオルフ曲「朝の露」「園守」「祈り」「隠住」「捨てられし乙女」「古畫に題す」「ウエイラの歌」「アナクレオンの墓」(2)宮城道雄曲「コスモス」「母の歌」「せきれい」(3)小松耕輔曲「泊り舟」シューベルト曲「野ばら」「さすらひ人」「小夜樂」ビルダツハ曲「漂浪樂人」(グイオリン助奏田中英太郎氏)バツハーグーノ曲「アベマリア」(オルガン助奏眞篠俊郎氏グイオリン助奏田中氏)ピアノ伴奏海老名道子女史

▷關屋敏子嬢獨唱會(7日)青山會館  
▷鈴木のぶ子女史送別音樂會(6日)日本青年館, 曲目は全部ブラームス

▷ジェームス・ダン氏ピアノ獨奏會(7日)帝國ホテル, モツアルトのイ長調コンチエルト, ベートーヴェンのハ短調コンチエルト, サンサンのト短調コンチエルト外

▷新響第2回演奏(9日)日本青年館, 新世界交響樂(ドボルジャック)ニ長調グイオリンコンチエルト(ベートーヴェン)羅馬のカーナバル(ベルリオ)

▷和泉千代子女史ピアノ獨奏會(13日)日本青年館, スカルラツタイ曲イ長調ソナタ, シューベルト曲イ短調ソナタ作品146番, ブラームス曲ヘンデルの主題による變奏曲とフーガ, ショパン曲アムプロムテュ作品36番エチュード作品25の6, 10の11, 變イ長調ワルツ作品34ニ長調

▷篠野靜江女史歸朝演奏會(13日)帝國ホテル

▷鯨井孝氏獨唱會(14日)國民講堂  
▷田谷力三氏獨唱會(17日)日本青年會館  
松平里子女史贊助出演

▷女子音樂學校主催秋季大演奏會(20日)報知講堂

▷トドロウツチ夫人, ケーニツヒ氏ソナタ演奏會(21日)日本青年會館, 曲目ソナタイ長調(ヘンデル)ソナタ變ホ長調(モツアルト)ソナタ變ホ長調(ベートーヴェン)ソナタト長調(ケレー)

▷宮城道雄作曲演奏會(27日)報知講堂

▷モギレフスキー氏, レーフテンベルグ女史大演奏會(28日-30日)帝國第1日奏鳴曲作品15ニ長調(ドブローウエン), 競奏曲作品35ニ長調(チャイコフスキー)G線上の抒情調(ヨハン・マテイソン)細歩舞曲(モツアルト・モギレフスキ)旋轉曲(モツアルト・クライスラー)熊蜂(コルサコフ)ゴパーク(ウクライナ舞曲ムソルグスキー・モギレフスキ)第2日クツエル奏鳴曲作品47イ長調(ベートーヴェン)競奏曲作品26ト短調(ブルッフ)ピアノ・ソロ, ムーンライトソナタ作品27(ベートーヴェン)その他第3日奏鳴曲作品イ長調(フォーレ)奏鳴曲ト短調(ヘンデル)競奏曲第2番ホ長調(バツハ)序曲アダージオ(デスプラネス)細歩舞曲(ミランドル)たそがれの歌(シューマン)跳舞曲(ヴキニャヴスキ)小枕バラシアの歌(ムソルグスキー・モギレフスキ)妖精ノ舞曲(ポツパー・ハリール)第4日奏鳴曲作品105イ短調(シューマン)チャコナ(バツハ)ピアノ・ソロ練習曲4作品8(スクリヤピン)G線上ノ抒情調(バツハ)その他第5日奏鳴曲作品11ト短調(レオニードニカライエフ)競奏曲作品64ホ短調(メンデルスゾーン)ラルゲツト(ヘンデル)細歩舞曲(ヘンデル)メトラスピー 舞曲スコツトランド舞曲(デグヴキル)少年羊飼(デビユツシー)ゴリオツグのケイク・ウオーク(デビユツシー・モギレフスキ)夜の唄(シペリウス)タランテラ(シコマノフスキー)

▷モギレフスキー氏告別大音樂會(30日, 31日)帝國, 曲目は, 第1日クロイツェル・ソナタ(ベートーヴェン)シアコンヌ(無伴奏)(バツハ)コンチエルト第2番ニ長調(バツハ)アヴェ・マリア(シューバート)モーマン・ミュージカル(シューバート)「何故?」(初演)(シューマンニモギレフスキー)豫言者の鳥(シューマン)ルイ8世とバヴァンの歌(クーブランニクライスラー)風に向つた小さな風車(クーブランニプレス)小舟にて(デビユツシー)ミンストレル(初演)デビユツシイユモギレフスキー)小さな牧羊者(デビユツシー)ゴリオツグのケイク・ウオーク(デビユツシイニモギレフスキー)第2日ソナタイ長調(セザール・フランク)コンチエルトに長調作品35(チャイコフスキー)ロマンスニ短調(シンディング)氣の小さな情人の牧歌(初演)(ストライマー)ダンス(初演)(ストライマー)ロンディノ(ベートーヴェンのテーマに據る)(クライスラー)ヘブライの歌と踊り(初演)(エディ・ブラウン)エチュードはエイ短調作品2(初演)(スクリアピンニモギレフスキー)インディアナ・ラメント(ドヴオラークニクライスラー)亞麻色の髪乙女(デビユツシイ)タランテラ(シマノフスキー)

▷モギレフスキー氏告別大音樂會(30日, 31日)帝國, 曲目は, 第1日クロイツェル・ソナタ(ベートーヴェン)シアコンヌ(無伴奏)(バツハ)コンチエルト第2番ニ長調(バツハ)アヴェ・マリア(シューバート)モーマン・ミュージカル(シューバート)「何故?」(初演)(シューマンニモギレフスキー)豫言者の鳥(シューマン)ルイ8世とバヴァンの歌(クーブランニクライスラー)風に向つた小さな風車(クーブランニプレス)小舟にて(デビユツシー)ミンストレル(初演)デビユツシイユモギレフスキー)小さな牧羊者(デビユツシー)ゴリオツグのケイク・ウオーク(デビユツシイニモギレフスキー)第2日ソナタイ長調(セザール・フランク)コンチエルトに長調作品35(チャイコフスキー)ロマンスニ短調(シンディング)氣の小さな情人の牧歌(初演)(ストライマー)ダンス(初演)(ストライマー)ロンディノ(ベートーヴェンのテーマに據る)(クライスラー)ヘブライの歌と踊り(初演)(エディ・ブラウン)エチュードはエイ短調作品2(初演)(スクリアピンニモギレフスキー)インディアナ・ラメント(ドヴオラークニクライスラー)亞麻色の髪乙女(デビユツシイ)タランテラ(シマノフスキー)

▷モギレフスキー氏告別大音樂會(30日, 31日)帝國, 曲目は, 第1日クロイツェル・ソナタ(ベートーヴェン)シアコンヌ(無伴奏)(バツハ)コンチエルト第2番ニ長調(バツハ)アヴェ・マリア(シューバート)モーマン・ミュージカル(シューバート)「何故?」(初演)(シューマンニモギレフスキー)豫言者の鳥(シューマン)ルイ8世とバヴァンの歌(クーブランニクライスラー)風に向つた小さな風車(クーブランニプレス)小舟にて(デビユツシー)ミンストレル(初演)デビユツシイユモギレフスキー)小さな牧羊者(デビユツシー)ゴリオツグのケイク・ウオーク(デビユツシイニモギレフスキー)第2日ソナタイ長調(セザール・フランク)コンチエルトに長調作品35(チャイコフスキー)ロマンスニ短調(シンディング)氣の小さな情人の牧歌(初演)(ストライマー)ダンス(初演)(ストライマー)ロンディノ(ベートーヴェンのテーマに據る)(クライスラー)ヘブライの歌と踊り(初演)(エディ・ブラウン)エチュードはエイ短調作品2(初演)(スクリアピンニモギレフスキー)インディアナ・ラメント(ドヴオラークニクライスラー)亞麻色の髪乙女(デビユツシイ)タランテラ(シマノフスキー)

▷モギレフスキー氏告別大音樂會(30日, 31日)帝國, 曲目は, 第1日クロイツェル・ソナタ(ベートーヴェン)シアコンヌ(無伴奏)(バツハ)コンチエルト第2番ニ長調(バツハ)アヴェ・マリア(シューバート)モーマン・ミュージカル(シューバート)「何故?」(初演)(シューマンニモギレフスキー)豫言者の鳥(シューマン)ルイ8世とバヴァンの歌(クーブランニクライスラー)風に向つた小さな風車(クーブランニプレス)小舟にて(デビユツシー)ミンストレル(初演)デビユツシイユモギレフスキー)小さな牧羊者(デビユツシー)ゴリオツグのケイク・ウオーク(デビユツシイニモギレフスキー)第2日ソナタイ長調(セザール・フランク)コンチエルトに長調作品35(チャイコフスキー)ロマンスニ短調(シンディング)氣の小さな情人の牧歌(初演)(ストライマー)ダンス(初演)(ストライマー)ロンディノ(ベートーヴェンのテーマに據る)(クライスラー)ヘブライの歌と踊り(初演)(エディ・ブラウン)エチュードはエイ短調作品2(初演)(スクリアピンニモギレフスキー)インディアナ・ラメント(ドヴオラークニクライスラー)亞麻色の髪乙女(デビユツシイ)タランテラ(シマノフスキー)

▷モギレフスキー氏告別大音樂會(30日, 31日)帝國, 曲目は, 第1日クロイツェル・ソナタ(ベートーヴェン)シアコンヌ(無伴奏)(バツハ)コンチエルト第2番ニ長調(バツハ)アヴェ・マリア(シューバート)モーマン・ミュージカル(シューバート)「何故?」(初演)(シューマンニモギレフスキー)豫言者の鳥(シューマン)ルイ8世とバヴァンの歌(クーブランニクライスラー)風に向つた小さな風車(クーブランニプレス)小舟にて(デビユツシー)ミンストレル(初演)デビユツシイユモギレフスキー)小さな牧羊者(デビユツシー)ゴリオツグのケイク・ウオーク(デビユツシイニモギレフスキー)第2日ソナタイ長調(セザール・フランク)コンチエルトに長調作品35(チャイコフスキー)ロマンスニ短調(シンディング)氣の小さな情人の牧歌(初演)(ストライマー)ダンス(初演)(ストライマー)ロンディノ(ベートーヴェンのテーマに據る)(クライスラー)ヘブライの歌と踊り(初演)(エディ・ブラウン)エチュードはエイ短調作品2(初演)(スクリアピンニモギレフスキー)インディアナ・ラメント(ドヴオラークニクライスラー)亞麻色の髪乙女(デビユツシイ)タランテラ(シマノフスキー)

▷モギレフスキー氏告別大音樂會(30日, 31日)帝國, 曲目は, 第1日クロイツェル・ソナタ(ベートーヴェン)シアコンヌ(無伴奏)(バツハ)コンチエルト第2番ニ長調(バツハ)アヴェ・マリア(シューバート)モーマン・ミュージカル(シューバート)「何故?」(初演)(シューマンニモギレフスキー)豫言者の鳥(シューマン)ルイ8世とバヴァンの歌(クーブランニクライスラー)風に向つた小さな風車(クーブランニプレス)小舟にて(デビユツシー)ミンストレル(初演)デビユツシイユモギレフスキー)小さな牧羊者(デビユツシー)ゴリオツグのケイク・ウオーク(デビユツシイニモギレフスキー)第2日ソナタイ長調(セザール・フランク)コンチエルトに長調作品35(チャイコフスキー)ロマンスニ短調(シンディング)氣の小さな情人の牧歌(初演)(ストライマー)ダンス(初演)(ストライマー)ロンディノ(ベートーヴェンのテーマに據る)(クライスラー)ヘブライの歌と踊り(初演)(エディ・ブラウン)エチュードはエイ短調作品2(初演)(スクリアピンニモギレフスキー)インディアナ・ラメント(ドヴオラークニクライスラー)亞麻色の髪乙女(デビユツシイ)タランテラ(シマノフスキー)

▷モギレフスキー氏告別大音樂會(30日, 31日)帝國, 曲目は, 第1日クロイツェル・ソナタ(ベートーヴェン)シアコンヌ(無伴奏)(バツハ)コンチエルト第2番ニ長調(バツハ)アヴェ・マリア(シューバート)モーマン・ミュージカル(シューバート)「何故?」(初演)(シューマンニモギレフスキー)豫言者の鳥(シューマン)ルイ8世とバヴァンの歌(クーブランニクライスラー)風に向つた小さな風車(クーブランニプレス)小舟にて(デビユツシー)ミンストレル(初演)デビユツシイユモギレフスキー)小さな牧羊者(デビユツシー)ゴリオツグのケイク・ウオーク(デビユツシイニモギレフスキー)第2日ソナタイ長調(セザール・フランク)コンチエルトに長調作品35(チャイコフスキー)ロマンスニ短調(シンディング)氣の小さな情人の牧歌(初演)(ストライマー)ダンス(初演)(ストライマー)ロンディノ(ベートーヴェンのテーマに據る)(クライスラー)ヘブライの歌と踊り(初演)(エディ・ブラウン)エチュードはエイ短調作品2(初演)(スクリアピンニモギレフスキー)インディアナ・ラメント(ドヴオラークニクライスラー)亞麻色の髪乙女(デビユツシイ)タランテラ(シマノフスキー)

▷モギレフスキー氏告別大音樂會(30日, 31日)帝國, 曲目は, 第1日クロイツェル・ソナタ(ベートーヴェン)シアコンヌ(無伴奏)(バツハ)コンチエルト第2番ニ長調(バツハ)アヴェ・マリア(シューバート)モーマン・ミュージカル(シューバート)「何故?」(初演)(シューマンニモギレフスキー)豫言者の鳥(シューマン)ルイ8世とバヴァンの歌(クーブランニクライスラー)風に向つた小さな風車(クーブランニプレス)小舟にて(デビユツシー)ミンストレル(初演)デビユツシイユモギレフスキー)小さな牧羊者(デビユツシー)ゴリオツグのケイク・ウオーク(デビユツシイニモギレフスキー)第2日ソナタイ長調(セザール・フランク)コンチエルトに長調作品35(チャイコフスキー)ロマンスニ短調(シンディング)氣の小さな情人の牧歌(初演)(ストライマー)ダンス(初演)(ストライマー)ロンディノ(ベートーヴェンのテーマに據る)(クライスラー)ヘブライの歌と踊り(初演)(エディ・ブラウン)エチュードはエイ短調作品2(初演)(スクリアピンニモギレフスキー)インディアナ・ラメント(ドヴオラークニクライスラー)亞麻色の髪乙女(デビユツシイ)タランテラ(シマノフスキー)

▷モギレフスキー氏告別大音樂會(30日, 31日)帝國, 曲目は, 第1日クロイツェル・ソナタ(ベートーヴェン)シアコンヌ(無伴奏)(バツハ)コンチエルト第2番ニ長調(バツハ)アヴェ・マリア(シューバート)モーマン・ミュージカル(シューバート)「何故?」(初演)(シューマンニモギレフスキー)豫言者の鳥(シューマン)ルイ8世とバヴァンの歌(クーブランニクライスラー)風に向つた小さな風車(クーブランニプレス)小舟にて(デビユツシー)ミンストレル(初演)デビユツシイユモギレフスキー)小さな牧羊者(デビユツシー)ゴリオツグのケイク・ウオーク(デビユツシイニモギレフスキー)第2日ソナタイ長調(セザール・フランク)コンチエルトに長調作品35(チャイコフスキー)ロマンスニ短調(シンディング)氣の小さな情人の牧歌(初演)(ストライマー)ダンス(初演)(ストライマー)ロンディノ(ベートーヴェンのテーマに據る)(クライスラー)ヘブライの歌と踊り(初演)(エディ・ブラウン)エチュードはエイ短調作品2(初演)(スクリアピンニモギレフスキー)インディアナ・ラメント(ドヴオラークニクライスラー)亞麻色の髪乙女(デビユツシイ)タランテラ(シマノフスキー)

—12月—

▷新交響樂團第3回音樂會(5日)日本青年會館, 曲目はモーツアルト作ジュピター, シンフォニー, シューベルト作未完成シンフォニー, ワグナー作歌劇タンノイザアの序樂

▷東京音樂學校秋季大演奏會(11, 12日)上野の同校講堂, 曲目はモーツアルトの作鎮魂曲(オーケストラと合唱), 歌劇魔

笛の序樂, ト長調の小夜樂など尙鎮魂曲中の四重唱には長坂好子, 齋藤英子, 澤崎定之, 阿部英雄の4氏出演

▷三瀆牧子女史獨唱會(11日)主婦友社講堂, 曲目は近代フランス歌謠

▷宗教音樂演奏會(11日)日本青年會館, 指揮津川圭一氏, 曲目はガーデ作聖餐の夜4章, ヘンデル作デツチンゲン頌歌18章, ハイドン作天地創造より(バリドン獨唱)

—1月—

▷モギレフスキー氏告別大音樂會(30日, 31日)帝國, 曲目は, 第1日クロイツェル・ソナタ(ベートーヴェン)シアコンヌ(無伴奏)(バツハ)コンチエルト第2番ニ長調(バツハ)アヴェ・マリア(シューバート)モーマン・ミュージカル(シューバート)「何故?」(初演)(シューマンニモギレフスキー)豫言者の鳥(シューマン)ルイ8世とバヴァンの歌(クーブランニクライスラー)風に向つた小さな風車(クーブランニプレス)小舟にて(デビユツシー)ミンストレル(初演)デビユツシイユモギレフスキー)小さな牧羊者(デビユツシー)ゴリオツグのケイク・ウオーク(デビユツシイニモギレフスキー)第2日ソナタイ長調(セザール・フランク)コンチエルトに長調作品35(チャイコフスキー)ロマンスニ短調(シンディング)氣の小さな情人の牧歌(初演)(ストライマー)ダンス(初演)(ストライマー)ロンディノ(ベートーヴェンのテーマに據る)(クライスラー)ヘブライの歌と踊り(初演)(エディ・ブラウン)エチュードはエイ短調作品2(初演)(スクリアピンニモギレフスキー)インディアナ・ラメント(ドヴオラークニクライスラー)亞麻色の髪乙女(デビユツシイ)タランテラ(シマノフスキー)

▷モギレフスキー氏告別大音樂會(30日, 31日)帝國, 曲目は, 第1日クロイツェル・ソナタ(ベートーヴェン)シアコンヌ(無伴奏)(バツハ)コンチエルト第2番ニ長調(バツハ)アヴェ・マリア(シューバート)モーマン・ミュージカル(シューバート)「何故?」(初演)(シューマンニモギレフスキー)豫言者の鳥(シューマン)ルイ8世とバヴァンの歌(クーブランニクライスラー)風に向つた小さな風車(クーブランニプレス)小舟にて(デビユツシー)ミンストレル(初演)デビユツシイユモギレフスキー)小さな牧羊者(デビユツシー)ゴリオツグのケイク・ウオーク(デビユツシイニモギレフスキー)第2日ソナタイ長調(セザール・フランク)コンチエルトに長調作品35(チャイコフスキー)ロマンスニ短調(シンディング)氣の小さな情人の牧歌(初演)(ストライマー)ダンス(初演)(ストライマー)ロンディノ(ベートーヴェンのテーマに據る)(クライスラー)ヘブライの歌と踊り(初演)(エディ・ブラウン)エチュードはエイ短調作品2(初演)(スクリアピンニモギレフスキー)インディアナ・ラメント(ドヴオラークニクライスラー)亞麻色の髪乙女(デビユツシイ)タランテラ(シマノフスキー)

▷モギレフスキー氏告別大音樂會(30日, 31日)帝國, 曲目は, 第1日クロイツェル・ソナタ(ベートーヴェン)シアコンヌ(無伴奏)(バツハ)コンチエルト第2番ニ長調(バツハ)アヴェ・マリア(シューバート)モーマン・ミュージカル(シューバート)「何故?」(初演)(シューマンニモギレフスキー)豫言者の鳥(シューマン)ルイ8世とバヴァンの歌(クーブランニクライスラー)風に向つた小さな風車(クーブランニプレス)小舟にて(デビユツシー)ミンストレル(初演)デビユツシイユモギレフスキー)小さな牧羊者(デビユツシー)ゴリオツグのケイク・ウオーク(デビユツシイニモギレフスキー)第2日ソナタイ長調(セザール・フランク)コンチエルトに長調作品35(チャイコフスキー)ロマンスニ短調(シンディング)氣の小さな情人の牧歌(初演)(ストライマー)ダンス(初演)(ストライマー)ロンディノ(ベートーヴェンのテーマに據る)(クライスラー)ヘブライの歌と踊り(初演)(エディ・ブラウン)エチュードはエイ短調作品2(初演)(スクリアピンニモギレフスキー)インディアナ・ラメント(ドヴオラークニクライスラー)亞麻色の髪乙女(デビユツシイ)タランテラ(シマノフスキー)

▷モギレフスキー氏告別大音樂會(30日, 31日)帝國, 曲目は, 第1日クロイツェル・ソナタ(ベートーヴェン)シアコンヌ(無伴奏)(バツハ)コンチエルト第2番ニ長調(バツハ)アヴェ・マリア(シューバート)モーマン・ミュージカル(シューバート)「何故?」(初演)(シューマンニモギレフスキー)豫言者の鳥(シューマン)ルイ8世とバヴァンの歌(クーブランニクライスラー)風に向つた小さな風車(クーブランニプレス)小舟にて(デビユツシー)ミンストレル(初演)デビユツシイユモギレフスキー)小さな牧羊者(デビユツシー)ゴリオツグのケイク・ウオーク(デビユツシイニモギレフスキー)第2日ソナタイ長調(セザール・フランク)コンチエルトに長調作品35(チャイコフスキー)ロマンスニ短調(シンディング)氣の小さな情人の牧歌(初演)(ストライマー)ダンス(初演)(ストライマー)ロンディノ(ベートーヴェンのテーマに據る)(クライスラー)ヘブライの歌と踊り(初演)(エディ・ブラウン)エチュードはエイ短調作品2(初演)(スクリアピンニモギレフスキー)インディアナ・ラメント(ドヴオラークニクライスラー)亞麻色の髪乙女(デビユツシイ)タランテラ(シマノフスキー)

▷モギレフスキー氏告別大音樂會(30日, 31日)帝國, 曲目は, 第1日クロイツェル・ソナタ(ベートーヴェン)シアコンヌ(無伴奏)(バツハ)コンチエルト第2番ニ長調(バツハ)アヴェ・マリア(シューバート)モーマン・ミュージカル(シューバート)「何故?」(初演)(シューマンニモギレフスキー)豫言者の鳥(シューマン)ルイ8世とバヴァンの歌(クーブランニクライスラー)風に向つた小さな風車(クーブランニプレス)小舟にて(デビユツシー)ミンストレル(初演)デビユツシイユモギレフスキー)小さな牧羊者(デビユツシー)ゴリオツグのケイク・ウオーク(デビユツシイニモギレフスキー)第2日ソナタイ長調(セザール・フランク)コンチエルトに長調作品35(チャイコフスキー)ロマンスニ短調(シンディング)氣の小さな情人の牧歌(初演)(ストライマー)ダンス(初演)(ストライマー)ロンディノ(ベートーヴェンのテーマに據る)(クライスラー)ヘブライの歌と踊り(初演)(エディ・ブラウン)エチュードはエイ短調作品2(初演)(スクリアピンニモギレフスキー)インディアナ・ラメント(ドヴオラークニクライスラー)亞麻色の髪乙女(デビユツシイ)タランテラ(シマノフスキー)

▷モギレフスキー氏告別大音樂會(30日, 31日)帝國, 曲目は, 第1日クロイツェル・ソナタ(ベートーヴェン)シアコンヌ(無伴奏)(バツハ)コンチエルト第2番ニ長調(バツハ)アヴェ・マリア(シューバート)モーマン・ミュージカル(シューバート)「何故?」(初演)(シューマンニモギレフスキー)豫言者の鳥(シューマン)ルイ8世とバヴァンの歌(クーブランニクライスラー)風に向つた小さな風車(クーブランニプレス)小舟にて(デビユツシー)ミンストレル(初演)デビユツシイユモギレフスキー)小さな牧羊者(デビユツシー)ゴリオツグのケイク・ウオーク(デビユツシイニモギレフスキー)第2日ソナタイ長調(セザール・フランク)コンチエルトに長調作品35(チャイコフスキー)ロマンスニ短調(シンディング)氣の小さな情人の牧歌(初演)(ストライマー)ダンス(初演)(ストライマー)ロンディノ(ベートーヴェンのテーマに據る)(クライスラー)ヘブライの歌と踊り(初演)(エディ・ブラウン)エチュードはエイ短調作品2(初演)(スクリアピンニモギレフスキー)インディアナ・ラメント(ドヴオラークニクライスラー)亞麻色の髪乙女(デビユツシイ)タランテラ(シマノフスキー)

▷モギレフスキー氏告別大音樂會(30日, 31日)帝國, 曲目は, 第1日クロイツェル・ソナタ(ベートーヴェン)シアコンヌ(無伴奏)(バツハ)コンチエルト第2番ニ長調(バツハ)アヴェ・マリア(シューバート)モーマン・ミュージカル(シューバート)「何故?」(初演)(シューマンニモギレフスキー)豫言者の鳥(シューマン)ルイ8世とバヴァンの歌(クーブランニクライスラー)風に向つた小さな風車(クーブランニプレス)小舟にて(デビユツシー)ミンストレル(初演)デビユツシイユモギレフスキー)小さな牧羊者(デビユツシー)ゴリオツグのケイク・ウオーク(デビユツシイニモギレフスキー)第2日ソナタイ長調(セザール・フランク)コンチエルトに長調作品35(チャイコフスキー)ロマンスニ短調(シンディング)氣の小さな情人の牧歌(初演)(ストライマー)ダンス(初演)(ストライマー)ロンディノ(ベートーヴェンのテーマに據る)(クライスラー)ヘブライの歌と踊り(初演)(エディ・ブラウン)エチュードはエイ短調作品2(初演)(スクリアピンニモギレフスキー)インディアナ・ラメント(ドヴオラークニクライスラー)亞麻色の髪乙女(デビユツシイ)タランテラ(シマノフスキー)

▷モギレフスキー氏告別大音樂會(30日, 31日)帝國, 曲目は, 第1日クロイツェル・ソナタ(ベートーヴェン)シアコンヌ(無伴奏)(バツハ)コンチエルト第2番ニ長調(バツハ)アヴェ・マリア(シューバート)モーマン・ミュージカル(シューバート)「何故?」(初演)(シューマンニモギレフスキー)豫言者の鳥(シューマン)ルイ8世とバヴァンの歌(クーブランニクライスラー)風に向つた小さな風車(クーブランニプレス)小舟にて(デビユツシー)ミンストレル(初演)デビユツシイユモギレフスキー)小さな牧羊者(デビユツシー)ゴリオツグのケイク・ウオーク(デビユツシイニモギレフスキー)第2日ソナタイ長調(セザール・フランク)コンチエルトに長調作品35(チャイコフスキー)ロマンスニ短調(シンディング)氣の小さな情人の牧歌(初演)(ストライマー)ダンス(初演)(ストライマー)ロンディノ(ベートーヴェンのテーマに據る)(クライスラー)ヘブライの歌と踊り(初演)(エディ・ブラウン)エチュードはエイ短調作品2(初演)(スクリアピンニモギレフスキー)インディアナ・ラメント(ドヴオラークニクライスラー)亞麻色の髪乙女(デビユツシイ)タランテラ(シマノフスキー)

▷モギレフスキー氏告別大音樂會(30日, 31日)帝國, 曲目は, 第1日クロイツェル・ソナタ(ベートーヴェン)シアコンヌ(無伴奏)(バツハ)コンチエルト第2番ニ長調(バツハ)アヴェ・マリア(シューバート)モーマン・ミュージカル(シューバート)「何故?」(初演)(シューマンニモギレフスキー)豫言者の鳥(シューマン)ルイ8世とバヴァンの歌(クーブランニクライスラー)風に向つた小さな風車(クーブランニプレス)小舟にて(デビユツシー)ミンストレル(初演)デビユツシイユモギレフスキー)小さな牧羊者(デビユツシー)ゴリオツグのケイク・ウオーク(デビユツシイニモギレフスキー)第2日ソナタイ長調(セザール・フランク)コンチエルトに長調作品35(チャイコフスキー)ロマンスニ短調(シンディング)氣の小さな情人の牧歌(初演)(ストライマー)ダンス(初演)(ストライマー)ロンディノ(ベートーヴェンのテーマに據る)(クライスラー)ヘブライの歌と踊り(初演)(エディ・ブラウン)エチュードはエイ短調作品2(初演)(スクリアピンニモギレフスキー)インディアナ・ラメント(ドヴオラークニクライスラー)亞麻色の髪乙女(デビユツシイ)タランテラ(シマノフスキー)

—2月—

▷高階哲夫氏提琴獨奏會(18日)報知講堂 曲目は, 1 ヘンデル作ソナタ第4番ニ長調, 2 エドワード, ラロー作スイムフオニー, エスパニヨール作品21, 3 エルガー作ラ・カツプリシユース, ドルドラ作グイジョンCハイドン作ブルメスター編メニユエットbベートーヴェン作クライメラ編ロンディノ, 4 フーバー作ハイカレーテイ第4番作品32で伴奏萩原英一氏

▷新交響樂團豫約演奏會(20日)日本青年會館, 曲目は, 序曲ヘブリーデン(メンデルスゾーン)イドメネオの組曲(モツアルト)交響樂第7番ハ長調(シューベルト)指揮近衛秀磨氏

▷田中英太郎氏提琴獨奏會(20日)報知講堂, 曲目は, グリーヒ作「春に」バツハ作ト絃上のアリアニ同作ガボットベートーヴェン作トルコの行進曲ブラームス作「第5ハンガリアン・ダンス, サラサーテ作「チゴイネルワイゼン」その他

▷新交響樂團豫約演奏會(20日)日本青年會館, 曲目は, 序曲ヘブリーデン(メンデルスゾーン)イドメネオの組曲(モツアルト)交響樂第7番ハ長調(シューベルト)指揮近衛秀磨氏

▷田中英太郎氏提琴獨奏會(20日)報知講堂, 曲目は, グリーヒ作「春に」バツハ作ト絃上のアリアニ同作ガボットベートーヴェン作トルコの行進曲ブラームス作「第5ハンガリアン・ダンス, サラサーテ作「チゴイネルワイゼン」その他

▷新交響樂團豫約演奏會(27日)日本青年會館, 曲目は, 交響樂第5番悲愴(チャイコフスキー)ピアノ伴奏イ短調(グリーヒ)フアウストの地獄落(ベルリナーズ)指揮ヨセフ・ケーニヒ氏獨奏ハンカ・ベツツオールド夫人

—5月—

▷イタリア歌劇, 10日より29日まで, 帝國, 上演曲目は, (10日)椿姫(11日)トロヴァトーレ(12日)リゴレット(13日)晝ラ・ソナムブラ(夜)マノン・レスコ(14日)カヴァレリア・ルスタカナ及びバリアツチ(15日)ラムマアモアのルチア(16日)トスカ(17日)タイス(18日)セヴィルの理髮師(19日)アイーダ(20日)晝)リゴレット(夜)カルメン(21日)蝶々夫人(22日)カヴァレリア・ルスタカナ及びバリアツチ(23日)ボエーム(24日)マノン・レスコ(25日)ホフマン物語(26日)パロ・イン・マスケラ(27日)晝)ボエーム(夜)チオコンダ(28日)カルメン(29日)ラムマアモアのルチア

▷新交響樂團豫約演奏會(13日)日本青年會館, 曲目は, 交響樂ト短調(モツアルト)序曲マンフレッド(シューマン)交響樂ニ短調(フランク)指揮チャールス・ラウトルツ氏

▷新交響樂團豫約演奏會(27日)日本青年會館, 曲目は(ワグナープログラム)序曲フアウスト獨唱管絃樂伴奏5章の詩ジグ・フリード牧歌神々の黄昏の葬送行進曲ワルキューレ・ウオータンの袂別と魔法の火指揮近衛秀磨氏獨唱ネトケ・レーベ夫人

▷小野アンナ夫人獨奏會(26日)日本青年會館助演者コハンスキ氏

▷新人紹介音樂會(26日)報知講堂



## —4月—

▷田谷力三氏獨唱會(2日)報知講堂阿部  
秀子嬢贊助出演永田晴氏伴奏

▷酒井梅雄氏提琴獨奏會(14日)主婦友社  
講堂

▷藤本政子氏獨唱會(14日)報知講堂  
▷伊達愛氏ピアノ演奏會(24日)日本青年  
會館, ロマンズ3つ作品2(シューマン),  
シンフォニック・ヴァリエーション(ボエ  
ルマン), 三郎氏セロ)ラプソデー2つ作品  
79(ブラームス) ファンタジー作品49(シ  
ョパン)ソナタ作品45(グリーヒ)

▷ロシア大歌劇(26日より5月5日まで)帝  
劇26日ホフマンの物語(オツフェンバツ  
ハ作)27日カルメン(ビゼー作)28日サル  
タン王物語(リムスキー・コルサコフ作)29  
日ファウスト(ゲーノー作)30日(晝)カル  
メン(夜)サムソンとダリラ(サンサーン  
作)1日(晝)ホフマンの物語(夜)ボリス・  
ゴドゥノフ(ムウソルグスキー作)2日ラ  
タメ(デリーブ作)3日サドコ(リムスキ  
ー・コルサコフ作)4日ファウスト, 5日カ  
ルメン

▷ベートーヴェン100年祭(28日, 29日, 5  
月1日, 3日), 曲目は, 第1日指揮者近衛秀  
麿 獨唱者ネトケ・レーベ 獨奏者レオニー  
ド・コハンスキー 1, 樂堂の祭祀に寄す2,  
ピアノ司伴樂第4番3, 獨唱管絃樂伴奏(イ),  
アー・ベルフィード(ロ), アデライデ4, ピ  
アノ司伴樂第5番第2日(29日)指揮者近衛秀  
麿 獨奏者和泉千代子1, 交響樂第1番2, ピ  
アノ獨奏エロイカの主題の變奏曲3, 交  
響樂第3番第3日(1日)指揮者ヨセフ・ケー  
ニツヒ 獨奏者安藤幸子1, 交響樂第8番2,  
ヴァイオリン獨奏管絃樂伴奏ヴァイオリ  
ン・ロマンス2曲3, 交響樂第7番第4日  
(3日)指揮者近衛秀麿 獨唱者ソプラノ松  
平里子アルト齋藤英子テナー木下保バ  
ルト内田榮一合唱日本音樂學校合唱指揮  
木下保1, 序曲レオノーレ第3番2, 交響樂  
第9番

▷同野外演奏會(5月5日)日比谷公園, 交

響樂第6番, ピアノ司伴樂第3番, 交響樂  
第5番指揮者平野樂長, 佐藤樂長, 近衛秀  
麿氏, 獨奏者ベッツォルド夫人

## —5月—

▷東京音樂學校春季演奏會(7日, 8日)同  
校にて曲目は, ベートーヴェン100年祭を  
記念して, 歌劇レオノーレ序曲第3番, ピ  
アノ合唱及オーケストラの爲のげん想曲  
(作品80)第7シンフォニー

▷永井郁子女史邦語獨唱會(10日)帝國曲  
目「女の愛と生涯」シューマン作曲堀内敬  
三氏譯, 忠實なるジョニー(ベートーヴ  
ェン作曲)われお身を愛す(同作曲)あは  
れふただび(コツテイ作曲)小夜歌(トス  
ター作曲)スワニー河(フォスター作曲)  
流浪樂人(ヒルダツハ作曲)皇太后御歌  
「以歌護世」若水, 紅そうび, せきれい以  
上四曲(宮城道雄作曲)伴奏ジエームス,  
ダン, 提琴助奏前田環, 箏宮城道雄, 尺  
八吉田晴風, 三絃吉田恭子夫人諸氏

▷新交響樂團豫約演奏會(8日)曲目日本  
青年會館(ベートーヴェン100年祭)レオノ  
レ3番第9交響樂(11日)日本青年會館  
(1)交響曲「ヴァルタウア」(スメタナ作)  
(2)絃樂「セレナーデ」(スーク作)(3)音詩  
「黄昏」(ファイビツヒ作)(4)組曲「スロヴァ  
キア」(ノヴァール作)(5)序曲「フシツカ  
(ドボルジャツク作)

▷三浦牧子夫人獨唱會(14日)日本青年會館  
曲目全部我國初演のフランス歌曲

▷ミハイル・エルデンコ氏披露獨奏會(14  
日)露國大使館, 曲目(1)ヴァリエーショ  
ン(コレリ作, クライスラー編)(2)シチ  
リエネ(バツハ作)(3)プレリユード(バツ  
ハ作)(4)ヘクゼンタンツ(バガニニ作, エ  
ルデンコ編)(5)コール, ニドライ(エル  
デンコ作)(6)アンダンテ(チャイコフス  
キー作)(7)ロータスランド(クリルスコ  
ット作)(8)ルカーナバル・ルツセ(ウイ  
ニアウスキー作)

▷モギレフスキー氏獨奏會(16日, 17日)  
日本青年會館, 曲目は, 16日ベートーヴ

ン作ハ短調のソナタ(第7番)グラツノー  
フ作イ短調のコンチエルト, バツハのア  
ダチオとフーガ, その他17日グレチヤニ  
ノフ作ニ長調のソナータ, ラロの「サン  
フォニイ・エスパニョール」ベートーヴ  
ェン作ト長調のロマンス, その他

▷高折宮次氏ピアノ獨奏會(21日)主婦友  
社, 曲目はソナタ作品110, ソナタ作品  
28, ソナタ作品81A(全部ベートーヴ  
ェン)

▷中村慶子獨唱會(22日)朝日講堂  
▷新交響樂團(29日)日本青年會館, 曲目  
(1)交響樂第2ニ長調(シベリウス作)(2)  
ベルシユーズ, プレルデウイム(ヤーネ  
フェルト作)(3)ノルウェー藝術家の謝肉  
祭(スヴェンツェン作)(4)組曲「ジエダル  
ドールサルファカ」(グターク作)

▷吉田敏夫氏提琴獨奏會(28日)報知講堂

## —6月—

▷平間文壽氏獨唱會(1日)日本青年會館  
▷エルデンコ獨奏會(7日, 8日)日本青年  
會館, 第1夜曲目1シヤコンヌ(ヴァイタリ  
作)2, シシリアンヌ(バツハ作)3, シン  
フォニー・エスパニョール(ラーロー作)4, ボ  
アルスヘム(エルンスト・プロツホ作)5,  
祈りの歌(エルデンコ作)6, アレテユ  
ーズの泉(シマノウスキー作)7, 仙郷(シリ  
ル・スコット編)8, 魔の舞曲, (バガニ  
ニ作)9, ロシアの謝肉祭(ウイニアウス  
キー作)第2夜曲目1, 魔のトリル(タル  
チニ作)2, 緩徐曲(エルデンコ作)3, 競奏  
曲(メンデルスゾーン作)4, カプリスヴ  
イノア(クライスラー作)5, 支那の鼓(ク  
ライスラー作)6, スラブ舞曲(ドボルジ  
ヤツク作クライスラー編)7, 狂想曲(バ  
ガニニ作シマノウスキー編)8, カルメン  
幻想曲(サラサーテ作)第3夜曲目1, 奏鳴  
曲(エルデンコ作)2, 競奏曲(バガニニ作)  
前奏曲(バツハ作クライスラー編)4, 變  
奏曲(コレリ作クライスラー編)5, 小夜  
曲, (ショパン作エルデンコ編)6, タン  
ゴ舞曲(ボルドウスキー作)7, 練習曲(バ

ガニニ作エルデンコ編)8, 魔の圓舞(ツ  
ヅイーニ作)

▷矢田部勁吉氏獨唱會(8日)國民講堂曲  
目シューベルト作粉挽娘の全曲の初演伴  
奏榊原直氏

▷キタイン兄弟演奏會(6日, 9日)帝國ホ  
テルに開催

▷プリンダー氏獨奏會(11日, 12日)帝國  
第1日曲目1, コンチエルトイ短調(バツ  
ハ作)2, エイア(バツハ作)3, 魔のトリ  
ル(タルチニ作)4, アベ, マリア(シュ  
ーベルト作ウエルヘルム編)5, ラ・カプ  
リシウス(ルエガア作)6, ヘルベテナム,  
モビレ(ノヴァチエツク作)7, パアルシ  
エム(プロツホ作)8, はすの國(スコット  
作クライスラー編)9, スケルツォ(プロ  
コフィエフ作)第2日曲目1, コンチエルト  
作品35(チャイコフスキー作)2, ロマ  
ンス(グリエール作)3, カプリスヴイ  
ノア(クライスラー作)4, タンブランシ  
ノア(クライスラー作)5, スラブ編曲(ド  
ボルジャツク作クライスラー編)6, ファ  
ストファンタジー(ウイニアウスキー作)7,  
ラ・ロンドデリユタン(バチニ作)

▷フランスの夕(4日)帝國ホテル

▷ダン氏夫妻演奏會(11日)日本青年會館

▷名和君代演奏會(11日)報知講堂

▷新交響樂團豫約演奏會(12日)日本青年  
會館, 指揮者はメツテル氏プログラムは  
全部ロシアもの. カリニコフの第1シン  
フォニー, ムーソルグスキーの裸山の1  
夜, ボロディンの「イゴール公」中の序曲  
とダンス第17番

▷立松房子獨唱會(12日)報知講堂, 贊助  
出演者高勇吉氏, 伴奏者高折宮次, ウエ  
ルクマイステル兩氏, 曲目ヘンデル作ア  
シスとガラテアのレチタチーフとアリア  
鳩のやうにブラームス作眠の精, まこと  
の愛, 日曜, 汝藍色のまなこよ, 獵師,  
少女のはなし, 水久の愛, 梁田貞作, 隅  
田川, 弘田龍太郎作春の月, 船人, フラ  
ンツ作しづけさ, フランス18世紀民謡



少女よ、お母さま私にお話して頂戴な  
 ▷關屋敏子獨唱會(15日)朝日講堂  
 ▷和泉千代子獨奏會(15日)報知講堂、曲目は1、ソナタ作品31の2(ベートーヴェン作)2、ソナタ作品51(同作)3、a即興曲作品142の3、b即興曲作品143の4(シューベルト作)4、aワルツ作品24の2、bエチュード作品の10の10、cエチュード作品10の12(ショパン作)

▷バツハ演奏會(12日)日本青年會館、曲目は洋琴半音階的幻想曲とフーゲ、田中規矩士氏2、提琴二重奏曲短=調、高階哲夫氏栗原大治氏伴奏木岡英三郎氏3、教會カンタタ第6番、齋藤英子氏(アルト)矢田部勁吉氏(バス)木下保氏(テノール)コワイア及室内オーケストラ伴奏4、アルト獨唱カンタタ第53齋藤英子氏室内絃オーケストラ伴奏5、ベース獨唱カンタタ第56矢田部勁吉氏、コワイア及室内オーケストラ伴奏

▷モギレフスキー氏獨奏會(18日)日本青年會館曲目1、ロンドブリランテ作品70(シューベルト作)2、クランド、コンチエルト=短調作品31(ヴェウタン作)3、aサラバンデ(バツハ作サンサーン編)その他  
 ▷室内樂大演奏會(19日)日本青年會館、曲目1、チェロピアノ二重奏、ソナタ、ホ短調作品39(ブラームス作)シヨルツ及ウエルクマイステル兩氏2、提琴洋琴二重奏、ソナタイ長調作品47(ベートーヴェン作)モギレフスキー氏及ロイヒテンベルグ女史3、洋琴提琴、チェロ三重奏、トリオ・ト長調作品第2(ベートーヴェン作)シヨルツ、モギレフスキー、ウエルクマイステル3

▷新交響樂團預約演奏會(29日)日本青年會館、曲目はベートーヴェン作リウエントンの勝利(戦争シンフォニー)チャイコフスキー作スラヴ行進曲、シベリウス作音詩フィンランディア、シトラウス作軍隊行進曲、レーガー作序曲「祖國」  
 ▷ブリンダア氏提琴演奏會(26日、27日、28日)帝劇、第1夜(26日)コンチエルトと

短調(ブルッフ)グラウヴェ(バツハ)ガヴオットほ長調(バツハ)ノクターン作品28第1(シマノフスキー)タランテラ作品23第2(シマノフスキー)スケルツォ(コンチエルトより)(プロコフィエフ)その他第2夜(27日)ソナタに長調(ヘンデル)コンチエルト3番(サンサーン)ポエム(ショーン)ミニユエツト(エスカンド)ヴァルスデビユツシイ)ミニユエツト(ミランドル)ハバネラ(サラサーテ)ポロネイズに長調(ウイニアウスキー)第3夜(23日)シヤコンヌ(バツハ)メロディ(ゲルツク)チゴイネルワイゼン(サラサーテ)その他

## —7月—

▷モギレフスキー音楽會(23日)日本青年會館、曲目コンチエルト(イ)短調(ヴェイヴァルディ作)コンチエルト(ホ)長調第2(バツハ作)露國子守歌(イリインスキー作)ゴパツク(ムソルグスキー作、モギレフスキー編)タランテラ(シマノフスキー作)その他

▷モギレフスキー曲特別講座、名作品歴史的演奏(8日、15日、22日、29日)東京高等音楽院、曲目は第1回(8日)バツハ、ソナタへ短調第5、ヘンデル、ソナタホ長調第6、モツアルト、ソナタト長調第1、ベートーヴェン、ソナタへ長調作品24第5、第2回(15日)バツハ、ソナタト長第6、ヘンデル、ソナタト短第2、モツアルト、ソナタホ長第3、ベートーヴェン、ソナタイ長作品30第1、第3回(22日)モツアルト、ソナタ變ホ長第5、モツアルト、ソナタホ長第6、ベートーヴェン、ソナタ短作品30第2、シューベルト、ソナタニ長作品137第1、第4回(29日)モツアルトソナタニ長第8、ベートーヴェン、ソナタト長作品30第3、シューベルト、ソナタト長作品137第3、(ピアノ、ロイヒテンベルグ女史)

## 演藝・映畫

## 演劇

時代の推移に従つて、演劇方面もまた對社會的關係から、自然に推移してゆくことは止むを得ない。この事實は、最近における新劇運動の實際化に見てもうなずけるところである。舊來の歌舞伎劇は歌舞伎劇として独自の境地を有っているから、決してこれが衰えるとゆうことはないにしても、時代の好尚はおのづからその内容を轉換せしめる。女流教育家として開いたる嘉悦孝子女史が帝劇の芝居は非國民の風俗を流行させるものであるとゆう意見を吐いて、帝劇の山本専務を激憤せしめたのも、これを演劇の對社會問題とみると、面白い一面ではある。

**新劇運動の實際化**—新劇運動はこれまで微々たる歩みにすぎなかつたが大正15年10月に至つて、文藝春秋社が、畑中蓼坡一派の新劇協會と提携し同社經營のもとに新劇運動にまい進することとなり一方文藝戦線を背景とするプロ派の一統もこれに對抗する意味で前衛座を組織し、プロ階級の啓蒙運動を起そうとゆう意氣込みで、前者はすでに帝國ホテル演藝場を始め帝劇その他で數回の演出を試み、後者も12月初め初公演として“解放されたドンキホーテ”を上演し、新劇運動のために大いに氣勢をあげた。

**バラック劇場の2階許可運動**—市村座、本郷座その他市内の震災焼失活動館興業館等は、バラック建の假建築場として5ヶ年の許可があり、復興が遅れたため更に5年の延長が許されたが、今後7年間のバラック營業に2階をつけることの必要に迫られ、2階を付ければ入場者が増すので、自然觀客の負擔が軽減されるとゆう理由のもとに、同業者80名が會合して協議の結果、昭和2年7月、2階許可の運動を開始した。

**市村座建築**—經濟的苦境にある市村座も、各方面の同情によつて、工費6萬圓を投じ、座内外に大工事を施し、全く面目を一新した純日本風のつくりをもつて、從來のイス式をすべて撤廢し、客席は疊を敷きつめた土間さじきに改め、正面に10間のホール、東西に8間のホールを設け、案内人もすべて朱子えりの着物で、すべてが昔ながらの二長町氣分を出そうとゆうゆき方。大正15年12月19日澤正一座の千秋樂をまつて直ちに工事を開始し、同年末までに竣工、昭和2年1月から5日6代目一座によつて舞臺開きの初興行が行われた。

**市村座の問題**—かねてより財政難に苦しんでいる市村座は、菊五郎の義侠や、その他の同情によつて、やつと大改築を施したが、さて昭和2年の初興行を花花しく開こうとする矢先、突然3日の初日を5日に延期することになった。それとゆうのは、菊五郎以下10餘名の12月分の給料を支拂うことが出来ず、菊五郎が義憤を發したによるが、長田秀雄氏等の奔走によつて5日には出演することとなつた。それも一座の給料を菊五郎がひいき筋からの才覺で調達し、あとはその日その日の上り高で分配するとゆう悲惨な有様である。2月にはまたまた同座の重役が引責總辭職をするなど、市村座としての窮状はまことにみるに忍びぬものがある。

**文樂座全焼**—人形芝居で有名な大阪文樂座は大正15年11月25日出火し、またたく間に同座を全焼した。原因は漏電らしいが、火の手が非常に早かつたため、人形は一つも取出すことが出来ず、その損害だけでも大變なものである。

**菊五郎の病氣**—6代目菊五郎は大正15年9月新橋演舞場に出演中23日突然自宅で激烈な腹痛を起し、一時は重態を傳



えられたが、診察の結果は膽嚢炎と決定した。これがため演舞場興行はそのまま休場中止したが、勝氣の菊五郎は邦楽座10月興行には全快出演した

**築地小劇場の経営難**——小劇場の経営難は今に始まったことではないが、ひどい時には俳優の數よりも観客が少ないとゆう有様、それでも翻譯劇に交えて創作劇を上演するようになってから大分盛りかえしたが、新劇運動の先頭に立つ小劇場として實に苦しい立場にあるわけである

**“森有禮”劇に警視廳から注意**——小山内薫氏の作“森有禮”劇は左團次が歌舞伎座師走興行に上演したが、第3幕3場目の有禮が西野文太郎に刺される場面に對し警視廳から注意があつたので、すでに稽古中であつた歌舞伎座では大いにろうばいしたが、結局その場面は影でしておさまつた

**“吉田御殿”上演禁止**——帝劇昭和2年2月興行には新作ぞろいでふたを開けようとゆうので、それぞれ準備中であつたが、プログラム中に決定の小山内薫氏作及び演出の“吉田御殿”は1月27日突如警視廳より上演禁止を命ぜられた。理由は、脚本全體が現在の道徳を無視したものであり、風紀上から見ても許し難いとゆうのであるが、これに對して劇作家協會側では“犠牲”の前例もありかたがた強硬な談判を試みたが、何分上演期が迫つてのことであるので、止むなく小山内氏の作“盛遠”をこれにかえて上演した

**實川延十郎一座歸朝**——大阪俳優實川延十郎、女優中山笑子一座20名は大正15年9月、ホノルルを経て渡來し、太平洋岸各地を巡遊し昭和2年3月21日歸朝した

**友右衛門兄弟市村座脱退**——菊五郎のワキ役として長い間市村座につとめた大谷友右衛門は弟中村福之丞とともに昭和2年3月12日限り同座を脱退した。事のこ

こに至るまでには、深い事情があつてのことで、元來友右衛門と市村座との關係は菊五郎よりも古く20年にわたりその功勞は多とすべきであるが、友右衛門としては常に外様大名格に扱われることに不満を感じていた矢先、たまたま菊吉合同や菊五郎勘彌の顔合せなどで、ますます氣をくさらし、遂にこの擧に出たものといわれている

## 映畫界

特筆に價する新會社の出現もなく、外國映畫會社の投資も聲のみで實現されず、これとゆうプロダクションの設立もなく、劇界からの名優の移入もなかつた昭和2年の映畫界は平凡の一語でつくる。ただ僅かに尾上松之助の死と岡田嘉子と竹内良一の墮落事件と、大日本ユニバーサル會社の分裂と、林長二郎の出現等が斯界を賑わしたにすぎない。それにしても前年度破竹の勢で製作せられ、完全に外國映畫を凌ぐ可くみられていた日本映畫が僅か1年たたない内に行き詰り再び外國映畫に壓迫される仕末、秋のシーズンには完全に外國映畫に人氣をしめられるに至つたのは餘りに情ない。邦楽座の經營に味をしめたパラマウント社を初め巨大な財力を背景に持つフオックス社、メトロゴールドウィン社等の兩社が續續設置せられた暁を考慮したならば、我が映畫業者は今一奮發すべきではなからうか

### 今期〔大正15年8月—昭和2年7月〕の主要事件

**國際映畫會議**——映畫が直接教育および美術方面に重大な關係をもつとゆう見地から國際聯盟の提示に基いて佛國學藝委員會が主催者となり、世界で始めての國際映畫會社が大正15年9月27日から1週間パリで開かれた。參加國はヨーロッパ各國はもちろん日本、支那、カナダ、インド等からも委員出席し、450名に達した

わが國からは山宮第6高校教授、柳澤大使館三等書記官等が參加し、1. 映畫の製出と分配、2. 映畫と教育、3. フィルムの輸出と課税問題、4. 映畫と美術の關係、5. 國際中央機關の設立、6. 次期會議の準備等について論議した

**パラマウント社の活躍**——日本映畫のたい頭によつて不振を來した外國會社の中、最大の財力を背景に持つパ社のみは獨りちよう然として活躍を續け、9月3日東京館芝園館南明座の3館及び名古屋唯一の外國映畫館たる千歳劇場を直營館として花花しく開館した

**歌舞伎の封切と實演**——東京の歌舞伎座は大正15年8月30日から3日間毎夕6時から映畫の封切と實演を行つた。映畫は諸口十九の“カラーボタン”と鈴木傳明の“海人”實演は“海濱小景”岩田祐吉、川田芳子、松井千枝子が出演した

**尾上松之助死去**——日活時代劇部の重鎮で同社重役であつた尾上松之助は大正15年4月下旬“三日月次郎吉”撮影中心臓病で倒れ爾來京都堀川の自宅で療養中大正15年9月11日遂に永眠した。享年52。氏の死は日活のみでなく日本映畫界の大損失である

**栗原トーマス氏死去**——大正活映全盛時代同社の監督兼俳優として斯界に功績少なからざりし栗原トーマス氏は、持病の肺患重り9月8日死去した享年42

**日活撮影所の大整理**——日活京都撮影所は重役尾上松之助の死と共に所内に一大改革を加える事となり、9月18日幹部重役等合議の結果新劇部俳優小村新一郎齋藤達雄等36名女優宮邊靜子、松島英子等12名を解雇し“水戸黄門”完成後時代劇部俳優の整理をも行つたが全部の解雇者100名に上り、日活としては最初の大整理であつた

**全日本映畫業組合の成立**——全日本映畫業組合は大正15年8月26日京橋千代田ビルに開催全15條の規約を決定組合長と

して駒田好洋副會長長岡兼次郎氏等の役員を決定した

**近藤伊與吉松竹退社**——松竹にあつて“海人”“チンピラ探偵”等に出演した近藤伊與吉は9月22日松竹を退社した

**片岡松燕プロダクション設立**——日活を去つて以來舞臺に立つていた片岡松燕は東京市外新大久保百人町350に撮影所を設け片岡松燕プロダクションを設立

**キネマ30年祭開催**——大正15年春行われる筈であつたキネマ輸入30年記念祭は11月7日東京上野公園産業文化博覽會會場で盛大に舉行された。主催は大日本映畫協會と全日本映畫業組合で若槻首相濱口内相岡田文相の祝辭、各會社代表の祝辭等の外森岩雄、池田富保氏等の講演酒井米子、松井千枝子、岩田祐吉、光岡龍三郎等の挨拶があり盛會を極めた

**大日本ユ社大發展**——ユ社の技術者を迎えた同社は、次いで俳優の陣容を整え大正15年10月初旬松竹の人氣者英百合子を初め、近藤伊與吉、金井謹之助、秋田伸一、堀川浪之助、高島愛子等を迎えその他五月信子、高橋義信等の一派をいれて大々的に撮影を開始した

**月形龍之介復活**——マキノ輝子との問題でマキノを破門された月形龍之介は、中に立つ人あつて牧野氏の怒もとけ破門を許され、第1回作品“涙”に主演した

**淺草電氣館改築落成**——かねて本建築に着手していた淺草公園電氣館は大正15年12月25日花花しく開館した。爾來松竹の日本物封切館となる

**日活新撮影所新築**——現在の撮影所が狹隘を感じていた日活では京都市外太秦帷子ヶ辻に1萬坪の敷地を求め、理想的の一大撮影所を建設する事になり昭和2年1月16日盛大な地鎮祭を舉行した

**マキノ名古屋撮影所設立**——マキノプロダクションは、名古屋に撮影所建設に決し築地名古屋棧橋倉庫會社の所有地1萬餘坪を買収昭和2年1月17日定礎式を行



つた

**歌舞伎座の實演**——昭和2年1月28日より3日間映畫と實演を東京歌舞伎座で開催、映畫は“九官鳥”“久造老人”實演は水谷八重子主演の“シュウ雨”

**瀧田靜枝蒲田入社**——マキノプロダクションにあつて月形龍之介と“涙”を撮つた瀧田靜枝は2月中旬蒲田へ入社した

**岡田嘉子竹内良一日活退社**——日活春季特作として村田實監督下に製作中の“椿姫”の主演岡田嘉子竹内良一の二人は同映畫のロケーションを終えて歸洛した4月27日手を携えて九州方面へ身を隠した後、池永所長は直ちに退社處分にした。原因は會社及監督に対する反感が主だとゆう。映畫“椿姫”は直ちに主演夏川靜江東坊城恭長に変更4月下旬完成した

**小山内薫氏表現派映畫製作**——築地小劇場の小山内薫氏は府下大森町の昭和キネマ撮影所で表現派映畫“夜明け”の製作に着手した。俳優は同氏旗下の築地小劇場の汐見洋、友田恭助、山本安英等で完成の暁には我が映畫界を騒がすことであろう

**シネマパーク完成**——松竹蒲田撮影所大道具主任として名聲があつた西七郎氏はプロダクションの隆盛と共に貸スタジオの必要を感じ、新小安と辻堂にシネマパークと名付けて貸スタジオを建設した敷地4萬坪を越えた理想的なもので勝見プロ、松竹キネマ等より續續使用申込がある

**歌舞伎座の實演**——昭和2年3月27日から3日間映畫“父歸る”“吹雪の後”の2本及“受難華”を松井千枝子、筑波雪子、島田嘉七等で實演した

**日本映畫プロダクションの創立**——ユナイテッド社の極東本部顧問たりし高村政次郎は日本プロを創立し高松吾孀撮影所を借入れ第1回作品“宣戦布告”に着手、俳優は市川市丸、鳥羽惠美子、監督は志波西果

**文部省映畫部大擴張**——かねて教育映

畫の製作普及に努めて來た文部省は、昭和2年より事業に大擴張を計り、風景、實寫、地理、歴史、物理、化學、産業、體育、尊王劇等11部門に分け夫々専門家に委嘱する事となり、最初の作品として商船學校の大成丸に南洋の経験家芥川勢三枝技師便乗“ロマンスのクサイ島”を作つた

**歌舞伎座實演**——4月29日より2日間映畫と實演を開催映畫“新珠”實演“復活”を出した

**森野五郎松竹退社**——蒲田時代劇部の重鎮森野五郎は4月下旬“魔道”を最後として退社し5月下旬松燕プロに入社した

**邦樂座開館**——斯界の注目の的であつたパラマウント會社の邦樂座直營第1回興行は4月29日天長節をトして開館式を行つた。高田舞踊團ラコージャン獨奏映畫“沈黙”“ロイド1番槍”等のプログラムで連日満員の盛況を極めた

**諸口十九と筑波雪子松竹脱退**——蒲田創立以來功績少なからざる諸口十九は會社と意見合はず昭和2年5月12日正式に辭表を提出した。同時に筑波雪子も諸口と行動を共にする爲脱退し、直ちに事務所を本郷菊富士ホテル内に置き、第1回作品“美代吉殺し”に着手した

**澤蘭子日活入社**——大正15年帝キネを出た人気女優澤蘭子は昭和2年5月下旬日活へ入社し、第1回作品“浮世車”に主演する事になつた

**歌舞伎座實演と映畫**——5月26日より5日間映畫“眞珠夫人”實演“女心”栗島スミ子出演を催した

**ユ社と阪妻選に絶縁す**——大正15年10月15日ユ社支配人ノックス氏と立花良介氏と阪妻三郎氏との提携契約成立し、大日本ユニバーサル阪妻立花聯合會社が花花しく製作を開始したが、當初の契約に欠陥のあつた爲、ユ社の營業成績面白からず、立花氏としては資金に苦しむ結

果を生じ、兩者とも最近契約を實行出來ざる立場に至り、感情的にも反感を持ちつつあつたが、昭和2年6月1日撮影所の公休日に、ユ社側はトラック16臺を外人技師指揮し、撮影所のカメラライト等器械類を持去られんとして所員に妨げられたことにより遂に大問題となり、完全にユ社と阪妻と絶縁する事になり、立花氏は外人技師を侵入罪で告訴した

**英百合子舞臺出演**——ユ社と阪妻の競争問題の爲撮影中止中であつた英百合子は6月18日初日の淺草松竹座の新派劇へ3ヶ月の契約で出演、お手のものの“女優宣傳業”をやつた

**諸口十九氏マキノ映畫に出演**——松竹を出て獨立製作中の諸口は6月7日中京マキノ撮影所で、牧野莊造氏監督の下に“忠臣蔵”に淺野内匠頭一役も演じた

**歌舞伎座實演と映畫**——6月26日から3日間松竹特作“白虎隊”と“當世氣質”を上映及“淋しき娘”1幕を歌舞伎座上演

**松本幸四郎映畫に出演**——發聲映畫の製作をやつている大森昭和キネマで6月上旬松本幸四郎は“素襖落し”1幕を撮影した。太郎冠者は幸四郎、大名松本金太郎、次郎冠者市川升藏等の配役である

**帝キネ新撮影所起工**——帝キネは今回大阪府下中河内郡布施村字菱屋に1萬坪の地所を買収し6月18日地鎮祭を行い28日起工式を行つた。工費45萬圓、昭和3年春までには完成の豫定

舞 踊

舞踊界が近年目覺ましい進展をみせて來たことは過去の演劇の下積になつていたみじめな時代と思ひ合せてまことに結構な現象であるが、現在1人立ちとなつた舞踊界がその花やかな反面において墮落しつつあるとゆうことを認めずにはおられない。純粹の日本の舞踊は不純分子の侵入によつて亡びつつある。舞踊家それ自身が、多くは藝術の何物であるかを

理解していない。振付にしても甚だ心細い状態である。舞踊界の表面の盛事は必ずしも舞踊界の進出を意味するものでなくむしろ今はまだ黎明期に在るといつても極言ではなからう

**石井漢兄弟マキノ入り**——石井漢小浪の兄弟は、歸朝後郊外に武藏野舞踊研究所をもちかへていたが、マキノプロダクションからの交渉を幸いとして、同所の特作映畫に出演することとなつた

能 樂

**演能大會**——朝日新聞社の肝入りで、能樂の各宗家を網羅した演能大會が昭和2年6月18、19兩日にわたつて朝日講堂に開かれた從來の慣例を破つて能舞臺から民衆の前に行われたことはこれが始めてのことで、能樂界の一大躍進とみることが出来る

**梅若問題**——久しく絶交している能樂協會と梅若との間を仲直りさせようとする運動が昭和2年3月頃に起つたが、從來の行がかりもあるので、未だにそのままとなつている

**山階翁死去**——能樂界の年長者で、江戸城内の能舞臺を知つた唯一の樂師である山階徳次郎翁は昭和2年3月遂に持病の腎臟炎で死去した

音 曲

長 う た

**柁屋佐吉夫婦歸朝**——三味一ちようでヨーロッパを行脚して純日本音樂の眞髓を發揮し、多大の賞讃を博した柁屋佐吉夫婦は昭和2年1月22日無事歸朝した

**引退と襲名**——長うた界の最元老芳村伊十郎ははや70歳になるが若者をしてのぐ元氣で相變らず長うた界に活躍しているが近く引退することに決している。一方



望月長佐久は十世望月太左衛門を名乗るはずで昭和2年中に襲名披露をすることになつてゐる

義太夫

因會の役員改選—美太夫因會は大正13年以來紛議絶えず、分裂に分裂を重ねて、事實上解散の形とまでなつて來たが昭和2年4月巖太夫の請求で臨時總會を開き、役員改選を行つた結果、都太夫のみ辞任し、他は全部重任することとなつた、ところが巖太夫は、津賀太夫を頭取に選挙したのは役員専断によるものと、その積立金費消のの件について質問したが、釋明によつて解決、副頭取に和國太夫が當選した

常磐津

常磐津協會生る—20年來對立してきた常磐津新舊兩派の合同問題はその後目出度くまとまり、昭和2年1月27日日本橋クラブで常磐津協會の發會式を兼ね總會を開いたが、今後は一致協力して常磐津發展のために努力することとなつた。會長には三輪善兵衛氏が推された

哥澤

芝派哥澤一家分裂—ながらくごたごたを續け各方面から注目されていた芝派哥澤一家のもつれは遂に解けず、昭和2年4月に入つていよいよ芝勢以、芝金の兩者は分裂し、双方共にその家元を名乗ることになつた。事ここに至るまでの原因については種種の問題がからんでのことであるが、兩人の亡夫柴田の法要を行つた際芝金が不参したのがその近因とされている。これがため同派に屬する5,000の門弟達は兩者を中心に當然分裂の形となつた

實派の襲名披露—歌澤寅派の寅秀は昭和2年4月5代目寅右衛門を襲名し新家

元となつた。その披露大會は同月25、26兩日邦樂座で催されたが、三津五郎の舞踊半ばに突然日比谷署から中止を命ぜられ大騒ぎを演じた。届出の時間を過ぎて再三の注意を聞かなかつたからとゆうのである

演藝界過去帳

片岡市藏—歌舞伎座付幹部俳優であつた片岡市藏は15年春以來咽喉がんで臥床中同年12月23日遂に死去

尾上多見藏—大阪歌舞伎劇の大立物尾上多見藏は長らく中風を病んでいたが昭和2年1月7日死去した

片岡愛之助—片岡仁左衛門一行に加わり九州巡業中下關で突然急性心臓炎を起し卒倒し、昭和2年5月16日死亡した

福島清—伊井谷峰門下の四天王の一人であつた福島清は昭和2年春以來腦溢血の氣味で静養中であつたが同8月9日行年63をもつて死去した

中村翫助—市村座付俳優中村翫助は2年8月1日死去

松島庄十郎—大正2年歌舞伎座で立唄となり以來市村座等に出勤していた3世松島庄十郎は大正12年6月頃より脊髄癆をわずらい静養中昭和2年4月21日死去した

梅坊主—亡びゆく江戸の面影を辛くもささえて、淺草公園にかつばれの妙技を揮つていた初代梅坊主事豊年齋太平坊本名松本梅吉は昭和2年2月13日風邪がもとで死去行年76歳

常磐津文中—常磐津新派の重鎮で最近10年間程世間と遠かつていた長門太夫改め常磐津文中は、昭和2年2月17日92歳を一期としてさびしく死去した

趣味・娛樂

ラジオ

放送私設無電規則改正

私設無線電信規則が1927年4月1日から實施された。これは全國鑛石化の準備と受信波長の制限を主眼とするもので、これによると放送局は放送局のスタジオ以外に自由にマイクロフォンを移動させることが出来るのである。今までも大喪儀の際沿道にマイクロフォンを据えつけた例もあつたがこれには特別の許可を要したのである。然るに今後は何等の許可の必要もなく自由にどこへでも据えつけることが出来るのである。例えば議會、劇場、音樂會等にも自由に据えることが出来るので、従來のように多額の費用を投じて放送をやつてもらふこともいらなくなるので經費の點でも大いに助かるわけである。最近の例として東京中央放送局が昭和2年6月25日夜帝劇で實演中の源氏店を放送したが、最初の無線中繼放送として相當に注目された。然しその結果は思わしくなかつた。その後も、日比谷の納涼展の音樂を放送したり、軍樂隊の野外實演奏を放送したりして相當の成績を挙げた。次にマイクロフォンを移動させることが出来るようになると中繼設備の點も考慮されねばならなくなるが、改正規則によれば、有線でも、無線でもよくなり、従來の長距離用、短距離用の區別が廢止され、電力は1キロワットの制限から10キロワットになるのである

全國鑛石化の大放送所

全國鑛石化實現の第1歩として、東京中央放送局は大放送所の敷地選定中であつたが、埼玉縣下新鄉村地内圓通寺付近約1町歩の地域と決定した。放送局では近く正式に申請して設立許可を得た上100萬圓の豫算で7月頃工事にかけり完成の上は愛宕山のスタジオとの間を有線で連

絡し、明春早々この大放送局で放送する豫定になつてゐる。現在の1キロワットでは20乃至60キロメートルの範圍しか鑛石で聴けないが、10キロワットとなると3倍の範圍まで擴張し得られることになる。この設備が完成すると、放送局は更に第2の發展として九州、中國、四國と遠距離地まで支部を設けて中繼放送をする段取りとなるのである

加入申込者月別

月次	東京	大阪	名古屋
14.	173,184	66,089	29,577
15. 1	15,696	3,622	4,669
2	12,308	4,861	4,370
3	15,604	7,024	3,577
4	21,824	5,258	4,400
5	13,386	5,984	3,948
6	12,844	4,448	2,958
7	10,810	3,573	3,157
8	7,724	1,949	2,613
9	6,717	1,885	2,130
10	5,961	1,489	2,022
11	6,825	2,388	1,484
12	6,373	2,264	1,547
昭和 2.1	5,786	3,286	1,625
2	6,249	3,611	1,789
3	6,521	3,978	1,918
4	5,952	—	1,872
5	6,569	4,813	1,817
6	6,711	4,311	1,762
7	5,302	4,664	1,377
合計	315,740	119,990	66,005

聴取者分布表 1.

[東京放送局管内外] [各年7月末現在]

管 内	聴取者數		増減
	昭和 2	大正15	
府縣別			
東京	190,861	182,089	8,772
神奈川	15,194	13,769	1,425
千葉	9,138	8,731	407
埼玉	7,519	6,207	1,312
茨城	3,342	1,995	1,347
群馬	2,091	1,235	856
栃木	1,685	796	889



Table with columns for station names (e.g., 静岡, 岡梨野, 管外) and numerical data.

Table with columns for station names (e.g., 大分, 熊本, 熊佐) and numerical data.

註——(1)(2)表増減欄中△印は減

申込者使用機械別〔東京放送局〕

Table showing mechanical types (e.g., 鏡石式, 1球式) and usage counts for years 1925, 1926, 1927, 1928.

Table showing monthly usage counts for years 1925, 1926, 1927, 1928.

聴取者分布表 2.

〔大阪放送局〕〔各年7月末〕

Table showing listener distribution by prefecture (府縣別) for years 1925 and 1926.

Table showing listener counts for years 1925, 1926, 1927, 1928.

Table showing listener counts for months 5, 6, 7 for years 1925, 1926, 1927.

聴取者し好比率〔東京放送局内〕

〔昭和2年4月調〕

Table showing listener preferences by category (e.g., 報道, 教養, 娯楽) and region (東京府, 各府県).

Table showing listener preferences by program type (e.g., 長義漫, 地方俚, ヴァイオリン).

計 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0

註——(イ)第1回趣味調査は大正14年8月施行...







東 の 方					
西の海	能代	太刀光	清瀬川	鶴 洋	朝 響
1	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
2	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
3	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
4	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
5	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
6	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
7	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
8	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
9	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
10	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
11	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山

西 の 方					
常の花	常陸	若葉山	出羽	五 郎	外ヶ渡
1	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
2	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
3	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
4	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
5	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
6	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
7	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
8	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
9	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
10	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山
11	○若山	○若山	○若山	○若山	○若山

昭和二年夏場所 角力成績表

勝星 東西 85-106

負星 東西 90-93

棋 界

日本棋院の昇段手合

日本棋院では、従来の昇段規定を改正し、春秋2季に全所屬棋士の大手合せを行い、その結果によつて昇段せしめることになつた。春は4,5兩月、秋は10,11兩月中に行う規定で、手合はまず棋士を甲乙兩組に分ち、更にこれを東西に分屬せしめる、手合割は棋院所定の段割に従い、次の制限時間内において2日以内に打切るものとする、但し2日以上に互るものは翌日これを繼續する

9,8,7 段對9,8,7段 32時間  
 9,8,7,6,5段對6,5段 24時間  
 對4,3段 18時間  
 對初,2段 12時間  
 4,3段對4,3段 16時間  
 對2,初段 12時間  
 2,初段對2,初段 10時間

成績は春秋2季を通じてこれを審査するのであるが、4段以上は2年4期を通じて審査し毎年3月に結果を發表する、成績採點の結果70點以上のものが昇段資格者となるわけであるが、成績拔群の者には棋院費を與え、勝星の多い組には優勝旗を與えるとゆう規定である

木谷・關山兩氏の昇段

10名を見事ほぶつて無人の境をゆくが如き近來稀有の跡を示し、怪童丸の異名をほしのままにした鈴木7段の秘藏弟子木谷實氏は、その拔群の成績によつて、昭和2年春1段に昇段した。同じく鈴木7段の門弟である關山利一氏もその成績によつて2段に昇段した

日本將棋聯盟成る

大正13年の夏に創立された東京將棋聯盟は、爾來着着その實蹟を擧げ、大阪方とも數回の手合を試みて來たが、その後木見8段等大阪側との間に全日本將棋聯盟の氣運熟し、昭和2年5月に従来の東京將棋聯盟を解散して新たに“日本將棋聯盟”を組織するに至つた。東京將棋聯盟時代には専門家でない評議員を交えて、その間のあつせん贊助を得て來たが、今回は、純粹の専門家のみをもつて組織しいわゆる自治制を布いたわけである。會

長には關根名人を擧げ、副會長土居8段、幹事長大崎8段、幹事木村8段、溝呂木7段、宮松6段、萩原5段、外評議員8名の顔觸れであるが、名古屋以西を一括して大阪に大阪支部を設け、支部長に木見8段、支部相談役に金、花田兩8段をもつてした。かくの如き陣容のもとに、今後は春秋2季に將棋大會を開き1年毎にその成績を採點して、昇段その他を決定することとなつた

昇 段 (將棋)

東京將棋聯盟では昭和2年4月5日付をもつて次の4氏に昇段免狀を授與した

6段 昇進 5段 小 泉 兼 吉  
 5段 ≪ 4段 萩 原 淳  
 4段 ≪ 3段 三 上 市 太 郎  
 3段 ≪ 2段 齋 藤 金 次 郎

死 亡

將棋6段岡村豊太郎氏は、病氣療養中であつたが、昭和2年7月2日四谷の自宅で死去した

東京チェスクラブ成る

近來西洋將棋が非常な勢で盛んになつて來た。この氣運に乗じて、これを一層家庭的に浸じゆんせしめようとする目的から、一方對外的の關係もあつて、昭和2年5月“東京チェスクラブ”の成立を見るに至り、同月10日東京會館に發會式が擧げられた。參會者10余名で、渡邊昭伯石田義雄博士、木村義雄8段の3氏が幹事として當ることとなつた

競 馬

目 黒 競 馬

秋季—15年11月20日より目黒の馬場で行われた

- 第1日—
- ◁第1回 繫駕速歩競走(2マイル)8頭立  
1着風早(騎手尾形)6分15秒 馬券發賣なし
  - ◁第2回 内國産新呼馬競走(1マイル)3頭立  
1着ラプトン(騎手柴田)2分3秒39 拂19圓50錢
  - ◁第3回 抽籤内國産新呼馬競走(1マイル)6頭立  
1着テン(騎手石毛)1分49秒33 拂30圓



- ◁第4回 各抽籤濠洲産呼馬競走(1マイル $\frac{1}{8}$ )11頭立  
1着アルビオン(騎手佐々木安)1分57秒63 拂31圓
- ◁第5回 各抽籤内國産馬競走(1マイル $\frac{1}{8}$ )13頭立  
1着タマウミ(騎手伊藤勝)1分59秒19 拂200圓
- ◁第6回 各國産馬競走(1マイル $\frac{1}{8}$ )7頭立  
1着エキソン(騎手二本柳)1分58秒15 拂71圓50錢
- ◁第7回 各抽籤内國産濠洲ハンデキヤツブ競走(1マイル $\frac{1}{4}$ )8頭立  
1着アキラ(騎手新藤)2分10秒5 拂84圓
- 第2日—  
午前中にはや15万の人出。午後1時半竹田北白川の兩若宮山階宮藤鷹王様が會長松平頼壽伯の御案内で御臨場
- ◁第1回 繫駕速歩競走(2マイル)  
1着エビス(騎手二本柳)6分24秒66
- ◁第2回 内國産新呼馬競走(1マイル $\frac{1}{8}$ )  
1着アオイ(騎手稻葉)2分4秒91 拂31圓
- ◁第3回 抽籤内國産新馬競走( $\frac{3}{4}$ マイル)  
1着ツルギ(騎手函館)1分20秒35 拂25圓
- ◁第4回 各抽籤内國産馬競走(1マイル $\frac{1}{8}$ )  
1着マツミドリ(騎手二本柳)1分59秒27 拂26圓50錢
- ◁第5回 抽籤内國産新馬競走(1マイル $\frac{1}{8}$ )  
1着アントニナ(騎手伊藤)2分5秒93 拂27圓50錢
- ◁第6回 各抽籤内國産濠洲産馬競走(1マイル $\frac{1}{8}$ )  
1着ヤエツバキ(騎手岸)1分59秒21 拂200圓
- ◁第7回 各國産馬競走(1マイル $\frac{1}{4}$ )  
1着イージー(騎手美馬勝)2分11秒81 拂33圓
- ◁第8回 各抽籤内國産(1マイル $\frac{1}{4}$ )  
1着ロツク(騎手稻葉)2分12秒5 拂40圓
- ◁第9回 帝室御賞典競走(1マイル $\frac{1}{8}$ )  
1着コウエイ(騎手杉浦)1分53秒61
- ◁第10回 各内國産濠洲抽籤産馬混合競走  
1着ラレード(騎手佐藤)3分48秒66 知事カッパ授與
- ◁第11回 障害競走(1マイル $\frac{1}{2}$ )  
1着キングトム 3分0秒7 拂26圓
- 第3日—

- 總賣上高 621,900圓
- ◁第1回 繫駕速歩(2マイル)7頭立  
1着ホーカ(騎手杉山)6分24秒35 拂戻なし
- ◁第2回 新呼競走(1マイル $\frac{1}{8}$ )3頭立  
1着ウイナー(騎手庄司)2分5秒17 拂20圓
- ◁第3回 新抽籤走( $\frac{3}{4}$ マイル)8頭立  
1着タイザン(騎手稻葉)1分20秒34 拂55圓
- ◁第4回 濠洲産馬競走(1マイル $\frac{1}{4}$ )9頭立  
1着ゴシヨウガワ(騎手鈴木信)2分11秒41 拂200圓
- ◁第5回 各抽籤走(1マイル $\frac{1}{4}$ )7頭立  
1着イワキ(騎手秋山)2分12秒17 拂27圓50錢
- ◁第6回 新抽籤走(1マイル5)頭立  
1着コマキ(騎手石毛)1分50秒25 拂26圓50錢
- ◁第7回 古呼馬競走(1マイル $\frac{1}{4}$ )4頭立  
1着タマフネ(騎手伊藤勝)2分12秒21 拂24圓50錢
- ◁第8回 各抽籤走(1マイル $\frac{1}{8}$ )5頭立  
1着チェリーダツチエス(騎手尾形)1分58秒39 拂戻18圓50錢
- ◁第9回 優勝聯合(2マイル)3頭立  
1着クモカゼ(騎手函館)3分36秒 拂27圓50錢
- 4頭立の部  
1着コナミ(騎手岸)3分0秒37 拂27圓50錢
- ◁第10回 古呼馬競走(1マイル $\frac{1}{8}$ )5頭立  
1着クキンフロラ(騎手稻葉)1分58秒77 拂76圓50錢
- ◁第11回 障害(1マイル $\frac{1}{2}$ )  
1着コナミ(騎手岸)3分0秒37 拂27圓50錢
- 第4日目(最終日)—  
第2回新抽籤走に7頭出場、スタートの時最も人気を呼んでいたツキジがスターチングゲートの綱に引つかり人馬ともに顛倒し、それに氣を引かれていたカルカタ、シロカネ、エツライの3頭は競走せず賞に入った3頭だけの競走となつたので場内騒然、スタートしなかつた馬の馬券を買つた連中は、クラブ事務所に押掛け代表委員を呼んでクラブ幹部と交渉するなど一悶着を引起した。この日の總賣上高は675,860圓で4日間を通じての總賣上高は2,518,660圓に達した
- ◁第1回 繫駕競走(2マイル)3頭立  
1着カゼハヤ(騎手尾形)6分10秒32 拂なし

- ◁第2回 新抽( $\frac{3}{4}$ マイル)7頭立  
1着アール(騎手佐々木榮)1分21秒75 拂107圓50錢
- ◁第3回 各抽(1マイル $\frac{1}{8}$ )8頭立  
1着カチドキ(騎手佐々木安)2分0秒85 拂200圓
- ◁第4回 古呼(1マイル $\frac{1}{8}$ )4頭立  
1着タマユキ(騎手伊藤)2分1秒73 拂13圓50錢
- ◁第5回 各抽(1マイル $\frac{1}{4}$ )2頭立  
1着イリタント(騎手鈴木信)2分14秒61 拂23圓50錢
- ◁第6回 古呼(1マイル $\frac{1}{4}$ )3頭立  
1着カツヨ(騎手稻葉)2分15秒 拂99圓50錢
- ◁第7回 新呼(1マイル $\frac{1}{8}$ )3頭立  
1着ラプトン(騎手柴田寛)2分12秒 拂26圓
- ◁第8回 新抽優勝(1マイル $\frac{1}{8}$ )6頭立  
1着アントン(騎手伊藤)2分4秒1 拂102圓
- ◁第9回 古呼優勝(1マイル $\frac{1}{2}$ )5頭立  
1着コウエイ(騎手佐々木安)2分38秒15 拂1圓
- ◁第10回 各抽内國優勝(1マイル $\frac{1}{8}$ )5頭立  
1着アツミドル(騎手二本柳)2分12秒17 拂55圓50錢
- ◁第11回 障害優勝(2マイル)4頭立  
1着ゼクラン(騎手秋山)4分 秒37 拂30圓
- 昭和2年春季目黒競馬
- ◁第1日—總賣上高436,560圓  
第1回 繫駕速歩(2マイル $\frac{1}{8}$ )7頭立  
1着エビス(騎手二本柳)6分27秒93 拂114圓50錢
- ◁第2回 新呼競走(1マイル $\frac{1}{8}$ )3頭立  
1着フレズノ(騎手佐藤)2分1秒19 拂戻54圓
- ◁第3回 新抽籤走( $\frac{3}{4}$ マイル)9頭立  
1着タマメグロ(騎手伊藤)1分19秒35 拂33圓
- ◁第4回 濠洲抽籤競走(1マイル $\frac{1}{8}$ )8頭立  
1着ダイアナ(騎手羽田)1分58秒16 拂161圓50錢
- ◁第5回 各抽籤走(1マイル)10頭立  
1着マックスフライ(騎手佐々木安)1分51秒77 拂3圓50錢
- ◁第6回 古呼競走(1マイル $\frac{1}{8}$ )11頭立  
1着エキソン(騎手二本柳)1分58秒53 拂42圓
- 總賣上高は 433,560圓
- ◁第7回 抽籤外國産ハンデイ7頭立

- 1着イリタント(騎手鈴木)2分10秒53 拂58圓50錢
- ◁第8回 内國産7頭立  
1着コマリウ(騎手秋山)2分1秒9 拂47圓50錢
- ◁第9回 抽籤内國新馬4頭立  
1着オーイワイ(騎手伊藤)2分2秒98 拂72圓50錢
- ◁第10回 各内國産ハンデイ4頭立  
1着コクホウ(騎手杉浦)2分9秒89 拂53圓50錢
- ◁第11回 障害4頭立  
1着ウイナー(騎手庄司)2分54.65秒 拂25圓50錢
- 第2日—(5月1日)竹田宮御來場を初め名士の參觀も多くフアンの熱狂もいやが上にもあがる。第4競馬ゴホレモクが番狂わせをやつて200圓の大穴をあけた。馬券總賣上高は661,440圓
- ◁第1回 繫駕9頭立  
1着エマスパード(騎手中住)6分30秒9 拂51圓50錢
- ◁第2回 内國新馬2頭立  
1着クモマイ(騎手函館)2分1.3秒 拂27圓50錢
- ◁第3回 抽籤内國産10頭立  
1着スルスミ(騎手稻東)1分19秒 拂28圓50錢
- ◁第4回 抽籤内國産11頭立  
1着ホンモク(佐々木)2分0秒75 拂200圓
- ◁第5回 抽籤内國産新馬  
1着メグロガワ(騎手田中)2分4秒17 拂28圓50錢
- ◁第6回 内國産4頭立  
1着クモカゼ(騎手函館)2分38秒31 拂25圓
- ◁第7回 内國聯合5頭立  
1着マツミドリ(騎手杉浦)2分12秒112 拂31圓
- ◁第8回 帝室御賞典9頭立  
1着アストラル(岩佐)1分55秒56 拂200圓
- ◁第9回 聯合古馬4頭立  
1着アキラ(騎手新堂)3分52秒39 拂31圓50錢
- ◁第10回 抽籤内國産4頭立  
1着リオン(騎手岸)2分21秒13 拂51圓
- ◁第11回 障害5頭立  
1着ゼクラン(騎手庄司)2分56秒7 拂5圓
- 第3日—總賣上高631,560圓
- ◁第1回 繫駕速歩



- 1着ケンメツ(騎手黒坂)6分18秒25 拂51圓
- ◁第2回 内國産新馬  
單走バーリング(騎手田中和)2分21秒13
- ◁第3回 抽籤内國産新馬  
1着ドン(騎手函館)1分20秒57 拂67圓50銭
- ◁第4回 抽籤オーストラリア産  
1着サンタステック(騎手美馬)2分11秒95 拂22圓
- ◁第5回 抽籤内國産  
1着イワイ(騎手秋山)3分14秒37拂22圓
- ◁第6回 抽籤内國産新馬  
1着キヌハ(騎手岸)2分7秒81 拂22圓
- ◁第7回 内國産  
1着イビー(騎手美馬)1分57秒50拂31圓
- ◁第8回 抽籤内國産  
1着ロツク(騎手稻葉)1分59秒74拂32圓
- ◁第9回 優勝内國産聯合  
1着ウインナー(騎手秋山)3分37秒17 拂59圓
- ◁第10回 内國産  
1着アスベル(騎手尾形)2分12秒71 拂41圓50銭
- ◁第11回 障害  
1着ウメハル(騎手石田)2分56秒61 拂100圓
- 第4日目**—(最終日)北白川宮、竹田宮兩殿下台臨。馬券總賣上高746,180圓。初日からの通算2,440,240圓
- ◁第1回 速歩優勝3頭立  
1着ケンメツ(騎手黒坂)7分20秒95 拂40圓50銭
- ◁第2回 抽籤内國産新馬1頭立1  
1着シエネル(騎手奥山)1分20秒17 拂38圓
- ◁第3回 抽籤内國産新馬7頭立  
1着フミオキ(騎手黒澤)2分0秒81 拂46圓50銭
- ◁第4回 各内國産馬9頭立  
1着グラマンター(騎手羽田)1分59秒19 拂99圓50銭
- ◁第5回 抽籤内外産馬8頭立  
1着ウッドクラツカ(騎手佐々木安)1分59秒17 拂95圓
- ◁第6回 内國産5頭立  
1着シノグ(騎手田中和)2分13秒17 拂149圓
- ◁第7回 内國産新馬優勝3頭立  
1着ダーリング(騎手田中和)2分13秒17 拂195圓50銭
- ◁第8回 抽籤内國産新馬優勝5頭立  
1着メグロガワ(騎手田中和)2分1秒15 拂105圓
- ◁第9回 各内國産古馬優勝5頭立

- 1着クモガゼ(騎手函館)1分37秒39 拂48圓50銭
- ◁第10回 抽籤内外古馬優勝3頭立  
1着イワキ(騎手秋山)2分39秒21 拂107圓
- ◁第11回 障害物優勝2頭立  
1着ゼクラウン(騎手秋山)3分56秒6 拂28圓
- 秋季根岸競馬**  
根岸競馬は日黒競馬より先なので人気が呼んだ。第1日は6日午前10時から開始された
- 第1日**—  
△第1回 速歩競走(2マイル)9頭立  
1着カントウ(騎手中住)6分26秒拂51圓
- ◁第2回 濠洲産騎馬競走(1マイル)6頭立  
1着イチバン(騎手黒澤)1分58秒51 拂43圓
- ◁第3回 内國産新馬(1マイル)4頭立  
1着ホンモク(騎手中住)2分1秒 拂29圓
- ◁第4回 内國産新馬(1マイル)6頭立  
1着エキヌオン(騎手二本柳尙)1分58秒 拂30圓
- ◁第5回 内國産馬競走(1マイル)15頭立  
1着チエリー・タツチエス(騎手尾形)2分1秒 拂200圓
- ◁第6回 内國産馬競走(1マイル)6頭立  
1着イーヅ(騎手美馬勝)2分11秒 拂74圓
- ◁第7回 内國産新馬競走(3/4マイル)5頭立  
1着バンブウ(騎手福園)1分22秒 勝馬拂32圓
- ◁第8回 濠洲ハンデキャップ(1マイル)7頭立  
1着アルビオン(騎手佐々木)1分50秒 拂200圓
- ◁第9回 日本ハンデキャップ(1マイル)7頭立  
1着エキストラ(騎手杉浦)1分58秒5 拂201圓
- ◁第10回 オールガマーハンデキャップ(1マイル)4頭立  
1着クモガゼ(騎手函館)1分55秒 拂53圓
- ◁第11回 障害物競走(1マイル)9頭立  
1着ハンダテ(騎手佐々木)2分4秒 拂77圓50銭
- 第2日(7日)**—本日の馬券總賣上高45萬600圓  
伏見大將宮殿下の台臨。皇室御賞典競馬あり。馬券總賣上高546,440圓
- ◁第1回 速歩内國産馬競走(2マイル)8頭立  
1着ユニツク(騎手中住)6分18秒

- ◁第2回 内國産濠洲産聯合競走(1マイル)7頭立  
1着ウッドクラツカー(騎手佐々木安)2分13秒 拂45圓
- ◁第3回 日本クラブ抽籤内國産新馬競走(1マイル)3頭立  
1着キクノ(騎手徳田)2分6秒 拂22圓50銭
- ◁第4回 内國産新馬競走(1マイル)15頭立  
1着ケイハク(騎手分岸)1分25秒 拂35圓
- ◁第5回 各抽籤内國産馬競走(1マイル)3頭立  
1着ユワイ(騎手秋山)2分39秒 拂41圓50銭
- ◁第6回 各内國産馬競走(1マイル)3頭立  
1着ラウド(騎手佐藤)2分25秒 拂11圓50銭
- ◁第7回 各抽籤牝馬競走(1マイル)9頭立  
1着コーリン(騎手佐藤)2分38秒 拂109圓50銭
- ◁第8回 日本クラブ抽籤内國産新馬競走(3/4マイル)3頭立  
1着フクライ(騎手伊藤)1分24秒 拂26圓
- ◁第9回 皇室御賞典競走(1マイル)8頭立  
1着アスベル(騎手稻葉)1分56秒 拂44圓50銭
- ◁第10回 各抽籤内國産馬競走(1マイル)12頭立  
1着マツミドリ(騎手二本柳)1分57秒 拂32圓50銭
- ◁第11回 障害物競走(1マイル)5頭立  
1着キングダム(騎手本多保)2分42秒 拂46圓50銭
- 第3日(13日)**—馬券總賣上高487,030圓
- ◁第1回 速歩競走(2マイル)9頭立  
1着リウコウ(騎手大久保房)6分24秒 拂117圓50銭
- ◁第2回 内國産馬競走(1マイル)3頭立  
1着カノウ(騎手秋山)2分13秒 拂21圓50銭
- ◁第3回 各抽籤内濠混合競走(1マイル)7頭立  
1着チエリダツチエス(騎手尾形)1分02秒 拂102圓50銭
- ◁第4回 内國産新馬競走(1マイル)4頭立  
1着タマユキ(騎手伊藤勝)1分51秒

- ◁第5回 各抽籤内國産馬(1マイル)5頭立  
1着イリタント(騎手鈴木)2分14秒 拂23圓
- ◁第6回 各内國産馬(1マイル)5頭立  
1着ジュンブウ(騎手岸)1分59秒 拂57圓50銭
- ◁第7回 本クラブ抽籤内國新馬(1マイル)3頭立  
1着イワト(騎手函館)2分3秒 拂28圓50銭
- ◁第8回 各抽籤濠洲産牝馬(1マイル)6頭立  
1着ゴショウガワ(騎手鈴木) 拂80圓
- ◁第9回 各抽籤内國産馬(1マイル)5頭立  
1着フミオキ(騎手黒澤勝)1分55秒 拂161圓50銭
- ◁第10回 各内國産馬(1マイル)2頭立  
1着アストラル(騎手伊藤勝)2分 拂24圓50銭
- ◁第11回 障害物(1マイル)5頭立  
1着コナミ 2分17秒(騎手岸) 拂30圓50銭
- 第4日目(14日)**—最終日。4日目の總賣上高588,160圓餘6回のチャンピオンレースに興味集まり盛況
- ◁第1回 速歩競走(2マイル)8頭立  
1着スイート(騎手楡垣)6分 拂87圓
- ◁第2回 各抽混合(1マイル)8頭立  
1着ピワユ(騎手杉浦)1分59秒 拂44圓50銭
- ◁第3回 各抽内國産(1マイル)6頭立  
1着タマウミ(騎手伊藤勝)2分0秒 拂38圓51銭
- ◁第4回 各内國産(1マイル)5頭立  
1着フィンフロー(騎手稻葉)1分58秒 拂45圓
- ◁第5回 本クラブ抽籤(3/4マイル)5頭立  
1着ユンケル(騎手奥山)1分21秒 拂29圓
- ◁第6回 内國新馬(1マイル)3頭立  
1着ケイハク(騎手岸)2分11秒 拂77圓50銭
- ◁第7回 各抽濠洲産牝馬(1マイル)5頭立  
1着アルビアン(騎手佐々木安)2分10秒 拂55圓50銭
- ◁第8回 本クラブ抽籤内國産新馬(1マイル)5頭立  
1着イワト(騎手函館)2分0秒 拂181圓50銭(大穴)
- ◁第9回 各抽内國産馬(1マイル)5頭立  
1着マツミドリ(騎手二本柳)2分11秒 拂45圓50銭(横濱市長銀杯)



- ◁第10回 各内國産馬(1マイル $\frac{1}{2}$ )4頭立  
1着ラレド(騎手佐藤)2分37秒 $\frac{3}{4}$   
拂 36圓50銭(縣知事銀杯)
- ◁第11回 障害物(1マイル $\frac{1}{2}$ )5頭立  
1着コナミ(騎手岸)2分47秒 $\frac{3}{4}$   
拂50圓55銭
- 4日間總賣上高 2,072,050圓  
**根岸春季競馬**
- 第1日**
- ◁第1回 速歩(2マイル)13頭立  
1着エビス(騎手二本柳)6分13秒  
拂121圓50銭
- ◁第2回 新抽籤(1マイル $\frac{1}{2}$ )5頭立  
1着ニッポン(騎手稻葉)2分8秒 $\frac{3}{4}$   
拂22.5圓
- ◁第3回 濠洲産抽籤(1マイル $\frac{1}{2}$ )6頭立  
1着ワードクラッカー(騎手佐々安)  
2分0秒 $\frac{3}{4}$  拂37.5圓
- ◁第4回 新呼馬(1マイル $\frac{1}{2}$ )4頭立  
1着ナスノ(騎手赤石)1分59秒 $\frac{3}{4}$   
拂29圓
- ◁第5回 各抽籤(1マイル $\frac{1}{2}$ )10頭立  
1着エイラク(騎手二本柳)1分59秒 $\frac{3}{4}$   
拂111.5圓
- ◁第6回 古呼馬(1マイル $\frac{1}{2}$ )8頭立  
1着プリモス(騎手鈴木)1分58秒 $\frac{3}{4}$   
拂200圓
- ◁第7回 新抽籤( $\frac{3}{4}$ マイル)5頭立  
1着トム(騎手函館)1分19秒 $\frac{3}{4}$   
拂26.5圓
- ◁第8回 濠ハンデキヤツフ(1マイル $\frac{1}{2}$ )9頭立  
1着ゴシヨガワ(騎手鈴木)2分14秒 $\frac{3}{4}$   
拂79圓
- ◁第9回 内國ハンデキヤツフ(1マイル $\frac{1}{2}$ )7頭立  
1着イリタント(騎手鈴木)2分14秒 $\frac{3}{4}$   
拂71圓
- ◁第10回 オールカマーハンデキヤツフ(1マイル $\frac{1}{2}$ )5頭立  
1着コクホウ(騎手佐々安)2分12秒 $\frac{3}{4}$   
拂39圓
- △第11回 障碍(1マイル $\frac{3}{4}$ )5頭立  
1着カンダ(騎手岸)3分29秒 $\frac{3}{4}$  拂51圓
- 第2日**
- ◁第1回 速歩(2マイル)11頭立  
1着エマスパート(騎手仲住)3分12秒 $\frac{3}{4}$   
拂108圓
- ◁第2回 新抽(1マイル $\frac{1}{2}$ )5頭立  
1着ツネオン(騎手岩佐)2分6秒 $\frac{3}{4}$   
拂38圓
- ◁第3回 内外各抽(1マイル $\frac{1}{2}$ )3頭立  
1着大穴(騎手羽田)2分14秒 $\frac{3}{4}$  拂52圓
- ◁第4回 新呼(1マイル $\frac{1}{2}$ )頭立  
1着タマホコ(騎手佐藤順)2分1秒 $\frac{3}{4}$

- ◁第5回 各抽(1マイル $\frac{1}{2}$ )10頭立  
1着ゴ(騎手函館)2分1秒 $\frac{3}{4}$  拂111圓
- ◁第6回 古呼(1マイル半)2頭立  
1着イージー(騎手美馬)2分38秒 $\frac{3}{4}$   
拂13圓
- ◁第7回 新抽( $\frac{3}{4}$ マイル)9頭立  
1着エスアキ(騎手仲住)1分19秒 $\frac{3}{4}$   
拂41圓5銭
- ◁第8回 御賞典(1マイル $\frac{1}{2}$ )8頭立  
1着マツミドリ(騎手佐々安)2分2秒 $\frac{3}{4}$   
拂36圓5銭
- ◁第9回 濠抽(1マイル半)4頭立  
1着ファンタステック(騎手美馬)2分46秒 $\frac{3}{4}$   
拂12圓5銭
- ◁第10回 各抽(1マイル半)4頭立  
1着ロツク(騎手稲葉)2分43秒 $\frac{3}{4}$   
拂45圓
- ◁第11回 障碍(1マイル $\frac{3}{4}$ )3頭立  
1着フリットアバウト(騎手石毛)3分28秒 $\frac{3}{4}$   
拂34圓

狩 獵

毎年10月15日解禁になると、好獵家は八方に飛んで、ここかしこ秋晴れの空にとどろく銃の音を聞く。いま東京を中心とする近県の獵況をかいてみると

**埼玉**—早稻田村獵區、八木郷獵區(毎日曬開獵、承認料各7圓)共にかもが群をなし豐獵を豫想されている。北足立郡安行村獵區(第3日曬開獵承認料5圓)新郷獵區(第2日曬を除く毎日曬開獵承認料2圓)は、かも、きじ、鳩、五位さぎ、兎等(獵區以外の好獵地)は、浦和町付近(土合村田島原道場、内間木村1里余にわたる一帯)と、與野、大宮町付近荒川沿岸、川口町村付近、川越付近(伊佐沼、荒川沿岸)、志木町付近耕地、草加町付近獵區東方1里半にわたる間、吹上付近(埼玉、太田、屈巢各村東北1里半)、本庄町付近身馴川沿岸等、彩森、浦山、久那大瀧村一帯の森林等でいずれもきじ、山鳩、かも、ばん、しぎ、うずら、五位さぎ、その他の小鳥類を獵するによい

**栃木**—日光獵區が12月から2月末まで3ヶ月間開放され30圓の金さえ納入すれば自由に射てることになった。廣い日光獵區は鹿が大部分を占め、きじ、山鳥、かけす、つぐみ等の留鳥が多い、この外那須御用野を遡る那須野原一帯の奥にもまたこうした鳥が繁殖している

**神奈川**—水きん類は渡來数が少いが

山鳥類は反對で好獵家の期待に添うだろうと、水きん獵區としては、橋樹郡大綱村(小机驛より20丁)同郡城郷村(同驛より3丁)中郡成瀬村(東海道線平塚線より3里)同郡城島村(同驛より2里半)高座郡有高村(藤澤驛より3里)同郡海老名村(同驛より3里)の六ヶ所、一般獵場としては川崎市外、池上新田、多摩、川口、鶴見川沿岸および三浦半島では浦賀、久里濱村付近、相模川沿岸、茅ヶ崎、御島、寒川方面へかけて一帯花水川かなめの堤防一帯の耕地酒匂川沿岸など、11月1日解禁の山鳥やきじ類は繁殖期が順調であつたため非常に多い、獵區として設定されて居るのは鎌倉郡永野村(保土ヶ谷驛戸塚驛より1里半)足柄上郡北足柄村(東海道山北線より1里)津久井郡鳥屋村(横濱驛橋本驛より4里)同郡牧野村(八王子、與瀬驛より2里)高座郡大和村(本年新設)

**千葉**—千葉市の近くでは市原郡八幡の耕地、五井、姉ヶ崎、梶葉から木更津に至る一帯の海岸に近い田ぼや山地の田

しぎ、山しぎ、鴨は主に千葉海岸、匝差郡の東陽村、うづらは四街道方面のたんぼ夷隅郡の大原から勝浦へかけての山地には、きじ山鳥が多い、小湊線およびその終點付近はうづらなど可成有望な所と見られている、縣の人工増殖地は3ヶ所あつて東葛國分村の地は本年は禁止されたが幕張の繁殖場は入場料3圓できじ、はとが多く君津郡佐貫町の鬼涙山は山鳥、きじ獵地、入場料は1圓50銭

**静岡**—初獵期の主要獵物は鴨、ばん田しぎ、きじ、山鳥類等、稻かり期にいればうづら、くいなも姿を見せよう、好獵地は沼津市在浮島沼の鴨、田しぎ、ばんその他は富士裾野地方のうづら、静岡市付近では麻機沼、安倍川兩岸尻等の鴨田しぎ、ばん等東海道線焼津、藤枝驛の南方には田しぎとばんの本場があり遠州の掛川、中泉、袋井地方の原野の谷川、太田川の沿岸は田しぎとばんが多い、袋井町在の鶴ヶ池にはかもが多い、天城山御料場は昨年開放された同所はにいのしし鹿が多い

釣 魚

釣 魚 季 節

- 1月 メナダ釣(引懸釣)、タナゴ、寒ブナカレイ
- 2月 寒ブナ、タナゴ(白魚網もよし)
- 3月 フナ(野釣)
- 4月 フナ(池、沼等)、ナマズ(ぼかん釣)ハヤ、外に潮干狩、突き飛(コチ、カレイ等の獲物)、サヨリナワ等によし
- 5月 コイ、キス、手長エビ、ハヤ
- 6月 キス、アユ(1日禁秋)、マス(ニジ、ヒメ、ベニ)
- 7月 オボコ、セイゴ、ハヤ、ウナギ(穴釣)、カイズ(ひゞ釣またはふかし釣)、マス(ニジ、ヒメ、ベニ)、イワナ
- 8月 スズキ
- 9月 メナダ、コイ、ハゼ、スズキ
- 10月 ひゞ釣
- 11月 ハゼ、カレイ
- 12月 寒ブナ、ハゼ

東京近郊の釣場所

中川筋 上流花畑六つ木邊  
下流は立石附近(京成電車沿線)の下駄屋河岸、紺屋海岸奥戸橋から上流4,5丁の淡の巢のキリツブ(フナ、タナゴ)

江戸川筋 市川橋附近の園子屋河岸、替油屋河岸、下流の鐵橋附近のウノノ臺聯隊下一帯の河岸(フナ、タナゴ)

深川高橋より行徳行汽船に乗り三角で下船同所の東南の中割(フナ)

六郷川筋 六郷橋の上流、下流(寒ブナ)多摩川筋 丸子の渡しの附近のキリツブ二子の渡しの上流(アユ、ハヤ)二子の渡しの堤防を半里上つた「關の池」(フナ、ハヤ)

外に松戸の排水堤(フナ、コイ、ナマズ)布佐付近(スズキ)鶴見川の上流小机(フナ、アユ)

茅ヶ崎 東海道茅ヶ崎驛で下車、海岸に向つて14,5丁行けば海岸附近の入江及び支流がある(手長エビ)、この外江戸川筋の一軒家附近の鹽濱もまた同様の獲物がある

海 釣

カイズ 品川臺場付近のがけより、ドウリウぐいかみおべり

ボラ 臺場附近から中川尻のひゞの間(11月ドウリウひゞ付近)

ハゼ 羽田、森ヶ崎、芝浦、洲崎、中川尻(ハゼは西がよく東が悪い)

堀江猫實付近(ここは寒にカレイを釣るにもよい)

マス中禪寺(日光)、(根箱)、芦十和田(秋田)、クダラ、シコツ、洞や(北海道)



寫 眞

露出時間表 (動體撮影可能範圍)

註——使用レンズの焦點距離に表中の係数を乗じた數をレンズと動體との距離とする、表中索めたる數字は秒の分母を示す、例 5は  $\frac{1}{5}$  秒、1,000は  $\frac{1}{1000}$  秒

動體種別	運動の動體	動體とレンズの距離 (係數)											
		m	fx25	"50	"100	"200	"300	"500	"700	"1000	"1500	"2000	"3000
人	徐歩	1.00	400	200	100	50	33	20	14	10	7	5	3
	速歩	1.50	600	300	150	75	50	30	20	15	10	7	5
	駈歩	2.50	1000	500	250	125	83	50	36	25	16	12	8
船車 (毎時)	10マイル	5.00	—	1000	500	250	170	100	70	50	33	25	17
	14マイル	7.00	—	—	1000	350	230	150	100	70	46	35	23
	20マイル	10.00	—	—	—	500	330	200	140	100	60	50	23
馬	速歩	12.00	—	—	—	400	450	240	170	120	80	60	40
	駈歩	15.00	—	—	—	750	500	300	200	150	100	75	50
急行電車	完全速力	17.00	—	—	—	850	570	540	240	170	110	85	57
鳩類		18.00	—	—	—	900	600	360	260	180	120	90	60
波の泡沫		22.00	—	—	—	1000	730	440	310	220	150	110	73
最大急行列車		25.00	—	—	—	—	830	500	360	250	180	125	83
急行電自動車飛行機		30.00	—	—	—	—	1000	600	420	300	200	150	100
迅速鳥類		50.00	—	—	—	—	—	7000	700	500	330	250	17
彈丸		600.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

感光計度數及實際における露出時間比較表

種 別	露出時間の割合	ウイーン	ワルネル		ハーダー・ド	シヤイ
		Wyn:10	ケ- W°	薄度	中度	リツフイール
精密を要する物、または平調なる印畫の複作等に使用する	100.0	14	11	8	3.2	c
	80.0	—	12	9	4.0	b
	60.0	16	13	10	5.0	1
	50.0	20	14	11	6.5	1
	40.0	—	15	12	8.0	2
	30.0	23	16	13	10.0	3
	23.0	23	17	14	13.0	4
	17.0	—	18	15	16.0	5
	14.0	32	19	16	20.0	6
	11.0	—	20	17	25.0	7
	9.0	45	21	18	32.0	8
	7.0	—	22	19	40.0	9
静止せる景色建築物等の撮影に用いる	5.0	56	23	20	50.0	10
	4.0	—	24	21	60.0	11
	3.3	64	25	22	80.0	12
	2.6	78	26	23	100.0	13
	2.0	—	27	24	130.0	14
瞬間及人物撮影に用いる	1.6	90	28	25	160.0	15
	1.3	111	29	26	200.0	16
	1.0	—	30	27	260.0	17
	0.8	123	31	28	320.0	18
	0.6	156	32	29	400.0	19
	0.5	181	33	30	500.0	20

註——ワルネルケ-は重に中度を使用す



# 日本生命保險株式會社

契約高 六億一千餘万円  
 統資産 一億六千万円  
 契約件數 六十万餘件

本店 大阪 今橋

支店 大坂、東京、京都、名古屋、福岡、金沢、仙台、京城、広島、札幌



# ス ポ ー ツ

## 明治神宮體育大會

大正13年から始められた明治神宮競技大會は國民的大競技として回を重ねる毎に盛大になつて來たが俄然文部省のスポーツ無理解から大正15年度の第3回大會には學生の出場を許さぬなどといひ出した。それは燈下親しむべき仲秋にスポーツなどは以ての外で、それよりも大に勉強せよといふ暴論であつた。國內有識の士や運動關係者が奮起したことは言ふまでもなく終に一大社會問題として論議されるに至つたが、それと同時に民間體育關係者が明治神宮體育會なる團體を作り第3回だけは學生を参加させてくれと提議し、實現はしたものの、從來政府で主催してゐた明治神宮競技大會が明治神宮體育大會と改められて、民間の手に移つたことは結果として必ずしも喜ぶべきこととなく却つてその監督權を振りかざして文部省當局が明治神宮體育會を壓迫するかの様な氣運さへはらんだが如く見えるに至つた。しかし競技そのものからいへば卓球及び飛行機も加へられ、その選手權は六十餘種目に及び、名實共に國民的大競技會たるの實を示した

### 陸上競技

11月1日から3日間神宮外苑競技場で舉行。一般競技及び各府縣青年團對抗競技女子競技に分れ各種目とも新記録續出の有様であつた

一般 ◀ 100m 11秒 4相澤(近畿) 2谷(近畿) 3竹内(關東) 4岡(滿洲) ▶ 200m 22秒 3岡(滿洲) 2仲田(滿洲) 3竹内(關東) 4酒見(關東) ▶ 400m 50秒 8橋崎(關東) 2岡本(關東) 3津島(關東) ▶ 800m 2分3秒 岡田(關東) 2深津(東海) 3濱田(滿洲) 4水上(關東) ▶ 1500m 4分16秒 4後藤(關東) 2土屋(北陸) 3川岸(關東) 4吉富(北九州) ▶ 5000m 15分40秒 6永谷(滿洲) 2後藤

(關東) 3竹本(近畿) 4喜田(近畿) ▶ マラソン 2時間38分10秒 道川(西奥羽) 2大林(關東) 3蟹澤(北陸) 4山内(近畿) ▶ ハイハドル 15秒 7福井(關東) 2加納(關東) 3高田(南九州) 4立上(東奥羽) ▶ ローハドル 24秒 7福井(關東) 2三木(關東) 3仲川(近畿) 4堀江(關東) ▶ 800m リレー 1分32秒 6滿洲(中村, 仲田, 岡, 小數賀) ▶ 1600m リレー 3分41秒 中大(津島, 三橋, 蒲田, 岡本) ▶ 走高飛 1m 75平岡(關東) 2能勢(近畿) 長島(東奥羽) 山本(山陰) 上村(北陸) ▶ 走幅飛 6m 92三木(關東) 2西村(東奥羽) 3島津(關東) 4今村(東奥羽) ▶ ホスジャンプ 14m 25織田(關東) 2柴田(滿洲) 3福永(山陽) 4石村(臺灣) ▶ 棒高飛 3m 50淺坂(滿洲) 2南部(東奥羽) 草場(關東) 三上(關東) 武田(北陸) ▶ 砲丸投 11m 635有馬(朝鮮) 2藤田(東海) 3堀内(北陸) 4古川(九州) ▶ 圓盤投 39m 435沖田(關東) 2藤田(東海) 3原田(關東) 4古山(關東) ▶ ハンマー投 41m 46沖田(關東) 2塚本(近畿) 3中川(關東) 4原田(關東) ▶ ヤリ投 51m 22村田(四國) 2三原(北陸) 3岡田(東奥羽) 4尾崎(關東) ▶ 10種競技 6784點 265織田(關東) 2小山(關東) 3藤口(關東) 4衣川(關東)

青年團 ◀ 100m 11秒 4福田(千葉) 2佐藤(新潟) 3長津(山形) 4小宮(佐賀) 5渡邊(北海道) ▶ 400m 52秒 2河合(北海道) 2箱島(福岡) 3小林(新潟) 4田村(長野) 5平田(静岡) 6高橋(神奈川) ▶ 1500m 4分15秒 4北角(新潟) 2中田(栃木) 3三村(廣島) 4直江(茨城) 5西浦(石川) 6戸村(千葉) ▶ 10000m 12分45秒 8大坪(佐賀) 2鹽(香川) 3小柳(長崎) 4佐藤(愛知) 5河村(岐阜) 6加藤(埼玉) ▶ 800m リレー 1分34秒 2新潟(田村, 小林, 石山, 佐藤) 2北海道, 3兵庫, 4福岡 ▶ 走高飛 1m 73A 田中(静岡) 2太田(宮崎) 3服部(茨城) 4

完全なる  
**懷中藥**

消化素

香料

ポケット裡に仁丹は  
思慮ある人士の常識なり



金言 弊問の價値はその用途にあり—スベンサー—



斯界の最高權威

**仁丹体温計**

一本の用意 一生の徳

本品は近代的好尚と最新の齒科學より生れ凡ての點に於て眞に満足せらるゝ煉齒磨なり、御試用を乞ふ、



高橋(新潟)山地(佐賀) 6熊田(東京)野上(北海道)西川(奈良)松本(栃木)渡邊(大阪)井本(和歌山)鈴木(福島)川原(長崎)種田(鳥取)◀走幅飛 6m57木村(廣島)2柴田(秋田)3奥田(大阪)宇野(長野)5市倉(東京)6永井(青森)◀砲丸投13m685龜田(北海道)2高田(廣島)3齋藤(福島)4岡本(静岡)5藤田(青森)6本澤(埼玉)

◇各府縣得點表◀新潟28點2分の1◀北海道22點9分の1◀廣島16點◀静岡12點◀佐賀10點◀福岡8點◀千葉8點◀香川7點2分の1◀茨城7點◀長崎 6點9分の1◀長野6點◀栃木5點9分の1◀兵庫 5點◀秋田5點◀宮崎5點◀大阪 4點9分の1◀福島4點9分の1◀山形4點◀愛知 3點◀青森3點◀東京2點9分の1◀石川 2點◀岐阜2點◀埼玉2點◀神奈川 1點◀和歌山9分の1點◀奈良9分の1點◀鳥取 9分の1點

女子 ◀50m6秒7橋本(和歌山日方高女)2白井(長岡高女)3高野(長岡高女)4安達(土浦高女)◀100m13秒3寺尾文(アルモンド)2白井(長岡高女)3穂刈(長岡高女)4蜂谷(千葉女師)◀200mリレー25秒8長岡高女(白井, 酒井, 穂刈, 高野)2アルモンド, 3京都高女◀400mリレー54秒2アルモンド(寺尾正, 榎本, 矢川, 寺尾文)2長岡高女◀走高飛1m35永田(土浦)2矢口(關東)3山本(新潟)4西宮(東海)◀ホスジャンプ 11m16橋本(日方高女)2上野(静岡高女)3野口(水戸高女)4大谷(關東)

水上競技

水溫等の關係から10月1日から3日間芝公園プールで舉行. 大日本水上競技聯盟が手を引いて日本游泳聯盟といふのが主催した. 第1部といふのは従來の競泳で第2部といふのは日本流游泳である

男子第1部 ◀100m1分9秒2澤田(吳鎮守府)2本城(吳鎮守府)3坂本(東京)4猿橋(神奈川)◀200m2分41秒2齋藤(神奈

川)2伊澤(東京)3岡田(東京)4坂本(東京)◀400m5分56秒8武村(東京)2齋藤(神奈川)3岡田(東京)4鴨下(東京)◀800m12分19秒 6米山(水戸中)2武村(東京)3福田(北海道)4廣瀬(新潟)◀1500m23分45秒2米山(水戸中)2横尾(東京)3栗原(横須賀鎮守府)4萩井(新潟)◀1000m背泳1分22秒 8伊澤(東京)2猿橋(神奈川)3伊丹(神奈川)4草間(神奈川)◀2000m平泳3分12秒8奥田(吳鎮守府)2内田(吳鎮守府)3磯野(東京7中)4春木(吳鎮守府)

男子第2部 ◀100m扇足1分19秒 4坂本(東京)2高橋(神奈川)3鎌田(東京)4吉野(東京)◀200m扇足3分1秒 8岡田(東京)2謙田(東京)3山崎(東京)4並木(埼玉)◀400m扇足6分52秒8則末(東京)2萩井(新潟)3廣瀬(新潟)◀800m扇足12分57秒4平野(東京)2廣瀬(新潟)3大島(栃木)4藤沼(東京)◀支重泳法11キロ750タイム7秒2本多(東京)2石川(東京)3大久保(神奈川)4大塚(埼玉)◀飛込三種探點80點6平野(東京)2丸山(東京)3石川(東京)4安達(東京)◀泳法8種探點76點6新井(神奈川)2小林(東京)3雜賀(埼玉)4則末(東京)

女子第1部 ◀50m38秒宮崎, 2大久保, 3市口, 4府川◀200m3分37秒2宮崎, 2飯沼, 3五月女, 4市口◀400m7分33秒6江島, 2尾高◀800m15分59秒8江島, 2飯沼◀1000m背泳1分52秒五月女, 2鈴木3小川, 4輿水◀2000m平泳3分48秒 4大久保, 2南, 3輿水

女子第2部 ◀50m扇足45秒8 大久保, 2栗村, 3府川◀200m3分45秒市村, 2栗村, 3片山◀800m扇足16分22秒6 市村, 2片山

野 球

野球は例によつて中等學校中の優秀なるものと, それに従來は東都6大學選手を中心にしたクラブチームで戦つてゐたのを大正15年度からは6大學の新人選手に

よつて試合することとなり, 早大野球場及び新設の神宮外苑球場で舉行した

中等學校 ◀(豫選)神港商業4=2静岡中學◀大連商業11 A=5 鳥取中學◀和歌山中學3=1早稻田實業◀高松中學5=0前橋中學◀(準決勝)和歌山中學3 A=1高松中學◀神港商業13=6 大連商業◀(決勝戦)和歌山中學3 A-2神港商業

(和歌山中學) (神港商業)

Table with 4 columns: Player Name, Hits, Runs, Errors. Rows include 松尾, 土井, 山本, 小川, 高橋, 丹下, 後藤, 鳥本, 梶本, 島, 久保, 山下, 小柴, 高瀬, 西垣, 坂尾, 濱田.

大學新人 ◀(不戦1勝)明大, 帝大◀(豫選)早大13 A=0法政◀慶大8=5立教◀(準決勝)慶大1 A=0早大◀明大9=5帝大◀(決勝戦)慶大4 A=3明大

(慶大) (明大)

Table with 4 columns: Player Name, Hits, Runs, Errors. Rows include 梶上, 村川, 本郷, 町田, 野村, 濱井, 楠見, 伊藤, 加藤, 錢村, 奥, 鴛尾, 手塚, 中村, 柳, 米澤兄, 米澤弟, 小林.

庭 球

東京ローンテニスクラブのコート及び早慶, 高師, 戸山學校等の各コートで舉行雨のために會期が一日延びた

男子シングル

(準決勝) 相澤 {6-1, 6-2, 6-4} 原田

安部 {8-6, 3-6, 6-3, 3-6, 6-1} 石井

(決勝戦) 安部 {0-6, 0-6, 6-1, 7-5, 6-4} 相澤

男子ダブル

(準決勝) 相澤 {1-6, 7-5, 7-5, 6-4} 喜多山 原田

安部 {6-1, 6-3, 6-1} 佐藤 藤元

(決勝戦) 安部 {7-5, 6-3, 6-2} 相澤 麻生

ジュニア・シングル

(準決勝) 桑原 {6-4, 4-6, 6-3, 6-4} 神田

宇野 {6-1, 6-4, 6-3} 布井

(決勝戦) 桑原 {6-8, 6-0, 6-4, 6-0} 宇野

ジュニア・ダブル

(準決勝) 布井 {6-1, 6-0, 6-3} 藤倉 倉倉

川地 {6-2, 6-3, 6-3} 朝吹 朝吹

女子シングル

(準決勝) 安宅 {3-6, 6-2, 6-1} 飯村

羽山 {6-2, 6-4} 瀧口

(決勝戦) 羽山 {8-10, 6-1, 6-2} 安宅



女子ダブル

(準決勝) 安宅(6-1) 祐成  
羽山(6-0) 久米井

瀧口(6-2) 田中  
飯村(6-3) 濱中

(決勝戦) 安宅(6-1) 瀧口  
羽山(6-1) 飯村

準硬球シングル

(準決勝) 保田 6-2 安藤  
村上 6-2 館山

(決勝戦) 村上 6-2 保田

準硬球ダブル

(準決勝) 辻坂(6-4) 小原  
田安藤

保田(6-0) 佐々木  
大野熊澤

(決勝戦) 辻坂(6-2) 保田  
大野

軟球男子シングル

(準決勝) 河野 4-0 八木  
市野 4-0 滑野

(決勝戦) 市野 6-3 河野

軟球男子ダブル

(準決勝) 八木(4-2) 上田  
市野鈴木

張武(4-1) 張堀  
久江

(決勝戦) 八木(4-1) 張武  
市野久

軟球女子シングル

(準決勝) 花岡 4-0 加藤  
中野 4-2 魚地

(決勝戦) 花岡 4-0 中野

軟球女子ダブル

(準決勝) 奥田(7-5) 加藤  
豊田山藤

武内(4-0) 青木  
石田小島

(決勝戦) 武内(4-2) 奥田  
石田豊田

蹴球

ラグビーとアツソシエーションに分れて  
神宮外苑で舉行

ラグビー ◀高等専門學校優勝戦は明大  
豫科6-3慶應豫科 ◀中等學校優勝戦は  
慶應普通部11-5 同志社中學 ◀東西對  
抗優勝戦は關西 OB11-3關東 OBとゆ  
う結果になった

アツソシエーション ◀地方代表クラブ  
優勝戦は大阪サッカー2-1仙臺サッカ  
ー ◀中學師範對抗戦は中學聯合軍1-0  
師範聯合軍 ◀専門學校選抜試合は紅組  
1-0白組となった

籠球

男子と女子に分れて外苑競技場で舉行

女子  
(準決勝) 新津高女(17-6) 岡山高女  
(9-4)

香川女師(9-4) 東京四女  
(5-4)

(決勝戦) 新津高女(10-12) 香川女師  
(8-4)

男子

(準決勝) 立教大(38-3) 水戸高  
(27-8)

早大(8-9) 大阪Y  
(10-4) MCA

(決勝戦) 立教大(10-7) 早大  
(10-11)

排球

これも男と女に分れて外苑競技場のコー  
トで舉行

男子

(準決勝) 神戸高商(21-1) 岡山商業  
(21-7)

コメット(21-7) 浦和高  
(19-21) (21-10)

(決勝戦) 神戸高商(21-3) コメット  
(21-15)

女子

(準決勝) 神戸一女(21-19) 櫻井高女  
(17-21) (21-12)

角力

外苑に新しく出来た土俵で舉行

中等學校 1和歌山師範, 2愛知商業, 3  
専修商業 ◀個人優勝高田(國士)

大學専門學校 1慶應, 2立教, 3北大 ◀  
個人優勝田中

陸海軍人 1松尾(比叡) 2久東(比叡) 3水  
野(横須賀海兵團)

全國青年團 1兵庫, 2和歌山 ◀個人優勝  
楡崎(福岡)

職業力士 ◀幕下信夫山 ◀十兩新海 ◀幕  
内常の花

ボート

隅田川向島で舉行したのは10月30日と31  
日の2日間である

スカール・シニア 7分21秒石井(東京  
ローイング) 2秋元(ウラノ) 3室原(同志  
社)

スカール・ジュニア 8分5秒松木(學習  
院) 2野村(學習院)

フオア・シエル 8分43秒同志社, 2日大A  
組

固定席艇 ◀一般 5分48秒宇和島青年,  
2一九會 ◀専門學校 6分12秒東京外語難  
者悶者, 2大倉商業 ◀中等學校 5分4秒  
小橋中學, 2本莊中學

海軍カッター 15分54秒横須賀海兵團,  
2山城

武道

柔道は日比谷公園音楽堂, 剣道は外苑の  
日本青年館, 弓道は内苑射場で催された

柔道  
◀府縣青年對抗 1牛島, 2平田(各府縣得  
点) 1富山(6点) 2鹿兒島(5点) 3埼玉(4  
点)

◀一般各段優勝者(少年組) 1段齋藤,  
2段兒島, 3段堅原, 4段阿部(青年組) 1  
段雨宮, 2段藤井, 3段柏原, 4段小谷,  
5段古澤(壯年組) 1段八巻, 3段松藤, 4  
段神田

愛知淑徳(21-15) 竹早

(決勝戦) 神戸一女(21-11) 愛知淑徳  
(15-21) (21-13)

ホッケー

クラブ對抗

(準決勝) 戸山學校 6-1 稻門  
阪神 1-0 秋田

(決勝戦) 戸山學校(棄権) 阪神

大學専門學校對抗

(準決勝) 明治大學 5-0 愛知醫大  
早大 11-0 東京商大

(決勝戦) 明治大學 4-0 早大

中等學校對抗

(決勝戦) 慶應商工 3-0 名古屋商

女子模範試合(東京女子體操音樂學校)  
紅組 1-1 白組

卓球

第3回大會から初めて加へられた競技11  
月1日から青山會館で舉行

男子

(準決勝) 小笠原 3-2 小山  
幸田 3-1 石坂

(決勝戦) 幸田 3-1 小笠原

女子

(準決勝) 松永 3-1 中田  
今井 3-1 藤井

(決勝戦) 今井 3-2 松永

馬術

11月3日陸軍士官學校で舉行. 前回6種  
目だったのが今度は7種目になった

◀一般難道騎乗375点楠木(東醫) 2谷井  
(騎友) 3武田(千代田) ◀自馬難道障害  
486点青木(東京乗馬) 2中村(東京乗馬)  
3秋元(東京乗馬) ◀女子競技市川(東京  
乗馬) ◀早足競技1辻向(千葉中) 2重村  
(海城中) 3野口(東洋大) ◀一般低障害  
飛越130点浦川(早大) 2荒川(慶應) 3松  
本(東協) ◀自馬馬場馬術 126点松尾首  
(淺澄) 2松井(水郷) 3長谷川(春景)



剣道

◀府縣青年對抗 1北村, 2藤村(各府縣得點)1埼玉(5點)2岡田(4點)3山梨, 鳥根, 秋田(各3點)4鳥取, 東京, 新潟, 千葉(各2點)5愛知, 滋賀, 熊本, 奈良, 富山(各1點)

◀中等學校 1橘川(神奈川師範)2川本(明倫中學)

◀大學専門學校 1横田(東京高師)2井上(關西學院)

◀現役陸海軍人 1星野(戸山學校)2神宮(佐世保海兵團)

◀在郷軍人軍刀術 1南川(久留米)2國部(神戸)

◀在郷軍人銃槍術 1佐藤(奉天)2伊丸岡(青森)

弓道

◀一般競争射1田中(神奈川)2沼崎(福島)3吉田(新潟)

◀學生對抗 1明大, 2一高, 3東京醫大

◀女子競争射 1松村高女, 2新潟高女, 3聖友高女

射撃

陸軍射撃場で舉行

◀一般團體1日本小銃射的協會(團體合計197點1名平均39點)2赤門射撃會(團體合計82點1名平均27點)3早稻田實業(團體合計96點1名平均24點)

◀一般個人46點 西村(射協) 2太田(射協)3伊集院(射協)

◀學生個人 46點花岡(日醫)2北川(日齒)3水澤(一高)

◀在郷軍人團體 120點旭川, 2秋田, 3大分

◀在郷軍人個人 46點岩野(高田) 2今井(甲府)3中井(富山)

飛行

初めて加へられた, 競技で11月3日立川飛行場で舉行

1櫛部一水代(日本飛行學校)2伏見一安藤(日本飛行學校)3木下—西田(馬詰研

究所)4熊川—飯島(山階宮航空部)5赤池—平岡(馬詰研究所)

陸上競技

國際女子オリンピック

大正15年8月17日から3日間スエーデンのゴーデンブルグで第2回を舉行, 日本からは人見絹枝嬢が單身参加出場し1人で15點を得國際女子運動競技聯盟から名譽賞を授與され, 英國50點, 佛國27點, スエーデン20點, チェッコ19點, 日本15點, ポーランド7點, ラトビア1點で5位を占めたのみならず, その走幅飛の5m50は世界記録として公認された, 日本の参加した種目の成績は次の通りである

◀60m7秒8ラヂドー(佛) 2ヘーンス(英)3トムソン(英)5人見(日) ◀100ヤード11秒8ラヂドー(佛)2トムソン(英)3人見(日) ◀走幅飛5m50人見(日) 2エムガン(英) 3スモロヴァ(チェッコ) ◀立幅飛2m49人見(日) 2スモロヴァ(チェッコ)3ホリデー(英) ◀圓盤投38m71コタバスカ(ポーランド)2人見(日)

報知夏季試練會

本社主催第1回陸上競技夏季練習會は大正15年8月16日から陸軍戸山學校で舉行22日その試練會を行つたが結果は次の如し

第1部 ◀100m12秒早川(銀行員) ◀400m58秒4吉室(青山師) ◀800m2分20秒1武田(二中) ◀1500m4分55秒 武田(二中) ◀5000m高橋(西丸青年) ◀低障害33秒4西川(鎌倉師) ◀走幅飛6m14佐伯(帝大) ◀走高飛1m55安田(仙臺中) ◀棒高飛2m80辻(日大中) ◀ホスジャンプ12m33二宮(鎌倉師) ◀砲丸投11m08島本(青山學院) ◀圓盤投27m15 山谷(濟美中) ◀ヤリ投36m35兵頭(明大)

第2部 ◀100m12秒大塚(下妻中) ◀400m56秒8鍋島(學習院) ◀800m2分19秒 豊澤(學習院) ◀1500m4分38秒8 渡邊

(日大中) ◀5000m17分41秒6齋藤(川崎青年) ◀低障害34秒4吉田(一中) ◀走幅飛6m15今村(二高) ◀走高飛1m64 細井(埼玉師) ◀棒高飛3m30南部(二高) ◀ホスジャンプ11m67市倉(日大) ◀砲丸投12m34松本(東京高校) ◀圓盤投26m05山崎(藥專) ◀ヤリ投34m90 山崎(藥專)

關西學生聯盟競技

大正15年9月11, 12日大阪市立競技場で舉行, 京都帝大100點20分の19, 關西大學92點4分の3, 同志社58點10分の7, 關西學院43點, 山口高商25點20分の9, 大阪外語24點4分の1, 神戸高商, 三高各13點, 甲南高12點, 大阪高, 大谷大學各5點2分の1, 大阪商專3點2分の1, 立命館大學2點2分の1, 日本大學2點で京都帝大が優勝した

◀100m11秒2忠田(三高)2馬場(京大)3福田(關大) ◀200m22秒8松居(同志社)2福田(關大)3馬場(京大) ◀400m52秒松居(同志社)2柳井(三高)3西田(大阪外語) ◀800m2分11秒矢柴(關大) 2岸(關大)3高柳(甲南) ◀1500m4分31秒8 矢柴(關大)2津田(關大)3岸(關大) ◀5000m17分35秒津田(關大) 2吉川(甲南) 3中川(關大) ◀低障害26秒井街(京大)2仲川(大阪外語)3福間(京大) ◀高障害16秒井街(京大) 2福間(京大)3望月(京大) ◀800mリレー1分38秒關大(山田, 石渡, 木下, 福田) 2大阪外語, 3關西學院, ◀1600mリレー3分40秒 4京大(進藤, 柏原, 土居, 原)2同志社, 3山口高商 ◀走幅飛6m45星名(京大)2鹽見(關學)3木下(關學) ◀走高飛1m70吉川(關大)2井上(大齒)34田(京大) 薦谷(大高)田中(關學) ◀棒高飛3m165井街(京大)小津(京大)3松隈(關大)下村(同大)前川(關學) ◀ホスジャンプ12m89仲川(大外語)2榎原(關學)3星名(京大) ◀砲丸投11m24猿丸(同志社)2曾谷(神商)3

矢野(關學) ◀圓盤投31m5劉(京大)2古川(關大)3猿丸(同志社) ◀ハンマー投33m79塚本(同志社)2寺田(關學) 3猿丸(同志社) ◀ヤリ投51m39三雲(山口高商)2矢野(關學)3神山(三高) ◀5種競技14點星名(京大)2木下(關大)3石田(山口高商)

全國中等學校對抗競技

關東學生陸上競技聯合主催, 大正15年9月18, 19日明治神宮外苑競技場で舉行, 新潟師範39點, 鳥取師範26點5, 沼津中學24點, 高田師範21點6, 北海中學21點, 下野中學14點, 郡山中學12點, 鎌倉師範11點, 小樽商業10點, 埼玉師範9點5で新潟師範が優勝した

◀100m12秒大音(下野中) 2森下(沼津中)3石川(新潟師) ◀200m23秒大音(下野中)2森下(沼津中) 3西田(同志社中) ◀400m53秒6高西(龜野中)2西川(北海中)3西村(鳥取師) ◀800m2分12秒加藤(鎌倉師)2高山(千葉中)3宮本(郡山中) ◀1500m4分35秒6宮本(郡山中) 2菊地(高田師)3渡邊(日大中) ◀5000m17分20秒4兵頭(小樽商)2菊地(高田師)3佐藤(新潟師) ◀低障害26秒3武田(新潟師)2淺川(鳥取師)3橋(新潟師) ◀高障害17秒1武田(新潟師)2淺川(鳥取師) 3半田(高田師) ◀走幅飛6m597翠(沼津中) 2佐々木(青森師) 3内田(織染中) ◀走高飛1m71細井(埼玉師)2柄澤(新潟中) 3武田(新潟中) ◀ホスジャンプ13m56翠(沼津中)2加島(明治中)3島山(高田師) ◀棒高飛3m50A 洲脇(關西中) 2桑原(新潟師)3長谷川(高田師) ◀砲丸投12m94安田(群馬師)2入江(鳥取師)3伊藤(北海中) ◀圓盤投32m48藤田(神港商) 2入江(鳥取師)3長尾(小樽商) ◀ヤリ投49m605伊藤(北海中)2寺山(新潟師) 3大村(關西商)

關東學生聯盟競技

大正15年11月13, 14日明治神宮外苑競技場で舉行, 早大112點6分の1, 慶應58點3



分の1, 高師37點, 中大19點, 日商14點, 明大9點, 農大6點, 一高4點, 商大, 立教各3點, 帝大2點2分の1, 日商, 日大各1點で早大が歴史的に優勝したが3着までの成績は次の通りである

- 100m10秒9 佐藤(明大)2南部(早大)3大澤(早大) 200m22秒4 南部(早大)2柿原(慶應)3楢崎(高師) 400m51秒6 岡本(中大)2楢崎(高師)3岡田(慶應) 800m2分5秒5 岡田(慶應) 2橋本(早大) 3水上(商大) 1500m4分26秒 土屋(日商) 2藤木(早大)永田(農大) 10000m3分58秒8 土屋(日商) 2田代(中大) 3永田(農大) 高障害15秒8 福井(高師) 2三木(慶應) 3島(早大) 低障害24秒 3福井(高師) 2平岡(慶應) 3三木(慶應) 走幅飛7m065 織田(早大) 2三木(慶應) 3平岡(慶應) 走高飛1m86 織田(早大) 2小山(慶應) 3島(早大) ホスジャンプ14m 41 織田(早大) 2黒田(慶應) 3坂本(立教) 棒高飛3m60 武田(早大) 2小山(慶應) 織田(早大) 草場(早大) 砲丸投11m40 5 沖田(早大) 2鈴木(早大) 3高田(高師) 圓盤投37m73 沖田(早大) 2原田(早大) 3古山(早大) ヤリ投56m95 尾崎(高師) 2小山(慶應) 3小林(高師)

各大學驛傳競走

本社主催東京箱根間往復 150m 各大學驛傳競走は諒闇のため延期されて昭和2年4月9, 10の両日舉行, 成績次の如し

- 1(14時間25分37秒4) 早大(本野, 窪田, 玉川, 小山, 岡井, 枇杷坂, 高野, 川岸, 藤木, 繩田) 2(14時間51分1秒8) 中大, 3明大, 4法政, 5日大

中等學校驛傳競走

本社主催第8回京濱間往復45m 中等學校驛傳競走は4月24日舉行, 豊島師範が優勝した

- 1, 4時間3分1秒 豊島師範(古川, 井澤, 豊島, 松山, 田代, 川野) 2埼玉師範, 3攻玉社中學, 4荏原中學, 5日本大學中學, 6鎌倉師範, 7早稻田實業, 8名古屋

育英商業, 9青山師範, 10豊山中學 東西對抗競技

朝日新聞社主催, 5月1日明治神宮外苑競技場で舉行, 191點5對176點5で關東が勝った

- 100m10秒9 谷(西)2南部(東)3西(西) 4清水(西)5中根(東)6上田(東) 200m22秒 西(西)2下川(東) 3南部(東)4清水(西)5福田(西)6小仲(東) 400m51秒4 松重(西)2加藤(東)3勝田(西)4松居(西)5岡本(東)6奈良(東) 800m2分2秒 桑田(東)2赤木(西)3深津(東)4矢柴(西)5岡田(東)6勝田(西) 1500m4分12秒 8津田(西)2後藤(東)3西浦(西) 4北角(東) 5鈴木(東)6喜多(西) 5000m16分38秒 1後藤(東)2津田(西) 3大村(東) 4但馬(西)5西浦(西) マラソン2時50分56秒 山内(西)2森井(西)3森(西) 4山内(東) 5平野(東)6金(東) 高障害三木(東) 2井街(西)3島(東)4三枝(西) 5平井(西) 400低障害58秒8 福井(東) 2小柳(東) 3仲川(西)4松熊(東) 5三枝(西) 6平井(西) 800リレー1分33秒 關西(福岡, 清水, 谷, 西) 2關東(下川, 上田, 柿原, 竹内) 1600mリレー 3分36秒 8 關西(松居, 赤木, 勝田, 松重) 2關東(津島, 奈良, 加藤, 桑田) 走幅飛7m06 織田(東) 2三木(東) 3村上(西) 4中村(東) 5高槻(西) 走高飛1m83 織田(東) 木村(西) 3服部(東) 4小山(東) 5井上(西) 6高槻(西) ホスジャンプ14m 織田(東) 2能勢(西) 3山縣(東) 4乾(東) 5小林(西) 6井上(西) 棒高飛3m60 小林(西) 2草場(東) 森田(東) 1柳井(西) 5森岡(東) 6井街(西) 砲丸投13m065 溝川(西) 2藤田(東) 3堀内(東) 4西野(東) 5曾谷(西) 6矢野(西) 圓盤投39m74 沖田(東) 2古山(東) 3藤田(東) 4久内(西) 5納富(西) 6本庄(西) ハンマー投43m655 沖田(東) 2塚本(西) 3中川(東) 4林(東) 5寺田(西) 6久内(西) ヤリ投57m045 小山(東) 2尾崎(東) 3藤原(西) 4福間(西)

矢野(西)6小林(東)

中等學校對抗競技大會

本社主催, 第4回大會は5月21日神宮外苑競技場に舉行, 日本大學中40點, 早實21點5, 早商13點, 目白中11點, 赤坂中9點5, 横濱一中8點, 攻玉舎中7點, 保善商5點, 専修商4點, (以下略)で日本大學中學から優勝したが1等の成績は次の通り

- 100m13秒 五十嵐(早高) 200m26秒 9 小林(攻玉舎中) 400m1分0秒 2 森本(名教中) 1000mリレー(タイム不詳) 日大中學 走高跳1m54 新井(日大中) 走幅跳5m71 小西(横濱一中) ホ・ス・ジャムプ11m66.5 湯淺(日大中) 鐵彈投射13m23 片岡(保善中)

小學對抗競技大會

本社主催, 第8回大會は5月22日神宮外苑競技場で舉行 高等科は船越29點5, 立會24點5, 大磯24點, 平塚12點, 松戸10點, 尋常科は平塚25點, 瀧野川19點5, 太田19點, 板橋13點5(以下略)で船越と平塚が優勝したが1等の記録は下の通り

- 高等科 100m13秒8 大野(國分寺) 200m27秒 伊村(第一吾妻) 400m1分5秒 5 本城(大磯) 1000mリレー2分18秒 9 大井立會小學(10人) 走高跳1m46 劍持(大磯) 走幅跳5m05 江口(松戸) ホ・ス・ジャムプ10m49 萩野(大井立會) 鐵彈投射10m26 植田(埼玉草加)

- 尋常科 100m14秒3 山田(鶴巻) 20029秒3 小島(菅刈) 1000mリレー(10人) 2分31秒5 平塚小學 走高跳1m33.5 不破(瀧野川) 走幅跳4m58 小林(平塚) 鐵彈投射9m25.7 友井(太田)

早慶對抗競技

第5回早慶對抗競技は5月29日神宮外苑競技場で舉行, 42點對15點で早大が大勝した, これで早大は5戦3勝である

- 100m11秒2 大澤(早) 2 織田(早) 3 南部 圓盤投39m51 沖田(早) 2 原田(早) 3 古山(早) 低障害25秒 大澤(早) 2 三木(慶) 3 堤(慶) 走高跳1m89 平岡(慶) 2

- 織田(早) 3 島(早) 1500m4分14秒 藤木(早) 2 岡田(慶) 3 岡井(早) 棒高跳3m713 三上(早) 2 三上(早) 草場(早) 笠原(早) 400m52秒 岡田(慶) 2 田上(慶) 3 田野(早) 走幅跳7m115 織田(早) 27m08 南部(早) 3 三木(慶) 槍投54m74 住吉(早) 2 大町(早) 3 小山(慶) 800mリレー1分32秒 2 早大(井沼, 大澤, 織田, 南部)

全國高等學校競技

東京, 京都兩帝大主催, 7月29日から東大トラックで舉行, 55點三高 45點六高 40點山形 36點廣島 33點五高 22點八高, 松山 19點北大豫科 15點松本 14點新潟 13點四高 11點水戸 10點静岡, 學習院 9點一高 7點福岡高 5點七高, 東京, 成蹊 4點佐賀, 松江 3點富山 2點臺北 1點高知, 弘前で三高優勝したが1等次の通り

- 100m11秒1 高木(山形) 200m22秒6 高木(山形) 400m52秒 鈴木清(三高) 800m2分2秒8 鈴木清(三高) 5000m17分2秒8 鈴木茂(三高) 高障害16秒 3 渡邊(新潟) 低障害(26秒) 渡邊(新潟) 400mリレー45秒4(山形高校) 1600mリレー3分36秒6(三高) 走高跳1m80 笹岡(五高) 走幅跳(7m13.5) 村上(廣島) 棒高跳(3m53A) 勝原(六高) 鐵彈投射13m47 草野(福岡) 鐵槌投40m40 島田(六高) 槍投50m52.5 永峯(五高)

極東大會最終豫選

上海に開かれる第8回極東選手権競技大會に派遣すべき選手決定のため全国各地で豫選が開かれたがその最終豫選は全日本選手権大會を兼ねて8月6, 7兩日神宮外苑競技場で行はれた

- 男子の部 100m1着 11秒 竹内(明大) 2 着 吉岡(島根師) 3 着 谷(美吉野) 4 着 西(市岡中) 200m1着 21秒9 相澤(京大) 2 着 西(市岡中) 3 着 竹内(明大) 4 着 角田(東京帝大) 400m1着 51秒6 松重(門鐵) 2 着 藤田(門鐵) 3 着 岡田(慶大) 4 着 蒲田



(中大)◀800m1着 1分5秒6桑田(小松川青年)2着橋本(關東)3着矢柴(關大)4着高柳(京大)◀1500m1着(4分7秒=日本新記録)土屋(日本齒專出)2着北角(明大)3着後藤(政法)4着津田(關大)◀5000m1着16分14秒竹本(大阪青年)2着但馬(大阪青年)3着山湯(四國)4着宮下(北陸)◀10000m1着33分24秒8道川(西奥羽)2着竹本(大阪青)3着土屋(關東)4着永田(東海)◀マラソン1着 2時間54分23秒高橋(中央)2着吉川(東京青)3着森井(香川青)4着渡邊(滿洲)◀高障碍16秒福井(東高師)2着三宅(吳青年)3着島(早大)4着渡邊(新潟高校)◀低障碍1着24秒5福井(東高師)2着大澤(早大)3着田中(明大)4着仲川(大阪外語)◀400mリレー1着43秒6(早大)井沼, 南部, 織田, 大澤2着(山口高商)◀800mリレー1着1分34秒4(山口高商)谷, 山本, 阪口, 敷根◀1600mリレー1着4分20秒2(中央大學)三橋, 蒲田, 淺島, 岡本◀走高跳1等1m90木村(關學中)2等服部(茨城青)2着平岡(慶大)4着松本(九州齒醫)◀走幅跳1等7m005村上(廣高)2等南部(早大)3等今村(京大)4等桑(慶大)◀ホ・ス・ジャムプ1等15m343 織田(關東)2等大島(北陸)3等南部(關東)4等翠(東海)◀棒高跳1等3m75中澤(東高師)2等草場(早大)3等桑原(新潟商)4等伊原(早大)◀鐵彈投射16封度1等12m01高田(山陽)2等齊藤(北陸)3等山本(關東)4等有馬(朝鮮)◀鐵彈投射(12封度)1等13m83・3 高田(山陽)2等有馬(朝鮮)3等藤田(濱松高工)4等堀内(早大)◀圓盤投1等38m08古山(早大)2着藤田(濱松高工)3等沖田(早大)4等原田(早大)◀鐵槌投1等44m84沖田(關東)2等長尾(關東)3等原田(關東)◀5種競技1等212・85藤口(群馬師出)2等星名(京大)3等石橋(日本體育)4等尾崎(大阪青年)◀十種競技1等6713・185 織田(早大)2等小山(慶大)3等高田(東高師)4等芳

賀(近畿)

女子の部 50m1着6秒7人見(大毎)2着橋本(和歌山日方)3着藤原(富士見高女)4着高島(頌榮高女)◀100m1着12秒8人見(大毎)2着橋本(和歌山日方)3着藤原(富士見高女)4着高島(頌榮高女)◀200mリレー1着27秒5アルモンド(和田, 青木, 佐郷, 矢川)2着(松戸高女)◀400mリレー1着56秒8(松戸高女)濱田, 増田, 河内, 寺田2着アルモンド◀走高跳1等1m40永田(土浦)2等矢口(土浦)3等本郷(龍ヶ崎)4等藤田(龍ヶ崎)◀ホ・ス・ジャムプ1等10m72.5 平本(龍ヶ崎)2等本郷(龍ヶ崎)3等藤田(龍ヶ崎)

水上競技

全國學生對抗競泳

全國學生水上競技聯盟主催, 大正15年9月18, 19日芝公園プールで舉行, 早大64點, 明大44點, 慶應29點, 立教16點, 北大8點, 商大7點, 帝大, 高師各3點, 一高, 日大各1點で早大が優勝した

◀100m1着1分4秒8野田(慶大)2着齋藤(立大)3着森(早大)◀200m1着2分17秒高石(早大)2着森(早大)3着海老原(明大)◀400m1着5分3秒4高石(早大)2着佐田(明大)3着栗田(明大)◀800m1着1分40秒野田(慶大)2着宮下(北大)3着佐田(明大)◀100背泳1着1分16秒8木村(早大)2着齋藤(早大)3着猿橋(慶大)◀200m胸泳1着3分8秒2戸田(明大)2着笹島(慶大)3着渡邊(立大)◀200mリレー1着1分53秒8(早大)奥野, 岡田, 西本, 高石2着明大, 3着(商大)◀800mリレー1着10分13秒4(早大)森, 木村, 石毛, 高石2着(明大)3着(慶大)

高石齋藤兩選手渡濤

高石勝男, 齋藤巍洋兩選手は濠洲水泳協會の招聘に應じて大正15年11月下旬渡濤濠洲18ヶ所の競泳會に臨んだが殊に1月上旬より中旬にかけて, ニューサラスウェルスに開かれた選手権大會では, チ

ャールトンと顔が合ひ, 880ヤード及び440ヤードでは2着になつたが220ヤードでは強剛チャールトンを破り萬丈の氣を吐いて昭和2年2月24日歸朝した

春季室内競泳大會

大日本水上競技聯盟主催, 昭和2年4月9, 10兩日隅田プールで舉行, 平泳の鶴田義行選手は報知新聞社に入つて英氣いよいよ加はり100m平泳に新記録を作つた, 當日の成績は次の通り

◀100m平泳1分20秒6 鶴田(報知新聞社)2磯野(明大)3馬渡(明大)4時任(早大)◀200m背泳2分52秒4入江(茨木中)2木村(早大)3大木(一高)4伊澤(隅田)◀200m2分31秒2佐田(明大)2森(早大)3栗田(明大)4藤田(早大)◀100背泳1分17秒6入江(茨木中)2米谷(函館商業)3伊澤(隅田)4大木(一高)◀400m2分22秒6高石(早大)2栗田(明大)3藤田(早大)4兒玉(明大)◀50m29秒2杉野(明大)2西本(早大)3山本(函館師)4奥野(早大)◀200m平泳2分59秒4鶴田(報知新聞社)2磯野(明大)3馬渡(明大)4時任(早大)◀100m1分4秒2高石(早大)2佐田(明大)3森(早大)4入谷(同志社)

早慶對抗競泳

今度初めて催されるもの, 昭和2年6月12日芝公園プールで舉行, 88點對48點で早大が先づ勝つた, 6等まで採點したので6着になつても1點は得ることが出來たがここには3着までの成績を載せる

◀100m1分0秒4高石(早)2奥野(早)3野田(慶)◀200m2分28秒 森(早)2竹林(早)3富永(早)◀400m5分31秒森(早)2竹林(早)3山本(慶)◀1500m22分8秒6高石(早)2藤田(早)3米山(早)◀100m背泳1分17秒4木村(早)2猿橋(慶)3木島(早)◀200m平泳3分13秒勝田(早)2伊藤(慶)3笹島(慶)◀800mリレー10分3秒早大(竹林, 木村, 森, 高石)

全國高等學校競泳大會

京都帝大主催, 7月20, 21兩日京大プー

ルで舉行, 松山61點, 高知59點, 三高30點, 廣島23點, 姫路11點, 大阪2點で松山高校が優勝した

◀100m1着1分9秒松野(松山)2着丸山(廣島)3着森本(高知)4着宮永(三高)5着堀江(高知)6着平井(松山)◀200m1着2分37秒松野(松山)2着大西(高知)3着森本(高知)4着丸山(廣島)5着楠原(廣島)6着原(松山)◀400m1着5分58秒6大西(高知)2着大西(三高)3着西山(高知)4着友兼(松山)5着富川(松山)6着平澤(三高)◀800m1着13分52秒大西(三高)2着西山(高知)3着富川(松山)4着國近(廣島)5着吉川(三高)6着原(松山)◀100m背泳1着(1分20秒)稻葉(松山)2着安並(高知)3着安岡(高知)4着赤塚(姫路)5着今井(三高)6着大西(姫路)◀200胸泳1着3分6秒2村上(松山)2着稻葉(松山)3着友兼(松山)4着原(姫路)5着梅谷(大阪)◀200mリレー1着2分2秒2 高知2着松山, 3着廣島, 4着三高, 5着姫路◀800mリレー1着11分15秒8高知, 2着松山, 3着三高, 4着廣島, 5着姫路

全國專門學校水上競技

京都帝大主催, 7月22日, 23日京大プールで舉行, 早稻田高等學院57點, 同志社大學豫科18點, 關西學院15點, 東京商大7點, 彦根高商5點, 横濱高工4點, 長崎高商, 松山高商, 濱松高工各1點で早稻田高等學院が大勝した

◀100m1着1分4秒 2森(早高)2着入谷(同大)3着木村(早高)◀200m1着2分24秒 4森(早高)2着入谷(同大)3着竹林(早高)◀400m1着5分32秒4米山(早高)2着藤田(早高)3着菅沼(關學)◀800m1着11分30秒6竹林(早高)2着米山(早高)3着菅沼(關學)◀100m背泳1着1分16秒8木村(早高)2着石田(關學)3着伊丹(横高工)◀200m胸泳1着3分15秒村田(彦高商)2着高川(東京商大)3着片根(横高工)◀200mリレー1着1分55秒早稻田高等學院, 2着同志社大學豫科, 3着關西



學院, 4着東京商大豫科 ◀800mリレー  
1着9分59秒6早稲田高等學院, 2着同志  
社大學豫科, 3着關西學院

全日本水上選手権大會

大日本水上競技聯盟主催, 極東大會第2  
次豫選を兼ねて7月30, 31日玉川プール  
で舉行, しかもこの大會は8月ハワイに  
開かれる全米選手権大會へ派遣する選手  
をも決定するといふので非常な期待を以  
て迎へられたがハワイ行き選手は高石勝  
男, 木村象雷, 新井信男, 佐田徳平, 鶴  
田義行の5名と決定, 8月10日横濱を出帆  
した

男子の部 ◀100m1着1分6秒4 森(早大)  
2着杉野(明大)3着野田(慶應)4着村松  
(明大)◀200m1着2分17秒2高石(早大)  
2着佐田(明大)3着栗田(明大)4着兒玉  
(明大)◀400m1着5分17秒6新井(早大)  
2着栗田(明大)3着竹林(早大)4着村上  
(京大)◀800m1着11分8秒高石(早大)  
2着米山(早大)3着望月(中泉農)4着  
中山(日游)◀1500m1着21分47秒新井  
(早大)2着寺田(函館潮泳會)3着落合  
(日游)4着藤田(早大)◀100m背泳1着1  
分27秒6木村(早大)2着入江(茨木中)3  
着大木(一高)4着上田(松高出)◀200m  
胸泳1着2分1秒 鶴田(報知新)2着鳥渡  
(明大)3着勝田(早大)4着渡邊(立教)◀  
100m胸泳1分19秒4鶴田(報知新)2着村  
上(松山高)3着戸田(明大)4着馬渡(明  
大)◀200mリレー 1着1分56秒2 明大  
(松野, 佐田, 海老原, 村松)2着早大, 3  
着商大, 4着隅田 ◀800mリレー 1着9分  
59秒6早大(新井, 森, 米山, 高石)2着  
隆田 ◀高逆飛1等20點4太田(茨木中)2  
等新美(關東)3等野口(茨木中)4等林  
(隅田)◀高飛込混合競技 1等58點70水  
谷(立教大)2等高橋(FDC)3等新美(F  
DC)4等林(隅田)◀スプリングボード  
飛込1等87點44(高科茨木中)2等松崎  
(FDC)3等水谷(立教大)4等清水(慶  
應)

女子の部 ◀50m1着37秒永井(濱寺)2着  
宮崎(修武館)3着鳥村(京武)4着野田  
(濱寺)◀100m1着1分26秒8宮崎(修武  
館)2着中村(不詳)3着武塚(濱寺)4着藤  
井(京武)◀200m1分33秒31藤井(京  
武)2着多田(濱寺)3着小澤(研究)4着佐  
野(京武)◀400m1着7分26秒2入江(京  
武)2着中村(京武)3着江島(東女水)4着  
多田(濱寺)◀100m背泳1着1分45秒8入  
江(京武)2着國枝(淑徳)3着市村(修武  
館)◀200m胸泳1着3分28秒 = 日本新記  
録, 飯村(滿洲)2着田畑(京武)3着奥田  
(濱寺)◀400mリレー1着6分11秒4京武  
(藤井, 入江, 佐野, 中村)2着濱寺, 3  
着東京女子水泳 ◀高逆跳 1等 6點6(佐  
藤)玉川

野 球

6大學秋季リーグ戦

大正15年度秋季6大學リーグ戦は9月25日  
の明帝戦によつて開始され, 11月17日の  
早法戦で終つたが, 法政の進境見るもの  
あり, 結局早大が優勝して覇権を握つた  
しかもこのシーズンからはリーグの優勝  
チームに攝政賜盃が授與されることゝな  
り, 早大はその最初の名譽を擔つた譯で  
ある

明立1回戦——10月2日長崎球場で舉行,  
7A對0で立教勝つ, 立=片田(投)早速  
(捕)明=中村(投)天知(捕)  
明立2回戦——10月3日駒澤球場で舉行,  
4A對2で明大勝つ, 明=安田(投)天知  
(捕)立=野田(投)早速(捕)  
明立3回戦——10月4日長崎球場で舉行,  
3對1で明大勝つ, 明=中村(投)天知  
(捕)立=片田(投)早速(捕)  
法立1回戦——9月25日長崎球場で舉行,  
4對3で法政勝つ, 法=鈴木(投)藤田  
(捕)立=守田(投)早速(捕)  
法立2回戦——9月26日戸塚球場で舉行,  
8A對3で法政勝つ, 法=吉田, 鈴木(投)  
藤田(捕)立=片田, 野田(投)正田(捕)

明帝1回戦——9月25日駒澤球場で舉行,  
3A對1で明大勝つ, 明=中村(投)天知  
(捕)帝=東(投)清水(捕)  
明帝2回戦——9月26日駒澤球場で舉行,  
8對3で明大勝つ, 明=安田(投)天知  
(捕)帝=東, 矢田, 服部(投)清水, 高  
木(捕)  
早法1回戦——10月9日戸塚球場で舉行,  
4對4で引分け, 早=藤本(投)伊丹(捕)  
法=鈴木(投)藤田(捕)  
早法2回戦——10月10日中野球場で舉行,  
5對0で早大勝つ, 早=水上(投)伊丹  
(捕)法=吉田, 鈴木(投)藤田(捕)  
早法3回戦——11月2日戸塚球場で舉行,  
0對0で引分け, 早=水上, 淺倉(投)伊  
丹(捕)法=鈴木(投)藤田(捕)  
早法4回戦——11月17日戸塚球場で舉行,  
2對1で法政勝つ, 法=鈴木(投)藤田  
(捕)早=水上(投)伊丹(捕)  
早法5回戦——11月18日戸塚球場で舉行,  
5A對1で早大勝つ, 早=水上, 淺倉(投)  
伊丹(捕)法=鈴木(投)藤田(捕)  
帝立1回戦——10月7日長崎球場で舉行,  
1A對0で立教勝つ, 立=片田(投)正田  
(捕)帝=東(投)清水(捕)  
帝立2回戦——11日4日神宮球場で舉行,  
3對0で帝大勝つ, 帝=東(投)清水(捕)  
立=片田, 野田, 繩岡(投)早速(捕)  
帝立3回戦——11月12日長崎球場で舉行,  
12A對4で立教勝つ, 立=片田(投)正田  
(捕)帝=東, 服部, 矢田(投)清水(捕)  
明法1回戦——10月24日駒澤球場で舉行,  
4對1で法政勝つ, 法=鈴木(投)藤田  
(捕)明=安田, 中村(投)天知(捕)  
明法2回戦——10月25日神宮球場で舉行,  
4對3で明大勝つ, 明=中村(投)天知  
(捕)法=鈴木(投)藤田(捕)  
明法3回戦——11月13日神宮球場で舉行,  
2A對1で法政勝つ, 法=鈴木(投)藤田  
(捕)明=中村(投)天知(捕)  
慶帝1回戦——10月2日新田球場で舉行,  
4A對0で慶應つ, 慶=町田(投)三村

(捕)帝=東(投)内田(捕)  
慶帝2回戦——10月26日神宮球場で舉行,  
5對5で引分け, 慶=永井, 町田(投)伊  
藤, 岡田(捕)帝=東, 矢田, 服部(投)  
清水(捕)  
慶帝3回戦——11月15日神宮球場で舉行,  
3對2で慶應勝つ, 慶=永井(投)伊藤  
(捕)帝=東(投)清水(捕)  
法帝1回戦——11月6日中野球場で舉行,  
9A對3で法政勝つ, 法=鈴木(投)藤田  
(捕)帝=東, 矢田(投)清水(捕)  
法帝2回戦——11月7日神宮球場で舉行,  
6A對3で帝大勝つ, 帝=東(投)清水  
(捕)法=俣野, 鈴木(投)藤田, 池田(捕)  
法帝3回戦——11月9日神宮球場で舉行,  
3A對0で法政勝つ, 法=鈴木(投)藤田  
(捕)帝=東, 服部(投)清水(捕)  
早慶1回戦——11月6日神宮球場で舉行,  
6對4で早大勝つ, 早=藤本, 淺倉(投)  
伊丹(捕)慶=永井, 町田(投)岡田(捕)  
早慶2回戦——11月7日新田球場で舉行,  
2A對0で慶應勝つ, 慶=永井(投)岡田  
(捕)早=水上, 淺倉, 原口(投)伊丹(捕)  
早慶3回戦——11月8日戸塚球場で舉行,  
3A對2で早大勝つ, 早=藤本, 原口(投)  
伊丹(捕)慶=永井(投)岡田(捕)  
早明1回戦——11月27日駒澤球場で舉行,  
4對1で早大勝つ, 早=水上(投)伊丹  
(捕)明=中津川(投)天知(捕)  
早明2回戦——11月10日神宮球場で舉行,  
4A對0で早大勝つ, 早=淺倉(投)伊丹  
(捕)明=中村(投)天知(捕)  
早帝1回戦——10月21日戸塚球場で舉行,  
10A對0で早大勝つ, 早=淺倉(投)伊丹  
(捕)帝=東, 矢田(投)清水(捕)  
早帝2回戦——10月22日戸塚球場で舉行,  
3對2で早大勝つ, 早=原口, 水上(投)  
伊丹(捕)帝=東(投)清水(捕)  
慶立1回戦——10月24日長崎球場で舉行,  
1對0で慶應勝つ, 慶=永井(投)岡田  
(捕)立=片田(投)正田(捕)  
慶立2回戦——10月25日新田球場で舉行,



A5 對3で慶應勝つ、慶=永井(投)岡田(捕)立=片田(投)正田(捕)  
 早立1回戦——10月17日戸塚球場で舉行、3對1で早大勝つ、早=水上、浅倉(投)伊丹(捕)立=片田(投)早速(捕)  
 早立2回戦——10月18日戸塚球場で舉行、2A 對1で早大勝つ、早=浅倉(投)伊丹(捕)立=片田(投)早速(捕)  
 慶明1回戦——10月11日新田球場で舉行、5A 對2で慶應勝つ、慶=永井(投)岡田

(捕)明=中村、中津川(投)天知(捕)  
 慶明2回戦——10月12日駒澤球場で舉行、5對0で慶應勝つ、慶=町田(投)岡田(捕)明=安田(投)天知(捕)  
 慶法1回戦——10月20日中野球場で舉行、2A 對0で慶應勝つ、慶=永井(投)岡田(捕)法=鈴木(投)藤田(捕)  
 慶法2回戦——10月29日新田球場で舉行、3A 對1で慶應勝つ、慶=永井(投)岡田(捕)法=鈴木(投)藤田(捕)

チーム打撃成績

試打	得安	壘二	三本	打	犠	盗	三	四	比					
合	撃	打	壘	壘	得	性	振	球	率					
数	数	点	打	打	打	打	壘	死						
法	15	474	47	106	141	19	8	0	41	22	36	85	52	.2226
政	14	439	53	91	122	16	3	3	43	30	26	41	57	.2073
早	12	367	27	70	103	10	7	3	23	17	19	44	31	.1907
明	12	368	38	69	90	8	5	1	29	14	30	65	62	.1875
立	12	360	41	67	87	12	1	2	36	16	25	51	55	.1861
帝	13	330	29	56	84	11	7	1	23	8	14	79	58	.1475

チーム守備成績

試合	刺殺	補殺	失策	比率
慶	12	322	157	.9551
應	12	312	149	.9514
法	15	402	193	.9535
早	14	384	205	.9511
明	13	321	169	.9405
立	12	312	154	.9376

優勝順位

(1)	早	慶	法	明	立	帝	勝	比率
(1)	早	1	1	1	1	1	5	1.000
(2)	慶	0	1	1	1	1	4	.800
(3)	法	0	0	1	1	1	3	.500
(4)	明	0	0	0	1	1	2	.400
(5)	立	0	0	0	0	1	1	.200
(6)	帝	0	0	0	0	0	0	.000

戦勝成績

早	慶	法	明	立	帝	勝	分	比率
早	2	2	2	2	2	10	2	.833
慶	1	2	2	2	2	9	1	.818
法	1	0	2	2	2	7	2	.538
明	0	0	1	2	2	5	0	.417
立	0	0	0	1	2	3	0	.250
帝	0	0	1	0	1	2	1	.169
敗	2	2	6	7	9	10		

ヒリッピン・チーム来る

大正15年8月25日來朝、轉戦の成績次の通り

◀ヒ軍4A—1早大◀慶應1A—0ヒ軍◀慶應1A—0ヒ軍◀ヒ軍3A—2慶應◀ヒ軍3A—1慶應◀ヒ軍6—6三田◀ヒ軍10A—4帝大◀ヒ軍4A—3明大◀名古屋クラブ2—1ヒ軍◀ダイヤ8—0ヒ軍◀大毎4A—0ヒ軍◀大毎1—0ヒ軍◀和歌山中學5—2ヒ軍◀ヒ軍2—1ハワイ◀ヒ軍0—0ハワイ◀ヒ軍6—4京都帝大◀同志社7—6ヒ軍

ハワイ・チーム来る

9月來朝、成績は次の通り  
 ◀ハワイ4A—1早大◀ハワイ5—1早大◀ハワイ9—3明大◀明大3—2ハワイ◀明大1A—0ハワイ◀ハワイ2A—0帝大◀ハワイ4A—3京都帝大◀ハワイ11—0スター◀大毎3—0ハワイ◀大毎4A—2ハワイ◀ヒリッピン2—1ハワイ◀ヒリッピン0—0ハワイ◀ハワイ8—3名古屋クラブ◀ハワイ5A—2神戸高商◀ハ

早大渡米の成績

4月渡米の途についた早大は高杉部長、市岡監督、氷室主将等12名で次の様な好成績を残して7月歸朝した

◀スタンフォード大7—0早大◀早大5—4スタンフォード大◀早大5—4サンノゼ旭剛◀早大8—4スタックトン大和◀アラメダ邦人2—1早大◀南加大學4—3早大◀南カ大學6—2早大◀早大7—6マグナ◀早大2—1アベックス◀クワンチュ海兵團9—6早大◀早大4—3西ヴァージニア大◀シカゴ大8—5早大◀早大1—0シカゴ大◀パトラ6—0早大◀インディアナ大4—2早大◀シカゴ大9—3早大◀ワシントン大9—7早大◀早大8—7ワシントン大◀早大11—9ワシントン大◀ワシントン大6—0早大◀早大7—1ワシントン大◀全ハワイ1—0早大◀早大6A—3ハワイアサヒ◀早大6—1ハワイ支那人◀早大6—4全ハワイ◀早大2—1ヘルクス◀早大4—3ブレヴス

フレズノ邦人チーム来る

4月上旬來朝、好成績に歸つて行つた  
 ◀フレズノ4A—3明大◀フレズノ3A—2法政◀フレズノ6—2慶應◀フレズノ10—5明大◀フレズノ6A—0慶應◀フレズノ6A—0明大◀フレズノ18A—1立教◀ロイヤル9—1フレズノ◀フレズノ8—3早大留守軍◀フレズノ20—2札幌鐵道局◀フレズノ15A—2札幌鐵道局◀フレズノ5—0函館大洋◀フレズノ1—1函館大洋◀フレズノ5—2函館大洋◀フレズノ15—4函館大洋◀フレズノ15—4盛岡杜陵◀フレズノ4—0大毎◀フレズノ12A—5同志社◀大毎3—2フレズノ◀フレズノ2—1寶塚◀寶塚12—5フレズノ◀ダイヤ3—1フレズノ◀フレズノ1A—0關大◀フレズノ7A—2和歌山中學◀フレズノ12—7京大◀フレズノ5—2大毎◀フレズノ15A—8ブレーヴス◀寶塚2A—1フレズノ◀フレズノ2—1大毎◀フレズノ8A—3廣陵中學◀フレ

イ5A—3ダイヤ◀ハワイ13—0ブレーヴス◀ハワイ8A—1ワシントン大學◀大毎6—1ハワイ◀ハワイ5—2大毎◀大毎6—2ハワイ◀ハワイ11—3福岡協會◀ハワイ4—0九州帝大◀ハワイ4—3ワシントン大學◀ハワイ4—0横須賀野球隊◀ハワイ6A—1仙臺鐵道局◀ハワイ23A—1廣瀬クラブ◀ハワイ10A—2高崎高陽クラブ◀ハワイ22—3高崎高陽クラブ◀ハワイ3—2三田◀ハワイ8—0横濱高商◀ハワイ7—0東京鐵道局◀慶應4—2ハワイ◀ハワイ15—4帝大◀ハワイ12—4法政◀ハワイ2—2東京鐵道局◀東京鐵道局5—4ハワイ◀ハワイ3—2東京鐵道局

ワシントン大學来る

9月來朝、成績は下の通り

◀早大6A—0ワ大◀早大7—4ワ大◀ワ大4—3早大◀早大2A—1ワ大◀ワ大10A—6早大◀ワ大2—1明大◀明大4—2ワ大◀慶徳2A—1ワ大◀ワ大3A—2慶應◀ワ大2—1大毎◀寶塚5—0ワ大◀ハワイ8—1ワ大◀名古屋鐵道局3—0ワ大◀ワ大4—1早大◀ワ大9—1早大◀ワ大7—5松本商業◀ワ大6—1法政◀ハワイ4—3ワ大

費府ロイヤル・チーム来る

昭和2年4月來朝、成績は次の如し

◀ロイヤル2A—0三田◀ロイヤル10A—6三田◀ロイヤル7A—2ダイヤ◀大毎1A—0ロイヤル◀ロイヤル6A—0關大◀ロイヤル2A—0同志社◀ロイヤル4A—2ダイヤ◀ロイヤル10—2大毎◀ロイヤル8A—0駿臺◀ロイヤル4A—3寶塚◀ロイヤル9—6ブレーヴス◀ロイヤル14A—0セントポール◀ロイヤル8—0全信州◀ロイヤル17A—1廣陵中學◀ロイヤル11A—4門鐵◀ロイヤル12A—4福岡協會◀ロイヤル17—5關大◀ロイヤル14—5關大◀ロイヤル22A—4朝鮮殖産銀行◀ロイヤル6A—0京城鐵道局◀ロイヤル17A2京城鐵道局



スノ6A-1全廣島◀フレスノ4-1全釜山◀フレスノ10A-9全大邱◀フレスノ21-8慶尙◀フレスノ12-2朝鮮殖産銀行◀フレスノ6-2逓信局◀フレスノ7-1京城鐵道局◀大連實業9A-2フレスノ◀大連實業14A-7フレスノ◀フレスノ7-1大連實業◀フレスノ10-4満俱◀満俱7A-2フレスノ◀フレスノ9-2満俱◀フレスノ11-満洲實業團

**カリフォルニア大來る**

5月27日來朝、ざつと次の様な成績

◀慶應 1A-0カ大◀カ大5A-3慶應◀カ大4-3明大◀法政4-3カ大◀カ大5-1稻門◀慶應6-5カ大◀カ大7A-3慶應◀慶應14A-0カ大◀慶應12-2カ大◀ダイヤ10-4カ大◀大毎9A-6カ大◀大毎7-6カ大

**5 大學春季リーグ戦**

前シーズンの覇者早大が渡米したので昭和2年度春季6大學リーグ戦は5大學のみで戦ふこととなり、4月23日から開始されて慶應が優勝した

明立1回戦——4月23日神宮球場で舉行、5對1で明大勝つ、明=中村(投)手塚(捕)立=片田(投)野田(捕)

明立2回戦——4月24日立教球場で舉行、4對3で明大勝つ、明=安田(投)手塚(捕)立=繩岡(投)野田(捕)

法帝1回戦——4月23日中野球場で舉行、4A對2で法政勝つ、法=鈴木(投)藤田(捕)帝=東(投)名出(捕)

法帝2回戦——4月24日神宮球場で舉行、8對1で法政勝つ、法=吉田(投)藤田(捕)帝=東、服部(投)名出(捕)

慶帝1回戦——4月29日神宮球場で舉行、15對0で慶應勝つ、慶=宮武(投)伊藤(捕)帝=東(投)名出(捕)

慶帝2回戦——4月30日新田球場で舉行、8對0で帝大勝つ、帝=東(投)名出(捕)慶=濱崎、宮武(投)伊藤(捕)

慶帝3回戦——5月2日神宮球場で舉行、5對2で慶應勝つ、慶=宮武(投)伊藤、

福島(捕)帝=東(投)清水、名出(捕)

慶明1回戦——5月7日駒澤球場で舉行、4對2で明大勝つ、明=中村(投)手塚(捕)慶=町田、宮武(投)岡田、(伊藤)(捕)

慶明2回戦——5月8日神宮球場で舉行、7A對2で慶應勝つ、慶=宮武(投)岡田(捕)明=安田、加藤(投)手塚(捕)

慶明3回戦——5月9日神宮球場で舉行、5A對2で慶應勝つ、慶=宮武(投)岡田(捕)明=中村、中津川(投)手塚(捕)

法立1回戦——5月7日神宮球場で舉行、1對1で引分け、法=鈴木(投)藤田(捕)立=繩岡(投)野田(捕)

法立2回戦——5月8日中野球場で舉行、4對2で立教勝つ、立=片田(投)野田(捕)法=鈴木(投)藤田(捕)

法立3回戦——5月9日長崎球場で舉行、6對5で法政勝つ、法=吉田(投)藤田(捕)立=繩岡、片田、龜井(投)野田(捕)

法立4回戦——5月10日神宮球場で舉行、4對1で立教勝つ、立=片田(投)野田(捕)法=吉田、鈴木(投)藤田(捕)

明法1回戦——4月30日神宮球場で舉行、第2回で豪雨のためノーゲームとなり、31日再開、7對7で引分け、明=中村、安田(投)手塚(捕)法=鈴木(投)藤田(捕)

明法2回戦——5月26日神宮球場で舉行、6A對1で明大勝つ、明=中津川(投)手塚(捕)法=鈴木、吉田(投)藤田(捕)

明法3回戦——5月27日神宮球場で舉行、3對0で明大勝つ、明=中津川(投)手塚(捕)法=鈴木(投)藤田(捕)

帝立1回戦——5月16日神宮球場で舉行、5A對4で帝大勝つ、帝=東(投)清水(捕)立=片田、繩岡(投)野田(捕)

帝立2回戦——5月17日神宮球場で舉行、1對0で帝大勝つ、帝=東(投)清水(捕)立=片田(投)野田(捕)

明帝1回戦——5月21日神宮球場で舉行、6對2で明大勝つ、明=中村(投)手塚(捕)帝=東(投)清水(捕)

明帝2回戦——5月23日神宮球場で舉行、6對0で明大勝つ、明=中津川(投)手塚(捕)帝=東(投)清水(捕)

慶立1回戦——5月21日新田球場で舉行、5A對2で慶應勝つ、慶=町田、宮武(投)伊藤(捕)立=片田、繩岡(投)野田(捕)

慶立2回戦——5月22日神宮球場で舉行したがノーゲームとなり更に23日神宮球場で舉行、10對4で慶應勝つ、慶=宮武(投)伊藤(捕)立=片田(投)野田(捕)

慶法1回戦——5月17日中野球場で舉行、1對0で慶應勝つ、慶=濱崎(投)福島(捕)法=鈴木(投)藤田(捕)

慶法2回戦——5月19日神宮球場で舉行、5對3で法政勝つ、法=吉田(投)藤田(捕)慶=町田、濱崎(投)福島(捕)

慶法3回戦——6月8日神宮球場で舉行、2對1で慶應勝つ、慶=宮武(投)伊藤(捕)法=鈴木(投)藤田(捕)

チーム打撃成績

試	打	得	安	壘	二	三	本	打	犠	盜	三	四	比		
合	撃	點	打	打	打	打	打	點	牲	壘	振	球	率		
明	治	10	336	45	90	125	14	9	1	40	21	24	34	26	.268
慶	治	11	362	53	87	121	9	8	3	45	21	29	29	50	.240
法	政	12	379	36	84	108	14	5	0	34	15	15	66	40	.222
帝	大	9	282	15	58	64	4	1	0	13	10	10	37	35	.205
立	教	10	319	29	57	84	9	4	0	25	14	14	43	40	.179

チーム守備成績

試合	刺殺	補殺	失策	比率	
明	10	264	124	14	.965
慶	11	297	134	24	.947
法	10	259	130	23	.9441
帝	12	315	159	28	.9438
立	9	243	117	27	.930

優勝順位

慶	明	法	帝	立	勝	比率
(1)慶	1	1	1	1	4	1.000
(2)明	0	1	1	1	3	.750
(3)法	0	0	1	0	1	.250
(4)帝	0	0	0	1	1	.250
(5)立	0	0	1	0	1	.250

敗 0 1 3 3 3

戦勝成績

明	慶	法	帝	立	勝	分	比率
明	1	2	2	2	7	1	.778
慶	2	2	2	2	8	0	.727
法	0	1	2	1	4	2	.400
帝	0	1	0	2	3	0	.333
立	0	0	2	0	2	1	.222

敗 2 3 6 6 7

全國高等專門學校野球大會

帝大野球聯盟主催、關東(濱松高工)關西(關大)東北(水戸高校)西部(山口高商)の

代表チームが7月29、30兩日明治神宮外苑球場で優勝戦を行つて關大豫科勝つ

◀(準決勝)山口高商11-2水戸高校◀  
關大豫科9-1濱松高工◀(決勝)關大豫科2-0山口高商

全國都市對抗野球

8月3日から9日まで神宮球場で舉行、次の如く大連が優勝した

◀(準決勝)大阪9-2門司◀大連16A-2札幌◀(決勝)大連3-0大阪

全國中等學校野球大會

朝日新聞社主催、全國22地方で7月下旬から豫選を行い、次の代表チームが大會出場の資格を得8月13日から8日間大阪市外甲子園球場で決勝をして結局高松商業が優勝した

◀(東京代表)早稲田實業◀(南關東代表)水戸商業◀(北關東代表)桐生中學◀(神靜代表)静岡中學◀(甲信越代表)松本商業◀(東北代表)福岡中學◀(奥羽代表)青森師範◀(北海道代表)札幌一中◀(東海代表)愛知商業◀(京津代表)平安中學◀(大阪代表)北野中學◀(兵



車代表)第一神港商業 ◀(山陽代表)廣  
陵中學 ◀(山陰代表)鳥取一中 ◀(北陸  
代表)教賀商業 ◀(四國代表)高松商業  
◀(紀和代表)和歌山中學 ◀(北九州代  
表)佐賀中學 ◀(南九州代表)鹿兒島商  
業 ◀(臺灣代表)台北商業 ◀(朝鮮代表)  
京城中學 ◀(滿洲代表)大連商業

庭 球

全日本選手権大會

日本庭球協會主催, 大正15年8月28日  
から9月6日まで早大, 慶應, 帝大等のコ  
ートで舉行

シングル

(準決勝) 三 木  $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ 2-6 \\ 6-1 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$  松 浦

太 田  $\left\{ \begin{matrix} 6-2 \\ 6-2 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$  相 澤

(決勝戦) 太 田  $\left\{ \begin{matrix} 6-2 \\ 6-4 \\ 2-6 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$  三 木

ダブル

(準決勝) 相 澤  $\left\{ \begin{matrix} 7-5 \\ 6-1 \\ 6-2 \end{matrix} \right\}$  秋 元  
麻 生  $\left\{ \begin{matrix} 6-1 \\ 6-2 \end{matrix} \right\}$  佐 藤

安 部  $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ 6-4 \\ 5-7 \\ 3-6 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$  松 浦  
川 尻  $\left\{ \begin{matrix} 5-7 \\ 3-6 \end{matrix} \right\}$  井 上

(決勝戦) 相 澤  $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ 6-4 \\ 2-6 \\ 7-5 \end{matrix} \right\}$  安 部  
麻 生  $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ 2-6 \\ 7-5 \end{matrix} \right\}$  川 尻

KS 盃争奪戦

關西と九州の間に挑戦資格を争って關西  
が勝つたので關西は9月24日から5日間甲  
子園コートで前年カップを保持したる關  
東に挑戦し次の如く關東が5度カップを  
得た, 同時に行はれた東西對抗ジュニア  
試合の成績は次の通り

(關東) (關西)

相 澤  $\left\{ \begin{matrix} 6-0 \\ 9-7 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 4-6 \\ 6-3 \end{matrix} \right\}$  松 浦

安 部  $\left\{ \begin{matrix} 1-6 \\ 2-6 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ 3-6 \end{matrix} \right\}$  三 木

安 部  $\left\{ \begin{matrix} 6-2 \\ 0-2 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ \end{matrix} \right\}$  松 浦

相 澤  $\left\{ \begin{matrix} 1-6 \\ 6-3 \\ 4-6 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 8-6 \\ 5-7 \end{matrix} \right\}$  三 木

川 尻  $\left\{ \begin{matrix} 5-7 \\ 6-2 \\ 5-5 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 1-6 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$  三 木  
安 部  $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ \end{matrix} \right\}$  松 浦

(再試合)

川 尻  $\left\{ \begin{matrix} 3-6 \\ 6-3 \\ 6-2 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 3-6 \\ 7-5 \end{matrix} \right\}$  三 木  
安 部  $\left\{ \begin{matrix} 3-6 \\ 6-2 \end{matrix} \right\}$  松 浦

ジュニア對抗戦

(關西) 3-2 (關東)

桑 原  $\left\{ \begin{matrix} 8-6 \\ 0-6 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 6-3 \\ 6-3 \end{matrix} \right\}$  神 戸

布 井  $\left\{ \begin{matrix} 0-6 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 6-3 \\ \end{matrix} \right\}$  川 地

布 井  $\left\{ \begin{matrix} 6-3 \\ 1-6 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 6-1 \\ 3-6 \end{matrix} \right\}$  神 戸

桑 原  $\left\{ \begin{matrix} 1-6 \\ 2-6 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 3-6 \\ 3-6 \end{matrix} \right\}$  川 地

山 田  $\left\{ \begin{matrix} 2-6 \\ \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 3-6 \\ \end{matrix} \right\}$  川 地  
伊 藤  $\left\{ \begin{matrix} 3-6 \\ \end{matrix} \right\}$  神 戸

早慶對抗定期戦

9月19日から3日間早大コートで舉行, 5  
對4で早大勝つ

東西兩帝大定期戦

10月17, 18日京都帝大コートで舉行, 6對5  
で東京帝大勝つ

原田, 俵兩選手歓迎試合

テニスに活躍した原田, 俵兩選手の歸朝  
初試合は10月30日新宿御苑コートで舉  
行, 攝政官も臺覽遊ばされたが庭球協會  
では別に東京で10月17, 18日慶應コート  
で, 大阪は23, 24日濱寺コートで歓迎試  
合をやつた

御前試合

三 木  $\left\{ \begin{matrix} 7-5 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$  俵

熊 谷  $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ 6-0 \end{matrix} \right\}$  原 田

福 田  $\left\{ \begin{matrix} 6-1 \\ 6-2 \end{matrix} \right\}$  原 田

安 部  $\left\{ \begin{matrix} 6-2 \\ \end{matrix} \right\}$  俵

東京の部

原 田  $\left\{ \begin{matrix} 2-6 \\ 8-6 \\ 8-6 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 1-6 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$  相 澤

鳴 打  $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ 2-6 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 6-1 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$  俵

原 田  $\left\{ \begin{matrix} 1-6 \\ 6-1 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 6-0 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$  福 田  
青 木  $\left\{ \begin{matrix} 6-1 \\ \end{matrix} \right\}$  安 部

俵  $\left\{ \begin{matrix} 0-6 \\ 10-3 \\ 1-0 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 5-7 \\ 6-1 \\ \text{(棄)} \end{matrix} \right\}$  横 山

安 部  $\left\{ \begin{matrix} 2-6 \\ 6-4 \\ 9-7 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 4-6 \\ 6-3 \end{matrix} \right\}$  原 田

原 田  $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ \end{matrix} \right\}$  相 澤  
俵  $\left\{ \begin{matrix} \text{日没中止} \\ \end{matrix} \right\}$  麻 生

大阪の部

俵  $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ 6-3 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 10-3 \\ \end{matrix} \right\}$  松 浦

三 木  $\left\{ \begin{matrix} 4-6 \\ 6-3 \\ 6-2 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 1-6 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$  原 田

俵  $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ 2-6 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 3-6 \\ 6-3 \end{matrix} \right\}$  三 木  
(中止)

原 田  $\left\{ \begin{matrix} 3-6 \\ 7-5 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 6-0 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$  熊 谷

熊 谷  $\left\{ \begin{matrix} 6-2 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 6-3 \\ \end{matrix} \right\}$  吉 田  
原 田  $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ \end{matrix} \right\}$  小 林

倉 敷(10月29日)

原 田  $\left\{ \begin{matrix} 7-5 \\ 10-12 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ 5-7 \end{matrix} \right\}$  松 浦  
原 田  $\left\{ \begin{matrix} 10-12 \\ \end{matrix} \right\}$  井 上

岡 山(10月30日)

村 木  $\left\{ \begin{matrix} 6-1 \\ 6-2 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 6-2 \\ 6-1 \end{matrix} \right\}$  平 田  
原 田  $\left\{ \begin{matrix} 6-2 \\ 10-8 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 6-1 \\ \text{(中止)} \end{matrix} \right\}$  大 藪

吉 田  $\left\{ \begin{matrix} 10-8 \\ \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} \text{(中止)} \\ \end{matrix} \right\}$  大 藪  
原 田  $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 11-9 \\ \end{matrix} \right\}$  吉 田  
松 浦  $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ \end{matrix} \right\}$  小 林

神 戸(10月31日)

三 木  $\left\{ \begin{matrix} 8-6 \\ 1-6 \\ 8-6 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 4-6 \\ 6-1 \end{matrix} \right\}$  青 木

熊 谷  $\left\{ \begin{matrix} 2-6 \\ 6-0 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 6-1 \\ 6-3 \end{matrix} \right\}$  原 田

熊 谷  $\left\{ \begin{matrix} 6-0 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ \end{matrix} \right\}$  吉 田  
原 田  $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ \end{matrix} \right\}$  小 林

寶 塚(11月3日)

熊 谷  $\left\{ \begin{matrix} 6-3 \\ 4-6 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$   $\left\{ \begin{matrix} 6-0 \\ 3-6 \end{matrix} \right\}$  原 田

原 田  $\left\{ \begin{matrix} 6-2 \\ \end{matrix} \right\}$  松 浦  
熊 谷  $\left\{ \begin{matrix} 6-2 \\ \end{matrix} \right\}$  小 林

日本女子選手権大會

日本庭球協會主催, 10月8日から14日ま  
で大阪神崎川コートで舉行

シングル

(準決勝) 祐 成  $\left\{ \begin{matrix} 6-0 \\ 6-3 \end{matrix} \right\}$  土 居

羽 山  $\left\{ \begin{matrix} 6-0 \\ 6-1 \end{matrix} \right\}$  春 元

(決勝戦) 羽 山  $\left\{ \begin{matrix} 6-3 \\ 6-1 \end{matrix} \right\}$  祐 成

ダブル

(準決勝) 春 澤  $\left\{ \begin{matrix} 6-1 \\ 6-3 \end{matrix} \right\}$  坂 谷  
原  $\left\{ \begin{matrix} 6-1 \\ 6-3 \end{matrix} \right\}$  内 成

羽 山  $\left\{ \begin{matrix} 6-3 \\ 6-3 \end{matrix} \right\}$  祐 成  
安 宅  $\left\{ \begin{matrix} 6-3 \\ \end{matrix} \right\}$  井 上

(決勝戦) 羽 山  $\left\{ \begin{matrix} 6-0 \\ 6-3 \end{matrix} \right\}$  春 元  
安 宅  $\left\{ \begin{matrix} 6-3 \\ \end{matrix} \right\}$  澤 原

日本庭球トーナメント

昭和2年4月5日から12日までの間に阪神  
甲子園, 神崎川, 濱寺の各コートで舉行

シングル

(準決勝) 三 木  $\left\{ \begin{matrix} 6-2 \\ 6-2 \\ 6-2 \end{matrix} \right\}$  佐 藤

松 浦  $\left\{ \begin{matrix} 6-3 \\ 6-4 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$  小 林

(決勝戦) 三 木  $\left\{ \begin{matrix} 6-1 \\ 6-1 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$  松 浦

ダブル

(準決勝) 小 林  $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ 6-4 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$  松 浦  
佐 藤  $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ 6-4 \end{matrix} \right\}$  木 下

原 田  $\left\{ \begin{matrix} 6-3 \\ 6-3 \\ 5-7 \\ 6-2 \end{matrix} \right\}$  吉 田  
原 田  $\left\{ \begin{matrix} 6-3 \\ 5-7 \\ 6-2 \end{matrix} \right\}$  秋 元

(決勝戦) 原 田  $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ 5-7 \\ 6-2 \\ 4-6 \\ 6-2 \end{matrix} \right\}$  小 林  
原 田  $\left\{ \begin{matrix} 6-4 \\ 5-7 \\ 6-2 \\ 4-6 \\ 6-2 \end{matrix} \right\}$  佐 藤



ミックスド・ダブル

(準決勝) 鷺見(11-9)服部  
久米井(6-1)戸田

鳥山(4-6)ボド  
田中(6-3)タタン

(決勝戦) 鷺見(6-4)鳥山  
久米井(6-2)田中

関東学生トーナメント

4月23日から5月6日まで早大、帝大、高師、学習院コートで舉行

シングル

(準決勝) 藤生(明) (5-7) 麻生(早)  
(6-2) (6-4) (3-6) (6-4)

石井(慶) (7-5) 牧野(商)  
(6-4) (6-2)

(決勝戦) 石井(慶) (6-1) 藤生(明)  
(6-2) (6-1)

ダブル

(準決勝) 麻生(早) (6-2) 原田(慶)  
八木(大) (6-1) 喜多山(應)  
(6-4)

横田(明) (0-6) 牧野(商)  
藤生(大) (3-6) 野村(大)  
(6-3) (6-4) (6-3)

(決勝戦) 横田(明) (6-8) 麻生(早)  
藤生(大) (6-4) 八木(大)  
(7-5) (1-6) (9-7)

朝日招待トーナメント

朝日新聞主催、5月7日から7日間慶應コートで舉行

シングル

(準決勝) 石井 (6-2) 青木  
(6-4) (6-2)

相澤 (8-6) 横山  
(7-5) (6-8) (6-0)

(決勝戦) 石井 (6-0) 相澤  
(6-1) (6-0)

ダブル

(準決勝) 小林 (6-8) 相澤  
佐藤 (6-3) 麻生  
(2-6) (6-2) (6-3)

青木 (4-6) 原田  
石井 (6-1) 喜多山  
(4-6) (6-4) (6-1)

(決勝戦) 石井 (6-0) 小林  
青木 (6-2) 佐藤  
(6-3)

ミックスド・ダブル

(準決勝) 萩野 (1-6) プルナー  
瀧口 (6-2) ルノンド  
(6-2)

重信 (6-2) 田中  
黒井 (6-1) 西川  
(決勝戦) 萩野 (6-4) 重信  
瀧口 (6-2) 黒井

関東選手権大会

日本庭球協会主催、5月28日から6月8日まで各大学コートで舉行

シングル

(準決勝) 石井 (6-2) 樋口  
(6-4) (6-2)

青木 (6-1) 原田  
(6-3) (6-0)

(決勝戦) 青木 (6-2) 石井  
(6-2) (6-3)

ダブル

(準決勝) 横田 (6-2) 木岡  
藤生 (6-3) 川上  
(棄)

山岸 (4-6) 岩永  
志村 (6-3) 桑原  
(7-5) (6-0)

(決勝戦) 山岸 (6-2) 横田  
志村 (6-3) 藤生  
(9-7)

全国高等庭球大会

全国を東西に分けて各豫選を行ひ、東は神戸高商、西は山口高商が優勝したのでその両ゾーンの決勝を行つて次の如く5対0で神戸高商が優勝した

(神戸高商) 5-0 (山口高商)

大内(6-3) 6-3 6-1 {長由  
戸澤 6-3 6-3 6-1 {村井

桑原(6-2) 6-3 6-4 {中島  
布井 6-2 6-3 6-4 {蒲原

戸澤(6-1) 6-4 6-1 {長田  
布井(6-2) 6-3 6-2 {蒲原

大内(6-4) 6-4 6-4 {中島

鎌倉トーナメント

7月10日から27日まで鎌倉海濱ホテルコート及び鶴沼東家ホテルコートで舉行

シングル

(準決勝) 山内 (6-0) 野澤  
(6-0) (6-2)

岩崎 (4-6) 鈴木  
(7-5) (6-1) (6-4)

(決勝戦) 山内 (7-5) 岩崎  
(6-1) (7-5)

ダブル

(準決勝) 鈴木 (6-3) 川尻  
山内 (4-6) 川尻  
(6-4) (6-3) (8-6)

富岡 (6-1) 小林  
鎌田 (6-1) 小神  
(6-0)

(決勝戦) 鈴木 (2-6) 富岡  
山内 (7-5) 鎌田  
(6-2) (6-2)

ハンディキャップ・ダブル

(準決勝) 落合 (6-2) 坂本  
小西 (6-3) 坂本

富岡 (9-7) 木村  
長堀 (10-8) 岡崎

(決勝戦) 富岡 (6-2) 落合  
長堀 (6-3) 小西

ハンディキャップ・シングル

(準決勝) 長堀 (1-6) 木村  
(6-4) (6-1)

久米 (6-2) 岡崎  
(6-3)

(決勝戦) 久米 (6-1) 長堀  
(6-1)

ジュニア

(準決勝) 安井 (6-0) 木庭  
(6-1)

伊藤 (6-4) 小幡  
(6-2)

(決勝戦) 伊藤 (5-7) 安井  
(6-1) (6-1)

日本庭球選手順位

日本庭球協会では大正15年度の主なる試合における成績により昭和2年度の日本庭球選手順位を次の如く決定発表した

シングル

- 1 太田 (満洲)
- 2 三木 (安宅)
- 3 相澤 (早大)
- 4 安部 (早大)
- 5 松浦 (南海)
- 6 青木 (三著)
- 7 鴨打 (ボブラ)
- 8 石井 (慶應)
- 9 佐藤 (關學)
- 10 横山 (明大)
- 11 森勝 (高師)
- 12 原田直 (慶應)
- 13 秋元 (關學)
- 14 牧野 (商大)
- 15 川尻 (早大)
- 16 上原 (關學)
- 17 細迫 (慶應)
- 18 木下 (明大)
- 19 野村 (商大)
- 20 中村 (關學)

ダブル

- 1 {安部} (早大)  
{川尻}



- 2 柏 澤 (早 大)
- 3 麻 藤 (關 學)
- 4 秋 元 (南 海)
- 5 松 浦 (商 大)
- 6 井 上 (明 大)
- 7 野 村 (慶 應)
- 8 牧 野 (慶 應)
- 9 横 山 (高 師)
- 10 木 下 (ボブラ)

米國庭球選手順位

1927年度の米國庭球選手順位は次の如く、わが原田選手は前年第7位であつたのが今度は第3位に上つてゐる、米國庭球選手順位で第3位になつたのは先に熊谷一彌氏があつたのみである

- 1 チルデン (米)
- 2 アロンゾ (スペイン)
- 3 原田武一 (日)
- 4 ジョンストン (米)
- 5 チャンドラー (米)
- 6 エル・ホワイト (米)
- 7 アルフレッド・チャーピン (米)
- 8 ビー・ノルトン (米)
- 9 ジー・ロット (米)
- 10 ジョージ・キング (米)

デ盃戦出場選手

1927年度のデウイス・カツプ戦には日本から次の5名が選手として出場した

- 清水 善造 鳥羽 禎三
- 原田 武一 三木 龍喜
- 太田 芳郎

蹴 球

ウキンタースポーツである蹴球は近年非常に普及降盛に向つて來たが、大正15年

末から昭和2年にかけてのシーズンは丁度大正天皇の諒闇にあつたので、目星しいゲームはなかつたが、ラ式に於て早慶が8對8で引分けたことと、昭和2年7月早大のラグビーチームが濠洲へ遠征したことが特筆すべきことであつた

排球と籠球

東京籠球インターカレッツ

大正15年11月9日から12月4日までの間に行ひ9勝1敗で東京商大が優勝した

第1回戦

- 早稲田大學 { 33-4 } 明治大學
- 東京帝大 { 18-7 } 中央大學
- 東京商大 { 33-0 } 明治大學
- 立教大學 { 44-6 } 中央大學
- 早稲田大學 { 16-11 } 立教大學
- 東京商大 { 15-5 } 東京帝大
- 東京帝大 { 42-1 } 明治大學
- 早稲田大學 { 25-4 } 中央大學
- 東京商大 { 32-1 } 中央大學
- 立教大學 { 13-9 } 東京帝大
- 立教大學 { 40-5 } 明治大學
- 東京商大 { 12-5 } 早稲田大學
- 中央大學 { 9-6 } 明治大學
- 早稲田大學 { 9-5 } 東京帝大
- 東京商大 { 9-13 } 立教大學

第2回戦

- 東京帝大 { 15-2 } 中央大學

- 東京帝大 { 25-5 } 明治大學
- 立教大學 { 43-2 } 明治大學
- 早稲田大學 { 49-0 } 中央大學
- 早稲田大學 { 13-5 } 東京商大
- 中央大學 { 6-4 } 明治大學
- 東京商大 { 14-18 } 東京帝大
- 東京商大 { 21-6 } 中央大學
- 立教大學 { 10-5 } 早稲田大學
- 早稲田大學 { 11-1 } 明治大學
- 立教大學 { 19-8 } 東京帝大
- 立教大學 { 53-0 } 中央大學
- 東京商大 { 28-0 } 明治大學
- 東京商大 { 6-8 } 立教大學
- 早稲田大學 { 15-6 } 東京帝大

極東大會排球豫選

大日本排球協會主催、全日本選手権大會を兼ねて昭和2年8月7日大阪市立運動場で舉行、東海、關東、關西の代表チームで次の如くリーグ戦を行つた結果神戸高商が優勝して代表チームとなつた

- 神戸高商 { 21-6 } 八 高
- 神戸高商 { 21-1 } 明治學院
- 八 高 { 21-4 } 明治學院

女子排球選手権大會

極東大會女子排球選手決定の豫選を兼ねて7月31日大阪大手前高女コートで舉行

第1回戦

- 東京竹早 { 21-1 } 郡山高女

- 金蘭高女 { 21-2 } 櫻井藤櫻會
- 櫻井高女 { 21-9 } 神戸縣訪
- 神戸市立 { 21-4 } 京都府立
- オリオン { 21-19 } 第一

第2回戦

- 東京竹早 { 4-21 } 金蘭高女
- 神戸縣女 { 21-0 } 八幡高女
- 欽松會 { 21-0 } 東京アルモンド
- 神戸市立 { 21-3 } 大手前高女
- オリオン { 21-6 } 第一

準優勝戦

- 神戸縣女 { 21-11 } 東京竹早
- 縣立欽松會 { 13-21 } 東京竹早
- 櫻井高女 { 21-10 } 神戸市立
- オリオン { 18-21 } 神戸市立

優勝戦

- 神戸縣立 { 21-12 } 櫻井高女
- 欽松會 { 21-12 } 櫻井高女

全國高等學校籠球大會

東京帝大主催、7月27、28、29日東京府立6中コートで舉行

第1回戦

- 水戸高校 { 12-5 } 静岡高校
- 成蹊高校 { 14-2 } 八 高
- 甲南高校 { 16-9 } 一 高
- 浦和高校 { 29-5 } 松山高校
- 新潟高校 { 18-16 } 山口高校
- 東京高校 { 21-5 } 山形高校
- 福岡高校 { 6-6 } 大阪高校

第2回戦

- 水戸高校 { 20-13 } 松本高校
- 成蹊高校 { 23-3 } 甲南高校



新潟高校 {12-10} 浦和高校

東京高校 {16-6} 福岡高校

準優勝戦

成蹊高校 {12-8} 水戸高校

東京高校 {20-2} 新潟高校

優勝戦

東京高校 {12-3} 成蹊高校

極東大会籃球豫選

8月5日東京 YAMC コートで舉行，結局各大学のピックアップのオールブラックが代表チームとなつた，各地豫選の成績及び最終豫選の記録は次の通り

關西豫選

第1回戦

大商俱 {44-11} 三高 京都師範 {-(棄)-} 高知高校 關西學院 {86-5} 滋賀師範 大阪高校 {39-9} 甲南校 高津俱 {27-17} 香川師範 大阪YMCA {41-11} 犬山俱 豊中俱 {25-16} 御影師範 京都YMCA {50-30} 宗像中學

第2回戦

大商俱 {34-16} 京都師範 關西學院 {44-12} 大阪高校 大阪YAMC {26-20} 甲南中學 京都YAMC {34-11} 豊中俱

準優勝戦

大商俱 {46-31} 關西學院 京都YAMC {46-36} 大阪YAMC

優勝戦

大商俱 {27-27} 京都YAMC 大商俱 {32-26} 京都YAMC

關東豫選

第1回戦

オールブラック {75-5} 埼玉師範

第2回戦

R D R {60-1} 麻生中學

イーグル {29-25} 黒猫俱

一橋俱 {34-27} 東京高校

準優勝戦

R D R {33-27} 一橋俱

優勝戦

R D R {39-10} オールブラック

東海豫選

第1回戦

八高 {43-14} 東邦商業 名古屋中學 {38-18} 東邦電力

優勝戦

八高 {48-12} 名古屋中學

北陸豫選

優勝戦

新潟師範 {43-12} 三條中學

選手権試合

關東代表 RDR は人員缺員のため次位のオールブラック出場，八高棄権

第1回戦

オールブ {20-3} 大商俱

優勝戦

オールブ {55-6} 三條中學

ホッケー

日本選手権大会

大正15年11月7日から21日まで陸軍戸山學校で舉行

準決勝 稻門俱樂部 2-0 東京帝大 早稻田大學 4-1 慶應大學

決勝戦 早稻田大學 4-2 稻門俱樂部

關東學生ホッケー戦

關東學生ホッケー聯盟のリーグ戦は昭和2年5月1日から5月29日までの間に随時東京市外石神井商大球場で舉行，成績次の如し

明大 3-0 1-0 農大

早大 5-0 7-0 法大

日齒 5-0 4-0 帝大

商大 6-0 1-0 立大

早大 1-0 6-0 商大

明大 1-0 2-0 帝大

農大 3-1 1-1 立大

法大 2-0 2-1 日齒

明大 3-0 3-0 商大

帝大 4-0 3-0 農大

早大 6-0 3-0 立大

日齒 2-2 4-0 農大

商大 1-0 2-0 農大

法大 1-3 2-0 立大

早大 4-0 0-0 帝大

明大 6-0 5-0 日齒

法大 1-0 1-0 農大

明大 20-0 立大

早大 11-0 日齒

法大 6-2 帝大

日齒 13-2 立大

商大 3-3 日齒

早大 6-0 農大

明大 7-2 法大

帝大 1-1 0-0 商大

商大 1-0 1-1 法大

早大 0-0 2-0 明大

商大 3-1 立大

リーグ成績

Table with 4 columns: 順位, 勝, 敗, 分. Lists performance of various universities.

スキーとスケート

スピード・スケート

昭和2年1月30日諏訪湖で舉行

500m 1着54秒3/4 宮澤(諏中) 2着牛山昌(諏中) 3着小林(諏訪玉川青年) 1500m 1着3分1秒3/4 牛山智(諏訪玉川青年) 2着小口(諏訪) 3着五味(諏訪宮川

青年) 5000m 1着10分44秒3/4 牛山智(諏訪玉川青年) 2着潤間正(諏訪平野青年) 10000m 1着21分41秒 小池(諏訪宮川青年) 2着潤間留(諏訪平野青年) 3着三ツ石(諏訪永明青年) 500m 背走 1着1分15秒3/4 潤間正(諏訪平野青年) 2着今井(諏訪中) 3着降旗(諏訪長地青年) 2000m リレー 1着3分54秒1/4 玉川青年(中山智, 吉川, 小林, 原田) 2着永井青年 3着宮川青年

全國青年氷上競技會

2月13日信州松原湖上リンクで舉行，1等次の如し

100m 14秒5 古川(諏訪) 16秒 宮崎(東京帝大) 1000m 1分54秒5 原田(諏訪) 1500m 2分56秒6 古川(諏訪) 2分57秒8 潤間(諏訪) 2500m 6分8秒2 竹村(諏訪) 5000m 10分19秒 三石(諏訪) 10000m 20分29秒 潤間(諏訪) リレー 諏訪チーム(堀, 潤間, 原田, 高野) 背走 1分26秒 潤間(諏訪) スプーン 酒井(長野) 2人連結 堀組 5人連結 諏訪組(各) 國得點 諏訪27點, 松原6點, 長野2點, 東京1點

全國學生スキー選手権大会

4月4, 5日長野縣飯山 郊外大聖寺山 スロップで舉行

4km 1着8分36秒 竹節作大(早大) 2着小松(法政) 3着千葉(明大) 4着永田(早大) 5着古澤(法政) 15km 1着1時間23分6秒 小松長司(法政) 2着竹節(早大) 3着永田(早大) 4着東條(早大) 5着古澤(法政) ジャンプ 1等16點73 小松長司(法政) 2等16點68 富井(早大) 3等15點22 關(専修) 4等10點94 古澤(法政) 5等13點13 大塚(早大) コンバインド 15km. ジャンプ 1等18點36 小松(法政) 2等14點32 古澤(法政) 3等13點37 關(専修) 4等12點27 竹節(早大) 5等12點01 富井(早大)



ボート

11大星レガッタ

日本漕艇協會主催，大正15年9月25，26日隅田川下航1m4分の1のコースで舉行
準決勝 明大(9分24秒4)高師 帝大(9分16秒)早大
決勝戦 明大(9分16秒6)帝大

角力

關東學生角力大會

關東學生角力聯盟主催，昭和2年5月7，8日兩國技館で舉行

中等學校 專門學校

- 學校 個人 學校 個人
1 早實 小林(攻中)慶大 淺見(慶大)
2 攻中 藤井(電機)農大 大畑(慶大)
3 荏中 菊地(早實)中大 門倉(慶大)

東西學生對抗角力

5月29日明治神宮外苑土俵で舉行，41點對10點で關東勝つ

- ◀第1回戦 關東 17-10 關西
◀第2回戦 關東 11-16 關西
◀第3回戦 關東 13-14 關西

早慶對抗角力

報知新聞社及時事新報社後援，6月7日神宮土俵で舉行，24點對21點で早大勝つ

早大 慶大

- 林 ○○○淺見
●●●能登 ○○○大島
●●●都築 ○●●門倉
●○○島田 ○○○藪田
●●●中村 ○●●岩上
○○○中野 ●●●岩崎

- 堀 やや●蟻 木
●○○豊平 ○○○時田
○●●助川 ●●○井上
やや●○内藤 ●○○谷口
○○●村上 ●●●木島
○○○富木 やや●黒岩
●●●依光 ○●●中村
●●○津田 ●○○前田
○○○中津川 ○○や松本
○やや佐藤 ●●●田村
○●や五島
計 24點 計 21點

極東大會派遣選手

昭和2年8月27日から9月3日まで支那上海に開かれる第8回極東選手権競技大會に派遣されたわが役員及び代表選手は次の通りである

- ◇役員 ◀平沼亮三(東京)◀平沼九郎(東京)◀針重敬喜(東京)◀春日弘(大阪)◀田畑政治(東京)◀宮木昌常(東京)◀坂入虎四郎(東京)◀藥師寺尊正(東京)◀野口岩三郎(東京)◀青木好之(東京)◀野津謙(東京)◀直木松太郎(東京)◀清水治(東京)

- ◇陸上競技役員 ◀金栗四三(東京)◀加賀一郎(東京)◀下村廣治(東京)◀野村平爾(東京)◀加藤英夫(東京)◀芝川龜太郎(大阪)◀竹内廣三郎(京都)◀上野徳太郎(東京)

- ◇陸上競技選手 ◀竹内兵藏(東京)◀谷三三五(奈良)◀西巖(大阪)◀勝田豊次(門司)◀桑田行芳(東京)◀矢柴春雄(大阪)◀北角昌利(東京)◀道川茂作(青森)◀福井行雄(東京)◀吉岡隆徳(鳥取)◀相澤巖夫(東京)◀松重秀男(門司)◀岡田英夫(東京)◀土屋甲子

本操(濱松)◀片山兼吉(濱松)

- ◇バスケット役員及選手 ◀松崎一雄(東京)◀野村瞳(東京)◀東城正(東京)◀田中寛二郎(東京)◀中村幸治(東京)◀大橋定雄(東京)◀佐藤平六郎(東京)◀青柳市作(東京)◀内田春三郎(東京)◀清水潔(東京)◀高田友之助(東京)

- ◇ア式蹴球役員及選手 ◀中山廣三(東京)◀鈴木重義(東京)◀有馬暎夫(東京)◀玉井操(東京)◀朝倉保(東京)◀杉村正二郎(東京)◀鈴木義弘(東京)◀瀧通世(東京)◀本田長康(東京)◀高橋茂◀竹腰重丸(東京)◀春山泰雄(東京)◀近藤臺五郎(東京)◀西川潤之(東京)◀高師康夫(東京)◀杉村正三郎(東京)◀横村三男(東京)◀伊藤聖(東京)

- ◇庭球役員及選手 ◀千野四郎◀石井小一郎◀相澤久孝◀横山洋吾◀麻生健吾◀松浦竹雄◀佐藤倭太郎

◇野球監督

◀腰本壽◀選手は慶應大學チーム

- ◇排球役員及選手 ◀監督多田徳雄(東京)◀マネジャー渡邊逸郎(東京)◀高橋哲雄(東京)◀早崎廣種(東京)◀安居勤(東京)◀中村正吾(東京)◀伊藤元義(東京)◀張文苑(東京)◀江畑吉二郎(東京)◀井上恒雄(東京)◀鳩澤豊三(東京)◀足立六郎(東京)◀松本勝明(東京)◀石見平三郎(東京)◀鎔米三(東京)

- ◇女子排球競技監督 (兵庫縣立神戸第一高等女學校)◀篠原辰次郎◀杉山俊司◀安東正郎

- ◇同選手 濱崎鈴子◀高田喜代子◀枝光繁◀曾根桃子◀岡崎朋子◀片岡壽賀◀七星日出子◀太田いとゑ◀播磨和江◀辻本トシ子◀日野貞子◀長谷川美代子◀高橋喜代◀澤美代◀上田幹

- 雄(栃木)◀後藤信雄(東京)◀竹本千代治(神戸)◀三宅正之(廣島)◀島三郎(東京)◀田中義雄(東京)◀服部勝之助(茨城)◀村上國平(廣島)◀今村進一(東京)◀桑原省吾(新潟)◀大島鎌吉(金澤)◀有馬辰雄(朝鮮)◀古山一郎(東京)◀小山濠一(東京)◀尾崎尙文(東京)◀星名泰(京都)◀高田通(東京)◀津島仙太郎(東京)◀深津健一(濱松)◀津田晴一郎(神戸)◀大澤重憲(東京)◀木村一夫(神戸)◀平岡進(東京)◀南部忠平(東京)◀草場幸雄(東京)◀織田幹雄(東京)◀高田静夫(廣島)◀藤田康行(濱松)◀沖田芳夫(東京)◀伊藤金太郎(札幌)◀藤口實一(群馬)◀石橋哲夫(東京)◀高柳常雄(京都)◀岸源左衛門(大阪)◀三木義雄(東京)◀笠原寛(東京)◀住吉耕作(東京)◀永田安之助(東京)◀中澤米太郎(東京)◀橋本信義(東京)◀高木正征(東京)◀角田信行(東京)

- ◇水上競技役員 ◀宮畑虎彦(大連)◀川口又男(東京)◀和久山修二(京都)◀岡田辰雄(東京)◀樋口一成(東京)

- ◇水上競技選手 ◀森好男(東京)◀村松正一(東京)◀野田一雄(東京)◀杉野常雄(東京)◀栗田良作(東京)◀竹林隆二(東京)◀村上弘(京都)◀寺田亨太郎(函館)◀米山弘(東京)◀兒玉博(東京)◀入江稔夫(京都)◀大木直正(東京)◀上田治(京都)◀馬渡勇喜(東京)◀勝田忠彌(東京)◀渡邊寛二郎(東京)◀村上貞夫(東京)◀海老原市朗(東京)◀入谷唯一郎(京都)◀西本龍三(東京)◀落合芳政(名古屋)◀望月光一(濱松)◀猿橋清(東京)◀谷口忠康(京都)◀安田末吉(大垣)◀米谷喜一郎(函館)◀山







科學知識

元素				
原子番号	符号	名	原子量	発見者
1	H	水素	1.000	カベンディッシュ
2	He	ヘリウム	4.00	ラムゼー
3	Li	リチウム	6.94	アルゴッドン
4	Be	ベルリウム	9.02	マレー
5	B	ホウ素	10.82	デービー
6	C	炭素	12.0	有史前
7	N	窒素	14.01	ラザフォード
8	O	酸素	16.0	プリーストリー
9	F	フッ素	19.0	ラウジードレ
10	Ne	ネオン	20.2	デービー
11	Na	ナトリウム	23.0	デービー
12	Mg	マグネシウム	24.32	ビュシー
13	Al	アルミニウム	26.97	デービー
14	Si	ケイ素	28.06	ベルゼリウス
15	P	リン	31.02	ブランド
16	S	イオウ	32.07	有史前
17	Cl	塩素	35.46	シェーレ
18	A	アルゴン	39.90	レーレーラデー
19	K	カリウム	39.1	デービー
20	Ca	カルシウム	40.07	デービー
21	Sc	スカンジウム	45.1	ニルソン
22	Ti	チタン	48.1	グレイ
23	V	バナジウム	52.96	セフストロム
24	Cr	クロム	52.01	ヴォ克蘭
25	Mn	マンガン	54.93	ガーン
26	Fe	鉄	55.84	有史前
27	Co	コバルト	58.94	ブランド
28	Ni	ニッケル	58.69	クワンステット
29	Cu	銅	63.57	有史前
30	Zn	亜鉛	65.38	ベラセルサス
31	Ga	ガリウム	69.72	フワゴードラン
32	Ge	ゲルマニウム	72.60	ベングレン
33	As	ヒ素	74.96	シュレーデル
34	Se	セレン	79.2	ベルゼリウス
35	Br	臭素	79.92	バラード
36	Kr	クリプトン	82.90	ラムゼー
37	Rb	ルビヂウム	85.44	ブンゲン
38	Sr	ストロンチウム	87.63	デービー
39	Y	イットリウム	88.9	デービー
40	Zr	ジルコニウム	91.0	ベルゼリウス
41	Nb	ニオブ	93.1	ハッチェット
42	Mo	モリブデン	96.0	ビニルム
43	—	—	—	—
44	Ru	ルテチウム	101.7	クロウズ
45	Rh	ロジウム	102.9	ワラストン
46	Pd	パラジウム	106.7	ワラストン
47	Ag	銀	107.88	有史前
48	Cd	カドミウム	112.4	シュトル
49	In	インジウム	114.8	ライヒ
50	Sn	スズ	118.7	有史前
51	Sb	アンチモン	121.77	ワレンタイン
52	Te	テルル	127.5	ユタイン
53	I	ヨウ素	126.93	クワット
54	X(Xe)	キセノン	130.2	ラムゼー
55	Cs	セシウム	132.81	ブンゼン
56	Ba	バリウム	137.37	デービー
57	La	ランタニウム	138.90	モサンダー
58	Ce	セリウム	140.25	ベルゼリウス
59	Pr	プラセオヂミウム	140.92	デズバハ
60	Nd	ネオヂミウム	144.27	エルズバハ
61	—	—	—	—
62	Sm(Sm)	サマリウム	150.4	フワゴードラン
63	Eu	ユーロピウム	152.0	デマルセー
64	Ga	ガドリニウム	157.3	マリニヤク
65	Tb	アルビウム	159.2	モサンタン
66	Dy	ジスプロシウム	162.5	フワゴードラン
67	Ho	ホルミウム	163.5	クレーゼ
68	Er	エルビウム	167.7	モサンダー
69	Tm	ツリウム	169.9	クレーゼ
70	Yb	イテルビウム	173.5	マリニヤク
71	Lu(Lu)	ルテチウム	175.0	コルベン
72	Hf	ハフニウム	未定	コスター
73	Ta	タンタル	181.5	ニケル
74	W(W)	タングステン	184.0	デルフヤー
75	—	—	—	—
76	Os	オスミウム	190.9	テナント
77	Ir	イリジウム	193.1	ラナント
78	Pt	プラチナ	195.2	ウツド
79	Au	金	197.2	有史前
80	Hg	水銀	200.6	有史前
81	Tl	タリウム	204.0	クルクス
82	Pb	鉛	207.2	有史前
83	Bi	ビスマス	209.0	バジル
84	Po	ポロニウム	210.0	キュリー
85	—	—	—	—
86	Rn	ラドン	222.4	キュリー
87	—	—	—	—
88	Ra(Ra)	ラジウム	226.0	キュリー
89	Ac	アクチニウム	226.0	キュリー
90	Th	トリウム	232.5	ベルゼリウス
91	Pa	プロトアクチニウム	230.0	キュリー
92	U	ウラン	238.5	キュリー
93	—	—	—	—
118	?	?	?	?

原子の構造

物質は千態萬様であつても要するに原子から成立している。原子はまた、あらゆる元素を通じて、内外の兩部から成立している。外部を構成するものは陰電氣の細電(即ち電子)であり、この電子は内部の「かく」(即ち陽電氣)の周圍を廻つてゐるのである。

そして電子は水素の電子も、銅の電子もその他あらゆる元素の電子も、そのあいだに何等の區別を知らない。いずれも同一な陰電氣の單位である。しかし元素の異なるに従つて外部の電子の数は同一ではなく、正則な状態の原子においてはその数は原子番号と一致している。例えば水素の原子の外部の電子はただ1個に限つてゐるものであり、ヘリウムには2個、ウランには92個の電子が外部に存在している。

しかるに「かく」もまた1部は、水素以外の原子においては、やはり電子から成立している。これに對して「かく」のうちにはさらにプロトンと云ふものがあり、電子と互にけん制している。プロトンは要するに陽電氣の單位で、その性質は水素の原子の「かく」にひきしい。水素の原子はプロトン1個と電子1個とで出来てゐるのである。そしてその他の原子においては「かく」は電氣のこの兩單位の秩序正しい組合せにより、陰陽をさし引いてしかもその上に陽電氣を現わすようにできるのである。この餘分の陽電氣は即ち外部の電子を支配している。

それだから原子はただ電子とプロトンとの兩者の集團に過ぎない。従つて萬物は要するに電氣そのものであらねばならない。向きを変えていけば、各元素はつまり水素であるやも知れない。

いすれにしても原子の「かく」は、重い方の原子でも、球體としてみて直径がセンチメートルの1,000,000,000,000分の4ぐら

いなものであり、これに對して電子の大きさは直径1センチの10,000,000,000,000分の2ぐらいのものであると學者は算出している。この微細な電子がやはり微細な「かく」の周圍を直径ほぼ1センチの10,000,000分の2ぐらいの軌道をえがきつゝ廻轉してゐるのである。それだから電子の内側には比較的廣大な空間が存在している。あだかも太陽系の構造にひきしい。そして原子内の外部の電子は、その数が次第に増加するに従つて、2個、4個、6個及び8個などの團體を形成し、團體として「かく」を旋回している。しかもある元素の原子の最も外方に位する電子の團體はそれ以上の元素においては軌道を一さ廻り内方に收縮し、同時に速度は増加している。

その速度は最も外方の電子が秒速1,000キロメートルぐらゐであり、最も内方(即ち最も「かく」に近い方)の電子が秒速15,000キロメートル(即ち光速の半分)ぐらゐであるを計算されている。

同位元素

鉛の原子量は從來の化學では207.1であるが近ごろの研究によると鉛のうちにも原子量206のもの及び208のものがあることが判明している。外觀乃至化學的性質は全然同一な鉛であつてもその種類は1種に限らないのである。

かくの如く化學上の性質が同一でしかも原子の重さの違つてゐるものは即ち同位元素と名づけられてゐるもので、同位元素は單に鉛に限らず、その他の諸元素にもあるものであることが昨今ぞくぞく判明している。例えばネオンは原子量が從來は20.2であるが、現在では原子量20のものが9對1の割合で含まれてゐることが確定している。いいかえれば原子量20.2と云ふような元素は元來あることなく、實は原子量20及び22の2つの元素が存在するのを、兩者の化學作用が同一であるので、以前にはこの兩元素を分



割によしなく一括して原子量を20.2と見たのである。同様に一概に鹽素といつても鹽素には少くも原子量35及び37の2種があり、その他の諸元素にも元素によつては幾種もの同位元素が存在している。同位元素は19世紀中マルクスがはやくもその存在を臆測したもので、彼は諸元素の原子量に少数のあるのは恐らく重量の異なつた原子の混合しているものであることを語るものであろうと推察していた。しかし眞に同位元素の判明したのは1910年ラザーホードが放射能の研究を發表したときで、彼はウラニウムから生ずる鉛とトリウムから生ずる鉛との原子量に相違のあることを示したが、ソデーは「元素周期律において同一の位置を占める」という意味でこれに同位元素の名稱を與えた、そしてその後の研究の結果として、同位元素は要するに原子の「かく」の構造の差異に基づくものであると説明されている。

元來元素の化學作用はその原子の「かく」の周圍を運行する電子の數によつて決定しているが、この電子の數はまた「かく」の現わす陽電の數に従つて決定している。しかるに原子の「かく」はさらに電子（即ち陰電氣）とプロトン（即ち陽電氣）が集まつて組織しているものであるから、それが陽電氣を現わすためには兩者の分量が違われなければならない。しかもこの差異によつて現われる陽電氣は電子とプロトンの差引きの殘額であるから、電子やプロトンの事實上の多少にかかわらず殘額は往々同一であり得る、即ち原子量は違つておつてもそのかくの現わす陽電氣は時として同一であり、従つてその「かく」の周圍の電子數は同數であるから、その結果化學的性質の同一な同位元素を生ずるのだというのである。

### 原子力

人類の現在使つてゐる動力は、石炭の燃焼の生ずる力を始めとしおおむね物質の

分子の活動の發生しつつあるエネルギーに過ぎないが、その分子を構成する内部にはいまだ人類の自由にならない強大な力が潜在している。それは物質を電氣と認める近來の學說によつても理論上證明されまた事實上ラヂウム及びその他の放射性物質から實驗してみても疑いを容れない。ラヂウムの原子からはアルファ粒がひとりでに秒速的10,000マイルをもつて脱出しているが、この速度は現代の小銃彈の20,000倍に匹敵しこれを運動の力にしてみれば小銃彈の同一質量の質に4億倍に相當している、こうした著大なエネルギーが原子の内部には平衡を保ちつつ潜んでいるのである。もしもそれを解放利用し得るならば人類はもはや石炭や石油の缺乏も憂うるに足らないわけだが、この原子力を解放するには要するに2つの方法のいずれかをもつてしなければならない。第1は重い元素を變じて軽い元素を取らしめることである。さらに進んで物質を打ち壊し、それを力と成らしめることである。ラヂウムという重い元素はそれよりも軽い鉛という元素に遷には環變するために彼の強大な力を出しているが、近來の研究によれば物質は實は要するに力に過ぎない一片の石でも、一滴の水でも、もし環變して消滅するときはそれは多大なる力と成るはずである。第2は、逆に、軽い元素を重い元素と成らしめる方法で、これは太陽及びその他の量において實現している、軽い元素が重い元素と成るについてはその質量の一小部分が變じて力と成るものであるらしく、例えばヘリウムの1元素の原子は水素の原子「かく」4個と2個の電子とから出来ているらしいが、この水素「かく」の重量はヘリウムにおいては水素における1,000分の7ずつ減少している、甚ださ細な減少ではあるものの、元來が原子というような微細なものについてであるから、これでも1ボンドのヘリウムを水素から作れ

ばその結果實は8,000トンの炭素を燃焼せしめるに同等の力量が解放されるこゝが計算されている。しかしこの2つの方法のいずれも人爲的にはいまだ成就しておらない。ラザーホードはラヂウムのアルファ粒を用いて窒素などの原子を環變させているが、それも頗る小規模な實驗で要するに原子力の利用というこゝは今なお前途りよう遠であるとされている。

### 電子の發見

ラヂウムの放射線はクルークスの真空管内の放射線と非常に似て居り、真空管の陰極を作る物質やラヂウムなどの放射能物質の原子がいくらかずつ破壊されるのを知つた科學者達は、更に放射能物質の發する放射線は3種あり、その中のβ線はクルークスの真空管内の放射線と全く同じもので電子の急流であることを知つた。真空管では強い電力によつて陰極物質の原子が破壊して電子を放出し、螢光を發する放射線となるので、電子は原子から離れて自由になつた時のみ、始めて個々の實在物となるのである。電子は電氣の單位である。その體積は甚だ小さくその質量は全く電氣的のものであることが證明されて、數10年前までは科學界のなぞであつた電流も、物質内を流れる電子の群と解決されたのである。

### 相對性

高さ約2間半の枝から1つのリンゴが地に落ちたとする、そうすれば我々はこのリンゴは直線狀に下に動いたと見るだろう、しかるに地球は絶えず1秒ほぼ40マイルぐらゐの速力で太陽の周圍を運行しているそれだから太陽の立場からしてみればこのリンゴは枝を離れて地面に到着するまでには横にかつ曲線をたどつて、約40マイルだけ疾走したはずである。距離や方向は見る人次第で、長くもあれば短くもあり、東でもあれば西でもある。すなはち相對的のものなのである。同様に運動そのものも要するに相對的の

現象に過ぎない。枝がなければリンゴは離れず、地面がなければ地面に向つて接近したとゆうことが出来ぬから、運動は比較すべき他のものを待つて始めて現われるのである。

空間もまた相對的のものに過ぎない。我々の空間と呼んでゐるものから、もし比較すべき何ものもないように、萬物を滅却してみたらどうだらう。絶對的の空間というやうな不條理な事柄は想像できない。これに對して空間のあらゆる物體がいずれも同率に縮小するといふ場合は想像することが出来るがしかしそのときは我々自身を始めとして一切の度量衡もそれだけ縮んでおるから、縮小したことは實證できない。依然として從來の大ききの空間であるように感じているであろう。物體の大小といふことも實は比較上の差別なのである。

さらに、時間も相對的である。時間を計るためには我々は時計の針、または惑星をもつてしているが、すでにこの針や惑星の運動が相對的のものである以上、時間といふものも従つて相對的のものでなければならぬ。

つまり宇宙のあらゆる事物は、相對するものがあつて始めて發生し、變化し、消滅している。相對性はあまねく萬事に通ずる普へん的な性質でなければならぬ。これが所謂相對性理論の意味するところである。相對性理論はスイスに歸化したドイツ人アインシュタインによつて1905年始めて唱道され、近年は世界の學界を風びしている。當時アインシュタインは年齢僅かに27の青年理學者であつたが、以來その説を更に重力の問題までも擴張し、遂にこの人類の推理力の最大進歩と呼ばれる學說を大成せしめるに至つた。相對性理論による、物質そのものも速力の如何によつて増減している、地上の普通の速力においてはこの増減は感じ得ないほど僅少なものであるが、もし秒速161,000マ



イルをもつて動くにおいては、1斤の物質は2斤に増加し、さらに線の速力を出せばその物質は無量大に増加して来る。真空における光線の速度は萬物の速度の極致なのである。それは秒速約3億メートル(約186,000マイル)と一定している。この速度においてはあらゆる力は潜伏し、慣性は無限となり、抑制された活動の状態を発生して来る。もし地球がたまたま軌道を出脱し、この速力をもつて空間を1,000年も旅行したところで、再び軌道に歸つた時には、針も往來の人の片足も1,000年前から少しも進んでいないはずである。時間はまた空間と離すことができない。相對性理論による獨立の時間や獨立の空間とゆうものはないから事物の位置や大小を決定するには從來のように間口、奥行、高さだけの3元では確實にできない。それ等に加えるに時間をもつてしてはいわゆる4元としなければならない。重力は從來の物理学では物體がたがいに引き合うから発生して来る力であると説いているが、相對性を根據とする立場からして見れば、或る物體が他のものを引き寄せるとゆうような力を知らない。ただ物體が存在するときはその周圍の空間がわん曲するから、このわん曲した空間における他のものは最も自然な、最も短い、経路としておのずから曲線をえがいているのである。それだから重力を説明するには敢て力が必要ではない。アインシュタインは地球が太陽をだ圓形に運行するのは決して力によるものではなく、實にこの空間のゆがみとゆう時空一如の宇宙の性質によるものであると説明している。ここにおいて宇宙の實在の正體は相對性理論の理解するところでは、從來の物理学の想像していたところとは、大に面目を一新して来る。そこには絕對の空間もなければ、獨立の時間も常識的の物質もない。物質はつまりは勢力に過ぎない。しかしもち論虚無ではなく、相對的の

物質と時間と空間とがこん然として一體を形成している。そのこん然たる何ものかの現象を我々の意識は時間と見、また物質と見ているのである。空間は決して無限ではない。星の光は宇宙内を進むだけ進めば結局は出發點に歸ることとなるだろう。しかし宇宙は不自由ではない。星辰は宇宙内を運るに際してこれが宇宙の際がいであり、これ以上は進むことができないとゆうような何等の拘束を知らないのである。しかしながら相對性理論は哲學ではなくかえつて方程式によつて數量そのものを計算する數式的法則であることを誇りとしている。架空の偏見と先入見とをここごとく放棄し、ただ事實と實驗とを基礎としている。そしてこの理論の算出する數量は着々として事實と符合している。

アインシュタインは光線も宇宙のゆがみをたどるべきものであるから太陽の縁をかすかに通過する星の光線は太陽のひき起すゆがみに従つて1.7秒だけそれるはずであると算定し、これは數回の日しよくにわたつて數多學者によつて實證せられた。水星の近日點は從來の計算では100年間に43秒の誤りを現わし、星學者を當惑せしめておつたが、相對性理論によつて計るに至つて事實と計算とのあいだの相違は僅かに1秒に減少している。

### 空氣の成分

空氣は主として窒素及び酸素で、ほぼ酸素1窒素4の割合で混合している。もつともアルゴン、ネオン、クリプトン、ヘリウム及びセノンなども存在しているが、これ等はアルゴン以外はいずれも頗る微量な分量に過ぎない。アルゴンは容積にして、空氣のほさんど100分の1を形成している、そのほかに普通の空氣中には多少の水蒸氣や塵ほこりなどが存在し、アンモニア、アリュー酸およびその他の不純物も混入している炭酸ガスも通常空氣の成分とされているが、その分量は約100分の3ほどに過ぎない。

### 空氣の湿度表

兩室暖計の差	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
30	89	78	68	57	47	37	27	17	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	89	79	69	58	49	39	29	20	10	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	90	79	69	60	50	41	31	22	13	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33	90	80	71	61	52	42	33	24	16	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	90	81	72	62	53	44	35	27	18	9	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	91	82	73	64	55	46	37	29	20	12	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
36	91	82	73	65	56	48	39	31	23	14	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37	91	83	74	66	58	49	42	33	25	17	9	1	—	—	—	—	—	—	—	—
38	91	83	75	67	59	51	43	35	27	19	12	4	—	—	—	—	—	—	—	—
39	92	84	76	68	60	52	44	37	29	21	14	7	—	—	—	—	—	—	—	—
40	92	84	76	68	61	53	46	38	31	23	16	9	2	—	—	—	—	—	—	—
41	92	84	77	69	62	54	47	40	33	26	18	11	5	—	—	—	—	—	—	—
42	92	84	77	70	62	55	48	41	34	28	21	14	7	0	—	—	—	—	—	—
43	92	85	78	70	63	56	49	43	36	29	23	16	9	3	—	—	—	—	—	—
44	93	85	78	71	64	57	51	44	37	31	24	18	12	5	—	—	—	—	—	—
45	93	86	79	71	65	58	52	45	39	33	26	20	14	8	2	—	—	—	—	—
46	93	86	79	72	65	59	53	46	40	34	28	22	16	10	4	—	—	—	—	—
47	93	86	79	73	66	60	54	47	41	35	29	23	17	12	6	1	—	—	—	—
48	93	87	80	73	67	60	54	48	42	36	31	25	19	14	8	3	—	—	—	—
49	93	87	80	74	67	61	55	49	43	37	32	26	21	15	10	5	—	—	—	—
50	93	87	81	74	68	62	56	50	44	39	33	28	22	17	12	7	2	—	—	—
51	94	87	81	75	69	63	57	51	45	40	35	29	24	19	14	9	4	—	—	—
52	94	88	81	75	69	63	58	52	46	41	36	30	25	20	15	10	6	0	—	—
53	94	88	82	75	70	64	58	53	47	42	37	32	27	22	17	12	7	3	—	—
54	94	88	82	76	70	65	59	54	48	43	38	33	28	23	18	14	9	5	0	—
55	94	88	82	76	71	65	60	55	49	44	40	34	29	25	20	15	11	6	2	—
56	94	88	82	77	71	66	61	55	50	45	40	35	31	26	21	17	12	8	4	—
57	94	88	83	77	72	66	61	56	51	46	41	36	32	27	23	18	14	10	5	1
58	94	89	83	77	72	67	62	57	52	47	42	38	33	28	24	20	15	11	7	3
59	94	89	83	78	73	68	63	58	53	48	43	39	34	30	25	21	17	13	9	5
60	94	89	84	78	73	68	63	58	53	49	44	40	35	31	27	22	18	14	10	6
61	94	89	84	79	74	68	64	59	54	50	45	40	36	32	28	24	20	16	12	8
62	94	89	84	79	74	69	64	60	55	50	46	41	37	33	29	25	21	17	13	9
63	95	90	84	79	74	70	65	60	56	51	47	42	38	34	30	26	22	18	14	11
64	95	90	85	79	75	70	66	61	56	52	48	43	39	35	31	27	23	20	16	12
65	95	90	85	80	75	70	66	62	57	53	48	44	40	36	32	28	25	21	17	13
66	95	90	85	80	76	71	66	62	58	53	49	45	41	37	33	29	26	22	18	15
67	95	90	85	80	76	71	67	63	58	54	50	46	42	38	34	30	27	23	20	16
68	95	90	85	81	76	72	67	63	59	55	51	47	43	39	35	31	28	24	21	17
69	95	90	86	81	77	72	68	64	59	55	51	47	44	40	36	32	29	25	22	19
70	95	90	86	81	77	72	68	64	60	56	52	48	44	40	37	33	30	26	23	20
71	95	90	86	82	77	73	69	64	60	56	53	49	45	41	38	34	31	27	24	21
72	95	91	86	82	78	73	69	65	61	57	53	49	46	42	39	35	32	28	25	22
73	95	91	86	82	78	73	69	65	61	58	54	50	46	43	40	36	33	29	26	23
74	95	91	86	82	78	74	70	66	62	58	54	51	47	44	40	37	34	30	27	24
75	96	91	87	82	78	74	70	66	63	59	55	51	48	44	41	38	34	31	28	25
76	96	91	87	83	78	74	70	67	63	59	55	52	48	45	42	38	35	32	29	26
77	96	91	87	83	79	75	71	67	63	60	56	52	49	46	42	39	36	33	30	27
78	96	91	87	83	79	75	71	67	64	60	57	53	50	46	43	40	37	34	31	28
79	96	91	87	83	79	75	71	68	64	60	58	54	50	47	44	41	37	34	32	29
80	96	91	87	83	79	76	72	68	64	61	59	54	51	47	44	41	38	35	32	29



### 濕 度

我々の感ずる空気のかん濕は單に空氣中に存在する水分の分量によるのみでなく、溫度の如何にも關係している。従つて同一分量の水分を含有している空氣も暖たかければかわいているように感じられ、寒ければ濕つていようように覺える。それだから實用上かん濕を知るにはそれぞれの氣温に對する空氣中の水分の多寡を見なければならぬ。このそれぞれの氣温に對する水分の分量を比較濕度とゆうて普通には單に濕度といつてゐる。そうしてこの意味の濕度はかん濕器をもつて計れるが、かん濕器とは2つの寒暖計を列べておき、その1つの寒暖計の球だけをぬれている布をもつて包むものであるから、この布の水分は空氣のかん濕の程度によつて蒸發の速度を異にし、従つてかわいてゐる方の寒暖計と度數をそれだけ異にして來る。各溫度の空氣の含み得る水分の最大分量を100として、かん濕計で計れば空氣の濕度は濕度表に照して知り得る

### 絶對零度

水は攝氏の零度で凍るが、いまだ無熱の状態ではない、物體が全然無熱すなわち無力となるのは零下273度1分(華氏零下459度4分)のときであると物理學の理論上算定されている。これがすなわち絶對零度であり、これから起算した度數は絶對溫度と呼ばれてゐる。例えば水は攝氏による絶對溫度の273度1分において氷結するとゆう類である

### 溫度換算

萬國度量衡統一により原則として攝氏を使用することになつてゐる

華氏を攝氏に——華氏の度數より32を引き、5を掛け、9で割る

華氏を攝氏に——5を掛け、4で割る

### 寒暖計比較表

	華氏	攝氏	列氏
水 沸 騰	212	100	80
酒 精 沸 騰	203	95	76
	194	90	72
	185	95	68
	174	78.9	63.1
	167	75	60
獸 脂 融 解	158	76	56
	149	63	52
	140	60	48
	131	55	44
	127	52.8	42.2
血 温	122	60	40
	133	45	36
	108	42.2	33.8
	104	40	32
温 和	68	36.7	29.3
	95	35	28
	90	32.2	25.8
	86	30	24
	80	26.7	21.3
	77	25	20
水 氷 結	68	20	16
	60	15.3	12.4
	55	12.8	10.2
	50	10	8
	45	7.2	5.8
華 氏 零 度	41	5	4
	33	1.7	1.3
	32	0	0
	30	-1.1	-0.9
	23	-5	-4
	20	-6.7	-5.3
水 銀 氷 結	14	-10	-8
	10	-12.2	-9.8
	5	-15	-12
	0	-47.6	-14.2
	-4	-20	-16
-13	-25	-20	
-22	-30	-24	
-31	-35	-28	
-40	-40	-32	

### 音波と電波の傳わる速さ

音波が傳わる速さは、空氣中をゆく時は毎秒340メートル(氣壓が760ミリメートル、溫度が攝氏零度の場合)であるが、氣壓や溫度の變化だとか風の強さによつて傳わる速さも變つてゆくし、媒質が空氣以外の水やガラスや水晶などの場合にはもち論各々特有の數値を有するものである。電波の方はどうかとゆうと、有名なアインシュタイン博士の「相對性原理」で否定されてゐる科學界の怪物、エーテルを媒質として傳わるのであるが、その速さは、1秒間に3億メートルとゆう驚くべき勢で進行する、假にこれが地球を周るものとする、1秒間に7回餘りも廻り得るとゆうすばらしさである

### エーテルの波動

波の數(毎秒)	名 稱
1	?
3,000,000	無線電波
3,000,000	ヘルツ波
2,000,000,000	?
125,000億	熱
3,950,000億	赤樺黃綠青藍紫
7,630,000億	など見える光線
30,000,000億	紫外線
2,500,000,000億	?
30,000,000,000億	エツキス線
?	γ線

波の長さは波の數の多いほど短く、エツキス線などは波長僅かに1ミリメートル(1寸の30分の1)の約1,000萬分の1に過ぎない。無線電波の長いものは3,000尺もあり、紫に見える光波の長さは1ミリの100分の4ぐらいなものであると計算されてゐる

### 光線の屈折

光線はある密度に入ると屈折する。太陽の光線は、地球表面の空氣が濃くなるに従つて、その屈折の度を加えるから、上空ないし水平線上の物體は、その實體より大きく我々の目に映ずる。従つて我々は日出前において既に太陽を認め、日没後にもなお夕日の影を見ることとなり、それだけ晝の時間が長くなつてゐるわけである

### 土地の高低と氣壓

氣壓	海拔	600	1,920
	m	620	1,659
400	5,070	640	1,893
420	4,440	660	1,152
440	4,350	680	909
460	4,020	700	669
480	3,690	720	444
500	3,330	740	218
520	3,300	760	0
540	2,766	780	△210
560	2,475	800	△420
580	2,070		△は海拔以下

### 氣體の比重(空氣の比重を1として)

空 氣	1.0000
ア ム モ ニ ア	0.5961
鹽 素	2.4910
炭 酸 ガ ス	1.5289
ヘ リ ウ ム	0.1381
水 素	0.0695
ネ オ ン	0.6962
水 窒 素	0.9785
酸 素	0.9673
リ ン	1.1052
水 蒸 氣 (100氣壓)	4.3564
	0.4620



物體の比重

固體及液體(攝氏4度の純水を1として)

Table of specific gravity for various materials, organized in columns with categories like metals, minerals, and organic materials.

物體の硬さ(金剛石を10として)

Table of hardness for various materials, measured on a scale where diamond is 10.

Table of alloy compositions for various materials, listing components and their percentages.

合金成分

Detailed table of alloy compositions, including specific percentages for various metals and their combinations.

物體のぼうちよう率

(攝氏1度の上昇につき)

Table of expansion coefficients for various materials, categorized by solid, liquid, and gas.



金の銅含有量標準 昭和2・8調時價 5.12円				溶解點及沸騰點 (攝氏)(-は零度以下)			速度の比較	
カラ ット	金の 含量 %	銅の 含量 %	價格 円	種別	溶解點	沸騰點	運針(手縫) 1秒	メートル
24金	1.000	—	5.00	アルミニウム	658.7	1,800	徒歩(女學生)	0.970
23金	0.958	4.042	4.89	アンチモニー	630.0	1,440	馬(並足)	1.000
22金	0.917	0.083	4.68	そう鉛	271.0	1,430	徒歩(男)	1.100
21金	0.875	0.125	4.46	コバルト	1,480	—	電車(市内)	3.500
20金	0.833	0.167	4.25	銅	1,083.0	2,310	こい	4.500
19金	0.792	0.208	4.04	金	1,063.0	—	自轉車	5.500
18金	0.750	0.250	3.83	ヘリウム	— 271	— 267	競走	6.000
17金	0.708	0.292	3.61	水素	— 259	— 252.6	汽船	10.500
16金	0.667	0.333	3.44	鐵	1,530	2,450	くじら	11.000
15金	0.625	0.375	3.19	鉛	327.0	1,525.0	だ鳥	12.000
14金	0.583	0.417	2.97	まんがん	1,230.0	1,900.0	汽車	13.800
13金	0.542	0.458	2.76	水銀	-38.87	357.0	軍艦	15.500
12金	0.500	0.500	2.55	ニッケル	1,452.0	—	低氣壓の中	14.000
11金	0.458	0.542	2.34	窒素	-211.0	-195.0	心	28.000
10金	0.417	0.583	2.13	酸素	-218.0	-182.7	自動車	30.000
9金	0.375	0.625	1.91	りん	44.2	288.0	ぐ風	30.000
8金	0.333	0.667	1.70	炭素	3,500.0	3.600	飛行機	40.000
7金	0.292	0.707	1.49	眞ちゆう	1,030.0	—	つばめ	47.000
				鹽素	-101.5	-33.6	津波	210.000
				白金	1,755.0	3,910	彈丸(初速)	150.000
				ラジウム	700.0	—	音	330.000
				けい素	1,420.0	—	砲75ミリ初速	480.010
				銀	960.5	1,955.0	6インチ大	750.000
				硫黄	115.0	444.6	地震の波	2,000.000
				すず	231.9	2,270.0		10,000.000
				タンゲステン	3,400	5,830	光電氣	300,000,000.000
				水(純)	0.0	100.0		
				あ鉛	419.4	930		
				ガラス	1,100.0	—		
				パラフィン	54.4	—		
				樹脂	— 10.0	—		
				ろう	65.0	—		

最大の速度

飛行機推進 器葉端速力	マイル
飛行機	400
飛(追風)	150
自動車	278
急行列車	204
モーターボート	120
汽船	80
自轉車	40
競馬	32
スケート	38
疾走	24
歩行	14
	4

落體の力

落下する物體は最初の1秒には4.8メートル落ち

秒数	速力(1秒間)	距離
第2秒	4.8+9.6=14.4	19.2
第3秒	4.8+19.2=24.0	43.2
第4秒	4.8+28.8=33.6	64.8
第5秒	4.8+38.4=43.2	120.0
第n秒	4.8+9.6(n-1)	4.8n <sup>2</sup>

すなはち落下した距離は第1秒には4.8メートル第2秒には19.2メートル、第5秒には

は120メートル第n秒には4.8×n<sup>2</sup>メートルとなる  
 但し右は概略の數字であり、しかも空氣の抵抗を加算しておらない。そして空氣の抵抗は落體の形状及び大小によつて違ふものであるからその多寡は一概にゆうることができない。「ただ空氣の抵抗は落體の速力に従つて増加する」とい得るのみである。それから、重力は落體の高さに従つて差異があるものであり、地面よ

り1マイル上にある物體に對する重力はその物體が地面にあるときより約2000分の1だけ微弱なものだが、この差異は落體の速度に加算するには普通あまりに僅少なものであるとされている

圓の計算

圓周を知るには直径に3.14159265(略して3.1416)を掛け、圓の面積を計り出すには半径の自乗に3.1416を掛ける。つつの容積を算出するには底面積に高さを掛ければよろしい。例えば直径1尺高さ1尺のおけには785400立方分の水を満たし得るわけである。そして1升は64,827立方分であるから容積を64,827で割ればます目が出てくる

電氣の諸單位

鐵管を通過する水流はその水壓と鐵管の大きさによつて定まるさ等しく、電線を通過する電流はその電氣の壓力と電線の抵抗によつて計られる。その電壓の單位はヴォルトさいい、抵抗の單位はオームと呼ばれる。但し電線の場合は、鐵管さちがいが、抵抗は形状の曲直などには關係なく、かえつて電線材料と長ささ横断面の面積と温度さによつてだけ増減しているが1オームの抵抗を1ヴォルトの電壓が通過するとき、その電流の強さは1アンペアであるといわれる。しかるに電氣はさらに水さ等しくその分量は流れの繼續する時間に比例して増加している。それだから電流の量を知るにはその單位には時間を加算する必要があり、1アンペアの強さの電流が1秒間に流れる分量を1クロームと呼んで單位さしてみろさ電流の爲す仕事の分量はもちろん電流の分量と比例している。この方面の單位はジュールと名づけられ更にこれを動力と見て計算する單位はワットと呼ばれる。それから感應はヘンリーを以て單位さしているが、これ等の諸單位は電氣學者の國際會議でそれぞれ左のように決定されている

(オーム)は水の融解温度において質量1.44521グラム、長さ106.3センチメートルにして、均一なる切斷面積を有する水銀柱の不變電流に對する電氣抵抗をゆう  
 (アンペア)はしょう酸銀の水溶液を通過し毎秒0.001118グラムの銀を分離する不變電流をゆう  
 (ヴォルト)は1オームの電氣抵抗を有する導體に、1アンペアの不變電流を發生せしむるために要する不變電壓をゆう  
 (ワット)は毎秒1ジュールの割合を以て作業する仕事に相當する電力をゆう  
 不變電流以外の場合—における電流電壓及び電力の計算方法次の如く定めらる  
 (通信省令)

1. 不變電流以外の場合における實効電流の不變電流及び實効電壓の不變電壓に對する等價はそのしゆん時値の自乗の平均の平方根をもつて定む
2. 不變電流 1アンペアに相當する實効電流を1實効アンペアと稱し、不變電壓1ヴォルトに相當する實効電壓を1實効ヴォルトと稱す
3. 電力はそのしゆん時値の平均をもつて定む  
 その他の電氣單位前掲外電氣單位につきては次の如く定めらる(同上)
1. 電量はクロームをもつて單位とす  
 1アンペアの流により1秒間に輸送さるる電量をゆう
2. 電氣容量はファラッドをもつて單位とす。ファラッドは1クロームの電量により1ヴォルトの電位に充電さるる蓄電器の電氣容量をゆう
3. 電氣仕事はジュールを以て單位とす  
 ジュールはアンペアの電流1オームの電氣抵抗を有する導體を通過する時1秒間になす仕事をゆう
4. 電氣誘導はヘンリーを以て單位とす  
 ヘンリーは毎秒1アンペアの割合を以て變化する電流により1ヴォルトの電壓を發生する電氣誘導をゆう



電氣の導不導

導體=金屬, 酸類及鹽類の水溶液, 炭素, 不純な水, 生の樹木等
不導體=かわいた空氣, ガラス, 陶器, じ器, エボナイト, 絹, 麻, 綿, ゴム, 硫黃, ろう, かわいた木材等

比電比熱導率

(銅を100として)

Table with 3 columns: 種別, 比電導率, 比熱導率. Lists materials like 銀, 銅, 金, アルミニウム, 亜鉛, ニッケル, 鉛, 水銀 with their respective conductivity values.

酒のアルコール分

(100分率)

Table with 4 columns: 酒名, アルコール分, 酒名, アルコール分. Lists various wines and their alcohol percentages.

酒のアルコール分にして尿さきにも排せつされもしくは, 肺または皮膚から出るものは總計100分の3ほどに過ぎないことが實驗上判明している.

煙草のニコチン含有量

Table with 3 columns: 種別, 一本中に含まれる量, 含有率. Lists countries like 一タ, ホマ, パツ, エア, カメ, 以國, 強, 大 and their nicotine content.

やよひ // // 弱3.0
朝日 // // 2.3
富士 // // 2.0
たつた // // 約2.0

以上によつて見ると, 1本の煙草から0.03グラムないし0.05グラムの煙がでるとして, その中の10%即ち0.003ないし, 0.005のニコチンが含まれていることになる.

セメントの割合

Table with 4 columns: 用途, セメント, 砂, 小石類. Lists construction uses like 足場, 汚物大漕, 階段, 垣の柱, etc.

たとえば1,2,4の割合で作るには, 先ず2立方尺の砂の上に1立方尺のセメントを擴げ, 最初はかわいたまま次にはぬらしして, 十分に混合させ, しかる後4立方尺の小石を上に擴げて水を加えつつ充分にかき混ぜるそうして砂の各粒を残らずセメントで抱ようし, さらにその砂をもつて小石の各片を包ませるのである

重要な發明

Table with 5 columns: 發明事項, 發明者, 國籍, 年代(西曆). Lists inventions like 印刷(固定), 活字印刷, 金屬活字印刷, etc., with their inventors and dates.



マンガノ鋼	ハツドフィールド	イギリス	1884
リノタイプ	メルゲンターレル	アメリカ	1885
キヤツシ・レジスター	バターソン	ス	ス
電気鍍爐	グールス	ス	ス
無煙火薬	キーエル	フランス	1886
植字機	ランストン	アメリカ	1887
とら明フィルム	イーストマン	ス	1888
アセチリン燈	ウイリソン	ス	ス
潜水艇	ゼーギー	フランス	1889
ハーヴェー式甲裝板	ハーヴェー	アメリカ	1891
交流發動機	テスラ	ス	1899
活動寫眞機	エヂソン	ス	1892
無線電信	マルコニ	イタリヤ	1893
無線電話	パウルセン	デンマルク	1900
ジーベル石油發動機	ジーゼル	ドイツ	ス
高速鋼	テイラー及びホワイト	アメリカ	1901
飛行機	ライト兄弟	ス	ス
毒ガス	ホワイト・ロー	—	—
深水爆弾	ウンゲ	スイス	1903
水上飛行機	カーチス	アメリカ	1911
機關銃	リウイス	ス	1912
發聲フィルム	シー・ホキシイ	ス	1912

ノーベル賞金

ノーベル賞金はダイナマイトの發明者にしてスエーデンの學者なるアルフレッド・ベルナルド・ノーベルの遺志に基づき、人類の福利に對する貢獻を獎勵するために贈與されているもので、それがために同氏は基金約 18,000,000圓を遺して1896年11月10日死亡した。受賞者としては理學、化學、醫學、理想主義の文學及び世界の平和のため5方面につき毎年最も功績が多かつたと認むべき人を選択し1901年以來下表の通り各人につき平均約 80,000圓ずつを贈賞しているが、理學及び化學の受賞者はスエーデンの王立科學院において決定し、醫學の受賞者はスエーデンのカロリネ醫學會、文學受賞者はスエーデン學士院、平和受賞者はノルウェー議會においてそれぞれ決定している。受賞志願者は受付けておらない

年次	理學賞	化學賞	醫學賞	文學賞	平和賞
1901	レントゲン(獨)	ヴアントフ(和)	ベーリング(獨)	スーリャルトム(佛)	{ ジュナン(ス) ベシー(佛)
1902	{ ロレンツ(和) ジーマン(和)	フアシャー(獨)	ロス(英)	モムゼン(獨)	{ ジュコムマン(ス) ゴバース(ス)
1903	{ ベツケレル(佛) キユリー夫妻(佛)	アレクウス(瑞)	フィンゼ(丁)	ビエルンツン(諾)	クリーアー(英)
1904	レーライ(英)	フムゼー(英)	パウロフ(露)	{ ミストラル(佛) エチエガラ(西)	國際法學會
1905	レナルド(獨)	フォンバイエル(獨)	コツホ(獨)	シエンクウイツチ(獨)	ズツネル夫人(獨)
1906	トムソン(英)	モアツソン(佛)	{ ゴルギ(伊) カハール(西)	カルドヴィツチ(伊)	ルーズベルト(米)
1907	マイケルソン(米)	ブツヘナー(獨)	ラヴエラン(佛)	キッフリング(英)	{ モネタ(伊) ルノー(佛)
1908	リツプマン(獨)	ラギーラオード(英)	{ エーリツヒ(獨) メチニコフ(露)	オイケン(獨)	{ アーノルドソン(瑞) バーエル(丁)

1909	{ マルコニ(伊) ブラウン(獨)	オストワルド(獨)	コツヘル(ス)	ラーゲルレーフ(瑞)	{ ベールナルト(白) コンスタン(佛)
1910	ファン・デルワールス(和)	ワラツハ(獨)	コツセル(獨)	ハイゼ(獨)	國際平和局(ス)
1911	ウイーン(獨)	キユリー夫人(佛)	グルストダント(瑞)	メーテルリンク(白)	{ アツセル(和) フリード(獨)
1912	ダーレン(瑞)	{ グリニヤール(佛) サバチエー(佛)	カレル(佛)	ハウプトマン(獨)	ルート(米)
1913	オンネス(和)	ヴェルネル(ス)	リシエー(佛)	タゴール(印)	ラ・フォンテーヌ(白)
1914	フォン・ゲラウエ(獨)	リチャーズ(米)	パラニー(獨)	無賞	無賞
1915	ブラツグ父子(英)	ウイリスタツテル(獨)	無賞	ロマン・ローラン(佛)	無賞
1916	無賞	無賞	無賞	ハイデンシュタム(瑞)	無賞
1917	バークラ(英)	無賞	無賞	ゲレラツプ(丁)	萬國赤十字社(ス)
1918	ブランク(獨)	ハーベル(獨)	無賞	ポントピサン(丁)	無賞
1919	シタマルク(獨)	アシハン(ス)	ボルデー(白)	シユピツトラ(ス)	ウイリソン(米)
1920	ギョーム(ス)	ネルンスト(獨)	クロツク(丁)	ハムズン(諾)	ビールジョア(佛)
1921	アインシュタイン(獨)	ソデー(英)	無賞	アートル・フ(佛)	{ プランチング(瑞) ランゲ(諾)
1922	ボル(和)	アストン(英)	{ ヒル(英) マイエルホフ(獨)	ベナヴェント(西)	ナンゼン(諾)
1923	ミリカン(米)	フレグル(獨)	{ バンチング(英) マクレオツド(英)	イエーツ(英)	無賞
1924	{ ジーグーバー(瑞) カルビン・パーズ(米)	無賞	アイントーブエン(和)	{ イバニエズ(西) レーモン	無賞
1925	フランク(獨)	ツグモンデー(獨)	無賞	バーナード・ショウ(英)	無賞
1926	ペラン(佛)	スウエドベルグ(瑞)	.....	.....	{ ドーズ(米) ブリアン(佛)

註—英(イギリス)、獨(ドイツ)、佛(フランス)、米(アメリカ合衆國)、和(オランダ)、丁(デンマーク)、瑞(スエーデン)、諾(ノルウェー)、白(ベルギー)、獨(オーストリア)、露(ロシア)、伊(イタリア)、ボ(ポーランド)

植物の壽命

植物の1代とは種子たるのときから死滅までの期間を意味すべきものだが、普通には發芽から成長、死滅までの過程を1期内に完了するものを1年生と呼び、2期にわたるものを2年生、3期以上に及ぶものを多年生といつている。例えば「えんどう」は1年生、「だいこん」は2年生、「たんぼぼ」は多年生である。植物中には數周ないし數月以内に1代を経過するものが多いに對して數百年にわたつて生存するものも少くない

あかぎ	250	2—2.3	10
あかして	500	2—2.3	10
いちよう	1000	5	25
えのき	400—500	4	13
えんじゆ	300—400	4—6	10
かかし	400—500	2.5	15
かしわ	400—500	3	15
かつら	500—600	3	15
かえで	300—400	2	15
からまつ	400—500	2.5	20
かや	1000	3	20
くす	1000	5.6	20
くぬぎ	300—400	2.5	15
くわ	300—400	1.8	10
くり	400—500	2	15
けやき	1000	5	15—20
こなら	700—800	3.1	10
さいかち	300—400	2	15
さいくら	400—500	4	13
さいわ	500—600	3	30
し	700—900	4	10

樹木の年齢

(本多静六博士の「大日」  
本老樹名木誌)による

樹名	最高齡(年)	最大幹周(丈)	最大幹高(間)
あおぎり	400	2—2.3	10



しおぢ	400—500	3—3.6	15
すぎ	800—1000	6	30
せんだん	500	4	13
たまたも	500	3.6	10—15
たまくす	700	2—2.3	10
とち	600—700	4	15—20
はりぎり	300—400	2.4	10—15
はるにれ	300	2	15
ひのき	1000	3	30
ひば	(?)1000	2	10
びやくしん	(?)1600	5	15
まき	500—600	2	15
まつ(赤黒)	300—800	5	25
むく	400—500	3—4	15
うめ	300	1.3	17
もち	400—500	2	17
もみ	400—500	3	25
やちだも	300—400	2—2.5	15
やなぎ	300—400	2—3	(?)20
ようじゆ	300	4	12

動物の壽命

おらむ	100年	白鳥	100
あおさぎ	60	はえ	8日
しし	60	はと	50
しみ	2	ひつじ	10
しゃこ	100	ひよう	25
うし	20	ビーバー	50
うなぎ	60	ひばり	18
うま	25—30	ぶた	20
おおかみ	20	へび	7
かげろう(幼虫)	3	あり	8
(成虫)期間		いぬ	28—30
かたつむり	9	たにし	10
がちよう	80	つる	90
カナリヤ	20	とら	25
川眞珠	100	とんぼ(幼虫)	
せみ(幼虫)	13—17	(成虫)	100—150日
(成虫)	2—7日	(成虫)	3—100日
いもり	10	なめくじ	3
いそぎん	40—70	にわとり	10
ちやく		ねこ	18
からすがい	14	かえる	12—36
きつね	15	髪切蟲	6ヶ月
きりぎりす	5ヶ月	かます	100
金魚	40	かめ	100
ねずみ	6	かもめ	50
のみ	3ヶ月	からす	100

遺傳の法則

白い「おしろいばな」と赤い「おしろいばな」とをかけ合せて作った種はいずれも桃色の花に變化している。しかるにこの桃色の花の種をまくときは1本は白色、2本は桃色、他の1本は赤色の割合で3種の「おしろいばな」を發生して来る。さうしてさらにこの3種の花からとつた種をまけば、白い花の種からはいずれも白い花の「おしろいばな」を發生し、赤い花の種からはことごとく赤い花の「おしろいばな」を生ずるが桃色の種からは2割5分、5割、2割5分の割合で赤桃色白の「おしろいばな」を發芽している。この花の色の變遷とその割合とは即ちいわゆる遺傳の法則に支配されているもので、引きつづき代を重ねたところでこの法則は繰り返されるに過ぎない

動植物に遺傳の利用のあるのは古くから人類の知つているところで、有史前の人間もこれを利用して家畜や農作物の改良を計つた。しかし遺傳には嚴然たる法則が、しかも數量的に行われていることを發見したのはオーストリアの僧グレゴール・メンデルで、メンデルが1865年に發表した研究の結果は現代の遺傳學や優生學の基礎と成つてゐる。さうして遺傳の法則は左の2法則を要領としている

**遺傳單位の法則**—先祖の性格は全部一緒に子孫に遺傳して行くものではない。性格は數班の單位の集合したものであり、その單位が獨立に遺傳している。従つ

てある單位は遺傳するに對して他の單位は減びてしまふことがあり得る。しかも一概に性格とゆうものの、遺傳して行くものは成長後に現われている性格そのものではなく、性格の基礎としてあらかじめ種子の中に含まれているもの(即ち因子と呼ばれているもの)である。それだから高い鼻を傳承した子孫でも幼時の鼻は必ずしも高いものではない

**優劣性の法則**—メンデルは「えんどう」の丈の高いのと低いものとを交配せしめてその種子(即ち雜種第1代)がいずれも高いものに成長したので、「えんどう」の丈の高いことを優性、これに對して低いことを劣性、と名づけた。最も劣性の單位といつてもただ一時潜伏しているだけで雜種第1代の種子の4分の1からは、雜種第2として、丈の低いものを發芽している。さうして優性因子もあるものはその優越性が時としては完全ではなく、中途はんばで停止している。例えば「おしろいばな」の場合にあつては雜種第1代は赤色ではなく僅かに桃色を帯びている

**分離の法則**—雜種の種細胞は雌雄いずれも2種類の種細胞に分離している。例えば桃色の「おしろいばな」の雄ずいは赤白兩種類の雄細胞を發生し、雌ずいも赤白兩種類の雌細胞を同様に發生している。即ち雜種の種細胞中には全部では4種の區分を現わし、この4種の細胞の組み合わせによつて生殖を営みつつある。しかもこの組み合わせたるや偶然であるから數多の場合にわたるにおいては種子にもそれぞれ2割5分ずつの4つの種類を發生して来る。具體的にいえば桃色「おしろいばな」には赤雄細胞と赤雌細胞との結合したものを始めとし赤雄と白雄、白雄と赤雌及び白雄と白雌との結合したる結果たる4種類の種子を結ぶべきは必ずである。しかるにこの場合赤は不徹底な優性であ

るから、赤雄白雌及び白雄赤雌の兩種は同様に桃色の花を現わし、全體に對しては數は5割を包括している。即ち2割5分は純種の赤、5割は雜種、殘餘の2割5分は純白種となり、1, 2, 1の割合を生じるのである

動物腦量 (體重の千分率)

人	類	272.8
ほ乳	類	53.8
鳥	類	42.2
は虫	類	7.6
魚	類	1.8

人體と物質

18貫の男子の人體を分解すると次のようである

ガスは1,092メートルで、自分自身を乗せて飛ぶべき輕氣球用の水素を得られる。脂肪は百目ろうそく4本ないし7本分。炭素は鉛筆の心9,200本、リンはマツチ8,064個分、鐵は平頭ビョウ5個分、鹽は6皿、砂糖は1びん、水分は約2斗4升

排卵排精數

女子排卵數		男子排精虫數	
期間	數	期間	數(單位億)
28日	1	28日	2,712,000,000
365日	13	365日	35,256,000,000
30年	390	50年	1,762,800,000,000

人工妊娠

實驗者數	22
實驗數	127
受胎數	{ ちつ法 4
	{ 子宮法 48

人の一生

英國の統計學者は、人の1生を75年として消費時間を左の如くに割りあてた

睡眠、23年4ヶ月、勤勞19年8ヶ月、保養及修養、10年2ヶ月、飲食、6年10ヶ月、旅行、6年、疾病、4年、着衣裝束2年







## 家庭

### 住宅

#### 住宅改善

**間取及家具の改善**—第1に家具の改善である。日本在來の疊式は不可とされ、すべてイス式に改めることが唱えられている。これに準じてすべての家具が改められねばならないことはもちろんであるが、すべて家族本位とせねばならない。しかも實用を主とし、設備を完全に。例えば、虚飾を廢し耐震耐火的の防備を施し、間取配置、入口、窓の大きさ、間仕切壁、仕切建具、戸締、棚、押入の寸法、日用品家具の研究等甚だ數多いが、大體の間取を次に記せば、共同室として

1. 應接室
2. 客室
3. 居間
4. 食事室(又茶の間の類)

専用室として

1. 隠居室
2. 主人室主婦室
3. 子供室
4. 女中室 (以上寢室兼用の室は單に寢室の名の下に各自専用する)
5. 書齋(専用)

その他一般的玄關、廊下、臺所、浴場、便所並に家財倉庫等である

**玄關**—來客が少ない住居の玄關は常に戸締を施し、來訪者は呼鈴で取次ぎをさせる

**應接室**—過渡期においては來訪者が靴のまま、または靴カバーを着せて室に通ることは一寸六ヶ敷い、だから靴のまま、たは下駄のまま應接し得る室(イス式)を玄關脇に設ける

**客室**—例えば遠來の客のお宿をする場合等のために豫備的に設ける。通常は客室としての目的の主意に適う様に設け内部を比較的立派に、特に保温装置に留意することが必要である

**居間**—家族團らんの楽しみを主とする室でもあり、また親しい客に用ゆる時

は温かみがあつていい。殊にこの室と食堂とを簡単な間仕切りで連絡すればなおいい。小さな室ならば、その一方に机をおいて應接を兼ねた書齋とするのもいい。このように共室用の意味ある室であるから、保温、採光、通風共に充分注意を要する

**食事室**—臺所と連絡が必要である。すべてイス式に改める

**専用室(隠居室、主人室等)**—これ等は各自の獨占室であるが、この他子供の勉強室遊戯室等を兼ねた寢室が必要である。もちろんイス式に改めることが肝要である

**書齋**—なるべく静かな室を充てる

**廊下と通路**—諸室を單獨に活用するために廊下や通路を設けることは當然である。家屋の向きによつては夏季日光の直射を避ける用をなし、また座敷を広く利用する助けともなるが室内を暗くし、家の大きさを増し、ふき掃除に手数を要する等の缺點もある。單に通路のみを利用するなら、間取方法を巧にすれば、ある程度までは廊下の面積を減じ得る。例えば洋風のベランダがそれである

**臺所(勝手場)**—決して広くする必要はない。すべての設備を巧に配置しこれを電化装置にすれば、最も理想的であるが、未だそれに達しないから現今のガスを利用する。床下には、食料品の貯藏のため一寸した地下室を設ければ材料の保存上極めていい

**浴場及便所**—臺所、浴場、洗面所、便所は何れも、清潔な水の給與と使用後の汚水の排出とに、充分衛生的設備を必要とするはもちろんである。家屋の間取としては便所の取扱いは最も厄介視せられているが、これを無臭清淨のものとし

たならば間取配置の上にも非常に都合がよい。近來大建築にはあの水洗式が利用されているが、一般建築もこれになるべきである。但し大下水が完備していない日本の現状では一寸簡単にゆかぬ憾がある。浴場は床及腰廻りの水のかかる所は耐腐材料を用い、いつも清潔にする。浴そうは、各人の趣味にもよるが、防火の設備にも注意を要する

**倉庫**—家具家財を安全にするため耐火的倉庫が必用であるが、もちろん、生活改善は一面簡易化である以上家財家具も精進して冗多を避けねばならない。普通の家庭では、安全倉庫も書齋の一部に設くるのが最良策である

**その他**—間取に付隨する各部の改良例えば、棚や押入の寸法のように、在來は柱の関係から簡易に定められたが、室の用途に従つて定めることが必要であることや、外側窓入口の大きとか、戸締の形式とか、いろいろあるが、これらもよく研究されねばならない

## 家庭電化

明治初年以來、科學文明が急激に侵入して來たにもかかわらず、これが利用されるべくして利用されなかつたものは家庭における電力應用であつた

元來日本家屋の構造が、これに適應しなかつたことは、その主要原因であるが、一面一般があまりに等閑視過ぎたことにもよる。最近漸く、住宅建築に伴つて、家庭電化問題が叫ばれるようになったが、未だ一般に實用的應用にまで達していない

**家庭電化と燃料**—現在日本で燃料として最も使われているものは薪炭である。都會には相當、ガス、石炭も使用せられているが、まだ半數にも達していない。ところで、これ等の燃料と電熱とを比較して見ると、まず第1に薪炭や石炭などは、無限大に存在すべきものでないから、結局、經濟的に變動を來すことに

なる。然るに、電熱を利用する場合には自然が壊滅しない限り存在するから、結局非常な經濟上の利益を得るわけである

**電熱利用の利益**—取扱が簡単で非常に手数が省ける

1. 電熱の調節はスイッチ一つで、自由自在である
2. ガスの如く有害物を出さず、石炭の如くカスの残ることがない。衛生上からいつても甚だしい
3. 燐が出ないから火災の憂がない。電氣に關する知識が普及すれば、誤りから起る火災も少くなる

**料理用の電熱器**—

◁電氣七輪 電氣七輪は、ガスの七輪と同様に御飯を炊くことも出来るし、その他の料理も自由に出来る

◁電氣テンピ 蒸焼をする器具です。ガスのテンピと違つて放熱の憂がないから經濟的に料理が出来る

◁電氣かまど 「電氣かまど」は七輪とテンピとを組合したもの

◁自働電氣かまど 自働的に煮物をするのでこの名がある。例えば明早朝に御飯を炊かねばならぬが、寒くて起き難いとゆうような場合、時計、寒暖計などの装置で、所定の時間に、自働的にスイッチが入られ、立派に出来ると自働的にスイッチが切られるとゆう、無精者に持つてこいの便利なかまどである

◁その他 電氣パン焼器、電氣コーヒーわかし器、電氣牛乳わかし器、ゆで卵器、その他、電氣暖房、せん風器等を始めとして各種の電力を利用し得る家庭器具がある

**電力の單位と料金**—電力の單位はワットであるが、普通キロワットを用いる。1キロワットとゆうのは10燭光の電燈を約80つけるに要する電力をゆうので、この電量をはかるには1キロワット時が用いられる。すなわち1キロワットの電力を1時間消費した電量である。その料金



は、定額と従量の2種類あつて、定額は1ヶ月につき何燭光いくつ、何馬力いくらと定めてあるもので、従量とゆうのは、1キロワット時の料金を先に定めておき、そのメーターで測つたその月々の消費量によつて料金を支拂うものである。電燈は3燈以上メーターによる従量支拂となつてゐる。

**電球と燭力**—電球の有効寿命は、その燭力が2割低下するまで點火した時間で表わす

炭素電球	600時間
金属代炭素電球	500々
タングステン電球	1,000—1,500々
タンタラム電球	600々
オスミウム電球	2,000々
ネルンスト電球	300々

燭力を表わすものに「燭光」と「ワット」とがあるが、「燭光」は普通2,5,8,10,16,24,32,50,80,100燭光などがあり、「ワット」には50,100,200,500などがある

### 電氣に関する注意

(通信省告示)

#### 電球及電線に関する注意—

1. 電柱及電線には成るべく接觸せざるを良しとす。殊に暴風雨、雪、雷鳴の際には最も注意すべし。低壓電燈電力線及び電信電話線は通常危険なしといへども、暴風雨、雪、雷鳴、並に事變の際には、電燈電力用高壓線または電氣鐵道用電線との混融するの恐れあれば、右等の場合には總て電柱電線類に身體を觸れざる様注意すべし。電線を支持する「がいし」腕木または電柱の全部若は一部を赤色に塗りたる物。または「注意」の標示あるものは高壓または特別高壓電氣の通ずるものなれば特に注意すべし。

2. 電柱、電線の近傍に出火ありて、電柱類焼のおそれありとも、みだりに双物をもつて切斷し、または電柱を倒す等のことあるべからず。この道に心得なくしてこれを試みるときは、意外の危険に陥る

ことあり。注意すべし

3. 電柱、腕木、電線、またはこれに接續せる物品に火花を發し、または電氣事業者において、電車通行の際火花を發するは通常なれば、これ等は別とす

4. 電線の切斷垂下せるものあるも、みだりにこれに觸るる可らず。萬一止むを得ずして、切斷垂下線を動かすときは、かわきたる麻にて厚く手を包み、かんそうしたる長き竹木の類を以て間接にこれに觸るべし、その間かわきたる靴、若しくは下駄類を穿つを良しとす、若しはだしまたはわらじのままにて、双物あるいは金棒類を以て電線に觸るる時は電撃を受けることあるべし

#### 室内用電力、電燈線に関する注意—

5. 室内用電線は電氣の漏れを防ぐ爲め、糸、ゴムまたは布にて包みあるも、若し缺損の個所あるときは危険のおそれあり然るに往往電線を、戸障子間の如き、閉閉の爲め摩さつせらるる所にはさみ、または電燈球を疎漏に上下に動かし、これが爲め線の外包を破損し、そのままに放棄しておくことあり。かくの如きは不時に發火する危険のおそれあるものなれば、室内用電線は決して損傷せざるよう注意し若し損傷の個所あらば、速に電氣業者に報知し、修理せしむべし

6. 電線をガス管、水道管、その他の金属體に接せしめまたは釘に懸くる等は、その外包の損傷を來し易く、電氣の漏れをひき起すおそれあるものなれば、必ずこれを避くべし

7. 電燈の點滅は電燈點滅器によりてこれをなし、その際なるべく電線、電氣器具等に手を觸るるべからず。電線その他電氣器具を濕らすときは、電氣の漏れを導き易き危険を招くのおそれあり。故に室内用電線電球その他電氣器具は成るべく濕さざる様注意し、かつ決してぬれ手にて取扱う可らず。電氣器具及び室内電線等をもてあそびまたは水氣ある手指にて

取扱ひ、あるいははだしのまま土間にありてこれに觸るる等は電氣に感じ易く危険なれば電氣使用者は篤く使用人等に教え常に注意すべし

8. 室内電線、その他これを接續せる電氣器具に火花を發し、あるいはその他の異状ありと認めたる時は、引込口開閉器をしゃ斷すべし。引込口開閉器には麻なわの類を付し、これにより容易に開閉器をしゃ斷し得る様に装置すべし

#### 觸電者に対する應急取扱法—

9. 若し電氣の爲めに氣絶したるものあらば、直に被害者をその電線より取離すかまたは電氣の傳わらざる様便宜の方法を施すべし

10. 電氣の傳わらざる様になすには、電氣事業者をして適當なる方法をとらしむべきはもち論なるも、第8に記載する方法により引込口開閉器をしゃ斷するか、あるいはかわきたる竹木の長き柄を有する双物にて電線を斷ち切るべし。「注意」の標示あるものを除く)被害者を電線より取離す場合はもち論、この場合においても素手にて爲さざる様注意し、必ずかわきたる竹木、あるいは布片類の如き電氣の傳わり難きものを用いてこれを行ふべし

11. 人工呼吸はたとひ蘇生の見込なき様見ゆるも少くとも醫師の來るまではこれを繼續すべし

12. 人工呼吸を行う間に、他の一人は舌はさみを用いて(若し舌はさみの用意なき時は布片の類にて)氣絶したる者の舌を摘み、空氣を肺中に吸込ましむる際はこれを引出して空氣を肺に進入することを容易ならしめ、また空氣の肺より排出する際は舌を元にもどすべし。かくしてこれを繰返し行うことは、人工呼吸法に最も必要なることにして、決してこれを忽せにすべからず、故に若し氣絶したる者が、堅く口を閉じて舌を摘み出すこと能わざる時は、棒木片、あるいは小刀の

柄等にて強く口を開かしめたる上、これを行ふべきものとす。また假死者に水その他の飲料を飲ましめんと試むべからざるはもちろん、かりそめにも水を吹き掛くる等のことをなすべからず、これ流動物は呼吸器を閉鎖せしむるの恐れあるが故なり。なお手助けあらばガーゼまたは綿にアンモニア水を含ませ、これを氣絶したる者の鼻の付近におき、その呼吸機能に刺激を與うるを可とす

### ガスに関する注意

#### 一般的注意—

1. ガスの臭いを感じた時には、窒息のおそれがあるからみだりにその室内に入らぬこと

2. ガスもれを調べる時には、マッチを使用すると、爆發するおそれがあるからみだりに點火せぬこと

3. ガス關係の諸器具は必ず跡仕末を嚴重にして、ガスもれ等のために、就寢後そのまま窒息死する等の危険を防ぐこと

4. ガスもれは「しゃぼん水」で點検すれば、泡によつて損傷箇所を知り得る

#### 使用上の注意—

1. バーナーはよく手入れしてガスの出を防げぬようにする

2. 焰の色が全部青くなるように燃すことが必要である。でないと不燃焼ガスが發生するから經濟上衛生上よろしくない

3. バーナーと鍋、釜、鐵瓶等の底とは1寸内外の距離が最もいい

### 自動電話の使用法

電話機についているダイヤル(呼び出し廻轉盤)を廻せば、自動的に先方を呼び出す装置である。例えば、丸の内550番を呼び出すには、まず受話機を外し、局番號23を最初呼ぶ。指を2の數字に入れて指止まで右へ廻し、一旦これを離して更に3を廻す。次に0,5,5,0と順次に同じく廻轉すると報知新聞社が出ることとなる。この際必ず0の廻轉も忘れぬこと。ジージーの音が聞えるのは話中の信號。ツーツーの音は先方に接續した信號であることを心得ておかねばならぬ



食物・料理

食物の栄養量

食物のうちで人體に必要な成分といえはタンパク質、シボウ、炭水化物の3要素で、その他灰分、水分などもあるが、これらの成分が、體内に消化吸收されて、微妙なる作用で燃焼し、體温と活力との源泉となるのである

1人1日に要求するタンパク質は思い切つて節約すれば、中等度に労働する人は50グラムで足りるのであるが、普通、75グラムないし80グラム(約20匁)を標準としている

日本人大人の1日のカロリーは、むろん労働の程度、睡眠時間の長短、年齢、性別、職業、體質、氣候などによつて異なるが平均、2,400ないし2,500をもつて標準としている。そして女子及び14歳から17歳までの男子は大人の8割、14歳から17歳の女子は同じく7割、10歳から13歳の男女は6割、6歳から9歳の男女は5割、2歳から5歳の男女は4割とすれば大差はない

この要求に應ずべき食品は、その含有するタンパク質及びカロリーから計算吟味しなければならぬが、その含有率は一定しているものではないから、従つて、數種の食品を組立ててこれによつて所要の成分を得なければならぬ

註—1カロリーとは、攝氏17度の蒸りゆう水1リットルを攝氏の1度だけ高めるに要する温量である

百分中に含有する栄養量

タンパク原食品—

	粗タンパク	温量 (カロリー)
牛 肉	75.7	476
牛 小 間 切	77.2	510
豚 肉	52.5	1,196
豚 小 間 切	54.5	1,522
馬 肉	9.18	416
雞 肉	78.7	392
くじら赤肉	78.7	588

ハム	91.8	1,143
牛肉大和煮	69.3	619
鶏 肉	49.5	6,021
牛 乳	13.1	262
コンデンスミルク	35.2	1,263
あゆ	66.3	337
あわび	92.2	390
あさり	49.5	232
あいじ	78.7	352
いしか	80.2	562
いなぎ	71.6	315
うな	67.8	678
かかれい	82.1	360
かつお	93.7	427
こさい	67.5	615
ささい	63.0	555
ささい	63.0	555
ささい	72.0	356
ささい	93.0	397
さんま	107.6	671
しじみ	69.0	311
すずき	69.7	375
すた	70.8	356
どじょう	69.0	375
なま	69.0	330
にしん	60.3	543
はまぐり	49.5	232
ぶり	82.5	399
ふな	67.1	326
ひらめ	72.0	311
ぼらす	82.5	487
はま	67.1	277
はさ	69.0	300
さくらえび	71.2	326
いせえび	80.6	345
ごまめ	259.8	1,826
かつぶし	283.5	1,338
すめ	260.9	1,281
めし	109.5	662
鹽	127.8	663
鹽	97.8	510
鹽	79.1	495
開きたら	69.7	292
う	109.1	750
数の子	77.2	367
大豆	84.2	1,021
えんどう	83.2	1,200

うずら豆	70.8	1,222
そら豆	90.3	1,181
大豆粉	58.8	1,196
豆腐	24.7	221
氷豆腐	110.5	1,635
シボウ原食品—		
牛 脂	1.5	3,431
豚 脂	1.1	3,457
油 揚	82.5	997
肝 油	—	3,476
ゆば	193.5	1,440
バター	3.0	2,940
マルガリン	3.7	1,016
生 揚	38.6	416

含水炭素原食品—

無砂白米	28.9	1,324
混砂白米	31.2	1,308
朝鮮白米	28.5	1,222
もち米	22.8	1,308
大小麥	43.0	1,262
小麥	45.0	1,343
裸麥	38.6	1,305
引割麥	36.0	1,283
大小麥粉	40.0	1,327
小麥粉	43.5	1,371
そば粉	49.1	1,350
そ米	27.7	1,350
そうめん	31.8	1,166
煮うどん	44.6	1,185
パン	26.2	933
切りふり	103.5	937
きうり	3.3	48
うり	4.5	97
かぼちや	2.6	108
小松菜	9.3	75
白菜	4.8	26
とう菜	6.3	45
キャベツ	10.8	176
ねぎ	6.0	97
大根	2.6	67
人参	4.8	146
ごぼう	5.2	412
なす	3.7	67
トマト	3.7	—
きぬかつぎ	5.2	206
さつまいも	4.2	420
さといも	5.2	206
じゃがいも	5.6	322

つくねいも	10.8	273
ハツ頭	10.5	450
ゆり	12.3	427
くわい	15.0	408
はす	63.1	109
かんびよう	30.7	1,012
いもくき	15.3	765
切干大根	40.9	878
しいたけ	—	—
まつだけ	—	—
甘酒	4.5	213
ビール	1.8	191
酒	0	397
ウイスキー	0	1,050

年齢と食物

成長發達期にある小兒は、大人に比して割合に多食の必要があるものである。殊にリン、石灰、鐵を多く含んだ食物を攝取しなければならぬ

離乳期の小兒は、生れた當時母體から分けてもらった鐵分が漸くその割合を減じて来るから、乳汁のほかに、鐵分を含有する。例えば卵黄とか粉質性の食物とかを、適宜にませ與うべきである

體質と食物

神經を勞することの多い人は、リンを攝取せねばならぬ

貧血性の人は、鐵分を攝取せねばならぬ

妊娠中の婦人は、栄養に富んだ食物を選び、あわせて、鐵と石灰との如き胎兒の發育に必要な成分を多量に含んだ食物を攝取せねばならぬ。労働者はシボウを多

くとらねば力が出ない。しかし日本人はシボウをきらう習慣があるから、そんな人はシボウの代償として炭水化物を多くとらねばならぬ。その代りタンパク質を特に必要とはしない

やせた人は養分を澤山とらねばならぬ。殊にシボウ、炭水化物を含む食物即ち、油であげたもの、飯、イモなどを多くとるのが良法である。タンパク質はシボウを作る量がすこぶる少いばかりでなくタンパク質を多くとれば、自然にシボウ、炭水化物をとる量がへつて来るから、従つてシボウを作る量もへつて来るのである。肥つた人は、野菜類を多くとるがよい、そして、シボウや炭水化物を少なくするのである



ビタミン

ビタミンAが欠乏すれば夜盲症やせむしになり、ビタミンBが欠乏すれば脚気になり、ビタミンCが欠乏すれば壊血病になる等、ビタミンの人體に必要欠くべからざるものである事の発見されたのは、近來注目すべき事である。このうちAはシボウに溶解し易くて熱にあつても容易に性質を變じないが、Bは攝氏100度以上の熱をしばらく受けるとその性質が變り、Cは熱にあつたりひからびたりすると、その効を失うものだから調理の上において注意を拂わねばならぬ。今各種の食物中についてこれが含有量を表示すれば

Table with columns: 品名, A, B, C. Lists various food items like rice, wheat, beans, and fruits with their corresponding vitamin levels.

Table with columns: 品名, A, B, C. Lists various animal products like meat, fish, eggs, and milk with their corresponding vitamin levels.

茶の成分

茶を分析した結果、ビタミンA,B,C,ピオス等の外に、多量の栄養素を含んでいることが明にされた。次表乾物100分中の成分によると、殊に、緑茶、せん茶に栄養分の多いことがわかる

Table with columns: 玉露茶, せん茶, 紅茶. Lists tea components like soluble matter, amino acids, and ash.

外にビタミンA,B,C,ピオス若干

動物性食品分せき表

Table with columns: 品名, タンパク, シボウ, 炭水化物, 熱量. Lists various animal products like meat, fish, eggs, and milk with their protein, fat, carbohydrate, and calorie content.

Table with columns: 品名, タンパク, シボウ, 炭水化物, 熱量. Lists various animal products like meat, fish, eggs, and milk with their protein, fat, carbohydrate, and calorie content.



植物性食品分せき表

品名	タンパク	シボウ	炭水化物	熱量(カリ)
(100gにつき)				
さといも	1.12	0.06	10.52	182
やつがしら	2.24	0.22	23.12	398
ながいも	2.20	0.09	16.17	286
つくねいも	2.28	0.09	13.24	242
さつまいも	1.08	0.14	25.89	420
じゃがいも	1.19	0.08	17.30	288
ごぼう	1.09	0.05	22.71	366
にんじん	1.00	0.26	6.67	127
かぶら	1.30	0.05	2.54	61
だいこん	0.58	0.01	3.33	61
ゆり	2.67	0.03	21.74	379
くわい	3.42	0.15	21.91	395
うど	0.85	0.08	2.22	52
れんこん	1.36	0.06	9.77	173
キャベツ	1.80	0.40	5.80	423
せり	1.61	0.10	2.90	73
小松菜	2.01	0.39	1.34	64
ほうれん草	1.84	0.20	1.49	18
ねぎ	1.18	0.05	3.90	80
ひめゆり	2.70	0.08	21.74	379
たまねぎ	1.60	0.10	8.00	180
わらび	2.30	0.10	1.34	56
からしな	2.40	—	5.30	126
みつば	0.70	0.10	2.21	48
しゆんぎく	1.40	0.20	2.20	60
ふき	0.30	0.03	2.46	44
たけのこ	1.50	0.09	5.08	106
さやいんげん	3.10	0.17	3.42	107
さやえんどう	7.00	0.50	16.50	375
そらまめ(干)	24.60	1.10	44.77	1106
トマト	0.80	0.10	3.90	74
かぼちゃ	0.50	0.05	5.50	96
なす	0.08	0.05	2.80	57
きうり	0.70	0.06	1.80	40
しろり	0.90	0.40	3.90	86
白菜	1.00	0.06	0.08	18
うるち(玄米)	6.21	0.76	71.48	1223
〃(白米)	6.25	0.64	76.06	1290
もちごめ(白)	6.80	0.31	72.99	1240
大 麦	7.67	1.26	60.97	1101
小 麦	7.49	1.14	71.00	1249
小 麦 粉	9.36	0.82	67.48	1212

そうめん	6.76	0.63	62.49	1088
煮うどん	3.89	0.09	24.63	442
食パン	5.39	0.13	50.10	859
そば切	10.38	—	20.02	468
ふ(干)	20.70	1.28	55.58	1219
黒豆	34.21	15.52	19.77	1371
大豆	31.20	14.82	22.44	1344
小豆	19.52	0.32	46.52	1028
えんどう	20.14	0.48	45.93	1034
ゆば	47.78	14.95	5.77	1347
豆腐	6.07	2.84	0.98	208
油揚げ	20.36	18.05	0.40	951
三州みそ	10.27	3.16	14.28	487
田舎みそ	11.76	2.41	22.23	909
かんぴょう	6.55	1.14	48.89	894
澤庵ずけ	1.10	0.05	5.41	102
大根浅ずり	1.10	0.08	5.26	101
福神ずけ	3.18	0.29	13.07	260
しいたけ(干)	9.48	1.27	60.76	1126
ぜんまい(干)	16.21	0.37	37.76	844
浅草のり	23.96	0.97	35.51	950
こんぶ	5.31	0.56	39.31	710
ひじき	9.10	0.37	49.36	913

食物調理法

食物の調理は実際上の技術の問題で、手加減一つで、美味にもなり不味にもなるのであるが、例えば、同じ米と水と燃料とを使つて、しかも、人の腕如何によつて幾十通りの飯が出来上るようなもので、どんな良い材料を使つても技術が劣つていては、美味な調理は出来ない。ジャガイモ料理についていえば、皮のまま焼いたジャガイモはイモ本来の味をもつてるので、イモ料理中の第1位に推すべきであるが、イモの焼き方と質で、いろいろの相違が出て来る。その他、煮たものゆでたもの、蒸したもの、油でいためたもの、押しつぶしたもの、すつたもの、皆それぞれ獨特の味を持つてると共にその切方一つですでに味が全然別なものになつてしまふ、従つて主婦は臨機にその材料上目的に合致した調理法の工夫をこらさなければならぬ。

自然の味を味わうとゆう風味問題からい

つても、消化吸收等の栄養の方面からいつても、とろ火で長く煮ることが最も必要なことである。世の中が多忙になるにつれて、長く煮る代りに氣壓を加えたり重曹や酸類を加えて早く煮る法を講ずるようになったが、それらはやつぱり味の點で劣るので、従つて、砂糖、味りん、味の素などの強い調味料でその欠點を補わうとすることになる。けれども調理に熟達した人は、これ等の調味料を用いずに、食品の配合によつてりつぱに、よい調理をなしとげ得るのである。

動物性食品の食用法

品名	食用法
イワシ	ぬかずけ、栗ずけ、鹽焼、すのもの、ぬた、すき焼、しょうが煮
ウルメイワシ	鹽焼、煮物、干物として煮物の出汁にする(他にイワシの種類は澤山あるが大部分は干物とする)
アジ	鹽焼、すのもの、すし、煮つけ
ムロアジ	煮つけ、鹽焼、干物
マアジ	鹽焼、しめアジのすのもの
赤アジ	煮つけ、照焼
カレイ	さしみ、鹽焼、煮つけ、汁
小ガレイ	種、田樂やき、かまぼこの材料
マガレイ	鹽焼、さしみ
赤ガレイ	鹽焼
平目ガレイ	さしみ、煮つけ
山伏ガレイ	さしみ、煮つけ
石ガレイ	煮つけ、夏期にさしみ
平目	さしみ、鹽焼、煮つけ、かまぼこ
ウシノシタ(舌平目)	煮つけ、フライ
ブリ	照焼、さしみ、鹽ぶり、鹽焼、すき焼
マグロ	さしみ、煮つけ、照焼、しょう油焼、ネギマ
キツダマグロ	さしみ
カツオ	さしみ、照焼、鹽焼
ホウボウ	鹽焼、照焼、田樂焼
シラウオ	吸物、すのもの、玉子とじ、フライ
コノシロ	鹽焼、照焼、すのもの

サワラ	照焼、煮つけ、みそずけ
タイ	さしみ、鹽焼、照焼、吸物、煮つけ、はまむし
黒ダイ	さしみ、照焼、吸物
ハモ	照焼、吸物、ちり、すのもの、ゆびき梅肉
ボラ(イナ)	鹽焼、つけ焼、煮つけ、さしみ
ウナギ	かば焼、しらむし
アナゴ	かば焼、茶わんむし
ドジョウ	煮つけ、煮種、かばやき、柳川鍋
コイ	さしみ、コイこく、あめ炊
マゴイ	さしみ、すみそ、コイこく、照焼
フナ	さしみ、すみそ、すずめ焼、すし、こぶ巻
ナマズ	すつぼん煮、あらい、かばやき
イカ	うま煮、さしみ、鹽焼、照焼、すのもの、木の芽あえ
マイカ	照焼、しょう油ぼし、甘煮
ヤリイカ	わさびしょう油、天ぷら、鹽焼
ミズイカ	すみそ、辛煮
スルメイカ	煮つけ、すみそ、ほしずるめ
タコ	すのもの、煮つけ
イイダコ	櫻煮、すのもの
コチ	あらい、汁種、煮つけ、ちり
カマス	鹽焼、しょう油ぼし
イシモチ	鹽焼、煮つけ
スズキ	さしみ、あらい、鹽焼、吸物種
キス	さしみ、鹽焼、煮つけ、吸物種、櫻ぼし、フライ
アコウ	煮つけ、みそ煮、ちり、あらい
アユ	鹽焼、すし、うに焼、田樂、煮びたし、アユ京、かすずけ
ムツ	煮つけ、かまぼこ、鹽焼、照焼
タラ	蒸焼、煮つけ、吸物、鹽焼、乾物
マダラ	煮つけ、干だら、うす鹽にして吸物
アンコウ	煮凍り、甘煮、アンコウ鍋、きもすあえ、すつぼん煮
サヨリ	吸物、さしみ、鹽焼
トビ魚	鹽焼、照焼、かまぼこ
カナガシラ	鹽焼
イトヨリ	みそずけ、鹽焼、吸物



アイナメ 煮つけ  
 サンマ 鹽焼  
 スツボン すき焼, 煮つけ, 吸物  
 マス 照焼, さしみ, 鹽焼, フライ, あんかけ, かぶらむし  
 サケ 照焼, 鹽焼, フライ, あんかけ, かぶらむし  
 タチの魚 鹽焼, 照焼, すの物  
 モロコ 白焼にして煮肴, 吸物  
 サメ類 照焼, からしあえ  
 クジラ からしあえ, みそ煮  
 エビ すの物, フライ, 吸物種, さしみ, 甘煮, 煮つけ, つけ焼, 照焼, うに焼  
 アカエイ けしみそ, 赤みそ煮, 煮凍り, 照焼  
 イセエビ 天ぶら, つけ焼, うに焼, (他に種類の調理あり)  
 車エビ 天ぶら, つけ焼, うに焼, 煮もの(他に種類の調理法あり)  
 シヤコ 天ぶら, 煮もの  
 アワビ ふくら煮, すのもの, 鹽むし  
 トコブシ やわらか煮  
 サザエ つぼ焼, すあえ, 煮つけ  
 ハゼ 焼乾, 鹽焼, 吸物種, すのもの, 天ぶら, つくだ煮, あめ炊  
 カキ カキ鍋, カキ飯, フライ, すのもの  
 マガキ ナガガキ すのもの, 田楽焼, カキ飯, フライ, みそ煮, カキ鍋  
 赤ガイ すし, すき焼, すの物  
 バカ すあえ, 煮つけ, すき焼  
 ハマグリ みそ煮, 鹽むし, 吸物, 田楽  
 シジミ みそ汁  
 アサリ みそ煮, 鹽むし, みそ汁, 田楽  
 帆立貝 つけ焼, うま煮, すの物  
 ツル 吸物  
 ガン 吸物, すき鍋  
 鶏 すき鍋, つけ焼, 煮物  
 カモ すき鍋, つけ焼, 煮物  
 アヒル すき鍋, つけ焼, 煮物  
 ウズラ 吸物, つけ焼  
 寒バト つけ焼  
 寒スズメ つけ焼, しぶ煮  
 小鳥類 つけ焼, しぶ煮

## 食物鑑定法

**精米**—新米は水色を帯びているが、古米は心まで眞白である。混砂を少く使つたものは黄色いあめ色を帯びているが、多く使つたものは白くて、はだがザラザラしていて、たいても舌ざわりが悪い。前歯でかみ砕いて堅實な音するのは充分かわいた米、その他良品はぬかと粒子小さく粒形整一で豊肥光澤あり、縦筋浅く腹白胴割なきもの、目方は重い程よい。1升1,425グラム(380匁)あるときは中以上の米である。粒子長大で丸みのないのは外米であり、乳白色で光澤がなく粒形のふぞろいなのは陸米である

**鶏卵**—新鮮な卵はこれを舌かくちびるかに觸れると、鈍端は温く鋭端は冷かである。透視して透明なもの、1割の食鹽水に沈むもの卵殻が粗で鮮色で生々としているものは大抵新鮮である

**魚類**—悪臭あるもの、肉の緩んだもの、眼球のごつたもの、あぎの灰黒色のものは古い。しかし、臭氣以外のものは往往人工的にごまかしがきくから注意せねばならぬ。切身の場合に、光澤と弾力とがなく、そして汗じみたのは腐敗に近い

**す**—淡黄色を帯びて透明で固有の酸味と甘味とを有するものが良品で、不透明で強き酸味と鼻をつくが如き臭氣とを有するものは不良品である

**砂糖**—光澤があつて純白なのは良品でまじりが無い、コップに少量の砂糖をいれて湯をついだ場合によく溶けて透明であれば良品である。砂糖を少量の水に溶いてこれにヨウド液2,3滴を落して藍色になるものはデン粉を混入した不良品である

**かん詰**—かんの上部下部がくぼみの深いほど純良である。たたいて見て堅い音のするのを買えば大抵大丈夫だが、それでもなお不安ならばかん切りでちよつと小口を刺してみるがよい。シユウツと

音のするものは間違なく良品である

**しょう油**—口中に適量分量を含んでためし舌を二三回まわすうちにおもむろに甘味を感じ、はき出した後でも快い甘味が残っているようなのが上等品で、口に含むや否や糖味を感じ、刺すような鹽辛き酸味苦味のあるものは下等品である。香は芳しく色は淡紅味を帯びたかつ色で透明なのは良く、ギラの浮いているものや濁っているものや、色の濃過ぎるものは悪い

**みそ**—色はあめ色で液は濃厚、芳香があつて、口に味うとカツオ節のようなまみの多い鹽味の熟したものが上等品

**牛乳**—その1滴をつめの上に静かに落して見て、それが球形のふくらみをもっているほどよい。1本の針を牛乳の中へ入れて、静に引上げると、よい牛乳は針の先に付着した牛乳の滴がおそく落ちる。純白でその上不透明だから水にすかしてみても、火のよく見えるものは不良品である。コップの牛乳の中へヨードチンキを1滴落してみても色が藍色に變るものも不良だと知る事も出来る

**牛肉**—新鮮なものは、指でおすと弾く力があるから指痕が消え失する、色は鮮明な赤かつ色で香は固有の快香、白色のシボウが霜降状にせん維中にある。切ればホウチヨウに抵抗が均一である。幼牛は淡紅色で水分に富み柔軟だが、老牛は濃かつ色でシボウも黄色である。死牛は紫色で血液が多い。肉が紅く、シボウが肉に混ぜずして一種の臭氣を有し、壁に強く投げつけて容易に付着するは馬肉である

**カツオ節**—油氣の多くない夏切が油の乗つた秋切より上等。カビの桃色が上等で青いのは枯れておない下等品。頭の方がカスカスになつて居るのは腐敗しかかつた魚から造つたもの。節の外表面にシミがあつたり色が一樣でなく黒いところが點點あるのは不良品。節の大きさは

1本50匁ないし200匁位なところが頃合である

**貝類**—貝柱は帆立貝の柱をかわかして製造したもので色は白黄色を呈しかわきが充分で碎けの少いのが上等品で、品質の降るに従い色は黒かつ色を呈し多く碎けが混じつたりあるいはかわき不十分かまたかびなどがあるものである。かびは外面になくとも割つて見ると内部にあることがある。うば貝は色はベッコウ色で光澤があり、よくかわかして蟲の被害がなく、なるべく大型のものは上等品であり、小型のもの、かわき不十分のもの、黒かつ色を呈して光澤のないもの蟲の被害のあるもの、かび氣のあるものなどは下等品である。なお鹽干魚は一般に腸を取去つたものは腸のついて居るものより上等品である

**鹽サケとマス**—鹽廻りが平均して肉がよくしまり、弾力があり身割れがなくうろこは落ちないで、よい臭と光澤を持つて居り、その上に脂焼していないのが上等品である

**煮干**—色は青銀色を呈し、腹が破れないで頭が堅固で、その上脂氣がなくよくかわいているものが上等で、色のさえないもの、腹の切れたもの、頭の落ちたもの、あぶら氣のかつ色をしたもの、かわきの悪いものかびくさいものなどは下等品である。そして一般に大型ものは小型ものより下等品として取扱われているが味は却つていい

**アジの干物**—ムロアジの干物は新鮮な原料を最も手順よく製造したものは暗かつ色を呈し表面に白粉様のものを生じて皮目は青銀色骨はすすたらず、血合が完全で脂氣がなく、よくかわいて居る原料で新鮮でなかつたのや天候不良のため永く鹽につけ込んでおいた原料で製造したものは、血合が崩れ肉質がもろく黒かつ色を呈し骨はすす立つて鹽廻りが悪くてかびか鹽かびが生じている。脂氣のあ



るものはどんなに新鮮なもので製造しても脂焼けがして赤かつ色を呈し味も悪くて永い保存に堪えない

**大根**—大根は外皮が薄くて、つやがありひげ根のくぼみが浅くて小さいのがよい品。そして適当な時期に収穫しなかつたものは長くて外皮が粗雑でつやが悪く、ひげ根のくぼみが大きい、こんな大根は目方が軽くたたいて見ると音がよくない。こんな物の中には往往中心がすいて、いわゆるすき大根があるから注意することが必要である

**人参**—ひげ根が細くて小さく莖のつけ根はしまりがあつて、肉質部は内部まで色が濃くてしんの小さいのがよい

**タマネギ**—はこれまではひらべつたい形が歓迎されていたが、近頃は丸形が喜ばれている、外皮は赤味をおびてせん維が細くて薄いのがよく、横断面にしんがあるものや根のところの廣いものはよくない。弾力があつてよい芽が太ければ発芽しやすく従つて貯蔵力に乏しいことになるのである

**サトイモ**—は形の長いものより玉子形で外皮の薄いものがよいが、洗いイモを買うときには、色の白いのを選ばねばならぬ、黒いはん点のあるのはよくない品であるが、いずれにしても粒ぞろいのもを尊ばねばならないことはゆうまでもない

**ヤツガシラ**—の良否はサトイモ同様であるが、なお上部も下部もでこぼこが少なくて平なものがよい品である

**ジャガイモ**—には大體赤、白、目赤の3種がある。最も味のよいものは白イモで、形はだえんで外皮が薄くて目の浅いのがよい。外皮がさめはだの様な状態をしているものは往往苦味がある。赤イモは淡紅色をおび、目赤イモは目の部分が赤いが、ともに味は白イモに劣っている。貯えておく場合には、土つきのまま少しかわかして湿氣のない處におかねばな

らぬ。なお北海道産や津軽産のものには小判形で色が白く目が浅くて洋食に適したよい品がある

**サツマイモ**—東京で最も多く消費されて居るのは、金時種だが、形は錘形で色は赤く、ハダはなめらかで目の細かいものがよい。肉質は硬くて内部が紅色をおびているのが美味しく、外皮に黒いはん点のあるものやとび色をおびているものは質がよくない。またイモの両端を切つて見て黒いはん点のあるものは日数を経たものと認めて差支がなく、買ったものを貯えておく場合はかわいた處におくことが必要である

**蓮根**—は節と節との長さが餘り長くて、なるべく平均したふとさを保つて肉質部の色は白いのがよい。収穫後長く日の経つたものは紫黒色をおび、味がよくない。支那の蓮根は形は太いけれども、あなが大きいために肉がすくなくて堅いので美味しくなくない

**ゴボウ**—はなるべく外皮が薄くて、形は餘り太くなく、尻は急にとがついていないのがよい品で、その反對に外皮が粗雑で荒れているものは、肉が堅くまた餘り太いものはしんがすきがちで上等ではない

## 飲料水

**飲用水の良否試験法**—一目して、濁つているものは不良水であるが、アンモニア、硫酸素、鹽素、亞硝酸、硝酸、硬酸、あるいは鉛、砒素、石炭、マグネシア等を多量に含むいわゆる硬水はもちろん、有機物、細菌等を多量に含むものは不可である。有機物は、過マンガン酸カリを加えると、粘土色を呈し、アンモニアはネスレル液(沃度カリに昇汞を加えて生ずる赤色沈澱物をカ性カリの水溶液に溶かして水を加えたもの)を加えると黄かつ色を呈し、鹽分は硝酸銀を加えると白色になり、硬水は煮わかせば、多量の沈澱物を生ずるから、素人にも容易

に良否の鑑別が出来る

**井戸水の消毒法**—漂白粉(クロール石灰5グラム約1匁半)は1立方メートル(石5斗餘)の水に對して有効であるから漂白粉10匁をビール瓶に入れ水を加えて強く振り、堅く栓をして沈澱せしめた後その上水を取り、これを井戸の口径及水深(口径2尺水深4尺の井戸にはビール瓶の容量の $\frac{1}{2}$ )に準じて投入し、つるべその他によつて水をよくかき混ぜる。有効時間は約6時間であるから毎日午前9時、午後9時の兩度に投入すれば、人體には少しも害がないから安全である

## 牛肉の種類

牛肉の味は體の部分により優劣を異にしている。価格は概ねこれによるものであるが、滋養價には大なる關係がない。その名稱と價格を示せば

1等—ラン(外尻部の内部)ヒレ(腰すいの内部)ロース(長背筋の後部)イチボ(尻部)

2等または3等—カタロース(長背筋の前部)シダマ(股の外部)

2等—ナカニク(外でん部)サンカク(膝ひだ)カタサンカク(肩の後部)シタ(舌筋)ハラミ(横隔膜)

2等または3等—バラ(肋間筋)シヤクシ(肩)

3等—ハカマまたはハバキ(股の中部の筋)ステッキ(またの内部の筋)

4等—シキンボ(後でん端)クビツル(首筋)プリスケ(胸骨の近傍)

5等—スネ(ひ骨の上部)ウデ(腕節の上部)フランケン(腹筋)アタマ(頭の諸筋)チブサ(乳線)

## 肉の調理法

肉は獸肉たると魚肉たるとを問わず化學上からいへば、生肉が最も消化し易いのであるが、實際においては煮沸する事によつて種種の病菌は滅せられ、かつ煮沸によつて生ずる芳香は食慾を増進して消

化液の分びを催すから、活用もしたがつて増すことが出来る

ストック(煮出汁)肉より成るべく多くの肉汁を浸出させ、その肉を捨てて汁を用いる法である。すなわち肉を水とともにとろ火で4、5時間以上煮沸する時は、肉はボロボロとなつてその味は全く汁の中に浸出する。その浸出した汁をストックとゆうのであるが、こうして煮出された肉はその味を全く失うけれど栄養價には大差がないからこれに適當の調味品を付加すれば食用に供され、その消化率も大差がないといわれている

ストックの中には多量の肉鹽基を含んでいるから、これでソースやスープを製する時は消化器を刺激して大に食慾を増進せしめるものであるが、ストックそれ自身は栄養を含んでいない、それにもかかわらず病人にスープだけを與えて何等ほかの栄養物を與えない人が往往あるが、これは誤れるも甚だしいものである

スチュー(煮込)これは肉汁の一部を肉より浸出させ一部を肉内に貯えて汁も肉もともに美味ならしめる法であつて、初め肉の外部を烈火でいためた後とろ火で約2時間ほど蒸煮にするのである

肉を烈火でいためれば、表面のタンパク質はかたまつて浸出物がにげ去るのを防ぐため、肉汁の味は前者より劣るがなお相當の味を有しかつ肉そのものも美味である。首ハギ、尾等多くの結てい組織を含む硬い肉にこの調理法を用いる事は經濟上もつとも當を得た仕方、わが國のサツマイ汁やごつた煮などもこの調理法に屬する

ステーキ(焼肉)ロースト(蒸焼)プロイル(あぶり肉)カツレツ(油揚)これらの調理法はいずれも肉汁を浸出させずに全部肉中に貯えおく方法でこれに使用する肉は結てい組織の多い肉は硬くなつて食ひ難くなるからクラ下とかお尻などの軟い肉を選ぶがよい。わが國のスキ焼はこの料



理法に属する

せんじ汁のつくり方

**カツオ節のせんじ汁**—カツオ節をぬるま湯に2分間ほどつけておいて、よく水で洗い、きれいな布巾で水気をぬぐい黒い外皮はけずつとつておき、中身のおいしい所をかんなでけずつて、それを煮立つた鍋に湯1升につき50匁位の割合で入れてふたをせずに煮立て、浮上るあわをすくつて捨て、更にとろ火で3時間ほど煮て、それをきれいな布巾でこして冷えてから瓶に貯えておく

**コンブせんじ汁**—だしコンブを2寸4方位に切つて、しばらく水につけておき鍋に湯を沸かして湯1升につきコンブ10枚位の割合に入れて、2時間とろ火で煮出し次に2.3時間火を強くして沸騰させ、直ぐおろして冷やし、これを絹こしにして瓶に貯えておく

**あらのせんじ汁**—タイ、アジ、カレイ、ヒラメの様なあつさりした魚の骨、皮、頭などを多量の水を加えて、とろ火で5時間位煮出し、浮出るシボウをすくいとつて布巾でこし瓶に貯えておく

**シイタケせんじ汁**—シイタケをざつと水で洗つてしぼり、水1升到中位のシイタケ15ないし20個をひたし、10分間位たつてから、そのまま中位の火で1時間位煮出し、これを布巾でこし瓶に貯えておく

**アワビのせんじ汁**—アワビの肉を濃い鹽水にしばらくつけておきその鹽水で肉の表面についているものをきれいにふき去り、薄くむいて多量の水で10時間位とろ火で煮出し、これを絹ぶるいでこし瓶に貯えておく、このせんじ汁は實に高尙でかつ滋養に富むものである

**重寶せんじ汁**—カツオ節の薄く割つたもの30匁、シイタケ2合、コンブ3寸4方もの5枚、酒3合、砂糖10匁と水1升の割で約3時間ほどとろ火で煮出し、これにしょう油2合5匁ほど加えて、更に1

時間ほど煮出し、これを絹ごしにして貯えておく、このせんじ汁はものを煮る時に加えてもよし、また焼いたものへかけてもよく、用途の広いものである  
以上6種のせんじ汁は美味の源ともゆうべきもので、これを貯えるには瓶につめて、かたくせんをして、夏は冷蔵庫に入れ、冬は冷たい暗い所におけば4日位は大丈夫である、また冷蔵庫のない家庭では、その瓶を冷水にひたし、それをしばしば取換えねばならぬが、それでも2日を経過したものは危険である。以上の外味の素や諸種の肉スープを利用する事も必要である

食品の薬効

**ねぎ**—ねぎの中には「硫化アルカリ」とゆう成分を含んでいるから健胃劑、發汗劑、健腦劑などの代りをする。ことに不眠症の者には、自身をきざんで就寝前に自然に嗅ぐようにするとすぐ就眠が出来る

**にんじん**—「のぼせ」症の人、胃の衰弱者などによく、液は肺病にきくといわれる

**大根**—澱粉消化素であるジアスターゼを含んでいるから消化を助けることは誰も知るところであるが、その他酒魚の中毒を防ぎ、水飮を加えて用ゆれば「せき」や「ぜんそく」に大効がある

**ちさ**—不眠症や神経過敏症にいい  
**かぶ**—おろし汁は聲のかれを治す  
**じゃがいも**—便秘を和らげる

**ごぼう**—腸胃、筋肉を強壯にする。ただし多量にとると腸胃内で腐敗し易い

**きうり**—酸を含んでいるから消化を促進する作用がある、この外呼吸を助け血液を清め、利尿に効がある

**ほうれん草**—「ツエルローゼ」とゆう成分を含んでいるので新鮮なものを食べると便秘しない

**梅干**—消毒的に効力のあることは、

一般に認められているが、毎日白粉をつける役者や婦人には自然消毒として用いられる

**ひじき**—「こんにやく」や油揚げと一緒に煮ると、肛門病及び淋疾に特效をもっている。これを煎服して淋疾を根治したとゆう人さえある

**わかめ**—これを汁に入れて常食とすると貧血が治り、非常に肥える。氣管支カタル、肺結核などにも特效がある。また、このみそ汁に「かゆ」を混じて、發育不十分の子供に與えると著効がある

**こんぶ**—「にしん」や「鹽さけ」などの骨を心にして、これをまき、よく煮つめると化學的に兩方共軟かになる。これを食べると、肺結核、骨結核(カリエス)その他に有効である

**はす**—節の前後を1.2寸ほどの厚さに切つて毎日3.4本ずつ平食すると「せき」を伴う肺結核に特效がある。大吐血をした重態の患者がこの蓮根療法に成功したとゆうことも往往聞くところである

有毒たけ識別法

(1) 莖につばのあるのは有毒のものが多し、笠の赤色にして、ひだ、莖、つばの黄色なのは例外である

(2) 損傷部より白色または黄色の乳汁を出し、その味のからいのは有毒で、乳汁の赤いのは無毒

(3) 肉が空氣に觸れて變色するものは有毒、しかし、オニイタチは變色するも無害

(4) 色澤が鮮美にして質もろく、破損し易く、味からきものは有毒

(5) 幼稚なる時、くも網形の膜あり、つばを有し、笠の表面粘質で、胞子の色が粘土の如きものは有毒

(6) 惡臭を發するものは有害

(7) 銀器を近づければ、その銀器が黒くなるものは有毒

食物消化時間

食物	調理	消化時間
臟物	水煮	時分 1.00
米	▲	▲
ます	▲	1.30
さけ	▲	▲
セロリー	▲	▲
魚	▲	▲
アスパラガス	▲	▲
りんご(熟)	生	▲
鹿肉	水煮	1.45
たら	▲	2.00
鶏	▲	▲
鶏卵(鮮)	生	▲
あひる	蒸焼	▲
七面鳥	▲	2.30
じゃがいも	油揚げ又は焼	▲
えんどう	水煮	▲
小羊	あぶり	▲
肝臟(子牛)	油揚げ	▲
牛肉(鹽)	水煮	▲
かき	生焼	2.55
兎肉	焼	3.00
魚	油揚げ	▲
鶏卵(鮮)	半熟	▲
豚肉(鹽)	水煮	3.15
牛乳	生	▲
羊肉	焼	3.30
腸詰	あぶり	▲
カンラク(古)	▲	▲
鶏	焼	▲
ねぎ	煮	▲
牛肉赤味	蒸焼	▲
羊肉	水煮	▲
パン(新)	▲	▲
てん菜	水煮	3.45
がん	焼	4.00
さけ(鹽藏)	▲	4.00
キャベツ	酢づけ	4.30
子牛	焼	5.00
くるみ	▲	▲
豚脂(肉)	蒸焼	5.15



## 家

## しみぬき

**乳の汚れ**—水で洗つておちない時はアンモニアとホウシヤを溶かした微温湯で洗う。揮発油を用いてもいい

**肉汁やうみ**—揮発油で脂ぼう分を取去つてから微温湯で洗う

**血**—その上に大根おろしをのせてしばらくそのままにしておき時々取換えると大抵きれいになる

**墨や朱**—ふのり、姫のり、飯類、小鳥の糞でもみ出して除く

**泥、白粉**—ほこりなどは竹べらの様なものか柔かい布でたたいて更に小ばけに水を含ませて水気を僅にしてこすらない様にして汚れをはね出す

**インキ**—マホガニ製の家具についた場合には、さじ1杯ほどの水に2,3滴の粗製しよ酸をおとし、羽毛の先につけなす。インキがとれたら手早く冷水をしめした布でふきとる事が肝要で、もし手早くやらぬと、白い点のマホガニに残るテーブル掛のごとき色物にインキがついた場合には、コーヒー茶わん1杯の熱湯にさじ1杯のしよ酸をまぜてフランネルの布にしめし、この布でしみをこすのだが、インキの質によつてはなお赤味を帯びたしみがのこるものであるから、この場合にはさらに漂白粉の溶解液を前と同様に布につけてこすり水で洗う。リンネル、キヤラコなどについた時にはレモン汁をしまして水であらいおとすか、あるいはトマトの實でこすり、水であらつてもよいが、1度でおちねば何度もくりかえしてやる。板についた場合には強い鹽酸若くは粗製鹽酸を布にしめしてこすり、水であらいおとす。これらの方法はインキがつくとすぐ行方程効果が多い

**汗**—いち早く手當することが肝要で、若しそのままにして時がたてばたつ

## 事

程、しみぬきが困難になるものである。まずしみを新しいレモンの汁でぬらし、その後でシャボンをとかした水で洗い落すのであるが、それでもまだとれぬ時は何度もこの方法を繰返してやればよい。ただし注意すべき事はあまり長くレモン汁で濡めさない事で、若しその時間が長過ぎると衣服の色までも落ちてしまうものである

**酒**—しみの上に鹽を一掴み程直接にもり、約30分間そのままにしておいてから、ブラシで軽く鹽を拂い落せば大抵のしみはとれるものだが、若ししみがついてから餘程時をへたために深くしみ込んだ場合には、鹽に少し濕りけを加えて静かに指でこすれば多くは成功する

**ろう**—着物などについた時は、へらでこすりこつてから、その上に紙を2,3枚あてその上からこてをかけてろうを紙に吸いとらせる

**かび**—はブラシをかけてから柔かい布でたたいて日光にさらす

**半えりの汚れ**—揮発油で洗つてからゆのしをかけると大抵きれいになる

**しよ油**—すぐに冷水か水かで洗う

**酢**—のしみは薄アンモニア水で洗う

**煙草のやに**—アルコール、揮発油またはみそ汁で洗う

**子供の小便**—うすいアルコールに極少量のしよ酸を加えて洗う

**漆の汚點**—わかしたみそ汁で洗えばよい

**揮発油の臭氣**—は茶をいぶしてその上にかざしてあぶる

## 洗たくの仕方

**木綿物白地**—白水中に洗たくソーダを少し入れて洗い、紺飛白などは水に酢を入れて洗うと紺の色がよく出るものである。但し紺には石鹼は禁物

**メリンス**—しわを寄せずまた色をさ

めさせず洗うにはアンモニア水を作り酢を少々入れてその中で静かに洗たくすべきで、手荒くごしごしするとしわになる

**白足袋**—白い物にはカルキがかけがあるから先ず一度洗つてから用いると白さを永く保たせることが出来る、汚れたときには白水中で洗うのがよく、洗い方は瓦の上においてこするのが一番よい方法である

**セルとネル**—普通木綿と同様だが、かわかす時は直接日光に當らぬ所に裏返しておく。セルやネルのみでなく色物は總て光線の強くない處に裏返して干すべき事である

**肩掛と毛布**—はマルセル石鹼120匁を適當の水で煮詰めて、乳状とし、暫くおいて冷まし、さじに3杯程のテレピン油と1杯程のアルコールを加えてよく混合し、これを適當の水に混入して洗たく液を作り、その中にシヨールあるいは毛布を入れて振出し、次に冷水に入れて石鹼のついてるのを充分洗い落とし終いに少量の食鹽を溶かして水の中で洗い半かわきの時火のしまたは湯のしをかける

**きぬもの**—光澤を出すように洗うには石鹼水2升5合にアンモニア1さじの割合で洗たく水を作り、それで洗つて後に清潔な微温湯ですすぎ、しばらくはせせば艶が出てきれいになり、地質も損じない。絹の洗たくに注意すべきは、絹布の目方に對して適當の石鹼水を用いる事で絹布100匁に對し石鹼を6匁から9匁までが丁度適度でそれだけの石鹼を初め少量の熱湯で溶き適當の水を入れたたらいの中に入れもまない様に静かに洗う

**毛織物類**—糸と糸とが密着し易いのと縮み易いので非常に洗たくがむずかしい。先ず水1升到石鹼2匁5分の割合でそれに少量のアンモニア水を入れて洗たく液を作り攝氏40度位としてその中によく塵をブラシでとつた毛織物を入れて振りそれから順順に汚れている部分を見

て出来るだけ軽くもむ。もんだ所は直ぐ延しておく事が肝要で、これは毛織物に忘れてならぬ條件である。かようにして一度洗たくをすまし、未だ汚れの落ちない時は、再び新しい洗たく液を作り、第2回目の洗たくをする。即ち水1升到石鹼1匁3分アンモニア少量の割合で洗たく水を作り、洗たく物を1時間ばかり浸しておけば大抵きれいになるから清水でゆすげばよい

**毛皮**—デン粉を冷水にとかしよくねってクリームにし、それを指さきにつけて毛をもみながら、毛先の方からつけ始めて元の方へなすつてゆく。そして毛にだけつけて決して皮自身にはつけてはならない。毛一面につけ終ると毛皮は一見して再び役にたたぬように見えるものであるが、これは少しも案ずるにたらない事で、一夜そのままにしておけば、でん粉はすっかりかわいて一寸手をふれても粉がおちる様になる。このやうにでん粉がかわききつた時に、毛皮を烈しくふりゆすり、よくでん粉をはらいおとせば毛皮はもとのように光澤ある白さにかえる

## 家具の手入

**疊**—よごれた時は霧を吹き柔かなたわしでこすり後かわいた布でぬぐう、甚しくよごれたものは、布にすをつけてふけばよい

**障子**—張替の時水で洗つた場合には日向にほせば骨に狂いを生ずる故必ず陰干とする

**ふすま**—の破れには破れ目の大小に應じて、ボール紙または葉書等を適宜に切つて當て、あなをふさいで心とし、破れ目の周囲6,7寸四方を水刷毛で軽く濕し、ふすま紙の裏にのりをつけて四方よりなでながら張る

**白木の道具**—たんす、本箱など白木で造つた物は汚れた所を、熱湯に浸し固く絞つた布でぬぐい、その後にいぼたる